84874984406
20036018000
N978-4-87498-440-6
036 ¥1800E
:本体 1,800円+税

事務所用

イアブック
核軍縮・平和
2009-10
市民と自治体のために

NPO法人 ピースデポ

別記事◉
核廃絶のために何をなすべきか
土山秀夫
は未来なのだ。愚か者！
ダグラス・ロウチ
民と自治体にできること◉
のキーワード◉
核軍縮、ミサイル防衛
米軍・自衛隊、自治体
の一次資料◉

事務所用

イアブック
核軍縮・平和
2009-10
市民と自治体のために

NPO法人 ピースデポ

イアブック 核軍縮 平和 2009-10

市民と自治体のために

監修 梅林宏道

◉特集◉
核兵器のない世界へ

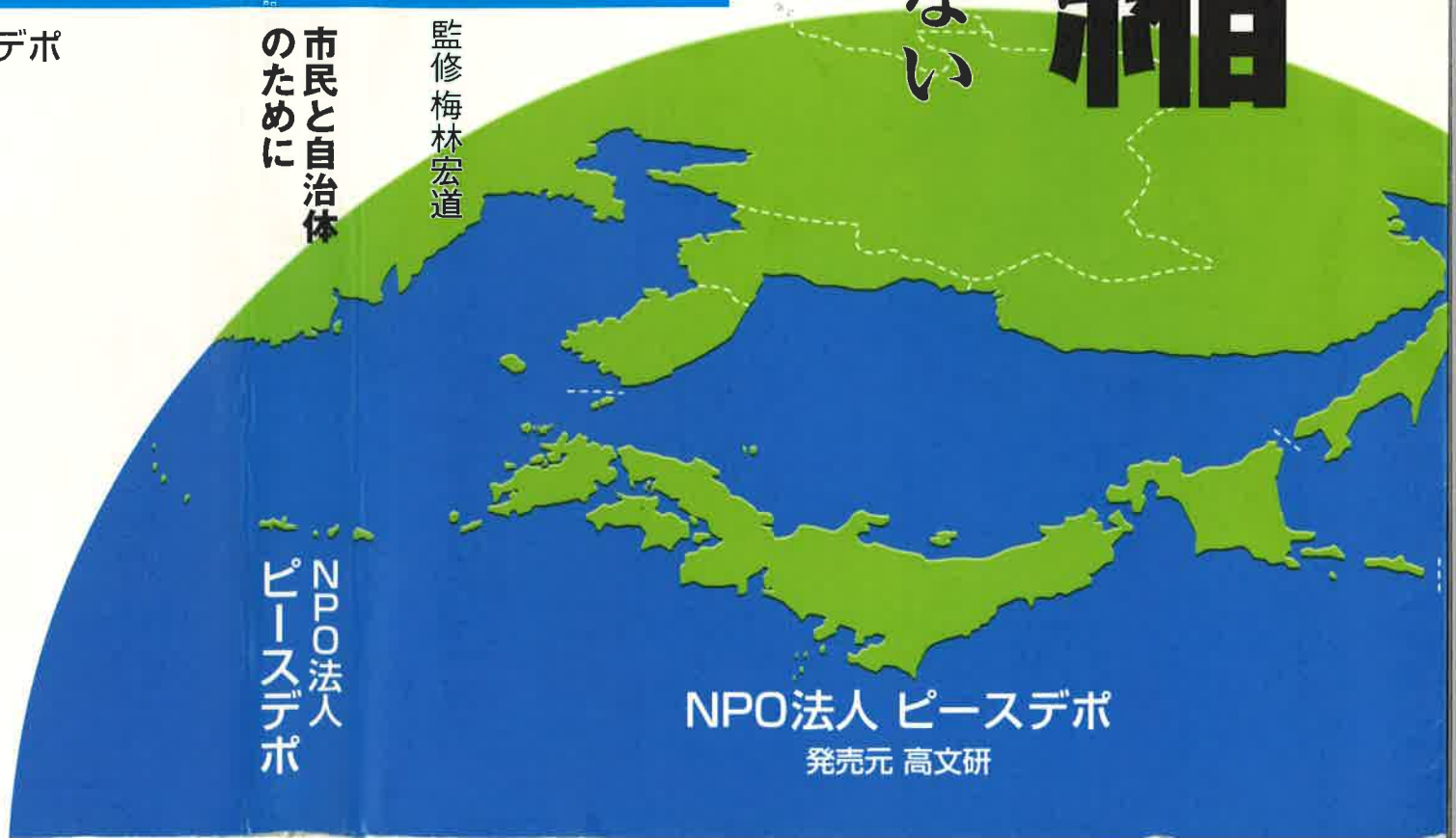

NPO法人 ピースデポ
発売元 高文研

イアブック 核軍縮 平和 2009-10

市民と自治体のために



広がる「核兵器のない世界」の始動

09年4月5日、プラハ・フラチャニ広場で演説するオバマ大統領。大統領は「核兵器のない世界」に向けて行動することは、「核兵器を使用した唯一の核保有国として」の道義的責任であると語り、米ロ新戦略兵器削減条約交渉の開始、包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准など具体的な行動を約束した。(A2、A3、A5)

※( )内は関連する「キーワード」。

広がる「核兵器のない世界」の胎動







(上)第62回「国連広報局NGO年次会議」(09年9月9日、メキシコシティ)。潘基文(パン・ギムン)国連事務総長は「核兵器は道義に反するものであり、いかなる軍事的価値も与えられるべきではない」と訴えた。(A6)

(中)核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)が年次総会とグローバル評議委員会を開催(09年10月11日～12日、ニューヨーク。E3)。潘基文国連事務総長(中央)との意見交換も行われた。右から3人目はダグラス・ロウチ・カナダ名誉上院議員、左から2人目は犬塚直史参議院議員。

(下)核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)の最終会合(09年10月17日、広島)。市民はキャンドル・メッセージで呼応し、核兵器廃絶を訴えた。(A8、E7)

発刊にあたって

イアブック「核軍縮・平和2009-10 ―市民と自治体のために」をお届けする。本書は、核軍縮問題に力点を置きながら、日本の平和と安全保障の動向を、市民や自治体の視点から整理し、解説することをめざしている。最初にお断りしたいのは、昨夏、09年版を予定通りに刊行できず、本年は09年と2010年の合本になったことである。年鑑として、2008年1月1日から2009年12月31日の丸2年間のできごとをカバーすることを基本としているが、関連する重要なできごとがこの期間後に起こった場合には、必要に応じて注で記載した。

本書が対象とした期間における最大の政治的できごとは、日米両国における政権交代であった。09年4月のオバマ大統領のプラハ演説に象徴されるように、「核兵器のない世界」を求める声は世界的潮流となった。今、私たちは、その流れを活かしながら、現実の世界を変えていく好機に立ちあっている。しかし、「核兵器のある世界」は、70年近くにわたって社会に深く浸透し、構造化している。これを掘り崩し、平和と核軍縮を前進させるためには、市民・自治体が、時代の流れを意識しつつ、世界の現状や動向を正確に読み取る必要がある。本書は、その一助になればとの思いから、ピースデポの努力を傾注して製作されている。

世界における核軍縮の趨勢を理解していただくために冒頭に「概観」を載せた。またダグラス・ロウチ、土山秀夫両氏という市民社会に立脚しながら核軍縮に重要な貢献をしてきたお二人のエッセイを特別記事として掲載した。世界の動向を見るに当たり、過去2年を特徴づける「キーワード」を設定し、見開きページでの解説を柱とした。キーワードAは、「『核兵器のない世界』への気運の高まり」に関する特集とした。キーワードに関係するデータは「データシート」を、また必要な用語については「用語の説明」を掲載した。製作に当たっては、事実情報を正確に伝えることを第一とし、必要な出典を注記し、後半部に主要な原資料とその原典URLを収め、巻末には索引を設けた。

奥付に列記した人々で構成する「ピースデポ・イアブック刊行委員会」が中心となって企画・執筆し、ピースデポが編集(共同編集長:湯浅一郎、田巻一彦)と製作を担った。監修は従来と同様、梅林宏道が行っている。執筆・製作にあたり専門家に、また多くのボランティアの方々に助けていただいた。関係したすべての方々に厚くお礼申し上げたい。

これまで本書が、最新で、正確な情報の発信源として信頼され活用されていることに感謝したい。今後とも多くの市民、自治体の皆さんにより親しまれ、活用していただけることをお願いしたい。また忌憚のないご批判も頂きたい。

2010年5月
ピースデポ・イアブック刊行委員会代表　湯浅一郎

イアブック「核軍縮・平和 2009-10」
発行に寄せて



「ピースデポ・イアブック　核軍縮・平和　2009-10」の発刊にあたり、日本非核宣言自治体協議会を代表して心よりお喜び申し上げます。

2010(平成22)年1月1日現在、国内の1,831自治体のうち、1,510自治体が、非核・平和宣言を実施しています。今や、人権や環境問題などとともに、平和の取り組みも地方自治体にとっては重要な課題となりました。自治体職員には、地域の住民の生活者の視点とともに、核兵器廃絶や平和の取り組みへの国際的な視野の広がりが求められるところです。

1984(昭和59)年に結成された本協議会には、現在、国内の260自治体が加入しており、研修等を通じて、国内外の核兵器廃絶や平和行政の取り組みの理解を深めてきました。昨年4月、オバマ米大統領が、チェコのプラハにおいて「核兵器のない世界」を追求すると明言して、核兵器を巡る国際情勢は大きく変わりつつあります。めまぐるしい時代の流れに翻弄されることなく、地方自治体での平和への取り組みのためには、これまで以上のしっかりとした情報の把握と知識が必要です。

本協議会では、核軍縮問題・平和問題をわかりやすく解説した本書を、毎年、会員自治体全てに配布しています。常にデータの更新と新しいトピックスを追加して、詳しい解説やデータがわかりやすく整理された本書は、「ハンドブック」としても幅広く活用されており、自治体職員の方々からも好評をいただいております。

「ピースデポ・イアブック　核軍縮・平和　2009-10」の発刊の刊行委員会の皆様の努力に心から敬意を表して、今後とも、本書が幅広く活用されていくことを期待いたしております。

2010年4月
日本非核宣言自治体協議会会長
長崎市長　田上富久

●発刊にあたって　イアブック刊行委員会代表　湯浅一郎
●イアブック「核軍縮・平和2009-10」発行に寄せて
日本非核宣言自治体協議会会長　田上富久

第1章　核軍縮：2008-9年の概観(2008年1月～2009年12月)
＜好機＞を掴む――重要な市民社会の役割　13

第2章　特別記事
1. 今、核廃絶のために何をなすべきか　土山秀夫　29
2. 問題は未来なのだ。愚か者！ －半生の異議申し立て－　ダグラス・ロウチ　36

第3章　核軍縮・平和：2008-9年のキーワード
A. 特集：「核兵器のない世界」への気運の高まり
A1. 欧州に広がる核軍縮気運　44
A2. 「核兵器なき世界」へ――オバマ・プラハ演説　46
A3. 米ロの核削減条約が失効、つづく後継条約交渉　48
A4. ドイツ新政権、米戦術核の撤去求める　50
A5. 国連安保理で初の「核軍縮・不拡散」サミット　52
A6. 国連事務総長、5項目提案で核兵器禁止条約に言及　54
A7. ジュネーブ軍縮会議(CD)、09年「作業計画」を採択　56
A8. 2025年までに「最小化地点」――日豪委員会(ICNND)が報告書　58
A9. 2030年、核兵器ゼロを ―「グローバル・ゼロ」の行動計画　60
★データシート1：【図説】CTBTの署名・批准状況　62

B. 核軍縮・不拡散外交
B1. NPT準備委員会に協調的な気運　64
B2. 北朝鮮「衛星打ち上げ」で、6か国協議に暗雲　66
B3. 再開のめどが立たない6か国協議　68
B4. 北朝鮮、2度目の核実験 ―安保理は制裁決議　70
B5. NPT体制の根幹をゆるがす米印核協定が成立　72
B6. イランに第2のウラン濃縮施設　74
B7. 中央アジアとアフリカで非核兵器地帯条約が発効　76
★データシート2：世界に広がる非核の傘　78
B8. 国連安保理で「軍備規制」会合 ―コスタリカが主導　82
B9. クラスター弾禁止条約が成立　84
B10. DU(劣化ウラン)兵器禁止に向けて模索が続く　86
B11. 宇宙軍備競争の防止(PAROS)に新局面開かれるか?　88

C. 各国の核・安保政策
C1. 「核なき世界」に逆行する米核兵器予算 90
C2. 米国、欧州MD(ミサイル防衛)計画を変更 ―日本への波及は必至 92
C3. NATO東方拡大に対抗するロシア軍の近代化 94
C4. 中国の軍事費が世界第2に ―海軍の遠洋活動能力を強化 96
C5. 仏の核兵器政策は変るのか? 98
★データシート3:地球上の核弾頭全データ 100
C6. 米軍がイラク撤退を開始 ―治安回復になおも不安 110
★データシート4:【図説】米軍の世界的再編 112

D. 日本の核・安保政策
D1. 歴史的な政権交代で核政策に変化の兆し 114
D2. 新政権の核軍縮国連決議、「前例踏襲」で米も共同提案 116
D3. 日本政府、北「衛星発射」を利用しMDを宣伝 118
★データシート5:【図説】日本のミサイル防衛関連部隊 120
D4. 宇宙軍事利用の封印はずす「宇宙基本法」 122
D5. 原子力空母、横須賀に母港化 ―情報公開に新たな疑念 124
★データシート6:【図説】横須賀母港米艦船の変遷 126
D6. 米原潜、放射能を漏洩したまま反復寄港 128
★データシート7:原子力艦の寄港状況 130
D7. 抑止力強化への貢献を約束 ―海兵隊グアム移転協定 134
★データシート8:【図説】再編実施のための日米ロードマップ 136
D8. 海上自衛隊、「海賊対処」でソマリア沖へ 138
★データシート9:インド洋に派遣された自衛隊艦船 140
D9. 名古屋高裁、空自「イラク派遣」を違憲と認定 142
D10. 足踏みする核燃料サイクル 144

E. 自治体とNGO
E1. 平和市長会議、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に挑戦 146
E2. 日本非核宣言自治体協議会 ―「北東アジア非核兵器地帯」実現を訴える 148
E3. PNND(核軍縮・不拡散議員連盟)に「核兵器禁止条約」「拡大抑止」への関心が広がる 150
E4. 北東アジア非核兵器地帯に向け日韓議員が連携開始 152
E5. ピースデポ「北東アジア非核兵器地帯」モデル条約案を改訂 154
E6. 原爆症集団訴訟、一つの区切り ―まだ多くの課題も 156
E7. ICNND報告書に市民の声を ―NGO連絡会の活躍 158
E8. 「9条世界会議」に3万人が参加 160
E9. 「普天間」は県外、国外へ ―宜野湾市の奮闘で新局面 162
E10. 沖縄米軍、基地情報公開を拒否 ―日本政府が要請か 164
E11. 騒音訴訟の全国連携、始まる 166
E12. 岩国で初の爆音訴訟提訴 ―艦載機などの移駐も争点 168
★データシート10:民間港への米軍艦入港状況 170
★データシート11:米軍機・艦船による事故 172
★データシート12:米軍人による刑法犯検挙状況 173
★データシート13:自衛隊機、艦船の事故 174
★データシート14:思いやり予算の動向 180

F. 核軍縮日誌(08年1月1日～09年12月31日) 182

第4章 市民と自治体にできること
■市民と自治体にできる9つのこと 196
★データシート15:非核宣言自治体の現状 208
★データシート16:日本国内の「平和市長会議」加盟自治体 212
★データシート17:非核宣言自治体の活動と事業 214

◇用語の説明 216
◇略語集 219
◇資料
1. 基礎資料
1-1 核不拡散条約(NPT)第6条 224
1-2 国連憲章第7章第39～42条 224
1-3 国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見(96年7月8日) 225
1-4 2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(00年5月19日) 226
1-5 キッシンジャーらの「核兵器のない世界」提言(07年1月4日) 228
1-6 日本国憲法前文・第9条 231
1-7 日米安全保障条約第5条・第6条 232
1-8 日本の核基本政策(68年1月30日) 232
1-9 日朝平壌宣言(02年9月17日) 233
1-10 9.19 6か国協議共同声明(05年9月19日) 234
1-11 核兵器・核軍縮年表(1945年～2009年) 235

2. 特集資料:「核兵器のない世界」への気運の高まり
2-1 潘基文国連事務総長の5項目提案(08年10月24日) 237
2-2 オバマ・バイデン・アジェンダ(09年1月21日) 240
2-3 START後継交渉に関する米ロ共同声明(09年4月1日) 243
2-4 オバマ・メドベージェフ米ロ共同声明(09年4月1日) 243
2-5 オバマ米大統領・プラハ演説(09年4月5日) 246
2-6 米ロSTART(戦略兵器削減条約)共同了解(09年7月6日) 250
2-7 国連安保理・核軍縮サミット決議(09年9月24日) 251
2-8 英・元将軍の声明(09年1月16日) 253
2-9 ドイツ元高官の声明(09年1月9日) 254
2-10 ICNND(核不拡散・核軍縮に関する国際委員会)の勧告(09年12月15日) 257
2-11 ICNNDの2010年NPT再検討会議への核軍縮指針(09年12月15日) 266
2-12 岡田外相から米国務長官・国防長官への書簡(09年12月24日) 268

3. その他の資料
3-1 第64回国連総会・新アジェンダ連合決議(09年12月2日) 269
3-2 第64回国連総会・日本決議(09年12月2日) 270
3-3 フランス新国防白書(08年6月17日) 273
3-4 米エネルギー長官、国防長官の声明(08年9月) 275
3-5 英国政策情報文書(09年2月4日) 277
3-6 メドベージェフ・ロ大統領のヘルシンキ演説(09年4月20日) 279
3-7 ドイツ連立政権政策協定(09年10月26日) 281
3-8 国連安保理イラン制裁決議1803(08年3月3日) 282
3-9 インドとの核協力に関するNSG声明(08年9月6日) 285
3-10 米印核協力承認・不拡散促進法(08年10月8日) 286
3-11 第6回6か国協議首席代表者会議プレスコミュニケ(08年7月12日) 289
3-12 米報道発表:非核化検証方法についての米朝合意(08年10月11日) 290
3-13 国連安保理北朝鮮制裁決議1874(09年6月12日) 291
3-14 民主党核軍縮議連「北東アジア非核兵器地帯条約(案)」(08年8月8日) 293
3-15 モデル北東アジア非核兵器地帯条約(案)(草案5)(08年12月13日) 298
3-16 沖縄海兵隊グアム移転に関する日米協定(09年5月19日) 306
3-17 宇宙基本法(08年8月27日) 307
3-18 海賊行為の処罰・対処に関する法律(09年7月24日) 309
3-19 広島・長崎の2009年平和宣言 311

◇索引 314

データシート一覧

1. 【図説】CTBTの署名・批准状況 62
2. 世界に広がる非核の傘 78
3. 地球上の核弾頭全データ 100
4. 【図説】米軍の世界的再編 112
5. 【図説】日本のミサイル防衛関連部隊 120
6. 【図説】横須賀母港米艦船の変遷 126
7. 原子力艦の寄港状況 130
8. 【図説】再編実施のための日米ロードマップ 136
9. インド洋に派遣された自衛隊艦船 140
10. 民間港への米軍艦入港状況 170
11. 米軍機・艦船による事故 172
12. 米軍人による刑法犯検挙状況 173
13. 自衛隊機、艦船の事故 174
14. 思いやり予算の動向 180
15. 非核宣言自治体の現状 208
16. 日本国内の「平和市長会議」加盟自治体 212
17. 非核宣言自治体の活動と事業 214

執筆者紹介(五十音順)

茨木 哲 NPO法人セイピースプロジェクト
梅林宏道 ピースデポ特別顧問、「さい塾」主宰
嘉指信雄 ウラン兵器禁止を求める国際連合(ICBUW)ヒロシマ・オフィス代表
勝田忠広 日本パグウォッシュ会議、明治大学法学部専任講師
川崎 哲 ピースボート共同代表、「9条世界会議」日本実行委員会事務局長
茂垣達也 ピースデポ理事
杉原浩司 核とミサイル防衛にNO!キャンペーン
田巻一彦 ピースデポ副代表
塚田晋一郎 ピースデポ・スタッフ
中村桂子 ピースデポ事務局長
林 公則 日本学術振興会特別研究員PD
湯浅一郎 ピースデポ代表
吉田 遼 NPO法人セイピースプロジェクト代表

第1章

核軍縮 2008-9年の概観

＜好機＞を掴む
――重要な市民社会の役割

08年に出たイアブックの「概観」は「行方に2つの灯火」という見出しを付けた。2つの灯火とは「核兵器削減と永続保有」への道と「核兵器のない世界」への道を示す灯火である。振り返ってみれば、それはまさに適切な見出しであった。幸いなことに2年間で「核兵器のない世界」への灯火の明るさが増した。それは新保守主義と呼ばれた、弱者を押さえ込もうとする強者の政治の時代からの脱出のサインでもあった。しかし、イラクでもアフガンでも戦争は続いている（**関連キーワードC6**）。「核兵器のない世界」への灯火は、まだ弱々しく、揺らぎながら暗い影を伴っている。2010年を迎える入口に立っている時点において、この灯火を守りながら次の段階に進むためには、市民社会の強力な関与が求められている。

Ⅰ　オバマ・ビジョン：国際的協調による「核兵器のない世界」

オバマ・ビジョンの源流

09年1月20日、オバマ大統領は第44代目の米国大統領に就任した。大統領は、選挙公約であった「核兵器のない世界」の実現に向けて、4月5日、歴史的なプラハ演説を行った。その演説のハイライトは**「核兵器を使用した唯一の核保有国として、合衆国には行動する責任がある」**とヒロシマ、ナガサキの記憶に立ったうえで、**「本日、私ははっきりと、信念をもって、米国は核兵器のない世界の平和と安全を追求することを誓約する」**と述べた部分であろう。周到に言葉を選びながらも力強い言葉として、とりわけ日本人の記憶に残った（**関連キーワードA2**）。

また、核軍縮の実質に関わる内容に関しては**「国家安全保障政策における核兵器の役割を低下させ、他の国家にも同調するよう要請する」**という演説の部

分が、今後とも引用されるべき重要な意味を持っている。ただ、ブッシュ前大統領時代に作成された悪名高い2001年の核態勢見直し(NPR)も「核兵器の役割を低下させる」ことを目指していたことを想起しておく必要がある。両者における大きな違いは、国際的な協調のもとにそれを追求するか否かにある。米国による一方的な核兵器の役割の低減が示されても、一方で野心的なミサイル防衛構想やグローバル・ストライク(地球規模の攻撃力)能力の誇示を伴うとすれば、世界的な核軍縮が前進することはない。ブッシュ時代における「新しい戦略的3本柱」による「核兵器の役割の低減」はそのようなものであった。

さて、国際的協調による「核兵器のない世界」をキーワードとするオバマ政権の核軍縮の潮流は、プラハ演説を起点に語るのでは不十分である。その光の部分においても影の部分においても、プラハ演説はアメリカ社会における一連の大きな流れの中に置かれている。その流れは、06年10月にスタンフォード大学フーバー研究所で行われた一つのシンポジウムから始まった(しばしば「フーバー・プラン」と呼ばれる)。シンポジウムは、レーガン、ゴルバチョフの米ソ両首脳が冷戦末期に会合したレイキャビク・サミット(1986年10月)の20周年を記念して開催された。地球上から核兵器を無くすという目標で米ロ首脳が一致したレイキャビク合意の今日的重要性を再確認し、シンポジウムはその目標に向かって行動を開始することに合意した。今日よく知られているシュルツ、ペリー、キッシンジャー、ナンの4人の超党派の元米高官が名を連ねたウォールストリート・ジャーナルの「核兵器のない世界」と題する2度にわたる訴え(07年1月4日(**資料1－5**)と08年1月15日)はこのようにして生まれた。これは米国内の広範な政治家たちの支持を得つつ、08年米大統領選挙の両候補に大きな影響を与えた。

09年9月に開催されたオバマ大統領を議長とする核不拡散・核軍縮国連安保理サミット(**関連キーワードA5**)の際にも、傍聴席には4人の高官の姿が見えた。オバマ大統領は、この4人を、核兵器問題における米国内世論の統一を確保する後ろ盾として活用していると思われる。

「核兵器世界」の遺産

「核兵器のない世界」が私たちの目標であるとすれば、私たちの住む現実世界は「核兵器に支配された世界」と言える。この世界を単純に「核兵器世界」と呼ぼう。マンハッタン計画が始まって以後の70年にわたる世界は、重層的で細部にまで深く根を張った構造をもつ「核兵器世界」を形成してきた。とりわけ、米国社会はその典型である。

「核兵器世界」は、核兵器の絶大なる破壊力への信仰を背景に、運搬手段を含む精巧な核兵器システム、核抑止論に基礎づけられた核兵器使用を前提とする軍事ドクトリン、それを支えるインフラとしての巨大な産軍学の構造、同盟国との軍事協力体制や演習、核の傘を求める国々や海外投資企業との相互依存、さらに広く軍事・経済を支える国々との外交関係と国際組織の維持(たとえばNATO)などなど、枚挙に暇のない数々の物的、経済的、政治的な細胞をつなぐ網の目を形成している。このように構造化した「核兵器世界」は、それを受容する市民意識と世論といった上部構造も形成してきた。「核兵器世界」の変更には、このような70年の遺産をほぐし、解体することが必要となる。

したがって、「核兵器世界」から「核兵器のない世界」へと転換しようとする行動は、さまざまな場所や局面において、波紋や波乱を引き起こす。思わぬ反動を招く可能性も十分にある。また、一方で、何人かの識者が指摘するように変化が始まると一気呵成に事態が進行し、上部構造の急速な変化が起こる可能性もあるであろう。いずれにしても、私たちは予測の立ちにくい過渡期を迎えることになる。

「核兵器世界」からのチェンジを提唱した4人の元高官と、それを引き継いだオバマ大統領の論理のエッセンスは次のような時代認識からきていた。つまり、核兵器が国家のみならず国家以外の集団の手に拡散し、誰かがそれを使用するリスクが高まっている。このリスクは、核兵器が「制御の効く」少数の国が特権的に保有することが許されていた冷戦時代にはあったと彼らが信じる核兵器保有のメリットを、今や凌駕しようとしている。したがって、我々は「核兵器のない世界」を実現する方がより安全である新しい時代を迎えている、というのである。要約すれば、**核兵器の抑止メリットよりも保有リスク(存在リスク)の方が大きくなる**という認識である。

このような認識は、たとえば彼らの次のような言葉に現れている。

> 「冷戦は過去のものとなった。しかし、何千発もの核兵器は消えていない。世界的な核戦争の脅威は低下したが、歴史の皮肉というべきか、核攻撃の危険性はむしろ高まった。核兵器を手にした国家が増えている。核実験が継続している。闇市場では核の機密や核物質を取引きしている。核爆弾の製造技術は拡散している。テロリストは、核爆弾の購入、製造、あるいは略奪を目論んでいる。グローバルな不拡散体制の中心軸には、これらの危険を封じ込めるための努力が据えられている。…この軸が持ちこたえられなくなるかもしれない。…そこで本日、私は、はっきりと、信念をもっ

て、アメリカは核兵器のない世界の平和と安全を追求することを誓約したい。」(オバマ大統領、プラハ演説、09年4月5日)**(資料2-5)**

「冷戦の終焉によって、ソビエト連邦とアメリカ合衆国のあいだの相互抑止という教義は時代遅れのものになった。抑止は、他の国家による脅威という文脈においては、多くの国家にとって依然として十分な考慮に価するものとされているが、このような目的のために核兵器に依存することは、ますます危険になっており、その有効性は低減する一方である。…(核兵器なき世界を創造するという)共同事業は、核保有国の気質の変化を生み出すことになるが、それによって、北朝鮮やイランが核武装国となることを阻止しようという現在進行中の努力にいっそうの重みが加えられる。」(シュルツ、ペリー、キッシンジャー、ナン『ウォールストリート・ジャーナル』07年1月4日)**(資料1-5)**

このような論理は、それを支持した西側各国の高官や元高官たちによってほぼ共有されていると言ってよいであろう。08年以後の発言を列挙すると、ブラウン英首相(08年1月)、ストーレ・ノルウェー外相(08年2月)、ラッド豪首相(08年6月)、ハード元英外相ら5人(08年6月)、ダレーマ元伊外相ら(08年7月)、シュミット元独首相ら4人(09年1月)**(資料2-9)**、フラッチニ伊外相(09年4月)、ジュペ元仏首相ら4人(09年10月)など広範な高官たちの発言があった**(関連キーワードA1)**。

「核兵器世界」から「核兵器のない世界」への転換の必要性が、核兵器の非人道性への規範意識の再生からではなく、国家安全保障の必要性という回路をくぐって登場していることが、今回の変化の特徴である。

オバマ大統領のジレンマ

大局的な状況の好転にもかかわらず、「核兵器のない世界」に至る具体策に関して、何か前進があった訳ではない。構造化された「核兵器世界」からの転換は、現職、前職を問わず、政府の核兵器に関与した高官にとっては、決して容易な事業ではない。すでに見たように、彼らは、当面の核抑止論の有効性を容認しつつ、リスク管理をしながら核兵器をゼロにしてゆくという論理に立たざるをえないのである。

プラハ演説において、オバマ大統領は3分野における具体的方針を掲げた。要約すると次のようなものである。

(1)核軍縮の前進

米ロのさらなる核兵器削減条約
包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効
検証可能なカットオフ条約(FMCT)の交渉

(2)核不拡散体制の強化
NPT違反国への制裁の制度化
国際燃料バンクなど民生核協力の新しい枠組み

(3)核物質管理の厳密化
世界の核物質の保安を4年以内に確保
拡散防止構想(PSI)などを国際機構に
核保安のためのサミットを2010年に開催

(3)の分野は、不拡散テーマの一部とも言える分野であるが、ここでは2010年4月に予定されているサミットの開催や、4年以内の核物質の保安確保といった米国の優先事項が明確に方針化されている。しかし、(1)と(2)の核軍縮と不拡散の分野に関しては、提案されている具体的措置はいずれも伝統的な提案の域を出るものではなく、ほとんど新味はない。前項で述べたように、国際的協調によって「核兵器のない世界」を目指すというオバマ大統領の基本思想が明らかにされたことによって、結果として、これらの伝統的課題に新しい息吹を吹き込んでいることは確かである。たとえば、米ロの核兵器削減に関しては、ブッシュ時代に悪化した関係を正常化させるための具体的な取り組みを提案した。FMCTに関しては、検証は不可能であるとしていたブッシュ政策を転換して、「検証可能なFMCT」という、国際的に合意された軌道に戻す決定が行われた。

しかし、伝統的な具体的諸提案が存在しながらも永らく実現していないのには、ブッシュ前政権の責任のみに帰すことのできない積年の理由がある。オバマ大統領のプラハ演説は、これら積年の問題の解決のために何か伏線を敷いたと理解することは困難である。むしろ、これらの問題についてオバマ大統領が直面しているジレンマが随所に現れている。

米ロ問題は以下に詳しく述べるが、プラハ演説でオバマ大統領は**「イランの脅威が続く限り、我々は費用対効果にすぐれかつ有効性が実証されたミサイル防衛システムに向かって進む」**と明言した。米ロ関係悪化の直接の原因であった東欧への米国ミサイル防衛の配備について、大統領は後にブッシュ前大統領の決定の変更を決断するが、その代わりに別方式でのミサイル防衛を継続することをプラハで宣言したのである。ここには、軍需産業に配慮しなければならない米国内事情やロシアへの譲歩に懐疑的な米国世論の中に置かれ

ているオバマ政権のジレンマを見ることができる。米ロの核兵器削減交渉にとってこれは明らかな障害となる。

また、プラハ演説は**「核兵器が存在する限り、わが国はいかなる敵であろうとこれを抑止し、安全かつ効果的な兵器を維持する」**と述べた。これも米国内や同盟国向けに必要とされたメッセージであろうが、米国の軍事的優位の維持を印象づけるマイナス効果は極めて大きいであろう。

ロシアの位相

米ロ関係のリセットのために、オバマ大統領が重要な役割を果たしたことは間違いない。

オバマ政権が登場した時の、米ロの直接的な対立点は、米国による東欧へのミサイル防衛(MD)基地の配備と冷戦後長きにわたって追求されてきたNATOの東方拡大問題であった**(関連キーワードC3)**。しかし、08年のグルジアにおける武力衝突は、これらの背景にある問題の複雑さを明らかにした。

グルジア事態は08年8月7日、グルジア軍が南オセチアに対する本格的な攻撃を開始したことで大規模化した。これに反応したロシア軍は8月8日にグルジア軍に応戦し、さらにグルジア領内へと侵攻した。両軍の衝突は13日にEU議長国のフランスが仲介に立つことでひとまず収束し、10月に入ってEU停戦監視団がグルジア領内に設けられた緩衝地帯に入り、ロシア軍は緩衝地帯から撤退した。グルジア紛争そのものは本来、ソ連崩壊後の旧ソ連構成地域の独立をめぐる「非承認国家」に関係する問題であり、南オセチア、アブハジア両地域とロシアおよびグルジアとの間の歴史的経緯と現状を考慮して慎重に解決が図られるべき問題である。ところが現実には、これを政治利用する力学も含めて、事態はヨーロッパにおけるNATOとロシア陣営との緊張を確実に激化させた。08年8月20日、米とポーランドがミサイル防衛(MD)配備協定に署名し、米によるポーランド軍の近代化支援も含む「戦略協力宣言」を発表したことは、そのような代表例であろう**(関連キーワードC2)**。

ポーランドに地上配備型中間飛行段階(GBM)の迎撃ミサイルを配備し、チェコにそのためのレーダー基地を配備するというブッシュ政権による欧州MD配備の問題は、09年9月17日にオバマ大統領が新方針を打ち出したことによって、ひとまず新しい段階に入った。しかし、新方針は大陸間弾道ミサイルに備えるGBMCのMDから、スタンダード・ミサイル(SM3)を基本とする戦域弾道ミサイルに備えるMDへと転換するものに過ぎない。長期的には、新方針も戦略ミサイルMDへと発展する構想をもっており、ロシアは警戒を継続せざるをえない。

NATO東方拡大に関しても、08年4月2~4日のブカレスト(ルーマニア)におけるNATOサミットはクロアチアとアルバニアの加盟を承認した。グルジア事態を受けて、09年4月3~4日、ストラスブール(仏)とケール(独)で開催されたNATO60周年記念サミットは、さすがに次の加入候補であるグルジアとウクライナの加盟問題は棚上げにした。しかし、NATO拡大の基本方針は変わらず再確認された。

このようにロシアを取り囲む主要な安全保障上の諸問題は、オバマ政権後も変わっていない。むしろ、冷戦後20年続いてきた米国の一方的な軍事的優位から脱するために、ロシアではようやく国軍近代化の加速段階に入っているという長い時間軸における状況認識が重要であろう。それを示す、プラハ演説に前後するロシア首脳の演説を引用しておこう**(関連キーワードC3)**。

プラハ演説より少し前に、メドベージェフ大統領演説はロシアの軍幹部たちを前にして国軍強化の大号令を発した。

> 「第一の挑戦は、我が軍の戦闘準備を改良することである。それは単なる通常の改良ではなくひとっ跳びの跳躍であり、戦略核戦力において最も重要なものである。…これまで我々は、戦闘部隊と編成部隊の全ての方面で近代的な装備を供給することによって再編を行ってきた。そして、2011年に陸軍と海軍の大規模な再武装を開始する。」(メドベージェフ大統領、09年3月17日)

このような軍事的停滞を克服する努力と同時に、プーチン前大統領の時代からロシアはNATO体制を越えるビジョンの提案を続けていた。プラハ演説を受けた形で、メドベージェフ大統領はそれに対抗するとも言えるヘルシンキ演説を行った。ヘルシンキは、今日のOSCE(全欧安全保障協力機構)を生んだ「ヘルシンキ宣言」の場所であった。彼は、プーチン前大統領が提唱した広域集団安全保障の構想を持ち出して、NATOを越える安全保障機構の必要性を主張した。

> 「我々が、欧州の安全保障に関する新しい条約に合意するとすれば、それは—皆さんが望むならば—『ヘルシンキ・プラス条約』とでもいうものになるであろう。新条約は、ヘルシンキ・プロセスの成果から生み出された原則と仕組みを確認し、持続させ、実質化するものとなると同時に、21世紀におけるイデオロギー対立の終焉と新しい国際法上の課題の出現に合わせて改編を加えたものになるであろう。
>
> 重要なことは、紛争の防止と平和的解決のための共通のメカニズムを

法制化し、安全への脅威への対処の新しい段階に進む、バンクーバーからウラジオストクまで広がる協力を築くことであると考える。」(資料3-6)

このように見てみると、米ロ間に横たわる冷戦後の本質的懸案はほとんどそのまま今後の課題として継続しており、核軍縮はその一部分をなしつつ、両国関係に変化を生み出す可能性のある重要なテコである。

米ロSTART後継条約

もちろん、メドベージェフ大統領は、オバマ大統領との間で行われた最初のロンドン首脳会談で「核兵器のない世界」への誓約を共有した。米ロ首脳が共同でこれを誓ったことには大きな歴史的な意義がある。

「2大核兵器国の指導者として、我々は核不拡散条約(NPT)第6条下の義務を果たすために協力すること、ならびに世界の核兵器数の削減において指導力を発揮することで合意した。両国が核兵器のない世界を達成することを我々は誓約した。」(「米ロ共同声明」、09年4月1日、ロンドン)(資料2-4)

しかし、メドベージェフ大統領は、ヘルシンキ演説においては「核兵器のない世界」を実現するためにいくつかの要件が必要だとして、次のような追加提案を行った。

- 宇宙の軍事化を防止すること
- 核兵器削減を通常型兵器による戦略的システムで代替させることに反対する
- 復元可能な核能力を作ることに反対する
- 一方的ミサイル防衛配備に反対であり、ミサイル防衛の制限について話し合わなければならない。

この状況を踏まえれば、ロンドン・サミットとともに始まった米ロ間の「第一次戦略兵器削減条約(START-Ⅰ)」後継条約に関する交渉は、決して容易なものではないと予想できる。START-Ⅰ(94年12月5日発効)で合意された戦略兵器の削減目標は2001年に達成され、完了しているが、検証制度は15年後の条約失効の日(09年12月5日)まで継続しており、これが米ロ間の信頼維持に大きな役割を果たしてきた。したがって、後継条約交渉は、09年12月5日までの合意を目指した(関連キーワードA3)。

09年7月6日、米ロ両大統領はモスクワにおいて後継条約に関する共同了解文書に署名した(資料2-6)。その内容は、条約発効後の7年間で戦略運搬手段を500-1100基(機)、戦略配備の核弾頭を1500-1675発の範囲の数値まで削減

すること、そして削減兵器の廃棄、査察、検証を義務づけるSTART-Ⅰ並の制度を盛り込むことを含んでいた。すでにブッシュ・プーチン両大統領が合意した現行のモスクワ条約(2003年6月1日発効。検証制度がなく、削減弾頭の廃棄を義務づけていない)で2012年までに作戦配備の戦略核兵器弾頭数を1700～2200発に削減することになっていた現状と比較すると、この共同了解は極めてレベルの低い合意である。

しかし一方で、共同了解には「戦略攻撃及び戦略防御兵器の相互関係に関する条項」を含むという内容が含まれていた。これは、ブッシュ政権がABM条約を02年6月に一方的に廃棄して以来、初めて米ロがミサイル防衛の戦略的位置づけを話し合い、合意を追求することを意味する。

米ロの交渉は予想以上に難航し、09年内の合意には至らなかった。米国議会では上院保守勢力が、米国の核兵器の近代化の推進、ロシアによる米ミサイル防衛への制約要求の拒否などを強硬に要求した。米国の場合、上院の3分の2の支持なしには条約は発効しない。

Ⅱ　核兵器の非合法化への動き

潘基文国連事務総長の5項目提案

フーバー・プラン、そしてオバマ政権の登場という米国発の新しい核軍縮のうねりは、上述のように個々の軍縮・軍備管理の措置においては、まだほとんど成果を生み出していない。しかし、一方では国際的な核軍縮努力に勢いを生み出していることは間違いない。オバマ大統領の登場とプラハ演説は、いわば「オバマ効果」とでも呼ぶべき現象によって国際的な世論形成に極めて重要な役割を果たした。

08年10月24日の潘基文(パン・ギムン)国連事務総長の演説「国連、そして核兵器のない世界における安全保障」は、そのような効果の顕著な例となった。演説は、イーストウエスト研究所主催の国連内のシンポジウムで行われたが、フーバー・プランにも言及しながら潘基文事務総長は核軍縮に関して以下の5項目提案を行った(関連キーワードA6)。

(1)すべての核不拡散条約(NPT)締約国、とりわけ核兵器国が軍縮義務を履行すること。そのためには、「相互に補強しあう別々の条約の枠組みに合意する」、あるいは、「確固たる検証システムに裏打ちされた核兵器禁止条約の交渉を検討する」などを考えるべきである。

(2)安保理常任理事国は、核軍縮プロセスにおける安全保障問題に関する協議を、たとえば軍事参謀委員会のような場で開始すべきである。

(3)包括的核実験禁止条約(CTBT)、核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)、非核兵器地帯への核兵器国の批准や中東非核兵器地帯の設置、IAEA 追加議定書への参加などを通じ、「法の支配」を強化すること。
(4)保有核兵器の規模、核分裂性物質の備蓄量、特定の軍縮面での達成について、公開している情報量を増やすことによって、核兵器国が説明責任及び透明性を強化すること。
(5)他の種類の大量破壊兵器の廃絶、大量破壊兵器を使ったテロを防止する新たな努力、通常兵器の生産及び取引の制限、ミサイル及び宇宙兵器を含む新型兵器の禁止など、核軍縮の補完的措置が必要である。

5項目のうちとりわけ注目されたのは、「核兵器禁止条約(NWC)」、あるいは「諸条約の枠組み」に関する支持表明であった。市民社会が95年のNPT再検討・延長会議のときから力説し、モデルNWCを発展させ、コスタリカ政府やマレーシア政府を動かしてきた努力が、国連事務総長の演説の中で言及されたことは、大きな歴史的転換点を意味する出来事であった。

潘基文提案への支持は、さまざまなレベルで拡大した。注目すべきものは09年4月10日にアジスアベバで開かれた、世界の議会で構成される列国議会同盟(IPU)が「各国議会が自国政府に潘基文5項目提案を支持するよう求める」という要請を含む決議文を採択したことであろう。このような決議の背景には、ヨーロッパ議会の超党派の「核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)」有志が、すでに08年7月1日に「核兵器禁止条約を支持する」議員署名運動を開始していた事実がある(**関連キーワードE3**)。

核軍縮・不拡散に関する国際委員会

「核軍縮・不拡散に関する国際委員会(ICNND)」は、必ずしもフーバー・プランに触発されて出発したものではないが、実際にはそれと並行し、オバマ政権の動向と深く関与して進行した。

ICNNDはオーストラリアのラッド首相のイニシャチブで始まった。オーストラリア労働党の中においては、かつてのキャンベラ委員会(95年～96年、キーティング首相によるイニシャチブ)のような核軍縮に貢献する委員会の設置を求める要求が長く存在した。07年末に11年ぶりに労働党政権が誕生し政権の座に着いたラッド首相は、08年1月、この分野に造詣の深いエバンス元外相を軸として構想の実現に着手した。08年6月9日、来日したラッド首相は日本との共催を提案し、7月9日にラッド・福田両首相によって正式に合意、ここに日豪両政府がスポンサーとなるICNND(共同議長:ギャレス・エバンス元外相、川口順子元外相)が発足した(**関連キーワードA8**)。

同委員会の発足は、タイムリーな取り組みとして国際的な期待が寄せられたが、一方で、日本の自民党政権とオーストラリア労働党政権との共同事業が、果たして核軍縮に積極的な提案を生み出すことができるのだろうかという懸念が、さまざまな国際的NGOから表明された。日本では「ICNND日本NGO市民連絡会」が形成され、NGOからの主張を委員会に反映させる努力が行われた。

懸念を裏書きするように、報告書作成の最終段階において、「核兵器の唯一の目的を核攻撃の抑止に限定すべきである」という勧告を核兵器国、とりわけ米国に対して行うことに日本政府が抵抗しているという報道が流れた。米国の日本への「核の傘」は生物兵器、化学兵器に対する攻撃にも適用されるべきだという自民党政権の立場を反映したものである。エバンス議長は、「日本政府自身が核兵器廃絶への障害だ」と不満を表明したと報道された。

しかし、09年8月30日の総選挙は、この状況に大きな影響を与えたと考えられる。選挙において民主党が圧勝し、すでに選挙期間中から民主党幹事長として核軍縮に積極的であった岡田克也氏が、9月16日に外務大臣に就任した。ICNND報告書は、10月17～20日に開かれた広島市での最終会議を経て作成され、12月15日に正式に発表された。報告書は「核の脅威を絶つために――世界の政策立案者のための実践的な計画」と題する(**資料2－10**)。

報告書は、短期的(2012年まで)、中期的(2025年)、長期的(2025年以後)に分けて諸勧告を行っているが、積極的に評価できる内容と、評価できない内容とが混在している。2025年を核兵器の最小化地点と名付け、世界の核弾頭数をこのときまでに2000発以下、各国による先行不使用政策とそれに見合った核態勢を実現する時点とした。勧告におけるもっとも残念な点は、なぜ最小化地点に至るのに今から15年もの時間がかかるのかの論拠がほとんど示されていないこと、さらに、そこから「ゼロ」に至る期限は無期限とも言える形に放置されていること、であろう。

とはいえ、市民や自治体が積極的に活用できる面もある。とりわけ、短期的、中期的を通して「核兵器を非正統化するための努力を集中する」という目標を掲げている点が重要である。これは、核兵器は本来的に非人道兵器であるという規範を基礎として、市民社会の常識として核兵器の違法化を主張することの重要性を説いていると解釈できる。その意味で、核兵器禁止条約や非核兵器地帯の設立を目指す市民社会の努力の正当性を擁護している。

とりわけ、前述したモデルNWCに関する次の勧告73に注目しておきたい。

「73　現在配付されている『モデル核兵器禁止条約』の概念をいっそう改良し、発展させるための作業を直ちに開始すべきである。そのなかで、その条項を可能な限り実現可能で現実的なものとし、それへの支持を獲得してゆく。気運が高まった際に、多国間軍縮交渉に情報と指針をあたえるような十分に検討された草案を作成しておくことが目指されるべきである。関心を持つ政府は核兵器禁止条約のさらなる改善に向け、適切なリソースをもってこれを支援するべきである。」

Ⅲ　日本も変わるか

オバマ・ビジョンと中曽根外相提案

フーバー・プラン以来、世界的な核軍縮気運が高揚するなかで、日本においてはほとんどそれに呼応する新しい政治行動が生まれなかった。例えば、先述したように、米国の元高官の行動に触発されて、各国で元高官たちの超党派の発言があった。ドイツの例ではシュミット元首相(社会民主党)、ワイツェッカー元大統領(キリスト教民主同盟)ら4人は、09年1月9日の『フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥング』紙に投稿し、シュルツらの声明に共感を表明しつつドイツの歴史と現状を踏まえた議論を展開し、核兵器国間の先行不使用条約やドイツ領土からの米国核兵器撤去を要求する意見を発表した(**関連キーワードA1**)。しかし、日本の元高官レベルでは中央政治圏に影響を生み出そうという動きはなかった。このことは、核兵器廃絶への日本の今後の役割を考える上で直視しなければならない現実であろう。

プラハ演説の約20日後の09年4月27日、中曽根外務大臣はそれに触発されて**「ゼロへの条件――世界的核軍縮のための『11の指標』」**と題する政策を、異例の公開演説で発表した。NPT再検討準備委員会を直前にして、被爆国の外務大臣の姿勢を示したいという理由から計画されたと思われる。しかし、残念ながら、その内容は従来の日本政府の主張を装いを変えて並べ替えただけのものであった。とりわけ、中国や北朝鮮を名指しして日本を取り巻く不安要因を述べ、日本が米国の核の傘を必要とする現状を説明することに熱心であった。その一方で、核兵器廃絶が急務であるとする被爆国としての強い信念やそのための革新的な政策の表明もなかった。

同じ状況は日本の国会決議にも表れた。プラハ演説から2か月以上経って、衆参両議院は、「核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議」(衆議院09年6月16日、参議院6月17日)を採択したが、その内容は平凡なものであり、世界の核廃絶へのうねりを強めようとする意志を感じさせるものではなかった。

政権交代と変化の兆し

09年9月16日、半世紀以上経って初めての本格的な政権交代が行われた。民主党・社民党・国民新党よりなる連立政権において、鳩山由紀夫首相も岡田克也外務大臣も、被爆国の政府として核軍縮に意欲的に取り組むことを表明した。就任直後の国連安保理サミット(「核不拡散・核軍縮に関する安保理サミット」、09年9月24日)(**関連キーワードA5**)で発言した鳩山首相は、「唯一の被爆国として我が国が果たすべき道義的責任」という文脈で、非核三原則の厳守を国際的に再公約した。

上述したように、岡田外務大臣は外務大臣就任以前から核軍縮に熱心であった。08年8月8日、長崎市において「民主党核軍縮促進議員連盟」会長として記者会見し、北東アジア非核兵器地帯条約(案)を提唱した(**資料3－14**)。外相就任後は、ICNND報告書の積極的活用を表明し、オバマ政権が取り組んでいる「核態勢の見直し」に被爆国から影響を及ぼすことに取り組んだ。特筆すべきことは、外務大臣は09年12月24日にクリントン米国務長官とゲイツ米国防長官に宛てて手紙を出しそれを国民に公表した(**資料2－12**)。

手紙は、米国内の保守勢力が、日本などがオバマ大統領の核軍縮政策に不安を抱いており、核の傘を確保するために特定の核能力の維持を望んでいると伝えられていたことに対して、そのような見解を明確に否定するために書かれた。

「現在貴国において進められている『核態勢の見直し(NPR)』に関し、私の基本的な考え方を申し上げます。

…私は、我が国政府として、上記委員会(米議会戦略態勢委員会)を含む貴国とのこれまでのやりとりの中で、TLAM/NやRNEPといった特定の装備体系を貴国が保有すべきか否かについて述べたことはないと理解しています。もし、仮に述べたことがあったとすれば、それは核軍縮を目指す私の考えとは明らかに異なるものです。

…(ICNND報告書)の中には、すべての核武装国による措置として核兵器の目的を核兵器使用の抑止のみに限定すべきこと、NPT非核兵器国に対する核兵器の使用を禁止すべきことなどの提案が含まれています。これらに関し、…私は強い関心を有しています。…今後日米両国政府間で議論を深めたいと考えています。」

外務大臣によるこのような手紙は、日米関係の歴史において画期的な意味を持つものである。

また、岡田外務大臣は、就任当日、核兵器持ち込みなどに関する日米間の密約の省内調査を事務次官に命じるとともに、09年11月24日、有識者委員会（委員長：北岡伸一・東大教授）を立ち上げ、この問題の解明に着手した。

とはいえ、米国の核の傘の庇護を前提とする新政権の試みが、核廃絶にどのような果実をもたらすのかは、すべて今後の課題としなければならない。

Ⅳ　市民社会にとっての正念場

米国発の「核兵器のない世界」への政治的な動きが、日本を含む世界中の国々でさまざまな変化を生み出した。しかし、「核兵器のない世界」へのビジョンは、すでに見てきたように、その根拠においてまだ明確さを欠いているし、現実の歩みも停滞や矛盾を表面化させている。

プラハ演説直前のNATOサミット（09年4月3～4日）は、核兵器の役割の重要さを従来通り再確認した。2010年NPT再検討会議への最後の準備委員会（09年5月4～15日）は核兵器禁止条約への言及が一つの理由となって勧告文書の採択に失敗した（**関連キーワードB1**）。「核不拡散と核軍縮」国連安保理サミット（09年9月24日）で安保理決議1887が採択されたことは重要だが核軍縮への具体的合意レベルは余りにも低い。それに続く国連総会第一委員会に提出された例年の日本決議「核兵器完全廃棄に向けた新たな決意」（09年12月2日）（**関連キーワードD2**）は米国が共同提案国に加わるという新味はあったが、内容的にはほとんど新味はなかった。米国では、オバマ大統領が2010会計年予算（09年10月1日に始まる）に署名したが、核兵器予算には核軍縮の観点から多くの問題を残した（**関連キーワードC1**）。

このような状況の中で、「核兵器のない世界」への現在の好機を掴み、決定的な変化を生むことができるかどうかは、市民社会の真剣な関与にかかっているといっても過言ではない。

「核兵器禁止条約」（あるいは諸条約の枠組み）と「非核兵器地帯」が今後のテーマのキーワードになるであろう。

平和市長会議による「ヒロシマ・ナガサキ議定書」（**キーワードE1**）の提案（08年5月）、グローバル・ゼロの行動計画（09年6月）（**キーワードA9**）、PNNDによる潘基文5項目提案への支持の拡大、日韓の国会議員とNGO（**キーワードE4**）、さらには日本非核宣言自治体協議会（**キーワードE2**）による北東アジア非核兵器地帯推進の動き、世界平和アピール7人委員会の訴え、アボリション2000、ICAN運動、その他さまざまな動きが、これら2つのキーワードを押し上げる試みをすでに開始している。2010年以後のこれらの発展に期待したい。

（梅林宏道）

第2章

特別記事

1. 今、核廃絶のために何をなすべきか
土山　秀夫

2. 問題は未来なのだ。愚か者！
—半生の異議申し立て—
ダグラス・ロウチ

特別記事 1

今、核廃絶のために何をなすべきか

土山 秀夫
（元長崎大学学長）



つちやま ひでお
1925年長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年、長崎大学学長。核廃絶や憲法問題について精力的に取り組み、被爆地からの発言を続けている。
現在、「世界平和アピール七人委員会」委員、長崎平和宣言文起草委員。過去4回開かれた「核兵器廃絶－地球市民集会ナガサキ」の実行委員長。

米国のバラク・オバマ大統領は、昨年4月5日のプラハにおける演説で、格調高く「核兵器のない世界」を目指すことを宣言した。同時に、核兵器を使った唯一の国としての「道義的責任」にも触れた。受ける形での日本の鳩山由紀夫首相も、同年9月24日、国連安保理首脳会合で「唯一の被爆国の道義的責任」として、核兵器廃絶への決意を表明した。

ところが米国や豪州などの核専門家の間では、せっかくのオバマ構想の推進に際して、日本が大きい阻害要因となっていることが相次いで指摘されるようになった。旧自民党政権時の外交政策のツケが、新しい民主党政権の出足を妨げているためだ。従って私たちは、海外に向かって核兵器廃絶を唱えるより前に、先ず足元の日本における旧来の核兵器外交の誤りを指摘し、これを清算させることから始めなくてはならない。

日本の拡大抑止政策

東西冷戦中は佐藤首相とジョンソン大統領の会談(1965年)、中曽根防衛庁長官とレアード国防長官の会談(1970年)、三木首相とフォード大統領の会談(1975年)等々に象徴されるように、日本政府は繰り返し米国の核抑止(いわゆる核の傘)の保証を求め続けた。時には保証が得られなければ、日本は核武装の道をえらばざるを得ない、といった脅しに近いニュアンスさえ込められていた。

1989年に冷戦が終結して以降、現在まですでに20年以上を経過した。その間、旧自民党政権下の拡大抑止に頼る政策は全く変わるところがなかった。例えば2003年、6か国協議の打合わせの中で米国は、北朝鮮の核放棄を前提に、多国間で安全の保証を与えようとの提案を行った。日本はこの安全の保証に反対しただけでなく、もし保証を与えることがあったとしても、その後も米国による「核の傘」を堅持するよう求めた。同年8月には、当時の西原正防衛大学校長が「ワシントン・ポスト紙」に投稿し、「北朝鮮に安全の保証を与えてはならない。もし米国が日本に『核の傘』を提供しなくなれば、日本は核武装する」と警告した。

ごく最近では、日豪による「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND)の場で、日本側は「核の先制(第一)不使用」を盛り込むことに強硬に反対した。結局、2025年までに核兵器国同士で「核の先制不使用」を同意させるという、先延ばしの表現に留めることとなった。この間、豪州の共同議長ギャレス・エバンス元外相は、よほど日本側の核兵器依存政策への固執が腹に据えかねたのであろう。日本のNGO連絡会に招かれた昨年5月に記者会見を行った際、「日本は一方で核廃絶を訴えていますが、他方では核が大好きではないですか。米国に対して、生物・化学兵器や通常兵器など、核以外の脅威に対しても核で守ってほしいと求めている。これでは、日本の主張は世界で真剣には受け止められません」と皮肉を込めて言わせている。

このように日本の核兵器政策は、"脅威"と思われる国名を挙げては「武力には武力で」という冷戦思考を、過去20年間以上にわたって引きずっている。しかも国民に対して、"脅威"の実態についての政府による具体的な説明は、ほとんど行われていないに等しい。そこには日本国憲法の理念に沿った、平和外交に基づく多国間の安全保障を自ら切り拓こうとする積極的意欲が欠如している。具体的にいえば、日本がもし「核の傘」から出る場合には自国の核武装しかあり得ない、とする二者択一の発想に取り付かれていることを意味する。果たしてこれが被爆国としての在るべき姿といえるだろうか。

私たちNGOはかねて第3の道として、"脅威"とみなされる国々をも組み込んだ「北東アジア非核兵器地帯条約」構想こそ、平和的手段による唯一の解決策であると主張してきた。この場合の構想とは梅林宏道氏が提唱した「スリー・プラス・スリー」案であることを意味する。それに対して旧自民党政権下の外務省は、「理想的な案ではあるが現実的でない」とか、「核あっての日米安保だから」との理由を挙げて否定的対応を取り続けた。だが後者の日米安保条約との関連でいえば、私のみでなく、何人かの元外交官の意見も、核問題を日米安保から切り離すことは技術的に可能であり、条約の本体そのものは変更を要しないとみなしている。従って非核兵器地帯条約の問題は、6か国協議の場で取り上げられるべき重要な選択肢であり、新政権による政治的意志の決断如何に掛かっていることとなろう。

核兵器廃絶が私たちの絶対的な目標である点は当然であるが、そこに到達するまでには平和市長会議の「ヒロシマ・ナガサキ議定書」でも2020年、ICNND報告書で2025年以降、「グローバル・ゼロ」の行動計画で2030年以降という風に、極めて長期間を要することが見込まれている。その観点からすれば、非核兵器地帯の推進は、核兵器廃絶への基盤造りでもあり、相互に補完し合う大きな意義を持つことを忘れてはならない。

密約公表後の非核三原則

「核をつくらず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則の中で、東西冷戦中は「持ち込ませず」については密約が存在していたらしいことは、米側の情報公開によって識者の間では広く知られていた。それにもかかわらず歴代の自民党政府が、あくまでその存在を否定し続けてきた姿は、怒りを通り越してむしろ滑稽(こっけい)でさえあった。

今や問題の焦点は、密約公表後の非核三原則の取り扱いをどうすべきか、に移ってきている。その意味で現在の政権党である民主党が、過去にこの問題をどう捉えていたか、を検証して見る必要があると思う。野党時代の2000年4月、核管理問題小委員会を中心に検討された民主党の核兵器政策が公表されている。「核の恐怖のない世界を目指して」と題された報告書では、(Ⅲ)「日本のなすべきこと」の中で(3)非核三原則としての項がある。そこでは核を搭載した

米艦船等の一時的な寄港や領海通過について、日米間で事前協議の対象としないとの秘密合意があるのではないかとの指摘があることを取り上げ、日米両国政府がその存否について責任をもって明確にすべきだとしている。その上で民主党としては、米国政府との間で、核塔載の艦船等の寄港・通過が日米安保条約に基づく事前協議の対象となることを改めて協議・確認すべきであるとし、このような事前協議がもたれる場合においても、これを拒否することを原則とするべきだとしている。

この考え方は概ね妥当と考えられるものの、これまで米国が貫いてきたNCND政策(つまり「あいまい政策」)とどう整合性を計るのか、という問題に直面する。作戦上の秘密にこだわる米軍が、果たして素直に事前協議に応じるかどうか、交渉して見なければ分からない。

被爆地の私たちは予て非核三原則の法制化を強く求めてきた。いや、私たちのみでなく、日本の多くの反核団体も同様であった。たとえ国内法ではあるにせよ、この際、法律的に事前協議の順守をうたうことができれば、日本政府としても米国に対してより強く主張できるのではないか。民主党政権はこの点についても留意すべきである。巷間伝えられるような"非核二・五原則"案は、本法をなし崩しに導く引きがねとして到底見過ごすわけにはいかないし、"非核二原則"案に至っては論外というほかはない。

核兵器禁止条約の出番

オバマ大統領は幾つかの演説の中で、繰り返し核不拡散条約(NPT)の重要性を指摘し、その維持、強化を強調している。NPTそのものについては確かにその通りであり、190か国もの加盟による核軍縮を扱う条約として、決して軽視したり、無視することがあってはならない。

しかし一方では、NPTに加盟していない国や脱退を宣言している国の取り扱いについて、NPTの強化策のみで真に実効性を上げ得るのか、との疑問も付きまとう。その中でも焦点となるのはインドである。ブッシュ政権による超法規的な米印原子力協定は、オバマ政権になってもそのまま引き継がれている。たとえいつの時点かで、米政府がインドに対してNPTへの加盟を要請したとしても、先ずインドがそれに応じるとは考え難い。1970年のNPT発足以来、インドはNPTの不平等性を批判し、一貫して拒否してきた経緯がある。しかもNPTの性格は、依然として不平等性を保ったままであるからだ。

当のインドは、ラジブ・ガンジー首相の核兵器廃絶提案(1988年)を始め、現在の「核兵器禁止条約」(国連総会に「モデル核兵器条約」として提案されている)には常に賛意を表している。これまでコスタリカやマレーシアが中心となって提出された同条約の国連決議に際して、中国を除く4つの核兵器国は毎回反対票を投じてきた。しかし核兵器がもしテロ組織の手に渡れば、国家間のように核抑止論が通用しなくなる。従って「核兵器のない世界」を目指さなくては、という最近の欧米の考え方からすれば、そうした可能性が最も高いと指摘されるパキスタンを加盟させるためにも、インドを核兵器禁止条約に引き入れることが前提条件となろう。

もちろん同条約の持つ意義は、単にインドやパキスタンの加盟促進に有用であるばかりではない。核兵器そのものを法的に非合法化することになり、同時に「核兵器のない世界」実現後も、唯一の規範として守られるべきものとなろう。4つの核兵器国の決断を私たちも強く求めたい。

NPT再検討会議へ向けて

2010年の今年は、NPT再検討会議の節目の年に当たる。前回2005年の同会議では、もっぱら核不拡散を重視する米国や他の核兵器国に対し、核不拡散の重要性は認識しつつも、核軍縮の先行がそれを防止すると強調する非核兵器国とが厳しく対立し、議長声明すら出せないまま完全な失敗に終った。

今回はオバマ政権の登場によって、「核兵器のない世界」への国際的潮流が高まっている時期での開催となる。その意味ではブッシュ政権時の後ろ向きの姿勢とは異なり、それなりの期待を抱かせることは確かである。ただそうはいっても波乱要因がないわけではない。会議の開催までにイランの核開発問題が解決されず、欧米諸国との溝が抜き差しならなくなっている可能性が否定できないからだ。

いずれにしても私たちがこの会議に求めたいのは、昨年の再検討会議準備委員会で触れられた2000年合意を、先ず再確認した上で会議を進めることが前提でなくてはならない。中でも最終文書の第15節に含まれる、核軍縮に必要な13項目の実際的措置についての合意が重要である。出発点となるのは、「すべての締約国がNPT第6条の下で誓約した核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成することを明確に約束する」(第15節の第6項)ことにある。この約束を有効なものとする上で、世界の核兵器の95パーセント以

上を保有する米ロ両国は、越年した第一次戦略兵器削減条約(START Ⅰ)に代わる新しい軍縮条約の締結を完了しておくことが必須条件となる。

また包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を促すために、米国の議会上院での批准も欠かせない。そうでなければ、他の未批准国に言い逃れの口実を与えることになる。さらに核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止(カットオフ)条約に向けた交渉を即時開始させなくてはならない。全会一致を原則とするジュネーブの軍縮会議(CD)を待っていてはラチが明きそうにないからだ。その他の事項も含めてオバマ政権の積極的な姿勢を望みたいが、一方で過大な期待を持つことには問題がある。ブッシュ政権と大きく異なるとはいえ、オバマ政権もまた核不拡散へ力点を置く傾向にあり、期限付きの核兵器廃絶提案へ関心が薄い点も共通しているように思えるからだ。

より一層のNGO活動を

各国の、とくに民主主義国家の政府においては、可能な限り民意を反映した政治が求められるのは当然である。ところがこの当たり前のルールが、こと核兵器政策については全く反映されていないといっていい。

例えば08年に21か国の世論調査として行われた「核兵器廃絶に賛成か、反対か」の結果では、平均して76パーセントの国民が賛成と回答している。それらの中で核兵器国だけに限って見れば、最低で60パーセント台後半、最高で90パーセント台の賛成となっている。ところが9か国における調査ではあるが、同様な設問の10年前の成績で、核兵器国のそれは08年の場合とほとんど同じであった。つまり核兵器廃絶に対する核兵器国の民意は、変わることなく賛成が高率を維持していたことを意味する。にもかかわらず核兵器国政府は、2000年のNPT再検討会議の合意を除けば、一貫して民意とは程遠い政策を取り続けてきたとみなされよう。

政府の考えと民意との余りに大きいこのギャップを埋めるにはどうしたらいいのか。市民社会に根ざした反核NGOは、国民に対して国内外の核情勢を啓蒙し、また民意を吸い上げつつ各国政府に核軍縮の履行を迫ってきたはずである。もちろんその成果は幾つかの局面で示され、とくに2000年合意に際しては、NGOの中でも「中堅国家構想」を軸とし、7つの国家の政府から成る「新アジェンダ連合」との緊密な連けいが、見事な成果を勝ち取った事実は記憶に生々しい。しかし残念ながらその後は、ブッシュ政権の単独行動主義的な振舞いが大きかったとはいえ、思い切った核政策の変更をさせるには至っていなかった。

オバマ構想によって明るい兆しがうかがわれるとしても、核兵器廃絶の流れをより確固としたものにするためには、NGOの活動範囲を更に広げ、政府を直接動かす国会議員との連帯が欠かせないのではないか。幸いダグラス・ロウチ元カナダ上院議員の提唱によって、「核軍縮・核不拡散議員連盟」(PNND)が結成され、日本の超党派議員もその一翼を担っている。私たちNGOは積極的にこれらの議員と接触して働きかけ、彼等を通じても政府の核政策を変えさせる流れを作る必要がある。被爆65年の今年、私たちはあらゆる手段を活用して被爆国に課せられた責務を果たそう。そしてオバマ政権登場の好機に、もはや決して後戻りのできない核兵器廃絶への枠組みと、各国の合意を取り付けさせようではないか。

特別記事
2

問題は未来なのだ。愚か者！

―半生の異議申し立て―

ダグラス・ロウチ
（カナダ名誉上院議員）



（核兵器廃絶のためのカナダ・ネットワークでの講演
2008年10月16日、オタワ）

私の公的な経歴を大きく形作ってきたのは「異議申し立て」であった。それは今も変わりはない。私は平和のための戦争という人道に反する政策に異議を申し立てる。私は金持ちの強欲によって貧困が永続化することにも、近視眼的な産業主義にこの惑星が乗っ取られることにも異議を申し立てる。そして何よりも、核兵器という憎むべき大量殺人の道具こそが私たちを安全にすると私たちに信じ込ませてきた、核兵器の支持者たちがついてきた嘘に異議を申し立てる。

私は、愛するカナダに起こったことに対して強い怒りを覚えている。かつて国連が人間開発の分野で世界随一と評したこの国は、ブッシュ政権の好戦的な政策にかき乱され、米国の下位の模倣者になり下がった。土地、鉱物、森、水、空間といった信じられないほどの天然資源、そして安定した人口基盤と産業、技術に恵まれたカナダは、発展途上国への支援を渋るようになった。あまりに多くの政治家が、公益を損なうような自己中心的な態度に終始している。カナダは軍事支出を第二次世界大戦後の最高レベルにまで増加させる一方で、平和維持活動を事実上切り捨ててしまった。軍上層部の司令官たちは、アフガニスタンで人殺しを行うカナダ軍の能力を誇らしげに吹聴している。戦いこそがこの国の真髄であると考える人々によって、我々の文化は今、軍事化の道をひた走っている。

核兵器を保有せず、それらを世界から一掃するために懸命に努力するという、かつてのカナダの力強い訴えは、ジュネーブ軍縮会議、国連第一委員会、核供給国グループにおける弱々しいつぶやきにとって変えられてしまった。カナダは核軍縮のために立ち上がることをやめ、今や後の方の席でおとなしく座っているだけである。米国が一喝すれば、カナダは縮み上がってしまう。

軍国主義の信奉者たちは成功しつつある。なぜなら彼らは恐怖を取引材料にしているからだ。我々の政治指導者は致命的な失敗を犯している。なぜなら彼らは恐怖に抗して声を上げることを恐れているからだ。彼らは今、カナダのみならず、世界に対するビジョンを見失っている。カナダの歴史上、これほど政治的な勇気が欠如している時はない。

これら全てに、私は異議を唱える。

愚か者たち

著名な歴史家であるバーバラ・タックマン女史は、政府を苦しめるのは自己欺瞞に満ちた「愚か者たち」であると喝破している。「自己欺瞞は先入観に反するいかなる兆候をも無視、拒否しつつ、先入観による固定概念から状況を判断することによって成立する。そして『愚か者たち』は事実によって行動を律することを自らに許さず、もっぱら自らの願望に従って行動する。」

各国政府は、軍事力や無辜の一般市民に対する爆撃が安全をもたらす、と偽りの主張を続けている。彼らは、世界はすでにあらゆる側面において相互に連携した一つの存在であり、国境が「防護」の点において何の意味ももたないという科学的現実を無視し続けている。

これは、グローバリゼーションが私たちの理解の範疇を超えているということを意味するのではない。我々が変貌を遂げる世界に安定をもたらす能力や国際法を持っていないということでもない。まったく違う。我々には限りな

ダグラス・ロウチ
カナダ名誉上院議員。「中堅国家構想」（MPI）前名誉議長。
1972年から1984年までカナダ下院議員。1984年から1989年まで軍縮大使を務め、1988年には国連軍縮委員会議長に選出された。1998年から2004年まで上院議員。MPIの創設者及び初代議長。

い叡智の宝庫がある。そして国連には軍備、貧困、環境汚染、人権侵害といった諸問題に取り組む上で不可欠な機構が備わっている。しかし我々の社会で力を持っている政治家、外交官、メディア、そして企業体は、程度の差こそあれ、自らのビジョンを掲げ、世界を人類すべての居住に適した場所へと変えるために力を合わせることが出来ずにいる。また、そうせずにいるし、しようともしていない。

私は人間を中心に据えた、真に民主的な世界を求める。それは、平和、平等、正義、発展を構築し、守ってゆく世界だ。私は、国連憲章の諸原則が述べるように、人間の安全保障が軍備、武力紛争、戦争にとって代えられる世界を求めている。地球の資源の公正な分配とともに、誰もがクリーンな環境に生きることが可能で、人権が国際法上の機構によって守られる世界を、私は求めている。

ダグ・ロウチの夢物語がまた始まったと批判する者たちに対しては、こう言ってやろう。あなた方は将来に向けたよりよい政策をお持ちか、と。過去の政策は語り尽くせぬほどの戦争と苦しみ、大規模な貧困、環境破壊、人権抑圧をもたらし、大量破壊兵器の発明によって我々を人類絶滅の危機へと導いた。もっと良い政策を試してみるべき時ではないだろうか。真の人間の安全保障を生み出すために我々の頭脳と心を総動員させる時ではないだろうか。生存そのものを「文明の基準」として考慮すべき時ではないだろうか。これをたんなる「理想主義」と批判しないでほしい。生存という課題はもはや夢想ではなく、人類の差し迫った要求なのだ。

私を批判する者たちに本を書き、説明してもらおうではないか。なぜ世界中の人々のために2万5千発もの核兵器が必要なのか。武器商人の儲けが膨れ上がる一方で、人類の4分の1が貧困にあえいでいることがなぜグローバル経済にとって良いことなのか。氷河が溶け、海面が上昇を続けることがなぜ地球にとって良いことなのか。私は私を批判する者たちに説明させたい。政府が世界の子どもたちに手を差し伸べると誓約しながら、必要なお金が戦争に振り向けられているために子供たちに提供されていないことに、果たして整合性はあるのだろうか。私は私を批判する者たちから合理的な説明を聞きたい。核兵器を通告後15分で発射できるような高度警戒態勢に置き続けている米国とロシアが、なぜ世界をより安全な場所にしているといえるのか。そして、なぜ2020年までに世界から核兵器を取り除く計画を行動に移すことが、「不可能な使命」なのか。

現在の政策立案者に対して、私は、ビル・クリントンの有名な選挙演説に倣ってこう言いたい。「問題は未来なのだ。愚か者!」。あなた方の前にいる「愚か者たち」に打ち勝とう。我々は今、不協和音が高まり、テロリズムが広がり、より危険になった未来に向けてすさまじい速さで進んでいる。コフィ・アナンはこう言った。「我々は猛スピードの飛行機の操縦席で居眠りをしている」。

「川上」と「川下」

人間の安全保障の領域、とりわけ開発と軍縮が絡み合った問題についての議論が果てることなく繰り返される中で、私は多くの政治的対立を経験してきた。私はそれを証明するような傷あとを背負っている。議員、外交官としての経験をとおして私が学んだ最大の教訓は、「川上」の問題、すなわち未だ現実化していない問題に政府を注目させることの難しさである。一方で政府は、「川下」、つまり現実に起こった問題に対しては警戒心、しばしばパニックとも言うべき反応を示す。政府は起こってしまったことに対処する際には、政治的エネルギーやお金を懸命に注ぐが、現在の思考の外にある問題に関心や資金を確保することは事実上不可能である。しかし、次のような結果の予測と予知は難しいことではない。核兵器の拡散がつづけば、いつの日かそれが使用されるであろう。差別や非人道的な生活環境を温床したテロリズムが台頭するであろう、そして、気温と水面の上昇は、人口過密になす術もない状況に置かれた何百万の人々を強制移住に追い込むであろう。

長い年月をとおして形作られた我々の思考を、この惑星の存在に関わる広範な現実に適合させることは、痛みと怖れを伴い、疑いなく難しい。我々は我々の思考を背負いながら未来に向かってゆかなくてはならない。そして同時に、皮肉にも、その未来を創っているのは我々自身なのだ。我々は、一方で人権という概念をうち立て、一方では大量破壊兵器を発明して現在にいたっている。この2つは両立しえない。人間の思考におけるこの二面性がコントロールされないまませめぎあっている。否定、無関心、遅滞、当惑——その他一群の否定的感情が人類の歩みを遅らせている。

この大量破壊兵器の時代に、必要とされている、平和に向かって人々を導いてゆく意欲を政府がもっていないことはすでに証明されている。政府の代わりに、最先頭を歩んでいるのは、暮らし、自由、正義、平等の尊重を中心的価値として重視する公共政策へと政府を導こうとしている市民社会である。今日、

真の創造性は、市民社会の活動の中にある。

妥協を見出せない政治状況を乗り越える最善の手がかりとは、個々の人間の創造性である。これは私自身の経験である。「地球規模問題に取組む国際議員連盟」(PGA)や「中堅国家構想」(MPI)は、私にとって政治システムへのエネルギーの注入口であった。これらの組織はともに急速に発展してきた。私は両組織の成功に満足しているが、より重要なのは、これらが希望へのかがり火であることだ。進歩的な行動における公共政策の失敗に我々が十分な関心を持った時、異議申し立ては創造力に転化する。悲しみや不安から、我々は希望への新たな基盤を築くのだ。

狭まる包囲網

核兵器廃絶への道筋には障害が存在する。だが、核兵器保有に対する包囲網は徐々に狭まっている。小さく見えるかもしれないが、前進は始まっている。世界中の政府は国連において、圧倒的な多数を持って核兵器のない世界への道筋に賛成票を投じてきた。米国においてもロシアにおいても、国民の過半数(米国では73%、ロシアでは63%)が、国際的検証のより進んだ方法が確立され次第、核兵器の完全廃棄を実施することに賛成している。かつて米国の核兵器保有を擁護してきた、ヘンリー・キッシンジャー、ジョージ・シュルツ、サム・ナン、ウィリアム・ペリーという米国の4名の政治家が、廃絶に向けた積極的措置を提唱している。

核不拡散条約(NPT)の無期限延長、1996年の国際司法裁判所(ICJ)勧告、また、2000年NPT再検討会議で誓約された「明確な約束」、これらのすべてを背景として、私は現在起こっている出来事は、核兵器の終焉に向けた歴史の幕あけに先立つ第一歩であると感じている。一時的な緊張や混乱は、しばしば長期的な利益についての我々の判断を曇らせる。一歩退けば、私たちは、戦争や破壊の手段に反対する社会的思想の進化をよりはっきりと見ることができる。世界はいまだに欲望、権力、腐敗の力によって苦難を強いられている。しかし変化は起こりつつある。

変化は私の生きている間には起こらないかもしれない。偉大な神学者であるラインホルド・ニーバーは、「成し遂げる価値のあるものは一人の人間の生きている間には達成できない」と述べた。山歩きをしていて岩の間に咲く花を見る時、私はいつも勇気づけられる思いがする。その花は抵抗する力を持っていた。そして分が悪いと思われる戦いに挑んだ。その花の美しさは力を持続していることによるものだ。

人類の旅立ちを止めることはできないと私は確信する。我々は、しばしば自ら気がつかないところで文明を進化させている。もし我々が地球を壊滅させるような事態を回避できれば、一連の文明が将来に控えている。宇宙空間で宇宙飛行士が撮った地球の写真が示すのは、我々は一体であり、人類は、小さないざこざはあっても統一された存在だということだ。我々の弱さは明白である。しかし我々の強さもまた明らかである。それは、知識、技術、創造性における強さである。

核兵器の廃絶はもはや遥か遠くの目標ではなく、大仰な野望でも理想主義的な考えでもない。それは一歩も譲れない、我々の生存に不可欠な要件である。我々の頭上に核戦争の脅威が降りかかっている限り、平和は実現しない。

いかなる状況においても、核兵器の生産および使用を全面的に禁止する核兵器禁止条約が緊急に求められている。立法者である政治家や政府の官僚たちは、このような立法の実現を世論が求めていることに気づかなければならない。すべての核兵器を禁止する厳格な法的枠組みが確立されなければならない。

現在130か国の2,200以上の自治体首長が加盟する「平和市長会議」は、2020年に核兵器禁止条約を履行することを求めてきた。2020年は、核兵器のない世界を導くべく作られたNPTの50周年にあたる。

奴隷制度、植民地主義、アパルトヘイトという、それぞれの時代における巨悪は、世論の盛り上がりが臨界量に達した時に、終焉を迎えた。究極の悪である核兵器の終焉も同様に――政治過程の活性化には時間枠が必要であることを認識しつついえば――声を上げる活動家や議員の数が充分な水準に達した時に達成されるであろう。

人権に対するより深い理解の結果、旧態依然たる戦争の手段に対する挑戦は次第に強まっている。希望の政治に力を与えるこの運動の先導者の声がすでに聞こえ始めている。バラク・オバマのベルリンにおける演説に20万人ものドイツ人が集まったことは、新しい、より高い、より包括的な政治過程を人びとが欲していることを示す劇的な兆候であった。

すべての人への人権と核兵器の廃絶は一体の重要課題となるべきである。その時我々は、希望が恐怖に打ち勝つことができることを知るであろう。

(訳:編集部)

原題:"It's the Future, Stupid!"　roche.apirg.org/public_html/index.html

第3章

核軍縮
平和

2008-9年のキーワード

A. 特集：
「核兵器のない世界」への
気運の高まり
B. 核軍縮・不拡散外交
C. 各国の核・安保政策
D. 日本の核・安保政策
E. 自治体とNGO
F. 核軍縮日誌

A1. 欧州に広がる核軍縮気運

シュルツ、キッシンジャーら4人の米元高官による「核兵器のない世界」アピール※を受け、欧州の各政権からは、自国の核軍縮努力を国際社会に印象付けようとの動きが相次いだ。英国に与えた影響としては、08年1月のブラウン英首相のデリー演説（08年1月21日）※、英外務省の政策情報文書（09年2月4日）※、ブラウン首相のロンドン演説（同3月17日）※があげられる。また、フランスにおいては、サルコジ仏大統領のシェルブール演説（08年3月21日）※や、6月17日発表の仏国防白書に盛り込まれた「核軍縮行動計画」※もシュルツらのアピールに触発されたものといえる。08年12月に欧州連合（EU）を代表したサルコジ大統領が8項目の核軍縮提案を潘基文国連事務総長に送り※、核軍縮への積極姿勢を示したこともこの流れである。

しかし核軍縮への積極姿勢を謳ったこれら提案のいずれもが、核兵器国である英仏自身の政策転換に十分に切り込んだものではないことに注意したい。自国の手を縛るような新たな核軍縮措置には言及せず、核抑止への信頼を繰り返し述べる両国の姿勢は、核兵器削減を謳いつつ核抑止の永続化をめざそうとする、世界的な核保有国における共通の傾向を示す例といえる。

こうした中、欧州の元政府高官が発した3つのアピールが注目を集めた。

一つ目はドイツである。09年1月9日、独紙『フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥンク』などに、ヘルムート・シュミット（元西ドイツ首相）、リヒャルト・フォン・ワイツェッカー（元連邦大統領）、エゴン・バール（元西ドイツ経済協力相）、ハンス・ディートリッヒ・ゲンシャー（元西ドイツ外相）の超党派の4名による声明が発表された※。

※資料1−5（228ページ）。

※「核兵器・核実験モニター」第298号（08年2月15日）に抜粋訳と解説。

※資料3−5（277ページ）。

※www.number10.gov.uk/Page18631

※本イアブック08年版・資料3−11（250ページ）。

※資料3−3（273ページ）。

※「核兵器・核実験モニター」第319・20号（09年1月15日）に全訳。

これに先立つ欧州における元高官声明としては、英国の元外相4名（08年6月30日）※、イタリアの元閣僚ら（同7月24日）※によるアピールがある。この独高官声明は、欧州が直面する困難の克服に向け、今何をすべきかをドイツの視点から具体的に提案した点において際立った特長を持つものである。例えば声明は、米ミサイル防衛（MD）の東欧配備計画の危険性を具体的に指摘し、対弾道ミサイル（ABM）制限条約の再建と宇宙軍拡の中止を提案している。また、NATOとロシアの核先行使用ドクトリンを批判し、核兵器国間での「核先行不使用」条約の締結を呼びかけた点も新しい。さらに注目すべきは、声明がドイツに配備されている米戦術核の撤去を訴えた点である※。こうしたドイツ国内の世論の高まりが、米戦術核撤去を政策協定に盛り込むという、09年秋に誕生した同国新政権の方針に結びついたと言えるだろう※。

一方英国でも、自国の政策に鋭く切り込むアピールが出された。09年1月16日付英紙『タイムズ』に掲載された、それぞれ爵位を持つブラモール、ラムスボータム、ヒュー・ビーチの3人の元将軍による声明である※。声明は英国が「自立的抑止力」と主張するトライデント・システムを「無用」と断定し、英国政府が07年3月に決定した、2020年以降も同システムを更新し継続するという方針に異議を唱えた。

さらにフランスでは、09年10月20日、仏紙「ル・モンド」に、アラン・ジュペ元首相、ベルナール・ノーラン元将軍、アラン・リシャール元国防相、ミシェル・ロカール元首相という超党派4名の核軍縮声明が掲載された※。「時が来たならば」と慎重な表現を選びつつも、仏政府自身が「軍縮を自国の核能力にも波及させる」よう呼びかけている点で、この声明も自国の政策転換に一石を投じたものと言える。

※資料2−9（254ページ）。

※英紙「タイムズ」に掲載された3人の英元外相（ダグラス・ハード、マルコム・リクフィンド、デビッド・オーウェン）とジョージ・ロバートソン元NATO事務総長によるアピール「核兵器廃絶の取り組みを始めよう――核兵器のない世界は容易ではないが可能だ」。

※伊紙「コリエーレ・デラ・セーラ」に掲載されたマッシモ・ダレーマ（元首相、外相）、ジャンフランコ・フィーニ（元外相）、ジョルジョ・ラ・マルファ（元欧州担当相）、アルトゥーロ・パリージ（元国防相）、フランチェスコ・カルジェロ（ローマ大学物理学部、元パグウォッシュ会議事務局長）によるアピール「核兵器のない世界のために」。

※NATOの「ニュークリア・シェアリング（核分担）」政策により、ドイツには10〜20発の核弾頭が配備されている。詳しくはデータシート3（100ページ）。

※キーワードA4（50ページ）。

※資料2−8（253ページ）。

※「核兵器・核実験モニター」第340号（09年11月15日）に全訳。

A2.「核兵器なき世界」へ —オバマ・プラハ演説

米国市民がブッシュ政治からの変化を求めて誕生したオバマ大統領は、09年1月20日の大統領就任演説※において対話と協力という理念と思想をうたいあげた後、24分野にわたるオバマ・バイデン・アジェンダ※を提示した。防衛、外交の分野、特に核政策をみると、「核兵器のない世界へ向けて前進する」との項目を立て、「新型核兵器の開発を中止し、(中略)、米ロの核兵器ならびに核物質備蓄の劇的な削減を追求する」とし、ブッシュ政権とは大きく異なる政策が明記されている。そのビジョンを最も鮮明に打ち出したのが、オバマ大統領のプラハ演説※(09年4月5日)である。

※米国大使館ウェブサイト tokyo.usembassy.gov/tj-main.html

※資料2-2(240ページ)。

※資料2-5(246ページ)。本イアブック巻頭のグラビア参照。

演説の冒頭で大統領は、冷戦は過去のものとなり、「世界的な核戦争の脅威は低下したが、(中略)核攻撃の危険性はむしろ高まった」との情勢認識をのべ、「本日、私ははっきりと、信念を持って、アメリカは核兵器のない世界の平和と安全を追求することを誓約したい」と明言した。大統領選挙の公約であった「核兵器のない世界」への誓約を再度鮮明にし、その実現を「核兵器を使用した唯一の核保有国として、米国には行動すべき道義的責任がある」と動機づけた点において、演説は高く評価されるべきである。

その上で、オバマ大統領は、「進むべき道筋」として、核軍縮の前進、核不拡散体制の強化、核物質管理の厳密化という三つの領域における具体的な方針を打ち出した。第1については、「国家安全保障戦略における核兵器の役割を低下させ」、米ロのさらなる核兵器削減条約※の交渉の促進、包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効※、検証可能な兵器用核分裂性物

※キーワードA3(48ページ)。

※データシート1(62ページ)。

質の生産禁止(カットオフ)条約※の交渉への意欲を示した。第2の核不拡散体制の強化に関しては、違反国に対する制裁の制度化、世界的な核査察の強化をあげ、第3の核物質管理の厳密化に関わってテロリストへの核物質の拡散阻止のため、「4年以内に機微物質の厳重管理をめざして新たな基準を設け」、「2010年4月に、核安全保障に関する世界サミット」を行うと述べた。

※用語の解説「カットオフ条約」(216ページ)。

演説は、シュルツらの「核兵器のない世界へ向かって行動することによって、北朝鮮やイランなどが核兵器国になろうとすることを阻止し、核兵器を用いたテロ攻撃を阻止できる」という課題に重点を置き、他方で「核が存在する限り、米国は、同盟国のためにも効果的な抑止力を維持する」というメッセージを強調した。しかも米国は、国内に強力な核抑止力論者を抱えている。のみならず、60年以上の長きにわたって、核抑止力に基づいた国際関係を築いてきた。プラハ演説の前日には、北大西洋条約機構(NATO)が60周年記念サミットを開催し、オバマ大統領自身を含めて核兵器の役割を再確認する宣言※を採択したばかりであった。「核兵器のない世界」実現のためには、このような積年の構造を一つ一つ取り除いていかなければならない。

※「核兵器・核実験モニター」第327・8号に抜粋訳。

そうした中、09年10月9日、オバマ大統領への09年のノーベル平和賞の授与が発表された。その最大の理由は、多国間外交を掲げ、「核兵器のない世界」へのビジョンを世界に呼びかけたプラハ演説にあったと言われる。ここには、「核兵器のない世界」への大統領の今後の努力に対する強い期待が込められているといえる。しかし、プラハ演説の後も、2010年の国防予算の審議※、CTBT批准、米ロ核削減交渉などをめぐり、オバマ政権は議会や軍などの強力な抵抗にあい、試練に直面している。プラハ演説に示された「核兵器のない世界」実現への意志の具体化のためには市民社会の声の高まりが欠かせない。

※キーワードC1(90ページ)。

A3. 米ロの核削減条約が失効、つづく後継条約交渉

09年12月5日、米ロの戦略核戦力削減をめざした「第一次戦略兵器削減条約(START Ⅰ)」※が、15年の期限満了をもって失効した。オバマ、メドベージェフ両大統領は、その前日に、「START Ⅰの精神に則った」協力を条約失効後も継続するとともに、「可能な限り早期」に新条約の発効をめざすとした短い共同声明を発表した※。

※用語の説明(217ページ)。

※www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-and-releaseから日付で検索可能。

米ロのさらなる核削減に向け、START Ⅰの後継となる新たな条約を締結するという方針は、09年3月6日のクリントン米国務長官とラブロフ・ロ外相の会談で確認され、続く4月1日のロンドンでの米ロ首脳会談で発せられたSTART後継条約に関する共同声明※において公式に表明された。声明は、「包括的かつ法的拘束力を持つ」新条約に向けた二国間交渉の即時開始を宣言するとともに、12月5日の失効前という、自らに課した条約締結期限を明確にしていた。

※資料2-3(243ページ)。

悪化した両国関係の「リセット」の象徴として、米ロの協調ムードで動き出した交渉であったが、その道のりは最初から平坦ではなかった。条約成立自体が両国の利益に資するという基本認識では一致しつつも、米ミサイル防衛(MD)や検証問題等をめぐり、両国の主張は対立を見せた。米国の軍事的優位性を減じたいロシアと、他方、核政策の基本文書である「核態勢見直し(NPR)」※の結論が出ていない中で、自国の核戦力における柔軟性をできるだけ確保したい米国との思惑の交差がその背景にある。

※用語の説明(216ページ)。

こうした初期段階の交渉の産物として出されたのが、条約の基盤となる合意事項を盛り込んだ7月6日の「共同了解」※である。そこにおいては、条約発効後7年を期限として、作戦配備の戦略核弾頭をそれぞれ1500～1675発の範囲に、また、ミサイルや戦略爆撃機など戦略運搬手段を500～1100基(機)の範囲に削減するという内容が了解事項となった。これらの数値目標は、核削減、対象範囲ともに両国の現在の核戦略に大きな影響を与えない、きわめて低いレベルの合意である。たとえば非戦略核弾頭の削減は含まれていない。また、戦略核弾頭の削減範囲は、米ロの戦略攻撃力削減条約(モスクワ条約、SORT)の規定する削減範囲(1700～2200発)をわずかに下回る数字に過ぎない。

※資料2-6(250ページ)。

交渉妥結を急ぎたい米ロであるが、その行く末にはまだ多くの困難が指摘されている。その一つが、長年米ロの対立を生む要因となってきた米国のMD計画である。09年9月17日のオバマ大統領の東欧配備計画の中止決定※は確かに両国の関係改善を生んだが、米政権が発表したSM3※を軸とする欧州MD新構想にロシアは警戒を解いていない。

※キーワードC2(92ページ)。

※用語の説明(218ページ)。

条約へのハードルは、米国内にも存在している。仮に署名に到ったとしても、保守層が抵抗を示す米上院での批准という難関を突破しなければならない※。共和党議員の間には、オバマ政権が自国の安全保障を減じる形でロシアに過度に譲歩しているとの見方が根強い。とりわけ、NPRの完了に先立って新条約が締結されることに強い懸念がもたれている。09年9月30日、共和党上院政策委員会は、「包括的な核近代化計画」の要求を含む、新条約が満たすべき「6つの原則」を発表した。こうした共和党の意向は、2010会計年国防認可法にも具体的に盛り込まれた※。また、12月15日には、41人の上院議員(当時の共和党の全上院議員40名と無所属1名)が、「核抑止力の近代化に向けた相当規模の計画」を求める内容の大統領宛書簡を発表した。このように、米議会内には、交渉中の後継条約そのものへの批判のみならず、その先にあるさらなる削減を牽制しつつ、保有核兵器の近代化・寿命延長、MD計画の推進を狙うといった、さまざま思惑が混在している。

※2010年3月1日現在、米上院の定数100議席のうち、民主党は59議席。国際条約批准の要件は3分の2以上の賛成であるから、仮に民主党全員が賛成であっても、少なくとも8人の共和党票が必要。

※公法111-84 (09年10月28日)。その1251節において、①備蓄核兵器の安全性、セキュリティ、信頼性の向上、②核兵器複合体の近代化、③核兵器の運搬手段の維持計画について、後継条約の上院提出日から30日以内に議会に報告するよう大統領に要求している。

A4. ドイツ新政権、米戦術核の撤去求める

09年10月26日、ドイツ新連立政権が発表した連立合意文書に、同国内に配備されている米戦術核の撤去を求める内容が盛り込まれた※。文書は、オバマ大統領の核軍縮努力への支持とともに、「この(NPT等の)文脈において、北大西洋条約機構(NATO)※戦略概念の起草過程においてもまた、我々はNATO同盟内部において、また米国の同盟国に対しても、残された核兵器のドイツからの撤去を提唱するであろう」と述べた。さらには、核軍縮を進める上での重要な留意点として、「通常兵器が核能力放棄の代替手段として考慮されること」を防がなければならないと指摘した。

※資料3-7(281ページ)。

※アルバニア、クロアチアが09年4月に加盟し、加盟国は28になった。現在、NATOの目的や任務等の基本方針を示した1999年の「戦略概念」に代わる新たな「戦略概念」の策定を行っている。

ドイツにおいては、09年9月27日の連邦議会選挙の結果、メルケル首相が率いるキリスト教民主同盟(CDU)を中心に、キリスト教社会同盟(CSU)、自由民主党(FDP)の連立政権が誕生した。三党が署名したこの合意文書は、連立政権の政策における基本的考え方を示したものである。

新政権の誕生に先立って、「核兵器のない世界」への国際気運を背景に、米戦術核撤去を求める動きが始まっていた。09年1月9日には、シュミット元西独首相ら超党派の元閣僚4名が核撤去の要求を含む共同声明を発表した※。また、「核兵器の役割縮小」を訴えたプラハ演説※の直後には、当時CDUと大連立政権を組んでいた社会民主党(SPD)のスタインマイヤー外相が、米戦術核は「軍事的に不用」であり、国外撤去に向けた措置を講じると、4月10日付の独誌シュピーゲルに述べている。しかし、今回のように現政権の政策文書といった形で、米戦術核の撤去を求める方針が明示されたことは初

※キーワードA1(44ページ)に詳しい説明。資料2-9(254ページ)に抜粋訳。

※資料2-5(246ページ)に抜粋訳。

であり、これは他のNATO加盟国政府にも例を見ない※。

米空軍は、現在、ドイツのビュヒェル空軍基地を含め、5つのNATO加盟国の6基地に推定150～240発の戦術核(B61-3、4、10核爆弾)を配備している※。冷戦期、当時のソ連に対抗するために、欧州各国の基地には7千発以上の戦術核が配備されていた。現存するものはその残滓である。冷戦後も変わらず、NATOにおいては、いくつかの非核兵器国の空軍が米国の核兵器を戦時使用するという考え方(ニュークリア・シェアリング=核分担)の下に、運搬、使用の訓練が実施されている※。

※オリバー・マイヤー「アームズコントロール・トゥデイ」09年12月号。

※ドイツ、ベルギー、オランダに各10～20発、イタリアに70～90発、トルコに50～90発。データシート3(100ページ)参照。

合意文書には盛り込まれたものの、ドイツから米戦術核を撤去するとの政策が実現するためには、ドイツ一国を超えた、NATO全体での協議と同意が必要となる。しかし現状において、核分担に関するNATO内の議論は二分されている。米戦術核は「冷戦の遺物」との認識は広く共有されているものの、通常兵器と最小限の核能力の組み合わせが抑止力として不可欠であるとの考え方はNATO内に根強い。とりわけ、ロシアを懸念するポーランド、イランを警戒するトルコなどの対応が問題となる。さらには、より根本的な問題として、核分担をNATO国家間の「同盟の証」とする旧態依然の考え方に転換がなし得るかどうかが問われている。

※現在、ドイツ、ベルギー、イタリア、オランダがこの核任務を共有しており、一方、ギリシャとトルコは01年にこの任務から離脱している。

09年11月3日、ベスターベレ外相は、ラスムセンNATO事務総長と会談したが、この問題についてはドイツ単独では今後いかなる決定も行わないと確認するに留まった※。また、クリントン米国務長官は、11月9日の独ラジオ局のインタビューに対し、「東方諸国に対するNATOの責任」に言及しつつ、NATO加盟国すべてが議論のテーブルにつくべきであると強調した※。

※www.auswaertiges-amt.de/diplo/en/Aamt/Uebersicht.html

※www.state.gov/secretary/rm/2009a/11/131722.htm

ドイツ新政権の動きを受け、他のNATO非核兵器国を巻き込んでの水面下の議論が進行していると伝えられる※。今後注目されるのは、策定作業が行われている新「戦略概念」の行方である。米戦術核の撤去問題もそれとの関連で議論が行われる。

※10年2月26日、NATO5か国(ドイツ、ベルギー、オランダ、ノルウェー、ルクセンブルグ)の外相が、米戦術核の問題を、4月にエストニアの首都タリンで開くNATO外相会議で議題にするよう求める書簡をNATO事務総長に提出した。

A5. 国連安保理で初の「核軍縮・不拡散」サミット

09年9月24日、国連安全保障理事会(以下、安保理)において「核不拡散と核軍縮」を主題とする首脳会議※が開かれ、「核兵器のない世界」に向けた条件をつくり出す決意を述べた決議が満場一致で採択された。これによって07年のシュルツら4人の米元高官による提言※に触発された核兵器のない世界へのビジョンは多国間で議論するための新しい手がかりを獲得した。

※常任理事国(米、ロ、英、仏、中)に次の非常任理事国を加えた15か国。豪、ブルキナファソ、コスタリカ、クロアチア、日本、リビア、メキシコ、トルコ、ウガンダ、ベトナム。

※キーワードA1(44ページ)、資料1−5(228ページ)。

※資料2−7(251ページ)。

会議はまず、米国が原案を起草した「決議1887」※を満場一致で採択した。議長として冒頭発言にたったオバマ大統領は、「いかに障害が大きく見えようとも、我々は戦争の兵器を削減するための努力を止めてはならない。核兵器が地球上から消え去るまで、我々は立ち止まってはならない。これは我々の任務であり使命である」と意欲と覚悟を述べた。

次いで潘基文(パン・ギムン)国連事務総長は、会議が5項目提案※に合致することを想起しつつ、「核軍縮のみが、より安全な世界へと向かう唯一の健全な道である」と訴えた。

※キーワードA6(54ページ)、資料2−1(237ページ)。

14の理事国首脳が決議を支持する発言を行った※。メドベージェフ・ロシア大統領は、「我が国は戦略核兵器の運搬手段の削減幅を3倍以上にする用意がある」と語った。これは戦略兵器削減条約(START)後継条約の運搬手段の削減合意※の下限(500基)がロシアの主張であることを言外に示唆するものだった。ブラウン英首相は、米ロが戦略核を1500以下に削減すれば、英国も「核軍縮における役割を全面的に担う」と述べた。フー・チンタオ(胡錦濤)中国国家主席は、核先行使用政策の放棄と非核兵器国への法的拘束力のある消極的安全

※「核兵器・核実験モニター」第338号(09年10月15日)に抜粋訳。

※資料2−6(250ページ)。

保証(NSA)※などの具体的提案を行った。

※用語の説明(217ページ)。

鳩山首相は、非核三原則の堅持を改めて誓うとともに、「非核兵器地帯の創設」を国際社会全体の「意義ある課題」として提起した。

このような中で、ただ一人サルコジ仏大統領は、「核兵器のない世界」を夢見ている瞬間に「2つの国家が正反対の行動」をしているとイラン、北朝鮮への批判を強調しつつ、オバマ・ビジョンへの懐疑をあらわにした。

「決議1887」は前文と主文29節より成る。主文の条項の多くは、「核不拡散体制の強化」に関するものであり、核軍縮関連条項は新味にも具体性にも欠ける。これは、核軍縮分野で前進するための準備が主要国にできていない現実を示している。しかし、決議が「不拡散」に関する既存の合意を「核兵器のない世界」への文脈において確認した意義は大きい。

オバマ大統領は、4月5日のプラハ演説※で示したビジョンの実現のプロセスには多くの困難な課題が存在し、それらが一国もしくは二国間の努力のみで克服できないという現状認識から、「核兵器のない世界」へのビジョンを多国間で共有し、国際社会が協力する課題であることを明確にする場として国連安保理を選んだものと思われる。

※キーワードA2(46ページ)、資料2−5(246ページ)。

安保理サミット直前の9月17日、オバマ大統領は東欧におけるミサイル防衛(MD)システム配備の見直しを発表※し、米ロ核軍縮交渉を阻害する要因を除去した上でこの首脳会議に臨んだ。一方、プラハで表明した「国家安全保障における核兵器の役割の減少」やCTBT早期発効には議会、国防総省・軍の根強い抵抗がある。このような抵抗を国際世論で包囲するという意図も狙いの一つであったものと推測される。

※キーワードC2(92ページ)。

2010年のNPT再検討会議を前に、5核兵器国(P5)を主要構成国とする安保理で、核問題を包括的にとりあげる首脳会議が開かれたことの意義はきわめて大きい。決議1887の前文に挿入された次の一節は、「核兵器のない世界」実現における市民の参画の重要性を示すものである。「NPTのあらゆる目的を促進する上での市民社会の貢献に留意する」。

A6. 国連事務総長、5項目提案で核兵器禁止条約に言及

核軍縮に向けた国際気運が高まるなか、核兵器禁止条約(NWC)を含む、核兵器の「非合法化」を支持する動きが広がりをみせている。

こうした流れに大きな後押しとなったのが、08年10月24日、潘基文(パン・ギムン)国連事務総長がニューヨーク国連本部で開催されたシンポジウム※で発表した5項目の具体的提案であった※。5項目の要旨は次の通りである。

◎すべての核不拡散条約(NPT)締約国、とりわけ核兵器国が核軍縮へと繋がる効果的な措置に関する交渉を行う義務を履行すること。相互に補強しあう別々の条約の枠組みに合意する、あるいは、NWCの交渉を検討することも可能である。

◎安保理常任理事国が核軍縮プロセスにかかわる安全保障問題の協議を開始すること。

◎包括的核実験禁止条約(CTBT)、核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)、非核兵器地帯、国際原子力機関(IAEA)追加議定書などを通じ、「法の支配」を強化すること。

◎核兵器国が説明責任及び透明性を強化すること。

◎他の大量破壊兵器の廃絶を含む、核軍縮の補完的措置が必要であること。

NWCはこの第一項目の中で言及された。「比類なき危険性」にもかかわらず、核兵器には「非合法化」するいかなる条約も存在しない、と演説冒頭で憂いた事務総長は、「相互に補強しあう別々の条約の枠組み」あるいは「確固たる検証システムに裏打ちされたNWC」の交渉が必要であると訴えた。

※シンポジウムのタイトルは、「気運を掴む――大量破壊兵器及び軍縮にかかる新たな東西合意を築くための打開策」。主催はイースト・ウエスト研究所。

※資料2－1(237ページ)。

潘事務総長はさらに、コスタリカやマレーシアが提唱してきた「モデルNWC」※が「良い出発点となる」と高い評価を与えた。「モデルNWC」とは、「厳格かつ効果的な国際管理のもと、すべての面にわたって核軍縮につながる交渉を誠実におこない、これを完了する義務が存在する」とした96年の国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見※に基づき、国際NGOの主導で起草され、97年にコスタリカが国連に提出した条約案である。07年のNPT再検討会議準備委員会で、この改訂版が再びコスタリカにより作業文書として提出された※。また、同年秋の国連総会にも、コスタリカとマレーシアが共同で提出し、国連加盟国での検討に付されている。

「5項目提案」に対する支持は、2008～9年を通じてさまざまな場面で繰り返し表明された。支持拡大に貢献した主体の一つが、核問題に関心を持つ国会議員の国際ネットワーク「核軍縮・不拡散議員連盟」(PNND)※である。09年4月10日、日本の衆参両議院を含む各国議会を構成メンバーとする「列国議会同盟」(IPU)※の第120総会(於:アジスアベバ(エチオピア))は、「5項目提案」への支持表明を自国政府が行うよう各国議会に要請するという内容を含む決議※を全会一致で採択した。こうした背景にPNND参加議員の働きかけがあったと伝えられる。

なお、コスタリカとともに「モデルNWC」支持拡大の努力を展開してきたマレーシアは、96年以降、「NWCの早期締結に繋がる多国間交渉を開始することによって、(ICJ勧告的意見に謳われた)核軍縮義務をただちに履行する」ことをすべての国家に求めた決議案※を毎年の国連総会に提出している。09年秋における決議案は、10月30日に賛成126、反対29、棄権22で第一委員会を通過し、12月2日の本会議で賛成124、反対31、棄権21の賛成多数で採択された。中国(賛成)を除く核兵器国(米、英、仏、ロ)が反対、インド、パキスタン、北朝鮮は賛成、イスラエルは反対した。日本政府は、NWCに向けた動きは「時期尚早」であり、段階的な核軍縮措置の履行が先、という姿勢であり、例年に引き続き棄権票を投じている。

※www.icanw.org/nuclear-weapons-conventionに原文。日本語版と解説書は「地球の生き残り【解説】モデル核兵器条約」(日本評論社、2008年)。

※資料1－3(225ページ)。

※文書番号:NPT/CONF.2010/PC.I/WP.17

※キーワードE3(150ページ)。

※153の主権国家による議会と、準メンバーとして欧州議会など8つの地域組織が加盟。米国を除く4つの核兵器国(ロ、英、仏、中)、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の議会も含まれる。

※「核兵器・核実験モニター」第327・8号(09年5月15日)に全訳。

※「核兵器の威嚇または使用の合法性に関するICJ勧告的意見のフォローアップ」www.un.org/ga/64/resolutions.shtmlから文書番号64/55で検索可能。

A7. ジュネーブ軍縮会議(CD)、09年「作業計画」を採択

09年、唯一の多国間軍縮交渉の場でありながら長年停滞を続けていた「ジュネーブ軍縮会議(CD)」※に新たな局面が切り開かれた。5月29日、09年度の「作業計画」※が参加65か国の全会一致で採択されたのである。

CDにおいては毎年、7つの議題※に沿って「作業計画」を採択し、実質交渉や議論のための具体的任務を担う特別委員会やコーディネーターを設置することが定められている。しかし98年以降、CD参加国は4つの重要議題(①核軍縮、②兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)※、③宇宙における軍備競争の防止(PAROS)、④消極的安全保証(NSA)※)の優先性をめぐる対立から「作業計画」に合意できず、CDを事実上の機能停止に陥らせていた。しかし今回「作業計画」の採択が11年ぶりに実現したことで、4つの議題における前進、なかでも、核不拡散体制の柱である「検証可能なFMCT」の早期交渉開始に一歩前進があったことの意義は大きい。

状況打開の背景には、昨今の核軍縮に向けた国際気運の盛り上がり、とりわけ、検証可能なFMCTに支持を表明したオバマ米政権の姿勢があった。合意された作業計画は、「差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な」条約の交渉をCD特別委員会の委託任務とするとした95年の「シャノン報告」(文書CD/1299)※に言及した。この目標は2000年のNPT再検討会議最終文書※でも確認された国際合意であったが、ブッシュ政権下の米国が検証可能なFMCTに繰り返し否定的な見解を示してきたことで実行が妨げられてきた。

※用語の説明(217ページ)。
2009年の日程:
第1会期:1月19日~3月27日
第2会期:5月18日~7月3日
第3会期:8月3日~9月18日

※「09会期の作業計画の設置に関する決定」。文書番号CD/1864。
「核兵器・核実験モニター」第330号(09年6月15日号)に抜粋訳。

※本文中の4つの重要議題に加え、⑤放射性兵器など新型大量破壊兵器、⑥包括的軍縮計画、⑦軍備の透明性。

※用語の説明「カットオフ条約」(216ページ)。

※用語の説明(217ページ)。

※専門コーディネーターを務めたカナダ大使の名前からこう呼ばれる。

※資料1-4(226ページ)。

結果的には、「作業計画」採択という前進にもかかわらず、FMCTを含む4つの重要議題について、09年のCDで実質作業が行われることはなかった。「作業計画」の具体化に求められる追加的な手続き事項決定について、CD参加国が全会一致合意に至らなかったためである。8月31日、議長を務めていたストロハル大使(オーストリア)は手続き事項の決定案についての合意追求を断念すると表明した。09年度最後となる第3会期の終了が迫るなか、時間切れとの判断であった。

「作業計画」採択以後に就任した3人の議長※の調整努力が進められる中、最後まで合意を拒み続けたのはパキスタンであった。同国が繰り返し主張したのは、各重要議題における「平等性」と「すべてにとって安全保障が減じない原則」である。採択された「作業計画」においては、FMCTのみ条約交渉の任務が課され、他の議題については「意見と情報の交換」(核軍縮)等の内容に留まっている。この点についてパキスタンは、「4つの議題は等しく重要であり、その先に続くものは法的拘束力のある条約の形に発展させることである」と主張した※。また、FMCT交渉が先行することは、十分な備蓄を持ち、すでに核分裂性物質の生産を停止している核兵器国の「既得権」を守ることになり、不平等性が固定されるとの警戒感をパキスタンは示した。パキスタンは長年、将来の生産禁止に加え既存の備蓄に対する議論を条約の対象範囲に含むことを要求するとともに、「米印核協力協定」※が地域の戦略バランスを乱しており、それが「再構築」されない限り、「適切なFMCTを作り上げることは困難」であると主張した。

これらの主張の中に、自国の核政策維持・強化の狙いを込めているパキスタンの姿勢はけっして容認されるものではない。しかし、そこで提起された核をめぐる「公正さ」の問いは本質的である。これに参加各国が今後どこまで歩み寄れるかが今後のCDの動向の鍵を握るであろう※。

※モリタン・アルゼンチン大使、ミラー・オーストラリア大使、ストロハル・オーストリア大使。

※ザシール・アクラム・パキスタン大使の発言、7月2日。

※キーワードB5(72ページ)。

※2010年3月1日現在、CDは2010会期の作業計画に合意していない。
2010年の日程:
第1会期:1月18日~3月26日
第2会期:5月31日~7月16日
第3会期:8月9日~9月24日

A8. 2025年までに「最小化地点」一日豪委員会が報告書

ICNND

09年12月15日、日豪政府が支援する「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND)※の最終報告書が公表された。ラッド豪首相の提唱で08年8月に設立された、15か国15人の委員と27人の諮問委員※によって構成される委員会は、4回の会合(シドニー、ワシントン、モスクワ、広島)と4回の地域会合を通して議論を積み重ねた。

「核の脅威を絶つために」と題された報告書※は、「本文(英文294ページ)」、「概要」、「情報シート」3分冊からなり、核軍縮、核不拡散、核セキュリティ、核エネルギーの平和利用の4分野についての現状と課題を詳細に分析するとともに、「短期」、「中期」、「長期」の3つの時期における行動目標を勧告している※。「核軍縮」分野において示された主要な勧告を要約すれば次のとおりである。

※短期(~2012年)及び中期(~2025年):核兵器の全面的な非正統化を達成するとともに可能な限り早期、遅くとも2025年までに以下を特徴とする「最小化地点」に到達する。

(a)核弾頭数:世界の核兵器は2000発以下(現保有量の10%以下)にする:米ロはそれぞれ500発まで削減、他の核武装国※は保有核兵器数を少なくとも増加しない。核兵器数は、配備された核兵器のみならず解体待ちであっても再配備される可能性のあるものを含む。

(b)ドクトリン:すべての核武装国は核兵器の「先行不使用」を誓約:現段階でそのような宣言をする用意がなければ、すべての核武装国は、核兵器完全廃棄までの間、核兵器保有の唯一の目的は自国あるいはその同盟国に対する核兵器使用の抑止にあるという原則を直ちに受け入れるべきである。また、すべての核武装国は非核兵器国に対して核兵器を使用しないという明確な消極的安全保証(NSA)※を拘束力のある国連安保理決議に裏書された形で供与するべきである。

(c)核戦力の態勢:上述のドクトリンを反映した、検証可能な配備及び警戒態勢。

※長期(2025年~):可能な限り早期に核兵器廃絶(ゼロ)を達成する。現時点においてゼロに到達する目標期日は特定できなくとも、「最小化地点」から廃絶に移行する上で求められる条件に関する分析や議論は直ちに始められるべきである。

「報告書」は以上の他にも、現存する「モデル核兵器条約」※の概念を改良、発展させる作業を「ただちに開始すべきである」こと等を勧告した。

「報告書」は、10年5月のNPT再検討会議に向けた核軍縮に関する20項目の行動指針※も示した。これは、2000年再検討会議で合意された「13項目の実際的措置」※を、過去10年の国際環境の変化や状況の進展を踏えて「更新・拡大したもの」である。

「世界の政策立案者のための実践的アジェンダ」という副題を持つことに象徴されるように、「報告書」は、「野心的かつ実際的」で、「行動指向性を有し」、世界の政治指導者を「動かす」ために起草された。市民の目から見れば、2000発もの核兵器が存在する「最小化地点」に到達するのが2025年というのは余りにも遅すぎる。そこから"ゼロ"に向かう道筋が示されていないことにも不満が残る。しかし「報告書」が「今、なすべきこと」について、広範な論点を考慮しながら提言をしていることを読みとることができる。

「委員会」の活動期間中に日本では歴史的な政権交代が起こった。新政権を動かす手掛りとして、市民は「報告書」を市民の立場から吟味しながら活用してゆけるであろう。

※共同議長は、ギャレス・エバンス(元豪外相)、川口順子(元外相)。公式サイトはwww.icnnd.org/

※「核兵器・核実験モニター」第315・6号(08年11月15日)に名簿。

※www.icnnd.org/reference/reports/ent/
「情報シート」は各テーマごとに詳細な事実関係の整理と解説をしたものであり、有用である。

※76項目の「勧告」全訳は資料2-10(257ページ)。

※NPTの5核兵器国とインド、パキスタン、イスラエルを指す。北朝鮮とイランについて報告書は交渉によって非核化される可能性のある国として特別に分類している。

※用語の説明(217ページ)。

※www.icauw.org/nuclear-weapons.conventionに原文。日本語版と解説書は「地球の生き残り[解説]モデル核兵器条約」(日本評論社)

※資料2-11(266ページ)。

※資料1-4(226ページ)。

A9. 2030年、核兵器ゼロを ―「グローバル・ゼロ」の行動計画

08年12月8～9日、各国の政界、財界、市民社会の著名人ら約100名の参加のもと、「グローバル・ゼロ」の第一回会合がパリで開催された※。シュルツらの声明による、欧米を中心にした「核兵器のない世界」に向けた「政治的空間の増加」※の一つがグローバル・ゼロの始動である。発足に関するプレスリリースには、「政治的信条の違いをこえて、核拡散及び核テロの脅威に立ち向かおうと、グローバルな核兵器廃絶に向けた新しいイニシャテイブ」を始動させたとし、「段階的で検証を伴う削減を通じ、あらゆる核兵器を廃棄する法的拘束力のある合意の達成に向け、ハイレベルの政策作業と、世界規模の大衆への呼びかけとを組み合わせたものとなる」としている。2つの異なる層、すなわち「ハイレベルの政策関係者」と「世界の市民」の両方をターゲットとし、「上から」と「下から」の世論形成により、核兵器廃絶への動きを促進させようとする特長がある。

※www.globalzero.org

※「概観」、キーワードA1（44ページ）参照。

グローバル・ゼロのウエブサイトには、「グローバル・ゼロ宣言」の署名者として、各国の著名人ら235人が名前を連ねている※。その中には、旧ソ連のミハイル・ゴルバチョフ元大統領やジミー・カーター元米大統領、バングラデシュのノーベル平和賞受賞者ムハマド・ユヌス氏、南アフリカのノーベル平和賞受賞者デズモンド・ツツ大司教、アラブ連盟のアムル・ムーサ事務局長らが名を連ね、さらに元外務大臣、元国防相、元国家安全保障担当補佐官など、過去30年間の世界の外交政策における要人らが含まれる。

※09年12月31日現在、ウェブにある署名者一覧を参照。

09年6月29日には、2010年を起点にして開始され、4段階を経て2030年に核兵器ゼロを達成するという以下のような行動計画が発表された※。

※「核兵器・核実験モニター」第333号（09年8月1日）に抜粋訳と解説。

※第1段階（2010～2013年）：米ロが核弾頭総数を1000発まで削減するよう交渉する。あわせて、多国間交渉の準備をする。

※第2段階（2014～2018年）：多国間協定の枠組みの中で、米ロは核弾頭総数を500発まで下げることに合意する。あわせて、民生用燃料サイクルの保障措置を強化する。

※第3段階（2019～2023年）：2023年までに全ての核兵器国と核兵器能力を持つ国が、「グローバルゼロ協定」を締結し、批准する。その内容は、核保有国では、2025年までに21年の保有量を半減させ、2030年にゼロにするというものである。

※第4段階（2024～2030年）：残り全ての核弾頭を廃絶する。

期限を切った核兵器廃絶への提案としては、平和市長会議の2020ビジョン※及び核軍縮日豪委員会（ICNND）※報告書があるが、これらに加えて、もう一つの期限をきった核兵器廃絶計画が提案されたことの意義は大きい。ICNNDでは、2段階プロセスで、「遅くとも2025年までに最小化」を達成し、続いて可能な限りの早期に「廃絶」する。「最小化」地点では、核弾頭数2000発以下としているが、2025年を最小化地点とした理由は不明である。かつ2025年以降のゼロに向かう具体的な道筋は示されていない。これと比べると、グローバルゼロでは、ゼロの実現を2030年と具体的に想定し、そこへ向けて4段階のステップを想定していることは評価できる。しかし、最大の疑問点は、米ロがグローバルゼロに向かうという明確な保証を示す方法とタイミングである。もっとも望ましい形は、第一段階において米ロがゼロまでの計画全体に合意する「枠組み協定」を結ぶという形であろう。

※キーワードE1（146ページ）。

※「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」キーワードA8（58ページ）。

そして2010年2月には、それらの成果を持って、500人の政治家、軍人、企業家、市民団体のリーダーが集結する「グローバル・ゼロ世界サミット」を開催※するとしている。

※2010年2月2～4日、パリでグローバルゼロ世界サミットが開催された。

1.【図説】CTBTの署名・批准状況

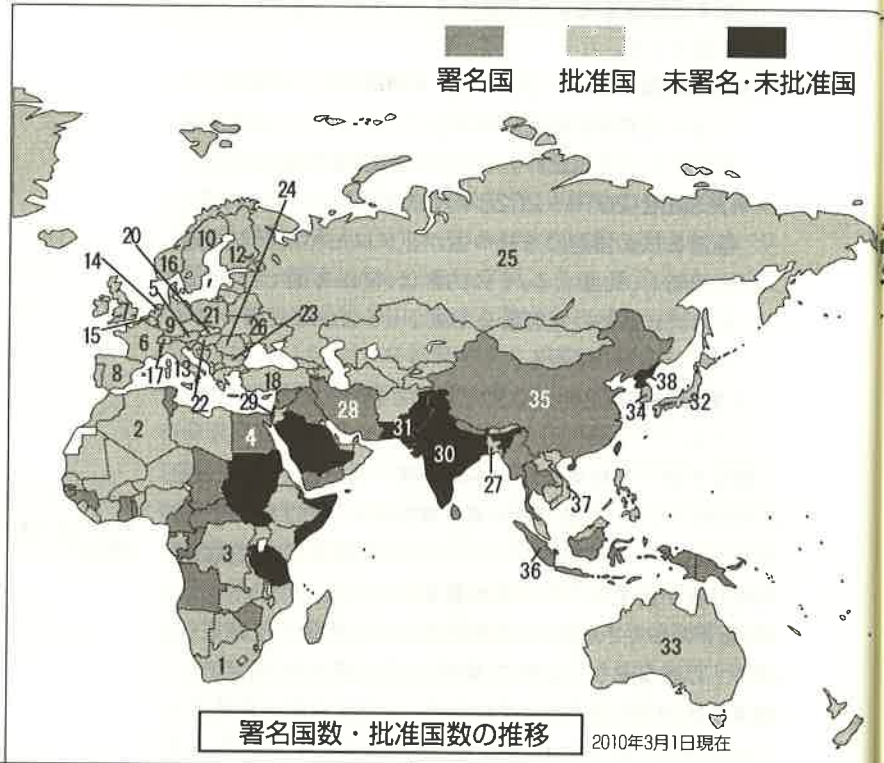

署名国数・批准国数の推移

2010年3月1日現在

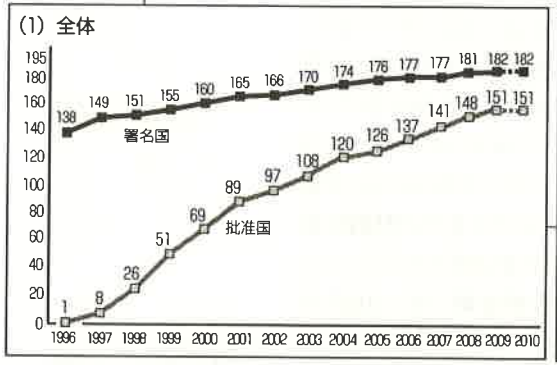

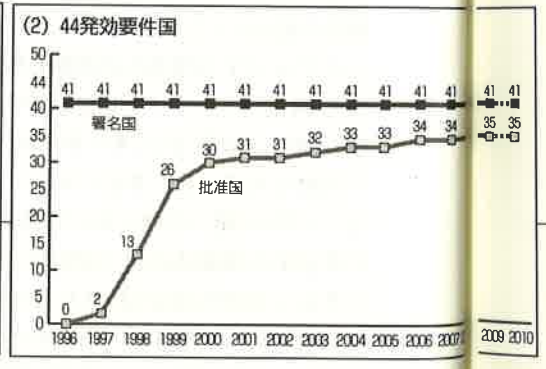

CTBT発効要件国44か国と署名・批准状況
(2010年3月1日現在)

地図番号	署名年月日	批准年月日
東南アジア、太平洋及び極東		
32：日本	96.9.24	97.7.8
33：オーストラリア	96.9.24	98.7.9
34：韓国	96.9.24	99.9.24
35：中国	96.9.24	未批准
36：インドネシア	96.9.24	未批准
37：ベトナム	96.9.24	06.3.10
38：北朝鮮	未署名	未批准
中東及び南アジア		
27：バングラデシュ	96.9.24	00.3.8
28：イラン	96.9.24	未批准
29：イスラエル	96.9.25	未批准
30：インド	未署名	未批准
31：パキスタン	未署名	未批准
北アメリカ及び西欧		
5：オーストリア	96.9.24	98.3.13
6：フランス	96.9.24	98.4.6
7：イギリス	96.9.24	98.4.6
8：スペイン	96.9.24	98.7.31
9：ドイツ	96.9.24	98.8.20
10：スウェーデン	96.9.24	98.12.2
11：カナダ	96.9.24	98.12.18
12：フィンランド	96.9.24	99.1.15
13：イタリア	96.9.24	99.2.1
14：オランダ	96.9.24	99.3.23
15：ベルギー	96.9.24	99.6.29
16：ノルウェー	96.9.24	99.7.15
17：スイス	96.9.24	99.10.1
18：トルコ	96.9.24	00.2.16
19：米国	96.9.24	未批准
ラテン・アメリカ及びカリブ		
39：ペルー	96.9.25	97.11.12
40：ブラジル	96.9.24	98.7.24
41：アルゼンチン	96.9.24	98.12.4
42：メキシコ	96.9.24	99.10.5
43：チリ	96.9.24	00.7.12
44：コロンビア	96.9.24	08.1.29
東欧		
20：スロバキア	96.9.30	98.3.3
21：ポーランド	96.9.24	99.5.25
22：ハンガリー	96.9.25	99.7.13
23：ブルガリア	96.9.24	99.9.29
24：ルーマニア	96.9.24	99.10.5
25：ロシア	96.9.24	00.6.30
26：ウクライナ	96.9.27	01.2.23
アフリカ地域		
1：南アフリカ	96.9.24	99.3.30
2：アルジェリア	96.10.15	03.7.11
3：コンゴ民主主義共和国	96.10.4	04.9.28
4：エジプト	96.10.14	未批准

B1. NPT準備委員会に協調的な気運

09年5月4日から15日にかけて、2010年の核不拡散条約（NPT）再検討会議の第3回準備委員会がニューヨークの国連本部で開催された※。

※議長はジンバブエのシディヤウシク国連常駐代表。

再検討会議を翌年に控えた最後の準備委員会として、第3回会議には2つの明確な任務があった。ひとつは2010年再検討会議の暫定議題の採択、もうひとつは実質的な内容の勧告を含む最終報告書の採択である。これら2つにおいて全会一致に至るか否かは2010年の再検討会議が実質的成果を生み出し、「核兵器のない世界」への前進を図れるかの試金石であった。05年再検討会議に向けた最後の準備委員会である04年が議題を採択できなかったことで、翌年の実質議論を大幅に立ち遅らせたことは記憶に新しい。

2010年再検討会議で議論される暫定議題に関しては、5月6日、開幕3日目という異例のスピードで採択が実現した※。2000年合意を踏まえた議題に合意できるかどうかが重要な関心事であったが、それも問題なくクリアした。次回開催日程など、手続事項の決定も滞りなく行われた※。これを受け、3つのクラスターと呼ばれる問題群（①核軍縮関連、②保障措置・非核兵器地帯、③核エネルギーの平和利用関連）と核軍縮、地域問題、脱退問題など3つの特別セッションでの実質議論に十分な時間が与えられた。

※NPT/CONF.2010/1 www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/NPT2010Prepcom/PrepCom2009/documents.html

※2010年再検討会議は、5月3日から28日にかけてニューヨークで開催される。議長には、リブラン・N・カバクテュラン駐アラブ首長国連邦フィリピン大使が選出された。

最近の「核兵器のない世界」に向けた国際的な気運に押されて、核兵器国は自国の前向きな姿勢を次々とアピールした。オバマ大統領のプラハ演説※を引用しつつ国際協調と核軍縮重視を前面に打ち出した米国代表の一般演説※はまさにその典型である。また、過去において見られた、議事進行を「人質」にとるような強硬姿勢がとられなかったことは、「05年の失敗を繰り返してはならない」という各国の意思のあらわれと見てよいであろう。

※資料2-5(246ページ)。

※www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom09/papers/CRP4.pdf

こうした姿勢の変化が、今回の準備委員会に協調的、建設的雰囲気を生み出し、スムースな議事進行を可能にしたことに疑問の余地はない。しかし、核軍縮、核不拡散、核の平和利用というNPTの「三本柱」の優先性をめぐる各国間の長年の対立構造が消えてしまったわけではなかった。2010年再検討会議への勧告の実質的内容をめぐる議論は紛糾した。

5月8日、議長は自らがまとめた勧告案※を配布、12日に各国の意見を求めた。勧告案とはあくまで、2010年における議論の促進を目的としたものであり、拘束力はない。したがって勧告案は、その内容が出されたすべての提案を網羅したものではないこと、さらに、ここに含まれない議題を2010年の議論から除外するものではないことを明確にしていたが、各国からは修正を求める声が相次いだ。

※www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom09/papers/CRP4Rev1.pdf

勧告案が「三本柱のバランスを欠いている」という指摘は、核兵器国と、核兵器国批判を繰り返してきた非同盟諸国（NAM）の双方から出された。ロシア、フランス、英国などは実際的措置が列挙された核軍縮部分との比較において、不拡散や平和利用の部分が具体性に欠けると主張した。また米国は、オバマ大統領のプラハ演説を超えるような軍縮措置には同意できないという反応を示した。他方NAMは、法的拘束力のある安全保証の供与や、95年中東決議の履行を求める記述が不十分である等を訴えた。双方の意向を盛り込んだ形で13日、議長は改訂案※を提示したが、核軍縮部分で大きく後退した案となった。それに対し、キューバ、エジプト、イランを筆頭にNAMからは強い不満が示された。15日の最終日、議長からは三度改訂案※が出されたものの溝は埋められず、手続事項のみの最終文書を採択して準備委員会は閉幕した※。

※www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom09/papers/CRP4Rev1.pdf

※www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom09/papers/CRP4Rev2.pdf

※採択できなかった勧告案について、議長は「議長作業文書」として公式の記録に残すという選択は行わなかった。

B2. 北朝鮮「衛星打ち上げ」で、6か国協議に暗雲

09年4月5日午前11時30分頃(日本時間)、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が発射した宇宙発射体(SLV、日本政府は「飛翔体」と呼んだ。)が、本州北部をかすめ、太平洋に飛び去った。北朝鮮は、これを試験用通信衛星・クァンミョンソン(光明星)2号の打ち上げであると説明した。3月12日、北朝鮮は「宇宙条約」※と「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約」(76年9月発効)に加盟したことを明らかにするとともに、国際民間航空機関(ICAO)等に対して「打ち上げ」を通告し、秋田県沖約200キロの日本海上と本州東岸から約2000キロの太平洋上に「危険区域」も設定した※。打ち上げは4月4日から8日の午前11～16時と予告された。

今回の発射が北朝鮮の主張する「衛星打ち上げ」であることを米情報当局は早い段階から把握していた※。NGOの専門家も、入手可能なデータを用いた数値計算に基づき、衛星打ち上げであることを事前に予測した※。

北朝鮮によれば打ち上げは「成功」した。しかし、衛星が送り続けているとされた「金日成(キム・イルソン)将軍の歌」を傍受した者はいない。また。SLVを追跡した北米航空宇宙防衛司令部(NORAD)と米北方司令部は、「軌道には何物も投入されなかった」と発表した※。これらの情報から、4月5日に起こったのは「衛星打ち上げの失敗」であったと思われる。

これに対して日米政府は、4月5日に発射されたのが弾道ミサイルであると主張し、06年10月の国連安保理決議1718(核実験制裁決議)への違反※であるとして安保理に制裁決議を要求した。しかし、中国とロシアは、宇宙開発は奪うことができない権利であるという北朝鮮の主張に理解を示してこれに反対した。交渉の結果4月13日に発表されたのは拘束力を持たない「議長声明」※であった。「議長声明」は日米が要求した「ミサイル発射」ではなく、たんに「発射」という呼称を用い、これを繰り返さないことを北朝鮮に求めるとともに、繰り返した場合の制裁強化を強く示唆した。

これに対し北朝鮮は、4月14日付の「外相声明」※で激しい反論を展開するとともに、次の対抗措置を明らかにした。

①安保理議長声明は主権侵害であり断固として拒絶する。

②6か国協議から離脱し、これまでの合意にも一切拘束されない。

③自衛のための核抑止力を強化する。無力化した核施設の原状回復を含め、核活動を再開する。

この内容は、6か国協議の将来に決定的とも言える被害ををもたらすものである。

4月15日、日米政府は、「議長声明」を受けて開かれた決議1718に基づく「制裁委員会」に、対象物品の追加リストを提出した。日本政府は独自の制裁を強化する政令を閣議決定した※。この過程の中で、4月5日には日本政府でさえ「飛翔体」と呼んでいた物体に対して「ミサイル」という呼称が復活された。のみならず、日本政府と防衛省は、4月5日には北朝鮮の「発射」を日本のミサイル防衛システムの存在意義をアピールするために最大限に活用しようと試みた※。

このような過大な騒ぎによって、6か国協議そのものが危機にさらされた。そして5月25日の北朝鮮の核実験によって、事態はいっそう深刻さを増し、修復の困難さを増していった※。

弾道ミサイル一般を規制する国際取り決めは未だ存在しない※。この一因には、「弾道ミサイル」と「衛星打ち上げロケット」の間にペイロード(搬送物)以外の違いはないという「両用性」という問題がある。この困難を前提とした北東アジアにおけるミサイル軍縮・管理体制のためには、根気強い外交交渉が求められる。

※「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」(1967年10月10日発効)。

※「ICAOニュースリリース」09年3月12日。www.icao.int/icao/en/nr/2009/PIO200902_e.pdf

※3月10日の米上院軍事委員会におけるブレア国家情報長官の証言。

※デイビッド・ライト「北朝鮮の衛星発射体の検討」(09年3月24日「ブレティン・オブ・ジ・アトミックサイエンティスツ」電子版)。「核兵器・核実験モニター」第326号(09年4月15日)に要点。

※NORADプレス・リリース。www.norad.mil/News/2009/040509.html

※第2節「北朝鮮がこれ以上のいかなる核実験あるいは弾道ミサイルの発射も行わないよう要求する」。

※「核兵器・核実験モニター」第326号(09年4月15日)に全訳。

※同上。

※渡航者が現金を持ち出す際に国に届け出義務の課される限度額を100万円超から30万円超に引き下げることを含む。

※キーワードD2(116ページ)。

※キーワードB4(70ページ)。

※02年に発効した「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範」(ICOC)の第4節は、弾道ミサイル及びSLVの発射及び飛翔実験に関する事前通報や発射場への国際的な監視団員の招待を検討することを求めている。

B3. 再開のめどが立たない6か国協議

朝鮮半島の非核化を目指す6か国協議※は、第6回協議の途中で頓挫したまま08年と09年を経過した。

第6回協議は07年3月19日に開始されたが、第2セッションの結果として第2段階の行動に合意した(「10.3合意」※)。10.3合意には、北朝鮮が07年末までに寧辺(ヨンビョン)3施設(5メガワット黒鉛実験炉、放射科学研究所(再処理施設)、核燃料棒製造施設)を無能力化すること、「核計画の完全かつ正確な申告」をすること、それ以外の国は「2.3合意」※である重油100万トン相当のエネルギー経済支援を完全履行すること、さらに米政府は「テロ支援国家指定の解除と対敵通商法の適用終了の作業を進めること」を約束した。

期限通りには進まなかったが、米朝間の秘密協議を経て、08年6月26日に事態は大きく進展した。同日、北朝鮮が核計画の申告を提出し、米国は対敵通商法の適用を即時に終了し、テロ支援国家指定の解除を45日後に発効させる議会通告を行うという同時行動が取られたのである。翌27日には寧辺の5メガワット黒鉛炉の冷却塔を公開で爆破するなど寧辺における無能力化は進行した。08年7月31日のヒル国務次官補の議会証言(上院軍事委員会)によると、その時点で無能力化は11項目の内8項目が完了していた。しかし、米国は10.3合意にはなかった「検証の議定書」作成が45日間に行われるという立場を表明した。北朝鮮はこれに強く反発し、テロ支援国家指定が実行されるまで無能力化を中断すると表明した。

6か国協議は、検証問題で08年に2回の首席代表者会議を開催した。1回目(08年7月10日～12日)※は、検証メカニズムと

※6か国協議の構成国は、韓国、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、日本、米国、中国、ロシア。第1回協議:03年8月27日～29日、第2回協議:04年2月25～28日、第3回協議:04年6月23日～26日。第4回協議:05年7月26日～8月7日(第1次セッション)、05年9月13日～9月19日(第2次セッション)。第5回協議:05年11月9日～11日(第1次セッション)、06年12月18日～22日(第2次セッション)、07年2月8日～13日(第3次セッション)、第6回協議:06年19日～22日(第1次セッション)、07年9月27日～30日(第2次セッション)。場所はいずれも北京の釣魚台国賓館。

※07年10月3日、「共同声明実施のための第2段階の行動」。本イアブック08年版・資料2－2(210ページ)。

※07年2月3日の「共同声明実施のための初期行動」の合意。本イアブック08年版・資料2－4(212ページ)。

※各国の首席代表は、武大偉(ウー・ターウェイ)中華人民共和国外交部副部長、金桂寛(あるいは冠)(キム・ゲグァン)朝鮮民主主義人民共和国外務次官、斎木昭隆日本国外務省アジア大洋州局長、金塾(キム・スク)大韓民国外交通商部朝鮮半島平和交渉本部長、クリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補、アレクセイ・ボロダフキン・ロシア連邦外務次官。

監視メカニズムを設置することに合意するプレスコミュニケを発表した。また、第2段階の行動の完了期限を10月末に再設定した。しかし、検証の具体的方法は決められず米朝の秘密交渉が続いた。08年7月23日、シンガポールにおいて初めての6か国協議外相会談が準備されたが、検証問題の調整は間に合わず「非公式外相会議」となった。

08年10月11日、米国務省は、日本政府への事前説明もないまま、検証問題について北朝鮮と合意し、テロ支援国家指定を解除したと発表した※。ブッシュ政権の終わりが近づく中で、結果を急いだ米国が軌道修正したと考えられる。これを受けて、北朝鮮は無能力化を再開した。10月19日の米国務省報道官の発表によると、黒鉛炉からの核燃料棒の抜き取りは8000本中約5000本が終了していた。しかし、検証に関する米朝合意は口頭了解に過ぎず、その内容は米国から一方的説明が行われただけであった※。やがて、試料採取など重要問題で米朝の主張は食い違いが露呈し、08年2回目の首席代表者会議(08年12月8日～11日)による6か国協議の検証文書作成は失敗に終わった。

オバマ政権は6か国協議を重視する方針を打ち出しながらも、具体的な政策形成に時間をかけた。09年2月19日に北朝鮮政策政府特別代表にボスワース元駐韓大使を起用した。そんな中で、09年4月5日、北朝鮮が人工衛星「光明星2号」の打ち上げ※を強行し、4月13日、国連安保理が議長声明でそれを非難したことを契機として事態が急速に悪化した。4月14日、北朝鮮は反発して6か国協議への不参加、合意の失効を外務省声明※として発表し、無能力化施設の原状回復、使用済み燃料再処理の続行を宣言した。この情勢は5月25日の核実験、その後の国連制裁決議※へと続いた。

09年12月8日～10日、ボズワース氏は平壌を訪問し、オバマ政権初めての米朝交渉を行い、北朝鮮に6か国協議復帰を促した。

※資料3－12(290ページ)。

※キーワードB2(66ページ)

※「核兵器・核実験モニター」第326号(09年4月15日)に全訳。

※キーワードB4(70ページ)

※資料3－13(291ページ)。

B4. 北朝鮮、2度目の核実験 ―安保理は制裁決議

09年5月25日午前9時54分、北朝鮮は06年10月9日※以来2度目の核実験を行った。同日の「朝鮮中央通信」は、この実験は「核抑止力強化の努力の一部」であると述べた。

※本イアブック07年版「特集記事」(50ページ)。

包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)※が運用する国際監視システム・ネットワーク(IMS)や各国の気象観測機関の地震波測定データによれば、核爆発発生場所は、06年と同じ北朝鮮東北部の吉州(キルチュ)郡・豊渓里(プンゲリ)付近と推定された。観測された地震波の強度はマグニチュード4.5～4.7と06年(4.2)より若干高い。爆発規模は基礎とする地震波強度によって広がり幅があるが、概ね数キロトン～10キロトンと推定されている※。

※www.ctbto.org/

※軍縮・不拡散促進センター(CTBT国内運用体制事務局)「5月25日の北朝鮮における自称に関する地震波のとりあえずの解析結果」。www.cpdnp.jp/pdf/002-04-001.pdf

国際社会は一斉に非難の声を上げた。潘基文(パン・ギムン)国連事務総長は5月25日の声明において、実験を「国連の関連決議に対する明白かつ深刻な違反」であると北朝鮮を非難した。国連安保理は、5月26日に緊急会合を持ち、北朝鮮に対する新たな非難・制裁決議が必要との認識で一致、決議案の検討に着手した。しかし、強硬姿勢を示す日、韓、米と、5月25日に異例に強硬な表現で核実験を非難※しながらも、一方で緊張の拡大を懸念する中国との立場の相違は大きかった。長時間に及ぶ調整の結果、6月12日に全会一致で採択された「決議1874」※は、核実験を「最も強い言葉で非難」するとともに、06年の核実験に対して採択された「決議1718」※が定めた制裁措置を、次のように拡大、強化した。

※中国外報部声明。www.fmprc.gov.cn/eng/wjb/zzjg/yzs/xwlb/t564432.htm

①兵器禁輸:対象を、「特定の列挙された兵器」から、北朝鮮からの移転に関しては「すべての兵器」、北朝鮮への移転に関しては「小火器及び軽兵器を除く全ての兵器」に拡大。後者については、国連制裁委員会(決議1718に基づき設置)への事前届け出を義務化。

※S/RES/1874(2009)。資料3－13(291ページ)。

※本イアブック07年版・資料2－5(233ページ)に抜粋訳。

②船舶検査:各国領域内での検査国の権限と義務を拡大。ここには検査への事前同意を拒否した船舶の港への移動、禁輸物品の差し押さえ、禁止物品積載の疑いがある船舶への支援の拒否(人道目的の物資提供を除く)を含む。

③資金面での措置:資金提供禁止、資産凍結の対象を上記制裁委員会の指定する個人、法人から、「北朝鮮の拡散活動に等に貢献する可能性のある」すべての活動に拡大。

北朝鮮は、「決議1874」を「我が国を武装解除し、経済を窒息させることによって我が国人民が選択した思想と制度を掘り崩す」ものと非難し、次の3つの対抗措置を宣言した※。

※北朝鮮外務省声明(09年6月13日)。「核兵器・核実験モニター」第333号(09年8月1日)に全訳。

①新たに抽出されたプルトニウムの全量を兵器化する。

②ウラン濃縮プロセスを開始する。

③いかなる封鎖の企ても戦争行為と見做し、断固とした軍事的応答によって応える。

メディアの多くは、09年4月5日の「衛星発射」を巡る国連安保理と北朝鮮の非難の応酬※から核実験につながる流れを、もっぱら北朝鮮による一方的エスカレーションと論じた。しかし、08年の「6か国協議」等において任期切れに近いブッシュ政権が、核施設無能力化、申告、検証及び制裁(テロ支援国家(SST)指定、敵性国家貿易法(TWEA)適用)解除を巡って一貫性を欠き、密室交渉を急いだこと※が、事態の遠因にある。また、「衛星発射」をことさらに騒ぎ立て、北朝鮮孤立化の国際キャンペーンを張った日本などの責任も問われなければならない。オバマ政権もそれらに一線を画する政策を示しえていない。

※キーワードB3(68ページ)。

※キーワードB2(66ページ)。

どの国の核兵器開発も核実験も禁止されねばならないという規範の普遍化(その一つが米国によるCTBT批准である)における前進と、「行動対行動」原則に立った相互主義的な交渉の進展以外に、この悪循環から抜け出す道はない。

B5. NPT体制の根幹をゆるがす米印核協定が成立

08年10月10日、米国務省を訪れたインドのムカジー外相は、ライス米国務長官とともに、07年7月に両国が交渉妥結した核協力協定(「123協定」)※に署名した※。これに先立つ10月8日には、123協定を承認するための米国内法「米印核協力承認・不拡散促進法」(公法110-369。以下「承認・促進法」)※がブッシュ大統領の署名をもって成立していた。05年7月18日に米印首脳声明※が民生核部門での協力関係樹立を謳ってから3年余。核不拡散条約(NPT)に加盟せず、現在も核兵器開発を継続するインドへの核協力を可能にする「米印原子力協力」は、実現化に向けた政治面、法律面において決着を見た形になる。

対中、対テロ戦略を視野に、インドを重要な戦略パートナーと位置付け、さらなる関係の強化を狙う米ブッシュ政権は、米印核協力締結が国際的な核不拡散体制にインドを巻き込む方途になると主張してきた。しかし米印核協力に対する懸念は米国内外から繰り返し表明されてきた※。NPTは5つの「核兵器国」(米ロ英仏中)以外のすべての加盟国(「非核兵器国」)に核兵器開発の放棄と、民生利用の軍事転用を防ぐための国際原子力機関(IAEA)保障措置受諾を義務付け、その上で民生利用の「奪い得ない権利」を認めるものである。NPTに加盟せず、またすべての核関連施設を保障措置下に置かないインドに核協力を認めることは、こうしたNPTの基本原則を掘り崩し、国際的な不拡散体制の崩壊につながりうるものである。

協定成立に向けたプロセスにおいて、米国にとっての最大の関門が、核関連の輸出を規制する核供給国グループ(NSG)※でのガイドライン改訂であった。日本や米国を含む45か国が参加するNSGは、74年のインド核実験を契機に米国主導で設立されたものである。その92年ガイドラインは、IAEAのフルスコープ保障措置を受けていない国への核関連輸出を禁じていた。

08年9月6日、ウィーンで開かれたNSG臨時総会は、米国が提案したNSGガイドライン修正案を全会一致で採択した※。前述のガイドラインから、インドを「例外扱い」することを認めたのである※。この決定により、34年にわたったインドへの核関連禁輸措置は解かれた。これは米国以外の核輸出国にとってもインドとの核取引に門戸を開くものであり、実際、フランスやロシアはすぐさま核協定締結に動いた※。

NSG総会において注目されたのは、米印核協定にそれまで慎重な態度を示していた北欧諸国など※の動向であった。インドが将来核実験をした際の対応などをめぐって、これら慎重派の国々は、米提案のガイドライン修正案に強い懸念を表明していた。

合意に向けた流れを決定付けたのは、9月5日にインドのムカジー外相がニューデリーで発した声明であった※。声明は、「核実験モラトリアムの継続」などの誓約を繰り返した。「慎重派」諸国はこれによって懸念が相当程度解消されたとの評価を下した。しかしこれらの国々が主張してきた「核実験再開のような契約不履行があれば供給を停止する」という内容は明文化されておらず、「曖昧さ」は残されたままである。核兵器計画の堅持を主張するインドに対する大幅譲歩の産物として作られた「123協定」にも、また前述した「承認・促進法」にもこの点は明記されていない。

こうして米印核協力協定は成立したものの、09年末現在、米印二国間での核供与は実現していない。米企業が取引を開始する上で求められるいくつかの手続きが滞っているためである。その一つが事故などの場合を想定した原子力損害賠償責任を規定するインド国内法の制定であるが、国内左派勢力の抵抗を受けて見送られている※。

※米原子力法のセクション123が外国との核取引について定めていることからこのような通称で呼ばれる。正式名称は「核エネルギーの平和利用に関するアメリカ合衆国とインド政府の間の協力協定」。イアブック08年版資料2-10(225ページ)に抜粋訳。

※協定は08年12月6日に発効した。

※資料3-10(286ページ)。

※本イアブック07年版・資料3-16(276ページ)に抜粋訳。

※詳しくは本イアブック08年版・キーワードA7を参照。

※用語の説明(216ページ)。

※NSGは全会一致(コンセンサス)方式をとっている。

※合意されたNSG声明は資料3-9(285ページ)。

※NSGでの決定後にインドと核協定を結んだ国は、米国以外ではフランス、ロシア、カザフスタン、モンゴル、アルゼンチン、ナミビア、英国、カナダ(10年3月1日現在)。

※オーストリア、ニュージーランド、アイルランド、ノルウェー、スイス、オランダ。

※「核兵器・核実験モニター」第313号(08年10月1日号)に抜粋訳。

※例えば、「ヒンドゥ」(ウェブ版)2010年3月16日。

B6. イランに第2のウラン濃縮施設

09年9月25日、米ピッツバーグで英仏首脳との共同会見に臨んだオバマ大統領は、イランが同国の聖地コム近郊の軍事施設において、ナタンツに続く同国2番目のウラン濃縮施設を建設しているとの情報を公表した※。大統領は、その前日に米英仏3か国が新施設に関する「詳細な証拠」を国際原子力機関(IAEA)に提出したと明らかにし、IAEAに早急な調査を求めるとともに、「すべての国が従うべきルールを破っている」とイランを非難、安保理決議の遵守をあらためて訴えた。英仏首脳からはイランに対する追加的制裁の可能性を示唆する厳しい言葉が続いた。

※「ホワイトハウスのウェブ」→「ブリーフィングルーム」→「スピーチ&リマーク」から09年9月25日。

これに先立つ9月21日、イランは「建設中の新たな試験的濃縮施設」の存在をIAEAに書簡で通告していた。しかし場所や規模に関する詳細はなく、内容が不十分であったことがこのような形での情報開示に踏み切らせたと米国は説明した※。3000基の遠心分離機を収容可能とする新施設が民生利用目的には適さないと指摘する一方※、米国は、「イランは03年に核兵器計画を中止した」と結論付けた07年「国家情報評価」(NIE)※の見解に変わりはないとしている。

※米政府作成文書として科学国際安全保障研究所(ISIS)が公表。www.isisnucleariran.org/documents/の「その他の公式文書」から、「コム濃縮施設発覚に関するQ&A」参照。

※新施設は約3000基の遠心分離機を収容可能であるが、これは原子力発電に用いる低濃縮ウランの製造用としては小規模すぎるなど。なお、商業規模のナタンツ濃縮施設は遠心分離機54,000基を収容可能である。

※米情報機関の総合的見解としてイラン核計画を評価した報告書。本イアブック08年版・キーワードA4(62ページ)参照。

検証を通じて核疑惑を払拭できるよう、過去4回出された国連安保理決議※は、核兵器計画との関連が疑われるウラン濃縮関連活動の一時停止をイランに求めてきた。しかしイランは、これらの決議が核の「平和利用」の権利を制約するものであると、要求を拒否する姿勢を崩していない。

※これまで採択された国連安保理イラン制裁決議:
1737(06年12月23日採択)
1747(07年3月24日採択)
1803(08年3月3日採択)
1835(08年9月27日採択)
1835を除き、本イアブック08年版資料に抜粋訳を掲載。

膠着状況の打開に向け、オバマ政権は、イランを「悪の枢軸」と非難してきたブッシュ時代から一転、直接対話を含む

両国の関係改善によるイラン核問題の解決を訴えてきた。こうした米国の「対話と協調」路線へのシフトが生み出した成果の一つが、米国が初参加した09年10月1日の安保理5核兵器国及びドイツの6か国(P5+1)とイランとの会合におけるジュネーブ合意である。

そこでは、イランは新濃縮施設へのIAEAの査察受け入れを表明し、またイラン国内で生産された低濃縮ウランを国外に搬出して核燃料に加工し、研究炉用燃料としてイランに供給する計画に各国が合意した。この合意は、前述の新濃縮施設の発覚がもたらした緊張を緩和させ、信頼関係の構築に向けた時間的猶予を確保することを目指したものであった。

しかしこの10月合意も困難に直面した。計画に当初合意を示したイラン政府であったが、その後提案の受け入れを実質拒否する状況が続いている。

この背景には09年6月の大統領選から続くイラクの不安定な国内政治状況がある。保守強硬派のアフマディネジャド大統領は大統領選で再選されたものの国内支持基盤は脆弱であり、対抗する改革派のみならず同じ保守派層からも批判が強い。低濃縮ウランの国外搬出案については、「イランの権利を脅かすもの」としてこれら両派がともに大統領の「非愛国的行為」を批判する材料に使っている。こうした状況の中、10月合意を受けて一旦は和らいだ「制裁強化」の合唱も再び高まりを見せている。

09年11月27日、IAEA理事会(35か国)は、対イラン非難決議を採択した※。決議は新施設建設が濃縮活動の停止要求違反であり、9月までIAEAへの通告をイランがしなかったことは保障措置協定違反であるとした上で、新施設の即時建設中止を求めた。これまで対イラン強硬措置に消極的であった中国とロシアが賛成票を投じたことで、追加的な安保理制裁決議に向けた議論はさらなる勢いを得た形になった。一方、IAEA決議採択を受け、12月2日はイラン大統領が10月合意の撤回を表明するなど、イラン側は態度をさらに硬化させている。

※決議番号GOV/2009/82。理事国35か国の投票結果は、賛成25、反対3(キューバ、マレーシア、ベネズエラ)、棄権6(アフガニスタン、ブラジル、エジプト、パキスタン、南アフリカ、トルコ)。(アゼルバイジャンは欠席。)

B7. 中央アジアとアフリカで非核兵器地帯条約が発効

09年、中央アジア(3月21日)とアフリカ(7月15日)で非核兵器地帯条約がそれぞれ発効した。これをもって現存する5つの非核兵器地帯条約※はすべて発効済みとなった。

※データシート2(78ページ)。

中央アジア非核兵器地帯条約(セミパラチンスク条約)※は06年9月8日に署名された。その構成国は、地域の5か国(カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン)であり、北半球の国のみを加盟国とする初の非核兵器地帯条約となる。ここはかつて核兵器が存在し、現在も旧ソ連の核実験による環境被害が残っている地域である。また、周囲には核保有国の中ロやインド、パキスタン、さらにはイランやアフガニスタンといった国々が存在する。加えて、テロ組織など非国家主体による核取引の流通路になりうるなど、拡散の脅威にも直面している。こうした地政学的な特殊性に加え、複雑な歴史的背景を持つ中央アジアにおいて、非核兵器地帯条約が発効した意義は大きい。

※本イアブック07年版・資料3-4に抜粋訳。
セミパラチンスク条約は、その発効を「5番目の批准書の寄託日から30日目」(第15条)と定める。5番目のカザフスタンの批准書寄託は09年2月20日。

また、セミパラチンスク条約が持つユニークな特徴として、締約国が国際原子力機関(IAEA)包括的保障措置ならびに追加議定書※を批准するよう規定していることや、包括的核実験禁止条約(CTBT)の遵守によって域内の核実験あるいは他の核爆発を禁止していることなどが挙げられる。

※用語の説明(218ページ)。

他方、アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約)は、地帯内54か国を対象とする。非核化の動きは60年の仏核実験を受けたアフリカ諸国での非核世論の高まりを受けたものだが、アパルトヘイト下の南アフリカによる核兵器保有疑惑を最大の障害として、条約策定までに35年という年月を要し、

96年4月11日に成立、署名開放された。署名開放後も、地域国家の核兵器問題への相対的な関心の低さなどを背景に、発効要件の28か国批准に向けた歩みは緩やかであった※。現在においても26の署名国が批准していない。

※2008~9年において、モザンビーク(08年3月26日)、マラウィ(09年4月23日)、ブルンジ(09年7月15日)が批准し、批准国数は発効要件の28か国(当時のアフリカ統一機構の加盟国の過半数)に達した。

これら未批准国のなかでも、特に注目されるのはエジプトの動向である。エジプトは、隣接するイスラエルの非核化を同時に追求することを抜きにした自国の非核兵器地帯加盟が困難な国内世論を抱えている。事実エジプトは、中東非核兵器地帯の設立を求める決議案を74年以降、毎年国連総会に提出している。また、90年代にはすべての大量破壊兵器をなくすことを謳った「中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯」構想を打ち出した。こうした流れのなか、95年の核不拡散条約(NPT)再検討会議では「中東決議」※が全会一致で採択され、検証可能な非大量破壊兵器地帯の創設に向けた努力がNPT体制の重要課題として定着した。

※国連文書
NPT/CONF.1995/32(Part I), Annex

エジプトが米国の「核の傘」に依存する選択を行っていないことに注目したい。イラン核計画を念頭に、米国が包括的な中東和平構想の一環として中東同盟国への拡大抑止提供を示唆したと伝えられる中、09年8月18日、エジプトのムバラク大統領は、オバマ大統領との会談で、「中東に求められているのは平和、安全、安定、そして発展」であり核兵器ではないと述べた。大統領は、その前日にも地元紙に「湾岸諸国を守るためにエジプトが米国の核の傘の一部になることはない」と明言した※。

※インタープレス・サービス、09年8月21日。

中央アジアとアフリカの双方で残る課題の一つは、核兵器国が地帯内国家を核攻撃することを禁止する「消極的安全保証」(NSA)※を定めた議定書の批准である。セミパラチンスク条約においては、ロシアを含む安全保障協力の枠組みであるタシケント条約※と非核兵器地帯条約第12条との整合性を理由に米英仏が消極的な態度を示している。他方、ペリンダバ条約においては米ロが未批准である。米国の場合はリビアに対する不信と警戒感、またロシアにおいては領有権争いが続くインド洋チャゴス諸島のディエゴ・ガルシア※の地位がその理由とされてきた※。

※用語の説明(217ページ)。

※中央アジア5か国のうち、トルクメニスタン以外の4か国が加盟している。侵略があったとき「軍事支援を含むあらゆる必要な支援」を相互に与えると定めている。

※英国が米国に「貸与」した形になっているディエゴ・ガルシア島には、米海軍基地が存在し、アフガンやイラク戦争の拠点として使われている。

※cns.miis.edu/stories/090812_africa_nwfz.htm

2. 世界に広がる非核の傘

【1】図説：世界の非核兵器地帯

非核兵器地帯とは、地域内の国家間で結ばれた条約により、核兵器の開発、製造、取得などが禁止された地域を指す。さらに重要なことは、地帯内の国家に対する核兵器の使用や威嚇もまた禁止されるという点である。非核兵器地帯を広げることは、軍事力による「核の傘」ではなく、軍事力によらない「非核の傘」で私たちの安全と平和を守ろうという努力の一つである。中東、南アジア、北東アジア、北極など各地で、新たな非核兵器地帯を生み出す努力が続けられている。

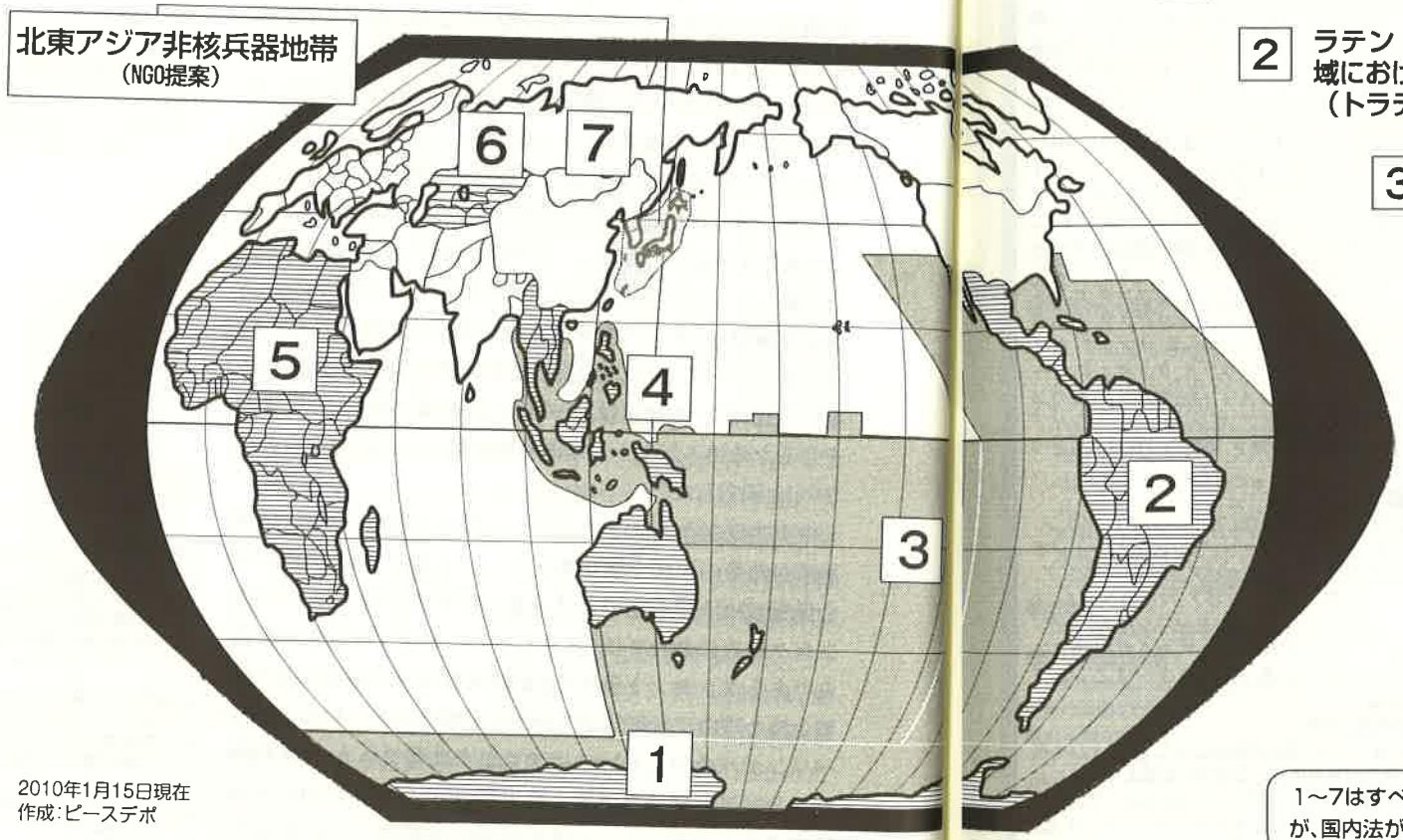

2010年1月15日現在
作成：ピースデポ

09年、中央アジアとアフリカでそれぞれ非核兵器地帯条約が発効し、現存する5つの非核兵器地帯条約はすべて「発効済み」となった。世界的に核軍縮気運が高まっている今こそ、「非核の傘」に向かう、地域発のビジョンと行動がますます重要となっている。北東アジア非核兵器地帯の実現に一歩を踏み出す好機である。

1 南極条約

2 ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）

3 南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）

4 東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）

5 アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）

6 中央アジア非核兵器地帯条約（セミパラチンスク条約）

7 モンゴル非核兵器地帯地位※

※国連等で使われる用語は「非核兵器地位」（nuclear-weapon-free status）であるが、他の非核兵器地帯の持つ国際的要件（とりわけ消極的安全保証）を持つ権利を有しているとの主張を込めてこう呼ぶ。

1～7はすべて発効済み。7は他の地帯と性格が異なるが、国内法が成立しているので発効済みとする。

データシート

2. 世界に広がる非核の傘（続き）

【2】非核兵器地帯のデータ

中央アジア非核兵器地帯条約（セミパラチンスク条約）

●締結署名：2006年9月8日
●発効：2009年3月21日
●地帯の範囲
下記5か国の領土、全ての水域（港湾、湖、河川）、及びこれらの上空。
●地帯内に位置する国・地域
カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
●加盟国
上記「地帯内に位置する国・地」の域5か国。
●核保有国の対応
核兵器国に署名が開放される議定書は、「核兵器あるいは他の核爆発装置の使用もしくは使用の威嚇を行わないこと」、条約及び議定書締約国によるいかなる違反行為行為にも寄与しないこと」を定めている。中、ロは好意的、米英仏は批判的。

モンゴル非核兵器地帯地位

●1998年12月4日：国連総会決議で一国の非核兵器地位を認知
●2000年2月3日：国内法制定
●現在、非核兵器地帯地位に基づく中・ロ・モンゴル多国間協定を模索中。

北東アジア非核兵器地帯（非政府提案）

●1990年代半ば以来、さまざまな具体的な非政府提案が登場した。もっとも現実的な案として、朝鮮半島非核化南北共同宣言と日本の非核三原則をつなげ、それを米・中・ロが支持し、核攻撃・威嚇をしない安全の保証を与える「スリー・プラス・スリー」案がある。
●2004年、モデル「北東アジア非核兵器地帯条約」をピースデポが発表。
●2008年、民主党核軍縮促進議員連盟が条約案を記者発表。

南極条約

●締結署名：1959年12月1日（ワシントン）
●発効：1961年6月23日
●地帯の範囲
南緯60度以南の地域・ただし公海については他の国際法の権利を侵害しない。
●地帯内に位置する国・地域
なし。南極での領土権は凍結されている（第4条）。
●加盟国
5つの核兵器国を含む47か国。

アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）

●締結署名：1996年4月11日
●発効：2009年7月15日
●地帯の範囲
アフリカ大陸、OAU※のメンバーである島しょ国、およびOAU※の決議によってアフリカの一部とみなされた島々の領土および領海。（地図は、付属書Ⅰに基づいて作成した。小島は示されていない。）
【注】インド洋にあるチャゴス諸島に関しては、領有権問題があり、付属書にただし書きが加えられている。この中に米軍基地の島ディエゴ・ガルシアが含まれている。
●地帯内に位置する国・地域
アガレガ諸島、アルジェリア、バサス・ダ・インディア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カナリア諸島、カーボ・ベルデ、中央アフリカ、チャード、チャゴス諸島、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国（ザイール）、コートジボアール、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ユーロパ島、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、ジュアン・ド・ノバ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット、モロッコ（1985年にOAUを脱退）、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、プリンス・エドワード・マリオン諸島、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、レユニオン、ロドリゲス島、セネガル、セイシェル、シエラ・レオーネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴー、チュニジア、トロメリン島、西サハラ、ウガンダ、ベルデ諸島、ザンビア、ザンジバール、ジンバブエ（一部国名の変更を除き、条約添付資料にもとづいた。）
●加盟国
52か国が署名、28か国（アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、コートジボアール、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ギニア、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マラウィ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ジンバブエ）が加盟。
●核保有国の対応
議定書Ⅰでは、条約締約国に対して、および地帯内で、核兵器を使用または使用の威嚇をしないことを定め、議定書Ⅱは、地帯内での核実験の禁止を定め、すべての核保有国に参加を求めている。中、仏、英は、署名・批准、米、ロは署名済み。
※2002年7月、OAUはアフリカ連合（AU）へと移行。

東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）

●締結署名：1995年12月15日
●発効：1997年3月27日
●地帯の範囲
東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水域よりなる区域。（図は200カイリ排他的経済水域を含めて作成した。）
●地域内に位置する国・地域
ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
【注】中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張する南沙諸島の多くも地帯内にある）
●加盟国
上記「地帯内に位置する国・地域」の10か国。
●核保有国の対応
5つの核兵器国に対して「条約締約国に対して、および地帯内で核兵器の使用または使用の威嚇をしないこと」を定めた議定書（第2条）への参加を求めている。米は、一方的に核使用を禁じていること、経済専管水域までも地帯に含まれること、から議定書への署名を拒否している。中国は支持しているが未署名。

南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）

●締結署名：1985年8月6日
●発効：1986年12月11日
●地帯の範囲
条約の付属書1に細かく緯度、経度で規定されている。付属書にはそれにしたがって地図が添付されている。図はその地図を再現した。インド洋に面した非核地帯は、オーストラリアの領海で区切られている。インド洋に浮かぶオーストラリア領の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。
●地帯内に位置する国・地域
オーストラリア、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド（NZ）、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア、クック諸島（NZ自治領）、ニウエ（NZ自治領）
【注】その他に植民地下の仏領ポリネシア、米領サモア、ニューカレドニア（仏）などがある。条約は太平洋諸島フォーラム（2000年10月、『南太平洋フォーラム』より名称変更）参加国に加盟が開かれている。したがって、地帯外であるが、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦にも加盟の資格がある。
●加盟国
上記「地帯内に位置する国・地域」の13か国。
●核保有国の対応
条約締約国に対する核爆発装置の使用または使用の威嚇の禁止、非核地帯内における核爆発装置の実験の禁止を定めた議定書2、3があり、フランスの核実験終了を契機に米英仏が署名し、現在米国以外のすべての核兵器国は批准寄託している。

ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約※（トラテロルコ条約）

●締結署名：1967年2月14日
●発効：1968年4月22日
●地帯の範囲
北緯35度西経75度の点から真南へ北緯30度西経75度の点まで、そこから真東へ北緯30度西経50度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯5度西経20度の点まで、そこから真南へ南緯60度西経20度の点まで、そこから真西へ南緯60度西経115度の点まで、そこから真北へ緯度零度西経115度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯35度西経150度の点まで、そこから真東へ北緯35度西経75度の点までの境界。ただし米国領土・領海は除く。（図は、この領域を示している。）
●地帯内に位置する国・地域
アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルバドル、グレナダ、グァテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・ルシア、セント・クリストファー・ネイビース、セント・ビンセント、スリナム、トリニダッド・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ
【注】その他にプエルトリコ（米自治領）やフォークランド諸島（英植民地）など植民地下の島々がある。
●加盟国
上記「地帯内に位置する国・地域」の33か国。
●核保有国の対応
5核兵器国すべてが、条約締約国に対して核兵器を使用しないこと、または使用するとの威嚇を行わないことを定めた付属議定書Ⅱに署名、批准寄託している。
※1990年に現在の名称に変更された。

B8. 国連安保理で「軍備規制」会合 ―コスタリカが主導

08年11月19日、国連安全保障理事会（以下「安保理」）で「軍備の一般的規制※と削減による集団的安全保障の強化」を主題とする特別会合が行われた。この会合は、11月1日から30日まで安保理議長国であったコスタリカの提案で開催された。

※「規制」は"regulation"の訳語。

国連憲章は、加盟国の軍備保有を前提に、「有効な集団的措置」（前文）によって平和と安全を守ることを理念としている。そのため、憲章起草にあたっては「軍備撤廃」をも意味しうる「軍備縮少※」という言葉は極めて慎重に扱われ、2か所※で、必ず「軍備規制」と併記して使われているのみである。「軍備規制」の意味に関する確定的な解釈はないが、各国による「軍備縮少」、国家間交渉などによる軍備削減を意味する「軍備管理」、さらには武器の国際移転の規制といった今日的課題を含む幅広い概念と理解されている。「コスタリカ提案」もそのような立場からなされている。

※「軍備縮少」は"disarmament"の訳語。

※第11条（平和と安全の維持）と第47条（軍事参謀委員会）。

コスタリカは、11月19日に配布した「趣意書」※において、安保理が国連憲章第26条※に基づき、軍備規制と集団的安全保障の強化のためのイニシャティブを取ることを求め、08年現在の世界の状況の下において、安保理が憲章によって与えられた同条の基本的責務に立ち返ることは、「完全に時宜を得た、真に必要なことである」と述べ、「軍備の規制もしくは制限は、国際の平和と安全のための広範かつ包括的な構想の要素で一つであると理解されなければならない」と強調した。

※国連文書システムhttp://documents.un.org/の"simple search"でS/2008/697。

※第5章　安全保障理事会　任務及び権限　第26条（軍備規制）
世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最も少なくして国際の平和と安全の確立及び維持を促進する目的で、安全保障理事会は、軍備規制の方式を確立するため国際連合加盟国に提出される計画を第47条に掲げる軍事参謀委員会の援助を得て、作成する責任を負う。

また「趣意書」は、軍備規制において「地域」が果たす役割の重要性を次のように強調した。憲章第8章で「紛争の平和的解決」ための仕組みと位置づけられた「地域的取極」や「地域的機関」及びそれらと安保理の相互作用は、「第26条の下での軍備規制という安保理の任務の文脈においても活性化されなければならない」。さらに趣意書は、第26条に基づく軍備規制と地域的協力の拡大は、「国際社会とりわけ発展途上国が、（略）人間の安全保障を危うくしている、忌まわしい軍備競争の気運から脱却する助けとなるであろう」と述べた。

11月19日の公開討論では、38の政府代表が意見を述べた※。

※議事録は、上記国連文書システム、S/PV.6017 及びS/PV.6017 (Resumption 1)。

発展途上国の多くは、コスタリカ提案を歓迎する立場から、米国の単独行動主義を批判する一方、小火器の国際取引を規制する国連の行動計画に焦点をあてた。例えば、ボリビア代表は、武力紛争の多くは、戦争と戦争産業を奨励する国家に責任があるとして、「武器は紛争の真の原因である。（略）それらは、（略）むしろ武力紛争を組織化し、計画していた多国籍企業の関心によって引き起こされたのである」と主張した。

これに対して、安保理常任理事国でもある5核兵器国は、コスタリカの提案と小国の主張に正面から応える代わりに、核軍縮と拡散防止こそがより優先度の高い課題であると主張した。

討論の集約として出された議長声明※は、第26条履行のための安保理のさらなる具体的行動に踏み込むことはできなかった。しかし、軍備規制を安保理での議論をすることの意義を確認し、この問題への継続的関心を確認した。

※同じくS/PRST/2008/43。

5核兵器国が拒否権をもった常任理事国である安保理でこのような主題の討論が開始された意義は大きい。

問題を再度原点に引き戻し、国際社会の関心の呼び覚ますことをめざしたコスタリカ政府の英断は賞賛に値する。これを一過性に終わらせない、継続的取り組みとしてゆくことが強く求められる。

B9. クラスター弾禁止条約が成立

※用語の説明(216ページ)。

※条約の外務省公式訳は、www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_37.pdf

※「オスロ・プロセス」と呼ばれる。用語の説明「オスロ・プロセス」(195ページ)。

08年5月、アイルランドのダブリンで開かれた国際会議で「クラスター弾※禁止条約」(以下、オスロ条約)が採択され、08年12月、ノルウェーのオスロで署名式が行われた※。英仏独日などが「禁止」の範囲を限定しようとするなど、条約交渉の過程※は決して平坦な道のりではなかった。

条約は「クラスター弾」の「定義」において、収容子爆弾数が10個未満で目標識別能力や電子式自己破壊・自己不活性化装置付きであることなどを全て満たすもの以外を禁止対象とした。この定義により、これまでに使われたことのあるクラスター弾はほぼ全てが禁止対象となった。備蓄されているクラスター弾の廃棄は8年以内とされた。また、犠牲者支援の条項を独立させ、関連して「クラスター弾犠牲者」を、肉体的あるいは精神的傷害に加えて「経済的損害、社会的疎外または権利実現の実質的損失に苦しむ者全て」とした。

交渉過程において論争となった最大の弱点は、「相互運用性」に関する問題である。

条約第21条「非締約国との関係」第3項に、「締約国とその軍構成員あるいは国民は、国際法に則り、本条約が禁止している活動に従事する非締約国と共に軍事協力や軍事行動に従事することができる」とある。これは、条約への参加を拒否した米国との共同軍事演習や軍事行動の際に米軍がクラスター弾を使用した場合、自国の軍隊や国民が刑事罰の対象になることを懸念した英仏独日など米国の同盟国の抵抗によって、締約国が非締約国との軍事協力や軍事行動を行うことを容認する「抜け穴」的規定である。非締約国による締約

国の領域内での備蓄やクラスター弾搭載艦の寄港などは容認される。さらに、非締約国と締約国による共同作戦や演習におけるクラスター弾の使用は禁止されない。

09年12月末現在でオスロ条約署名国は104か国、批准国は26か国※である。条約は30か国が批准を終えて6か月後に発効する※。オスロ条約の署名・批准の広がりは、「オスロ・プロセス」に反対し続けた米国にも影響を与えている。米国防総省は08年7月に内部文書で、18年以降、設計段階のみならず実戦でも不発率を1%以下に抑えるとともに、09年までに「作戦計画上必要のない」すべてのクラスター弾の在庫を削減するとの「新方針」を決定した。3月11日にはオバマ大統領が、不発率1%超の爆弾の輸出を恒久的に禁じる条項を含む包括的予算案に署名した。

※アルバニア、オーストラリア、ブルンジ、クロアチア、フランス、ドイツ、バチカン市国、アイルランド、日本、ラオス、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、ニジェール、ノルウェー、サンマリノ、シエラレオネ、スロベニア、スペイン、ウルグアイ、ザンビア、ベルギー、マラウイ、ニュージーランド、ニカラグア、マケドニア。

※10年2月16日、国連は批准国数が発効に必要な30か国に達したと発表した。発効は10年8月1日になる。

日本政府も署名を控えた08年11月、現有のクラスター弾を廃棄した上で「最新型」の導入も行わない方針を固めた。しかし、その補完措置として、精密誘導装置を備えた多連装システムMLRS用のM1ロケット弾と戦闘機搭載用レーザーJDAM(統合直接攻撃弾)を整備するとの方針を明らかにした。防衛省はこの代替措置を急ぐ必要から、08年度第2次補正予算に約60億円、09年度予算に約6億円を計上した。09年6月10日に参院本会議がオスロ条約の締結を全会一致で承認し、条約批准手続きは完了した。7月10日には、「クラスター弾禁止法」※が成立した。

※「クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律」(平成21年法律第85号)。

一方で、クラスター弾による被害はオスロ条約採択以後も続いている。08年8月のグルジア紛争でもグルジア・ロシア両軍が使用し、09年4月に国際NGO「人権ウォッチ」は、同紛争においてクラスター弾によって少なくとも16人が死亡、54人以上が負傷したとする調査報告※を発表している。

※「瀕死の患者たち:2008年8月のロシアとグルジアによるクラスター弾の使用」
www.hrw.org/node/82158

オスロ条約は、非人道的な武器の禁止における重要な実績を作った。条約の実効性を確保するために、例えば日本に求められるのは、非締約国・米国に対して「条約が定める規範を奨励し、使用抑制のための最善の努力を払う」(第21条2項)ことで、前記の「抜け穴」をふさぐことである。

B10. DU兵器禁止に向けて模索が続く

劣化ウラン

08年7月24日、第63回国連総会に対して、事務総長報告書「劣化ウラン※を含有する武器及び砲弾の使用による影響」※が提出された。同報告書は、07年12月5日に総会が採択した同表題の決議(A/RES/62/30)※の要請にこたえるものである。9月15日の「補遺」と合わせて、見解を寄せたのは、19か国※と世界保健機構(WHO)、国際原子力機関(IAEA)、国連環境計画(UNEP)であった。

※用語の説明「濃縮ウランと劣化ウラン」(218ページ)。

※A/63/170。
補遺はA/63/170/Add.1。

※事務総長に、(劣化ウランを含有兵器などの)使用がもたらす影響に関する見解を加盟国及び関係国際機関に求めることを要請。本イアブック08年版・資料3−2(230ページ)に全訳。

※アンドラ、アルゼンチン、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カナダ、キューバ、フィンランド、ドイツ、イタリア、ジャマイカ、日本、マリ、オランダ、カタール、セルビア、スペイン。

90年代、NATOのユーゴ空爆(99年)などで劣化ウラン(DU)兵器の大量使用を経験したボスニア・ヘルツェゴビナは、残留ウランによる汚染実態と汚染地域における癌発生増の実態を報告し、継続的観測と科学的・疫学的研究の強化を訴えた。セルビアは、「DU兵器の使用は、国際人道法の基本原則に反している」として、「製造と使用を禁止する条約」の必要性を強調した。カタールはイラクとクウェートにおける最近の癌や腎臓障害の増加が、湾岸戦争時(91年)に米・英が使用したDU兵器の影響であるとの見解を示し、それらの使用禁止への賛成意見を述べた。

これらに対して、NATO加盟国であるカナダ、ドイツ、イタリア、オランダ、スペインは自国兵士への健康影響に関する独自の調査や、WHO※など国際機関による調査報告を引用し、健康影響とDUの因果関係は立証されていないとの共通の認識を述べた。

※WHO「劣化ウラン−由来、暴露、健康影響」(01年4月)。
whqlibdoc.who.int/hq/2001/WHO_SDE_PHE_01.1.pdf

NATO加盟国の中にあって、ベルギーは「DU禁止」を鮮明に主張した。ベルギーは、07年5月11日に世界に先がけて制定した、領土内における「(DUを使用した通常慣性砲弾と装甲板の製造、使用、貯蔵、販売、調達、供給及び一時通過」を禁じる「DU兵器禁止法」※を紹介し、同法がDUの影響に関する科学的コンセンサスの欠如している中での「予防原則」※に基づくものであると説明した。

日本は、関連国際機関の科学的調査の行方を注視するとしている。

一方、WHOは要旨次のように述べた。これは01年4月の報告書や03年に更新された「ファクトシート」※と軌を一にするものである。

※放射能による健康被害については現在までの疫学的研究では結論が得られていない。

※紛争後に相当のDUの残留が認められた地域は、子供による汚染土壌の経口摂取防止の特別な配慮を含め、除去作業が終わるまで立ち入り禁止にすべきである。

08年12月2日、国連総会(第64会期)は07年と同名の2度目の「DU決議」(A/RES/63/54)を採択した※。これは、DU兵器の人体や環境への影響の可能性を考慮し、調査研究を求めるもので、使用禁止を問うものではない。それでも、米、英、仏は共同で「(この決議は)国際機関などによってすでに得られた科学的知見を無視している」と反対投票の理由を説明した※。

このように国際社会の議論の分岐の最大の要因は、DU兵器の使用と健康影響の因果関係が立証されていないという問題である。08年12月の総会決議が各国に求めている(第4項)ように、国際社会は国際機関による調査研究のための支援を強化する必要がある。また、ベルギーが採用した「予防原則」を巡る議論を深めることも重要な課題であろう。

一方、国内法制定の動きは着実に広がりつつある。09年6月21日、ベルギーの「DU禁止法」は、国際社会の動向を見極めることを目的に設定された2年間の猶予期間を経て発効された。09年3月4日にはコスタリカが禁止法草案を発表した。アイルランド、オランダ、ニュージーランドなどでも法制定の動きが始まっている※。

※1933年1月3日の「兵器の製造、所有及び砲弾の取引に関連する法律」(通称「兵器法」)が定める禁止対象に「DUもしくは産業的に製造されたウランを含有する兵器及び砲弾」を追加した。www.bandepleteduranium.org/en/a/131.htmlに全文。

※ある物質や工程が無害であるとの説得力のある証拠がない限り、リスクを想定しなければならないという原則。

※www.who.int/mediacentre/factsheets/fs257/en/

※投票結果は、賛成141(136)、反対4(5):米、英、仏、イスラエル、棄権34(36)、欠席13(15)。日本は賛成。( )は07年度決議。

※www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/EOV/USL26.pdf

※NGO「ウラン兵器禁止を求める国際連合(ICBUW)HP。
www.bandepleteduranium.org/en/i/48_2.html

B11. 宇宙軍備競争の防止(PAROS)に新局面開かれるか?

08年2月20日、米国防総省(DOD)は、太平洋上のイージス艦から発射したミサイル防衛(MD)用迎撃ミサイル・スタンダードミサイル3(SM3)※で、制御不能となった自国の偵察衛星を撃墜した※。これは、その1年前の07年1月12日の中国の弾道ミサイルによる自国衛星撃墜実験の成功※を強く意識しつつ、自国の対衛星(ASAT)攻撃技術の優位性を印象づけるための行動であったと思われる。このように、宇宙における軍備競争はすでに現実のものである。

中国とロシアが、宇宙における軍備競争の防止(PAROS)のための新条約案※をジュネーブ軍縮会議(CD)※に共同提案したのは、米国が衛星撃墜計画を公表する2日前の08年2月12日であった。

現行の「宇宙条約」※は、核兵器や大量破壊兵器の天体上及び宇宙空間への設置・配備を禁止している。しかし、ASAT兵器に代表されるような今日的問題に適用される条約は存在しない。中ロの新PAROS条約案はこの国際法上の空白を改善するものとして提案された。ロシアのセルゲイ・ラブロフ外相は、2月12日のCDにおける演説で次のように述べた。「ある一国による宇宙兵器配備は不可避的に連鎖反応を引き起こし、宇宙と地球上における軍備競争に新しい悪循環をもたらすであろう」※。

ブッシュ政権下で策定された「国家宇宙戦略」※によって「宇宙へのアクセスや利用を禁止あるいは制限する新たな法体制や他の規則を設けることに反対」する米国は、中ロの提案に即座に反論した。ホワイト・ハウスは、前記のような公式の理由に加えて、条約の実効性をも次のように否定した。「宇宙を周回もしくは通過する物体は、それが他の物体に衝突するようなコースに意図的に配置されればいつでも兵器になりうる。従って、この条約は検証不可能である」※。

※用語の説明(218ページ)。

※本イアブック08年版・キーワードB6 (86ページ)。

※本イアブック07年版・キーワードB9 (96ページ)。

※「宇宙への兵器の設置及び宇宙物体への武力による威嚇または行使を禁止する条約」(PPWT)。以下に全文。www.reachingcriticalwill.org/political/cd/papers08/1session/Feb12%20Draft%20PPWT.pdf

※用語の説明(217ページ)。

※「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」(67年10月10日発効)。

※www.reachingcriticalwill.org/political/cd/speeches08/1session/Feb12RussiaLavrov.pdf

※「国家宇宙政策」(06年8月31日)。本イアブック07年版・資料3-22(285ページ)に抜粋訳。

※「ニューヨーク・タイムズ」08年2月13日。

このように、ブッシュ前政権の宇宙政策は、CDの主要課題の一つであるPAROSにとっての大きな阻害要因であった。オバマ政権が発足にあたって示した「政策課題」(オバマ・バイデン・アジェンダ)※は「宇宙における自由の確保」と題された部分で、軍事及び商用衛星を妨害する兵器の世界的禁止を追求するとともに、「(衛星など)米国の宇宙資産に対する脅威と、それに対抗するための軍事・外交両面における最良の方策を検討する」と、ブッシュ政権に比べてはるかに抑制された宇宙政策の基本方針を述べた。オバマ政権の新政策策定作業は、「4年ごとの国防見直し」(QDR)※や「核態勢見直し」(NPR)※と並行して進められており、10年3月には「宇宙態勢見直し」(SPR)報告書として示される予定である。

※資料2-2(240ページ)。

※用語の説明(218ページ)。

※用語の説明(216ページ)。

米国が09年の国連総会PAROS決議※において、ブッシュ政権下の「反対」から「棄権」に転じたことは、PAROS政策転換の可能性を示唆するものであった。国連総会米代表部のギャロルド・ラーソン代表代理は、10月29日の総会第1委員会のテーマ別討論において、09年2月10日にシベリア上空で米ロの通信衛星が衝突し無数のスペース・デブリ(宇宙ゴミ)を発生させた事故の深刻な教訓を強調しつつ、米国は「宇宙における透明性と信頼醸成の実現可能性及びその望ましい姿」について「白紙の状態から」検討していると述べるとともに、CD等におけるPAROSを巡る議論への参画の意欲を示した※。

※「宇宙における軍備競争の防止」。A/64/28(09年12月2日)。

※www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com09/eov/USL40.pdf

前記の中ロの条約案には多くの問題がある。その最たるものは、中国と米国が行ったような宇宙空間の物体への攻撃用兵器の地上配備を禁止していないことである※。米新政権の宇宙政策が、このような問題の克服を含めた国際的なPAROS議論の加速と深化の契機となることが強く望まれる。

※「核兵器・核実験モニター」第299・300号(08年3月15日)に詳説。

C1.「核なき世界」に逆行する米核兵器予算

09年1月、オバマ政権発足にあたって発表された「オバマ・バイデン・アジェンダ」(政策課題)※は新型核兵器開発を行わないことを公約した。09年2月26日に発表された2010会計年予算教書では、この公約に従い、06年にブッシュ前政権が着手したが議会の反対で08年以降凍結されている「信頼性代替弾頭」(RRW)計画※の凍結を継続する一方、それに代わる措置として「寿命延長計画」(LEP)※の継続を提案した。エネルギー省(DOE)が、09年5月7日に議会に提出した核兵器関連予算は、「現在の能力の維持」のみを反映し、「今後の戦略核政策決定により変動する」ことを前提としたものであった※。

09年10月28日に大統領が署名した「2010会計年エネルギー・水開発等歳出法」(公法111-85)は、国家核安全保障管理局(NNSA)の核兵器関連予算として前年と同水準の63.8億ドルを承認した。このうち約15億ドル「核兵器備蓄活動」には、W76弾頭(潜水艦発射弾道ミサイル用)の寿命延長プログラム2億2320万ドル、B61-12核爆弾の非核部品に関するフェーズ2研究※(実現可能性研究)及びフェーズ2A研究(設計定義・コスト研究) 3250万ドルが含まれた。さらに議会は、新しいプルトニウム施設である化学冶金施設建て替え計画に9700万ドル、核弾頭の二次爆発部を組み立てるY-12ウラニウム処理施設の設計費として9400万ドルを承認した。

議会が「非核部品」に限定しつつも備蓄核兵器の改良を認めたことは、RRW計画の事実上の復活に道を開きうるものである。もっとも議会は、B61-12研究を「核弾頭部分」にまで拡大することには「両院の歳出委員会の事前承認」という

※資料2-2(240ページ)に抜粋訳。

※老朽化し、2040年までに寿命を迎える核兵器を、単純で、堅牢な新型弾頭で置き換えてゆこうという計画。

※老朽化した核兵器の部品交換により寿命を延長させる計画。

※www.cfo.doe.gov/budget/10budget/Content/Highlights/FY2010Highlights.pdf

※フェーズ2及び2Aは、7つのフェーズに分類された核兵器のライフサイクルの比較的初動段階に当たる。

ハードルを設けた。さらに議会はエネルギー省長官と核兵器評議会(NWC)※に次の行動を求めた。「NPR報告※の公表から90日以内に、B61-12が、核実験なしで、21世紀の長期にわたる兵器として使える「ゆとり」があるのか、あるいは短期間で交換ないし引退につながる程度の兵器であるのかに関する研究をジェイソン国防諮問委員会※に依頼すること」※。

これらの背景には、09年5月にブッシュ政権が設置した米議会「戦略態勢委員会」報告書(09年5月)※がある。「報告書」は、効果的で、安全な核抑止力を維持しながら「核兵器のない世界」へ進むためには、核兵器複合体に関する現在の管理戦略を見直すべきであるとの認識を明らかにし、備蓄核兵器管理のための施設改善、人材育成とその確保、技術開発にこれまで以上の投資が必要であると勧告した。

議会内の保守派は、この「報告書」に依拠し、さらにはオバマ政権の公約であるロシアとの「START後継条約」※の承認をいわば「人質」にとって、2010会計年の予算審議を通じて、核兵器コミュニティの既得権維持を目論んだ。09年9月30日、共和党上院政策委員会は、START後継条約が満たすべき「6つの原則」と題された文書※を示し、「報告書」から多くを引きつつ、核抑止力堅持を強く主張した。また、2010会計年国防認可法(09年10月28日大統領署名、公法111-84)には、備蓄核兵器の信頼性の向上、核兵器複合体の近代化等を「後継条約」承認の条件とすることを意味する条項が導入された。

オバマ政権の「核兵器のない世界」へのビジョンにもかかわらず、備蓄核兵器管理の強化と寿命延長計画(LEP)の継続によって、議会内保守派が目論むRRW計画の将来的な復活の道が開かれた。この構図は、2010年春に発表予定のNPR報告、START後継条約を巡る綱引き、そして2011会計年予算審議へと引き継がれてゆく。

オバマ・ビジョン実現のためには、いくつかの妥協も求められるであろう。ビジョンそのものが見失われないためには、国際的な核兵器廃絶世論の高まりが必須である。

※調達・技術・兵站担当国防次官、統合参謀副議長、核安全保障担当エネルギー次官、政策担当国防次官、戦略軍司令官から構成。

※用語の説明「核態勢見直し」(216ページ)。

※1960年に設立された国防科学技術諮問委員会。メンバーは非公開。

※「エネルギー・水開発等歳出法案」両院協議会報告(09年10月15日)。

※委員長:ウィリアム・ペリー元国防長官、副委員長:ジェームズ・シュレジンガー元国防長官。報告書「米国の戦略態勢」は、www.usip.org/strategic_posture/final.html

※キーワードA3(48ページ)。

※rpc.senate.go

C2. 米国、欧州MD計画を変更
—日本への波及は必至

09年9月17日、米国はブッシュ政権下で07年に立案された東欧へのミサイル防衛（MD）配備計画の中止とそれに代わる欧州MD新構想を発表した。

旧計画は、チェコに高性能レーダー、ポーランドに地上発射型迎撃ミサイルを配備して米本土に向かうイランの長距離弾道ミサイルを中間飛行段階（ミッドコース）で迎撃することを目的としていた。これに対して新構想は、スタンダード・ミサイル（SM3）※と高性能センサー（レーダー）を中核とするシステムを、欧州配備米軍や同盟国の防衛から米本土防衛へと能力を段階的に拡大してゆくというものである。

※用語の説明「SM3」（218ページ）。

9月17日にホワイトハウスが公表した「ファクトシート」※は、07年からの状況変化を次のように述べた。第1に、イランの大陸間弾道ミサイル能力の発展速度は以前の推定より遅く、短期的な最大の脅威は、短距離・中距離ミサイルによる中東と欧州に駐留する米軍部隊や同盟国などに対するものである。第2に、過去数年で米国のMD能力は著しく前進した。改良されたSM3とセンサー技術は柔軟で能力が高く対費用効果に優れた構造を提供する。

※「合衆国ミサイル防衛政策に関するファクトシート—欧州ミサイル防衛に関する段階的で適応性あるアプローチ」。www.whitehouse.gov/search/site/Missile Defense Policy

そして「ファクトシート」は次の4段階の構想を示した。

第1段階（2011年まで）：欧州と欧州駐留米軍に対する地域的なミサイル脅威に適応するMD配備。SM3（Block IA）搭載イージス艦、移動式レーダーを軸として、向こう2年間で調達可能な、効果が証明されたシステムを配備。

第2段階（2015年まで）：短距離、準中距離ミサイルの脅威から防衛されるエリアを拡大する。適正な試験の後に、能力の向上した海上配備型及び陸上配備型のSM3（Block IB）とより進んだセンサーを配備。

第3段階（2018年まで）：短距離、準中距離、中距離ミサイルの脅威に対抗するため、開発と試験を経て、より進んだSM3（Block IIA）を配備。

第4段階（2020年まで）：準中距離、中距離ミサイルと合衆国に対する潜在的な将来の大陸間弾道ミサイル脅威に対応できるSM3（Block IIB）を開発、配備。

この構想はオバマ政権がめざす「実用的で対費用効果の高い方法で開発されるミサイル防衛」※を具体化するものである。ゲイツ国防長官は旧計画では2017年頃と見込まれていた初期配備が「6〜7年は早くできる」と述べた※。

※オバマ・バイデンアジェンダ。資料2−2（240ページ）に抜粋訳。

※09年9月17日の記者会見。www.defense.gov/transcripts/transcript.aspx?transcriptid=4479

しかし、これらシステムの現実世界での有用性は疑問である。08年4月の米議会公聴会で、ある専門家は、軍が「成功」と発表した地上配備中間飛行段階（GBM）迎撃実験は、多弾頭化や「おとり」といった対抗措置を考慮していないとして、「米国を大陸間弾道ミサイル（ICBM）攻撃から守るのは不可能である」と証言した※。これは、そのままSM3の現状にも当てはまる議論である。

※リスベス・グロンルンド（憂慮する科学者同盟・安全保障問題共同代表）の下院「監視及び政府改革」委員会・「国家安全保障及び外交問題」小委員会での証言（08年4月16日）。『核兵器・核実験モニター』第306号（08年6月15日）に解説。

「旧計画」はロシアの強い反発を招き、START後継条約交渉※の阻害要因となっていた。計画変更がロシアとの関係改善につながることは間違いない。しかし、第2段以降で計画されているSM3の地上配備は対立の火種となりうる。

※キーワードA3（48ページ）。

この欧州MD新構想は、日米協力で進行中のアジアMDの推進勢力を勇気づけるであろう。日米MDは「新構想」の先行モデルと言っても過言ではないからである。「新構想」第3段階で登場するSM3（Block IIA）は、現在日米が共同で開発しているシステムである。日本の技術は近い将来、地球規模のMDシステムへと統合されてゆく可能性が高い。また、SM3（Block II）を待つまでもなく、米ミサイル防衛庁（MDA）の前局長であるヘンリー・オベリングは、地上配備SM3の日本配備の有効性を示唆している※。

※『読売新聞』09年4月26日。

C3. NATO東方拡大に対抗するロシア軍の近代化

米国が進めてきた北大西洋条約機構(NATO)東方拡大とミサイル防衛(MD)施設の東欧配備に反発を強めたロシアは、米国との軍事的バランスを確保し軍事大国復活を実現する意図をもって、軍の近代化を進めている。

ロシア軍近代化は、08年10月にセルジュコフ国防相が提示した案※に沿って進められている。この案では、現在113万4千人の兵力を2012年に100万人まで削減、特に将校は35万5千人から15万人まで減らすリストラ策が表明された。軍の指揮命令系統効率化のための機構改革、米国のMDに対抗できる設計といわれる多弾頭大陸間弾道ミサイル・トーポリM・RS-24型(西側識別番号SS-27B)の配備などによる戦略部隊の強化や開発中の潜水艦発射弾道ミサイル「ブラバ」を搭載する次世代の原潜建造などが含まれた。

※「RIAノーボスチ」08年10月14日。en.rian.ru/docs/about/novosti.html

08年8月のグルジア事態を受け、08年11月5日のメドベージェフ大統領初の年次教書演説※は、米国の東欧へのMD施設配備や米軍基地構築、歯止めのないNATO拡大に対抗する方策として、①国防予算の増額、②予定されていたコゼルスク3ミサイル連隊の解隊の取りやめ、③カリーニングラード州への「イスカンデル」ミサイルシステム※の配備、④合衆国のMD施設に対するカリーニングラード地域からの電波妨害、が打ち出された。とくに軍改革に関わる①については、プーチン首相は9月16日、09年の国防予算を27%増の2.4兆ルーブルとすると表明※している。またメドベージェフ大統領は9月26日に、米国のMDシステムに対抗する「航空宇宙防衛システム」の構築を表明し、08年12月までにロシア軍の再

※「核兵器・核実験モニター」第317号(08年12月1日)に抜粋訳。

※射程500キロメートルの戦域弾道ミサイル。西側識別番号はSS-26。

※「ロシアンニュース」08年9月16日。www.russianews.net/story/

編プランをまとめるよう軍幹部に指示した※。

※「タイムズ・オンライン」08年9月27日。

オバマ政権の登場で米ロ関係は改善に向けて動き出し、戦略兵器削減条約(START Ⅰ)の後継条約については09年3月初めの米ロ外相会談で年内合意を目指す方針で一致した。※しかしその直後の3月17日、メドベージェフ大統領は国防省会合で、ロシア軍近代化の改革作業を2011年から着手する方針を発表した※。大統領は、「地域紛争と国際テロリズムの危険が常に存在する。NATOを我が国の国境までのばす企てが続いている。これら全てが、我が国の軍隊に新しく将来を見据えた視野を与える質的な近代化を要求している」と述べ、直面する脅威に対応するため、①戦略核戦力を含む戦闘準備の改良、②陸軍の構造と人員の最適化、③最新鋭兵器の装備、④軍事教育の改善、などの必要性を指摘した。9月17日のオバマ政権による東欧MD計画の方針変更※を受け、米ロ間の対立は一定程度は緩和された。しかしこのような強力な軍近代化努力は変らずに続いている。

※キーワードA3(48ページ)。

※「核兵器・核実験モニター」第325号(09年4月1日)に抜粋訳。

全体的な軍近代化の中で核兵器を見ると、SS-N-23改良型の潜水艦発射弾道ミサイル「シネバ」が3隻のデルタⅣ型戦略原潜に配備された。しかし、前述した新型の「ブラバ」の開発に関しては08年、09年の試射が失敗するなど、計画実現は困難さを増している※。大陸間弾道ミサイルでは、前述したRS-24のテストと配備が進行している※。09年3月17日、ロシア戦略ロケット軍ニコライ・ソロフツォフ司令官は、START Ⅰが失効する09年12月5日以後に多弾頭ミサイルRS-24部隊を戦闘準備態勢に置くと発言した※。

※キーワードC2(92ページ)。

※ロバート・S・ノリスら、「ロシアの核戦力2010」、「ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ」、2010年1・2月号。

※同上

※「AFP」09年3月17日。

C4. 中国の軍事費が世界第2に ―海軍の遠洋活動能力を強化

09年1月20日、中国政府は「2008年国防白書」※を発表した。

「白書」は冒頭で「すべての核保有国は、核兵器の廃絶を明確に宣言し、新型核兵器開発のための研究中止を約束し、国家安全保障政策における核兵器の役割を低減させて行くべきである」と述べた。さらにCTBTの早期発効を支持するとともに、「核実験モラトリアム」を引続き忠実に履行することを明記した。「白書」はまた、「いついかなる時、いかなる状況においても核兵器の先行使用はしない、さらに非核兵器国や非核兵器地帯に対して、核兵器の使用または使用による威嚇は無条件で行わないことを誓約する」と中国の従来の立場を強調している。これは、北東アジア非核兵器地帯構想にとって活かすべき貴重な立場である。また「白書」は、陸の戦略核部隊である第2砲兵隊が、平時、核危機、核攻撃という核をめぐる3つの段階に応じて、態勢をエスカレートさせていく作戦概念を初めて記述した。全米科学者連盟(FAS)のハンス・クリステンセンは、これを透明性を高めようとする意志表示であると分析している※。しかし、中国の保有核兵器※に関する透明性は総じて極めて低いのが現状である。

中国の防衛費の急増が顕著である。中国がいまや世界第3位のGDPを有し、急速な経済成長を遂げ、それにつれて防衛費も増大している。1970年からの10年間で日本の軍事費が3.9倍増したのと類似している。さらに国益が世界規模に展開する時代になり、軍隊の役割と任務が変化しつつあることも重なっている。

「白書」によれば、08年の中国の防衛費は、4,177億元、円換算すれば約5兆4千億円である。(08年度の日本の防衛費は約4兆7千億円)。これに対して、「SIPRI年鑑2009」(ストックホルム国際平和研究所)は849億ドル(7兆6400億円)、米国に次ぐ世界第2位であると推計している。

防衛費の伸び率は、「白書」によればこの20年間は連続2ケタ、それも15%前後で推移している。これは、1)将兵の賃金と待遇改善、2)物価上昇の補填、3)軍事における革命(RMA)※の推進のためとされている。「白書」は、「中国は、現在も将来も、国家がどれほど発展しようとも、決して覇権を唱えず軍備の拡張はしない」としている。「白書」はまた、2010年までに基礎を固め、20年までに機械化・情報化、今世紀半ばに完成させる3段階の近代化計画を明らかにした。

海軍力の近代化に関して、「白書」は、70年代は、沿岸防御、80年代に近海防御となり、21世紀は「遠洋海域における協力遂行の能力や非伝統的な安全への脅威に対する対応能力を確実に発展させる」とした。これは遠洋作戦能力の向上と、「テロや海賊」などの脅威への対処に関わるという意思表示であり、中国海軍初の海外派遣であるソマリア沖への海賊対策の艦隊派遣を踏まえた記述である。

09年8月の米海軍諜報局の報告書※も、中国海軍の近代化は注視している。それとの関連で、米潜水艦の沖縄周辺での活動が活発化※している。一方、「白書」は噂される空母の建造に直接に触れてはいない。しかし、09年3月20日、梁光烈国防相は、浜田防衛相との会談で、「大国で空母を持たない国は中国だけである」と発言した※。これは、空母建造計画を婉曲に示唆したものと思われる。2015年完成をめざして、空母建設は始まったという報道もある※。

中国経済が世界市場に深く浸透するとともに、中国の「国益防衛線」も拡大してゆく。経済成長に伴う自然増という側面は差し引いても、このダイナミズムの中で、中国の防衛費増額が「覇権を唱え、軍備を拡張する」ものではないと国際社会に受け止められるためには、透明性の向上と、信頼醸成の努力が必要である。

※www.china.org.cn/government/whitepaper/node_7060059.htm

※www.fas.org/blog/ssp

※データシート3(100ページ)。

※戦術・組織等といった軍事に関する諸要素の「革命的な変化」を指す。

※「中国的特徴をもった近代的海軍」報告書(2009年8月)。www.fas.org/irp/agency/oni/pla-navy.pdf

※キーワードD6(128ページ)。

※09年3月20日「共同」

※09年8月29日「朝日」

C5. 仏の核兵器政策は変るのか?

08年6月17日にフランスが発表した新しい国防白書※は、1966年に脱退したままのNATO軍事機構への復帰等と同時に、今後10年余りの核政策に関する重要な方針を示した。

※「国防と国家安全保障に関するフランス白書」(08年6月17日)。資料3−3(273ページ)に抜粋訳。

「白書」は核抑止力を「安全保障と独立の究極の保証」であり、国家としての「行動の自由」を確保するために必須の能力と呼んだ。そして「フランスの安全保障にとって核兵器が必要である限り、その能力を開発する手段を保持しつづける」と、変らぬ核抑止力への依存方針を強調した。

核戦力近代化の柱に据えられたのは次の二つである。

①弾道ミサイル潜水艦(SSBN)隊:2010年以降、M51弾道ミサイルを新世代SSBNに配備。

②航空核戦力:2009年から中距離核ミサイル・ASMPA※を国内と空母に配備されたミラージュ2000NK3及びラファール戦闘機に搭載する。これに伴い核搭載可能な陸上配備航空機は60機から40機に削減される。

※"ASMP"は仏語で「空対地中距離核ミサイル」の頭文字。最後の"A"は改良型を表す。

この他にも、「白書」はレーザー、X線分析、スーパーコンピューターを基盤とするシミュレーションによる核弾頭の信頼性確保、弾道ミサイルの射的距離と精度の向上に加えて、通信関係における核能力支援環境を、核戦力近代化の重点施策として明記した。

その一方で、「白書」は核軍縮の「行動目標」として、包括的核実験禁止条約(CTBT)の普遍的批准、全ての核兵器国による核実験場の解体、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)※の即時交渉開始等の7項目を提案した※。これらの多くはフランスがすでに実施済であるか推進中の政策であり、自国の核政策を規制するような新たな提案は含まれていない。7項目には「透明性措置の採用」が含まれている。サルコジ大統領はかつて「作戦配備以外の核弾頭が存在しない」ことを理由に核戦力の「透明性」を自賛した※。しかしフランスは弾道ミサイルの多弾頭化※を一切公開しておらず、それが核弾頭数の推計を著しく困難にしている※。「白書」は自国の核戦力を「厳格な充分性」に依拠するものと自己評価した。しかし、このように透明性の欠如した中での「厳格な充分性」はきわめて説得力に乏しいというべきであろう。

※用語の説明「カットオフ条約」(216ページ)。

※他には、核分裂性物質の即時モラトリアム、NPTが認めた核兵器国による透明性措置の採用、短距離・中距離地対地ミサイル全面禁止条約の交渉開始、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」への全ての国の加盟と履行の誓約。

※08年3月31日のシェルブール海軍工廠での演説。本イアブック08年版・資料3−1(250ページ)に抜粋訳。

※ミサイル1基に搭載される弾頭数。

※ロバート・ノリス、ハンス・クリステンセン「フランスの核戦力2008」(「ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ」08年9・10月号。

09年9月24日の国連安保理「核軍縮・不拡散」サミット※において、サルコジ大統領は、イラン、北朝鮮に対する名指しの非難に演説の多くを費やした上で、次のようにオバマ・ビジョンに懐疑と冷笑を投げかけた。「安保理決議違反に違反する国家に対する制裁を宣言する勇気を持つ」ことなしに、「核兵器のより少ない世界、そしていつの日か実現するだろう核兵器のない世界に向けた誓約」は「信頼を獲得できない」。そして大統領は、同じくNATOの核兵器国である英国のブラウン首相が不十分ながらも表明した「自国の核軍縮」については言及しなかった。この背景には、フランスは「厳格な充分性」に基づく核軍縮をすでに自主的に実行しているという理屈があるように思われる。

※キーワードA5(52ページ)。

これに対して、アラン・ジュペ元首相ら元高官4氏は、09年10月20日の『ル・モンド』紙への投稿※において、「自主独立精神」や核戦力における「厳格な充分性」においてはサルコジ大統領の主張に首肯しつつ、次のように自国の核軍縮に備えるよう呼びかけた。「…フランスが軍縮プロセスを成功させることを誓約し、その論理的帰結として、軍縮を自国の核能力にも波及させるという断固たる決意を確認することを願う」。4氏の提言の背景には、サルコジ政権の独善的ともいえる核兵器政策が国際的な協調に悪影響を及ぼし、国際社会におけるフランスの地位を損なうことに対する危機感が存在するものと思われる。

※「核兵器・核実験モニター」第340号(09年11月15日)に全訳。

3. 地球上の核弾頭全データ

【1】図説：世界の核兵器保有国

2009年5月

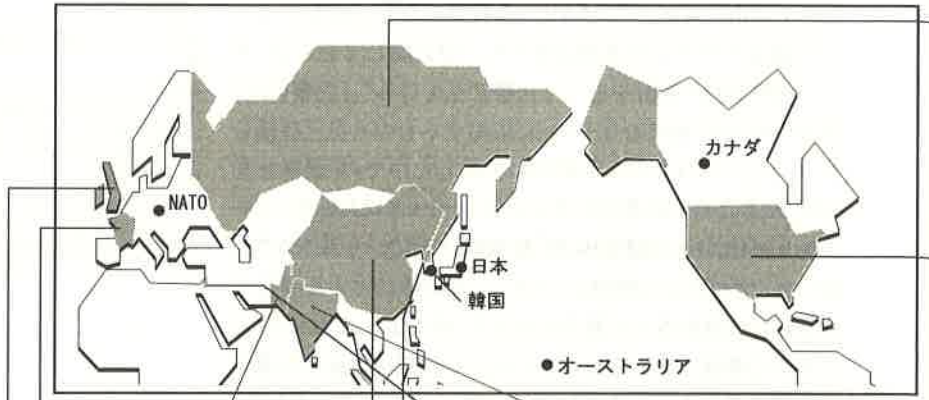

パキスタン
1998年に核実験。70～90発の核弾頭。事実上の核保有国。

インド
1974年と1998年に核実験。50～70発の核弾頭。事実上の核保有国。

イスラエル
一般に100～300発の核弾頭と種々の運搬手段を持つと考えられている。事実上の核保有国。

北朝鮮（DPRK）
2006年、2009年に核実験。核保有を主張している。「核保有主張国」。

仏
総計 300発
戦略核 290
240
50
非戦略核 10
10

英国
総計 200発
戦略核200
うち兵站予備 40
160



ABM＝対弾道ミサイル／ACM＝新型巡航ミサイル／ALCM＝空中発射巡航ミサイル／ASM＝空対地ミサイル／GLCM＝地上発射巡航ミサイル／ICBM＝大陸間弾道ミサイル／IRBM＝中距離弾道ミサイル／MIRV＝多弾頭個別誘導再突入体／SAM＝地対空ミサイル／SLBM＝潜水艦発射弾道ミサイル／SLCM＝海洋発射巡航ミサイル／SRAM＝短距離攻撃ミサイル

ロシア
総計 12，990発
作戦配備 4，835
作戦外貯蔵 8，150
戦略核 2，787
非戦略核 2，048
1，355
576
856
700
650
ABM/SAM 698

米国
総計 9，400発
作戦配備 2，702
作戦外貯蔵 6，700
戦略核 2，202
非戦略核 500
550
1，152
500
100
400

中国
総計 240発
戦略核240
うち兵站予備 65
121
0
55

●核兵器依存国
公式政策として核兵器依存を謳っている。
（107～109ページ参照）

作成：ピースデポ

3. 地球上の核弾頭全データ（続き）

【2】解説

どの核兵器保有国も、自国の核弾頭数やその内訳を公表していない。以下のデータは、非政府組織（NGO）が公的情報や議会証言、インタビュー記事などを長年にわたって継続的に収集、分析することによって得られたものである。

米オバマ政権は、09年12月をめどに核態勢見直し（NPR）の作業を進めていた。同時に、09年12月に期限が切れるSTART（戦略兵器削減条約）の後継条約の交渉も進行中である。これらの作業によって核弾頭の維持管理体制が変化し、弾頭の分類や数え方も変化するであろう。たとえば、ブッシュ政権が導入した**迅速対応戦力**（以下を参照）という概念は否定される可能性がある。そのような近い将来の変化を予測しつつも、現状においては、ブッシュ政権が行ったNPR（02年1月、以下「02年NPR」）に基づいてデータの整理を行わざるを得ない。

02年NPRでは、弾頭の保管状況が「**活性状態**」と「**不活性状態**」に大別された。前者はそのまま使用できる弾頭であり、後者は時間が経過すると劣化するトリチウムや電池などを除いて貯蔵している弾頭である。07年末にブッシュ大統領が、不活性貯蔵の多くを廃棄すると発表したので、エネルギー省において解体を待っていることが明確になっている弾頭として、本イアブック08年版ではそれを不活性貯蔵リストから排除した。しかし、このやり方は、その後一般的に使われている弾頭の数え方と違う結果となった。混乱を避けるために、今年は弾頭を次のように分類、整理することにした。

①作戦配備の弾頭　部隊に配備・貯蔵されている活性状態の弾頭（オーバーホール中の原潜の核弾頭を作戦配備に含めていない）。

②兵站予備の弾頭　ルーチン整備・検査のために確保されている活性状態にあるスペアである。米国の戦略核兵器について推定するための一定の情報がある。概ね①の5～10%と推定される。米政府はこれを作戦配備と数えていないことが判明した。

③予備貯蔵の弾頭　活性、不活性を含め、再使用の可能性を想定して貯蔵しているもの。迅速対応戦力もこれに含めた。迅速対応戦力とは、作戦配備から外した核弾頭の中でも情勢の変化によって復活させることを前提として活性状態で貯蔵するもので、ブッシュ政権の新しい戦略の3本柱によって導入された。表ではオーバーホール中の原潜（通常2隻）の弾頭もこれに含めた。

④退役弾頭　退役した核弾頭で解体を前提に保管されているもの。

以下の図表の作成においては、②と③と④を合わせて「**作戦外貯蔵**」とする。

米国では、他に弾頭の形ではなくて、一次爆発用プルトニウム・ピット12,000発と二次爆発部分5,000発を分離して貯蔵しているとされる。

北朝鮮（DPRK）は2009年5月25日に2度目の核実験を行い、核保有国であると主張しているが、弾頭化/兵器化に関しては情報がない。本図説では従来通り「核保有主張国」と位置づけた。

事実上の核兵器保有国と見なされるインド、パキスタン、イスラエルを含めると、地球上には今なお23,000発以上の核弾頭があり、オーバーキル状態は変わらない。

NPT加盟核保有国の核弾頭数　2009年5月

弾頭の分類			米	口	英	仏	中	合計
作戦配備	戦略核	ICBM/IRBM	550	1,355	0	0	121	2,026
		SLBM	1,152	576	160	240	0	2,128
		爆撃機搭載核兵器	500	856	0	50	55	1,461
		小計	2,202	2,787	160	290	176	5,615
	非戦略核	ABM/SAM	0	698	0	0	0	698
		空軍航空機用	400	650	0	0	0	1,050
		海軍用	100	700	0	10	0	810
		小計	500	2,048	0	10	0	2,558
	合計		2,702	4,835	160	300	176	8,173
作戦外貯蔵			6,700[注1]	8,150	40[注2]	-	65[注2]	14,995
総計			9,400	12,990	200	300	240	23,130

注　1. 兵站予備150、予備貯蔵2,350、退役弾頭4,200。　2. すべてが兵站予備と推定される。

出典：「ニュークリア・ノートブック」（『ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ』に連載）を基本にしながら、S・ノリス（天然資源保護評議会（NRDC、米国））、H・クリステンセン（全米科学者連盟（FAS））、パベル・ポドビック（ロシア戦略核戦力プロジェクト、ロシア）などの文献を参考にして作成した。

3. 地球上の核弾頭全データ（続き）

【3】国別詳細

米国（計 9,400）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計 2,207）		
●ICBM（小計550）		
ミニットマンⅢ		550
Mk－12 型（弾頭：W62）	170	0[1]
Mk－12A 型（弾頭：W78）	335	350[2]
Mk－21 型（弾頭：W87）	300	200[3]
●SLBM[4]（小計1,152）		
トライデントⅡ　D5		1,152[5]
Mk－4 型（弾頭：W76）	100	718
Mk－4A 型（弾頭：W76－1）	100	50[6]
Mk－5 型（弾頭：W88）	455	384
●爆撃機搭載核兵器[7]（小計500）		
核爆弾　B61－7	可変<1～360	150
B61－11[8]	5	
B83－1	可変<1,200	
ALCM（弾頭：W80－1）	5～150	350
非戦略核（小計 500）		
●SLCM		
トマホーク（弾頭：W80－0）	5～150	100[9]
●核爆弾 B61－3,4,10	0.3～170	400[10]
作戦外貯蔵（小計 6,700[11]）		

1　W62は2008年に退役。
2　1～3MIRV×250基。
3　単弾頭が200基。W62を置きかえている。
4　オハイオ級戦略原潜12隻に搭載。ミサイル数は288基（12×24）。原潜数は14隻であるが、常時2隻はオーバーホール。
5　12隻×24発射管×4MIRV。
6　W76－1は2008年10月末から配備が始まった。
7　ストラトフォートレスB－52H（93機のうちの44機）、スピリットB－2A（20機のうちの16機）、計60機が任務（核・非核両用）についている。B－2Aは爆弾のみ。警戒態勢は低い。
8　地中貫通型（1997年11月に導入）。貫通は6m。B－2Aにのみ搭載。
8　ワシントン州バンゴーに予備を含めて集約して貯蔵。
10　迅速対応戦力も含めて150～240個がNATO軍用としてヨーロッパ5か国の6か所の空軍基地に配備（別表参照）。その他に米国内では、ファイティング・ファルコンF16C/D、およびストライク・イーグルF15Eに搭載。
11　兵站予備150発、予備貯蔵2350発、退役弾頭4200発からなる。トマホーク（200発）、B61（－3,－4,－10）、オーバーホール中の2隻のオハイオ級原潜のトライデント弾頭（48発）などは予備貯蔵。

ロシア（計 12,990）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計 2,787）		
●ICBM（小計1,355）		
SS－18　M4、M5、M6（サタン）	550～750	680[1]
SS－19　M3（スチレトウ）	550～750	432[2]
SS－25（シックル）（トーポリ）	550	180[3]
SS－27（トーポリM）	550	50[4]
SS－27A（トーポリM1）	550	13[5]
SS－27B（トーポリM RS－24 型）	550	0[6]
●SLBM（小計576）[7]		
SS－N－18　M1（スチングレイ）	200	192[8]
SS－N－23（スキフ）	100	192[9]
SS－N－23M1（シネバ）	100	192[10]
SS－N－30（ブラバ）	100	0[11]
●爆撃機搭載核兵器（小計856）		
核爆弾		
ALCM（弾頭：AS15A、B）	250	856[12]
SRAM（弾頭：AS16）		
非戦略核（小計 2,048）		
●ABM/SAM　（小計698）		
51T6/53T6（ゴーゴン/ガゼル）	1000/10	68[13]
SA－10（グランブル）	low	630
●空軍航空機（小計650）		
核爆弾/ASM AS－4（キッチン）/SRAM AS－16	1000	650[14]
●海軍用戦術核（小計700）		
核爆弾		
ASM　AS－4（キッチン）	1000	700
SLCM	200～500	
対潜核兵器		
SAM		
核魚雷、核爆雷		
作戦外貯蔵（小計 8,150）		

1　10MIRV×68基。STARTⅡが無効になり保持。しかし削減が続く。液体燃料。
2　6MIRV×72基。削減する計画。液体燃料。
3　単弾頭。ロシア名トーポリ。道路移動型で固体燃料。2008年8月28日に改良型の発射テスト。
4　単弾頭。ロシア名トーポリM。サイロ型。軌道を変更できる弾頭もある。
5　トーポリMの移動型。新しいカモフラージュ。
6　RS－24という新型名で08年11月26日に試射成功。3MIRVまで可能。2009年12月に配備予定。
7　搭載原潜は、デルタⅢ級4隻、デルタⅣ級6隻。核ミサイルを搭載しないが、タイフーン級3隻も残っており、発射テストに使われている。
8　デルタⅢ級戦略原潜4隻に搭載。4隻×16発射管×3MIRV。2008年8月1日に発射テスト。
9　デルタⅣ級戦略原潜3隻に搭載。3隻×16発射管×4MIRV。
10　デルタⅣ級戦略原潜3隻に搭載。3隻×16発射管×4MIRV。2008年10月11日に発射テスト。
11　6MIRVと推定される。08年9月、潜水発射に成功。しかし、12月23日には発射に失敗し、計画は遅れている。新型のボレイ型原潜搭載予定。
12　ベアH6（Tu－95MS6）32機、ベアH16（Tu－95MS16）31機、ブラックジャック（Tu－160）14機に搭載。ベアH6は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を6個（計192個）、ベアH16は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を16個（計496個）、ブラックジャックはAS15BまたはAS16、または核爆弾を12個（計168個）搭載する。
13　報道によるとゴーゴンはABM任務からはずされた。
14　バックファイヤー（Tu－22M）やフェンサー（Su－24）524機に搭載。

中国（計 240）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計 176）		
●ICBM/IRBM[1]（小計121）		
ドンフォン（東風）－3A	3,300	17
ドンフォン（東風）－4	3,300	17
ドンフォン（東風）－5A[2]	4～5,000	20
ドンフォン（東風）－21	200～300	55
ドンフォン（東風）－31[3]	200～300?	～6
ドンフォン（東風）－31A[4]	200～300?	～6
●SLBM（小計0）		
ジュイラン（巨浪）－1	200～300	0[5]
ジュイラン（巨浪）－2[6]	200～300?	0
●爆撃機搭載核兵器（小計55）		
核爆弾		55[7]
兵站予備貯蔵（小計 65）		

東風－3Aは、NATOでの名称はCSS－2。以下、東風－4はCSS－3、東風－5AはCSS－4、東風－21AはCSS－5。巨浪－1はCSS－N－3。

1　東風－5A（射程13,000km）、東風－31（射程7,200km）、東風－31A（射程11,200km）はICBM。他はIRBM。全て単弾頭。
2　米大陸に届く現有2種類のICBMの1つ。サイロ型、液体燃料。単弾頭。
3　移動式、固体燃料。米大陸には届かない。単弾頭。
4　米大陸に届く現有2種類のICBMの1つ。移動式、固体燃料。単弾頭だが、ミサイル防衛に備えておとりなどを伴うと考えられる。
5　戦略原潜シャ（夏）級（中国名：大慶魚）に搭載。12発射管。07年は12発と推定されたが、08年には0と推定。
6　新世代原潜（094型）に搭載する計画進行中。東風－31の変型と考えられるが、単弾頭らしい。
7　ホン（轟）－6（NATO表示：B－6）100～120機のうちの20機。キャン（強）－5のうちの20機程度が核任務を持つと推定。50～250発の巡航ミサイルDH－10のうち、約15弾頭が核（空中発射）と推定。

フランス（計 300）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計 300）		
●SLBM[1]（小計240）		
MSBS[2]　M45（弾頭：TN75）	100	240[3]
●爆撃機搭載核兵器（小計50）		
ASMP[4]（弾頭：TN81）	300	50[5]
非戦略核（小計 10）		
●空母配備航空機搭載核兵器（小計10）		
ASMP（弾頭：TN81）	300	10[6]

1　ル・トリオンファン戦略原潜3隻に搭載。ランフレキシブル戦略原潜は2008年1月に退役。2010年にル・テリブルが加わり4隻体制になる予定。
2　フランス語で「艦対地戦略弾道ミサイル」の頭文字。
3　3隻×16発射管×5MIRV。
4　フランス語で「空対地中距離ミサイル」の頭文字。
5　ミラージュ2000N（60機、3飛行隊）に搭載。1機あたり1弾頭。弾頭は50と見積もられる。
6　シュペル・エタンダール24機（2飛行隊）に搭載。通常任務の航空機もある。唯一の空母ドゴール（原子力）に配備。

英国（計 200）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計 160）		
●SLBM[1]		
トライデントⅡ　D5	100	160[2]
兵站予備貯蔵（小計 40）		

1　バンガード級戦略原潜4隻に搭載。常時1隻のみパトロール。
2　弾頭は、米国のW76に類似だが英国産。4隻×16発射管×3MIRVで計算すると192個。実際には、2～6発射管は単弾頭と推定され、平均して1隻あたり40弾頭と推定される。40×4隻=160。別の推定として、06年12月発表の英政府「ファクトシート」は、パトロール中の原潜は最大48個の弾頭を持つと記述。3隻分として144個。4隻分として192個。実際にはこの中間と考えられる。

3. 地球上の核弾頭全データ

【3】国別詳細(続き)

インド (計 50～70)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
組み立てられた弾頭	5～25[1]	50～70
運搬手段[2]		
●航空機[3]		
●短・中距離ミサイル[4]		

1 1998年5月の核実験の地震波からの推定値。インドは、最高43キロトンの爆発を主張している。
2 いずれも通常任務を持つ。
3 ミラージュ 2000H(バジュラ)48機、ジャガー IS/IB(シャムシャー)76機のいくつかが、核任務をもつと推定される。
4 プリトビ1(射程150km)が配備ずみ。アグニ1(射程700km)及びアグニ2(射程2,000km)の配備状況ははっきりしない。アグニ3(射程3000km)、2007年4月、2008年5月に発射テスト。ダヌシュ(射程350km、プリトビ2の海軍版)、2007年3月30日に発射テスト。プリトビ3(サガリカ、射程300km)を開発中で2008年2月26日発射テスト。

イスラエル (計 100～300)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
流布された推定[1]		100～300
運搬手段		
●航空機[2]		
●中距離ミサイル[3]		
●砲弾・地雷		

1 1979年9月22日、南アフリカ近海の南インド洋はるか上空で、秘密裏に核実験が行われたとの説がある。クリステンセンらは弾頭数を200と推定。
2 米国製F16A/B/C/D(ファイティング・ファルコン)260機、同F15E(ストライク・イーグル、イスラエルではF15I・ラアムと呼ぶ。)25機の一部が核任務を持つと推定される。
3 ジェリコ1(射程1,200km)、同2(射程1,800km)が配備されている。

パキスタン (計 70～90)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確証なし	4～12[1]	70～90
運搬手段		
●航空機[2]		
●短・中距離ミサイル[3]		
●巡航ミサイル[4]		

1 1998年5月の核実験における地震波からの推定値。
2 米国製F16A/B(ファイティング・ファルコン)32機、ミラージュVのいくつかが核任務をもつと推定される。
3 ガズナビ(ハトフ3、射程400km)、シャヒーン1(ハトフ4、射程450km)、ガウリ(ハトフ5、射程1200km)の配備が確認されている。シャヒーン2(ハトフ6、射程2,000km)を開発中。
4 巡航ミサイル・バーバー(ハトフ7、射程320km)、ラ・アド(ハトフ8、射程320km)を開発中。

北朝鮮 (DPRK)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確証なし	＜数キロトン[1]	?
運搬手段		
●中距離ミサイル[2,3]		

1 2006年10月9日の核実験の推定値は1キロトン以下。2009年5月25日の2回目の核実験の推定値では数キロトン程度。プルトニウム保有量については未分離を含めて40～60kg(核弾頭8～10個分)と推定されている(オルブライトらの数字から推定)。
2 ノドン(射程1,480km)は核搭載可能。200基配備。テポドン1(射程2,300km)、テポドン2(射程6,200km)は未配備。テポドン2には3段式(推定射程15,000km)のものも開発されている。2009年4月5日、衛星発射を意図した飛翔体の発射実験を行ったが、失敗したとみられる。
3 米国防総省は、単段式ムスダン(射程500km)が存在すると分析している(この項『朝日新聞』07年5月13日)。

【4】国別詳細(核兵器依存国)

日本

◆平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(04年12月10日)

「防衛計画の大綱」は、日本の防衛政策の基本となる文書である。その基本方針の冒頭の節に次の一文がある。

「核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。同時に、核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散の取組において積極的な役割を果たすものとする。また、その他の大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組にも積極的な役割を果たしていく。」

◆「日米安全保障協議委員会合意文書」(07年5月1日)

米軍再編ロードマップ(06年5月1日)をフォローする日米協議で「同盟の変革:日米の安全保障及び防衛協力の進展」と題する合意文書を発表した。その中の「概観」において、次のように再確認した。

「米国の拡大抑止は、日本の防衛及び地域の安全保障を支えるものである。米国は、あらゆる種類の米国の軍事力(核及び非核の双方の打撃力及び防衛能力を含む。)が、拡大抑止の中核を形成し、日本の防衛に対する米国のコミットメントを裏付けることを再確認した。」

NATO非核兵器国

◆同盟の戦略概念(99年4月24日)

最新のNATO戦略文書は、99年4月24日、ワシントンDCにおけるNATO首脳会議で採択された「同盟の戦略概念」である。イラク戦争後、見直しの意見もあるが合意はない。

＊第62節

その第62節は米国、英国、フランスの核戦力がNATO全体の抑止力になると次のように述べている。

「同盟国の安全保障に関する最高の保証は、同盟国の戦略核戦力、とりわけ米国の戦略核戦力によって与えられる。また、英国及びフランスの独立核戦力は、それぞれ独自の抑止任務を持つものであるが、NATO同盟全体としての抑止と安全保障に貢献する。」

＊第63節

第63節には、同盟国が核抑止力の維持のために参加する必要性、いわゆる核分担(ニュークリア・シェアリング)の義務が記されている。

「核任務に関する集団的防衛計画の立案、平時における核戦力の領土内配備、及び指揮・統制・協議の取り決めに、ヨーロッパの関係同盟国が広範に参加することが引き続き要求される。」

＊第64節

第64節には、NATOはヨーロッパに戦略以下(sub－strategic)の核兵器を

3. 地球上の核弾頭全データ

【4】国別詳細（核兵器依存国）（続き）

配備し続けることを言明している。全米科学者連盟（FAS）核情報プロジェクトの調査では、今でも150～240発の米国の核弾頭が5か国（ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ）の空軍基地に配備されている。

◆「同盟安全保障に関する宣言」（09年4月4日）

最新の公式文書として、NATO60周年記念サミットにおける宣言において以下のことが再確認されている。

「核戦力と通常戦力の適切な混合を基礎にした抑止力は、我々の戦略全体の中心的要素であり続ける。」

オーストラリア

◆「国防白書」（2009年5月2日）

最新のオーストラリアの国防白書は、2009年5月2日に9年ぶりに出された「国防2009－アジア太平洋の世紀においてオーストラリアを防衛する：戦力2030」である。その「米豪同盟と我が防衛」で、拡大抑止の必要性が確認されている。

＊6.33節　我々の直接的な防衛にとって同盟が意味するものは、諜報と技術におけるパートナーシップという同盟の核心にある連携した能力が利用できるということである。これによって、我々の直接の近隣、およびそれを超えたところにおける我々の戦略的能力を支えることができる。これは我が安全保障にとって掛け替えのないものである。

＊6.34節　これは同時に、核兵器が存在する限りオーストラリアに対する核攻撃を抑止するために米国の核戦力に依存することができることを意味する。歴代の政府の下でオーストラリアの国防政策は米国との同盟における拡大抑止によって得られる防護の我が国にとっての価値を認知してきた。この防護は安定感と信頼感のある安全の保証を与え、オーストラリアがさらに重大で高価な防衛選択肢を考慮する必要性を長年にわたって排除してきた。」

カナダ

◆「北米航空宇宙防衛司令部（NORAD）」協定

カナダと米国が1958年5月12日に署名。06年5月12日に改定された。改訂されたNORADの役割は縮小されたが、米国の核抑止力の一部としての役割は続く。カナダはその抑止力の恩恵にあずかる。新協定の前文に次の認識が書かれている。

「軍備削減協定にもかかわらず、今なお保有核兵器は大量であり、北米大陸を攻撃できる戦略弾道ミサイル、巡航ミサイル、あるいは長距離爆撃機によって運搬できることを認識し、…」

ヨーロッパ配備の米核爆弾

2009年5月

国名	基地	搭載機（所属国）	核爆弾の数		計
			米国分担	受入国分担	
ベルギー	クライネ・ブローゲル	F－16（ベルギー）	0	10～20	10～20
ドイツ	ビュヒェル	PA－200（独）※	0	10～20	10～20
イタリア	アビアノ	F－16C/D（米）	50	0	50
	ゲディ・トーレ	PA－200（伊）※	0	20～40	20～40
オランダ	フォルケル	F－16（蘭）	0	10～20	10～20
トルコ	インジルリク	F－16C/D（米）	50	0～40	50～90
合計			100	50～140	150～240

（表注）※PA－200は、米独伊共同開発の戦闘爆撃機で、「トルネード」と通称される。

韓国

◆アメリカ合衆国と大韓民国の同盟のための共同ビジョン（09年6月16日）

ワシントンで開催された米韓首脳会談における共同ビジョンにおいて、以下のことを再確認している。

「米韓同盟は、21世紀の安全保障環境の変化に適応している。我々は両国の安全保障上の利益を守るべく同盟能力に支えられた強固な防衛態勢を維持し続ける。米国の核の傘を含む拡大抑止に対する継続的な誓約はこのような保証をさらに強化するものである。同盟再編に向けた二国間計画を進めるにあたって、大韓民国は、朝鮮半島ならびに地域内、さらには地域を超えて、永続的で有能な米軍のプレゼンスによる支援のもと、自国の共同防衛における主たる役割を担うこととする。」

◆米韓安保協議会議共同コミュニケ（08年10月17日）

1968年以来毎年開催される国防長官を長とする「米韓安保協議会議」の共同コミュニケで「核の傘」が確認されてきたが、最新の08年10月17日（ワシントン）のものは、次のように表現している。これは、06年、北朝鮮の核実験を受けて更新されたものと同じ表現である。「ゲイツ国防長官は、韓米相互防衛条約に合致して、米国の核の傘によって提供される拡大抑止力の継続を含めて、固い米国の誓約と韓国への迅速な支援を確約した。」

C6. 米軍がイラク撤退を開始 —治安回復になおも不安

オバマ米大統領は、09年2月28日、米軍のイラクからの撤退計画を発表した※。計画によれば、①(09年2月)現在14万2千人の駐留米軍の大半は10年8月末までに撤退し、イラク治安軍の訓練と支援のための3万5000から4万人が残留する。②2011年末までにそれら残留部隊を含めた全軍が撤退する。

※キャンプ・レジューン(ノース・カロライナ州)での演説。www.whitehouse.gov/search/site/Camp%20Lejeuneから日付で検索。

言うまでもなく、イラク撤退計画は泥沼化の様相を深めるアフガニスタンに対する軍増派計画と対をなすものである。大統領は09年12月1日、アフガニスタンへの3万人の増派計画を明らかにした※。最終的に駐留規模は10万人に達する見通しである。

※ウェスト・ポイント(ニューヨーク州)の軍アカデミーでの演説。www.whitehouse.gov/search/site/Military Academyから日付で検索。

09年1月1日には米国とイラクの間で二つの協定—「戦略枠組み合意」※と「地位協定(SOFA)」※が発効した。イラク撤退計画と撤退完了までの米軍人・軍属の法的地位に直接関係するのは後者である。

※「米合衆国とイラク共和国の間の友好・協力関係に関する戦略的枠組み合意」。georgewbush-whitehouse.archives.gov/infocus/iraq/SE_SFA.pdf

03年3月19日に始まったイラク戦争以降の米軍と多国籍軍の駐留は、03年5月22日の国連安保理決議1483と以後1年毎の延長決議が法的根拠とされてきたが、08年12月31日で同決議は失効した。「地位協定」は国連決議に代わる米軍駐留の法的根拠となる。

※「イラクからの米合衆国軍隊の撤退とイラクにおける一時駐留期における米合衆国軍隊の活動のあり方に関する米合衆国とイラク共和国との協定」。georgewbush-whitehouse.archives.gov/infocus/iraq/SE_SOFA.pdf

イラク・マリキ政権は議会、各宗派内の反米的世論を背景に強い姿勢で対米交渉に当たった。その結果「地位協定」には次のようにイラク側の主張が大きく取り入れられた条項が含まれている。

※全ての米軍部隊は11年12月末までにイラク全土から撤退する。

※戦闘部隊は09年6月30日までに都市部から撤退する。その後も、両国が設置する「合同軍事作戦調整委員会」(JMOCC)が別途定めた施設及び区域に駐留することができる。

※米軍の軍事作戦のすべてはイラクの合意によるものでなければならない。作戦内容はJMOCCで調整される。

※米軍人、軍属が米軍施設外で起こした「意図的な重大犯罪」に関する裁判権はイラクに属する。「意図的な重大犯罪」の範囲は、JMOCCの今後の協議に委ねられる。

※イラクの国土等を他国への攻撃のために使用することは、無条件で禁止される。

「意図的な重大犯罪」の裁判権の扱いは、「日米地位協定」より進んでいるという見方もある。しかし、本件の認定も含め、重要事項の多くは「合同作戦司令部」にあたるJMOCCの協議と調整に委ねられる部分が多い。実際の運用がどのようになるかが注目される。

さらに「地位協定」はその正当性に関わる2つの問題を抱えている。第1に、二つの協定が米議会の承認を受けていないということである。ブッシュ政権は、これらは実務的な行政取り決めであるので、議会の承認がなくても批准は可能であると解釈して協定案を議会に送付しなかった。オバマ政権もブッシュ政権の姿勢を継承している。第2には、協定案承認にあたってイラク連邦議会が、「09年7月30日に国民投票を実施する」という付帯条件を付したことである。しかしこの国民投票は、09年12月末現在、行われていない※。

※10年3月の連邦議会選挙と同時実施という情報も流されたが、実際には行われなかった。

09年6月19日、イラク駐留米軍のオディエルノ司令官は、都市部からの米軍撤退が完了したと述べ、それはイラク当局者によっても確認された※。しかし、6月20日からの1週間で、バグダッドでは200人以上が爆破テロの犠牲になるなど、イラクの治安回復への道は依然遠い※。米軍撤退計画の進捗と地位協定の運用方針は、今後の治安状況によって影響される可能性がある。

※「共同」09年6月29日。

※上記連邦議会選挙では初日の3月7日だけで、25人がテロの犠牲になった。

4.【図説】米軍の世界的再編

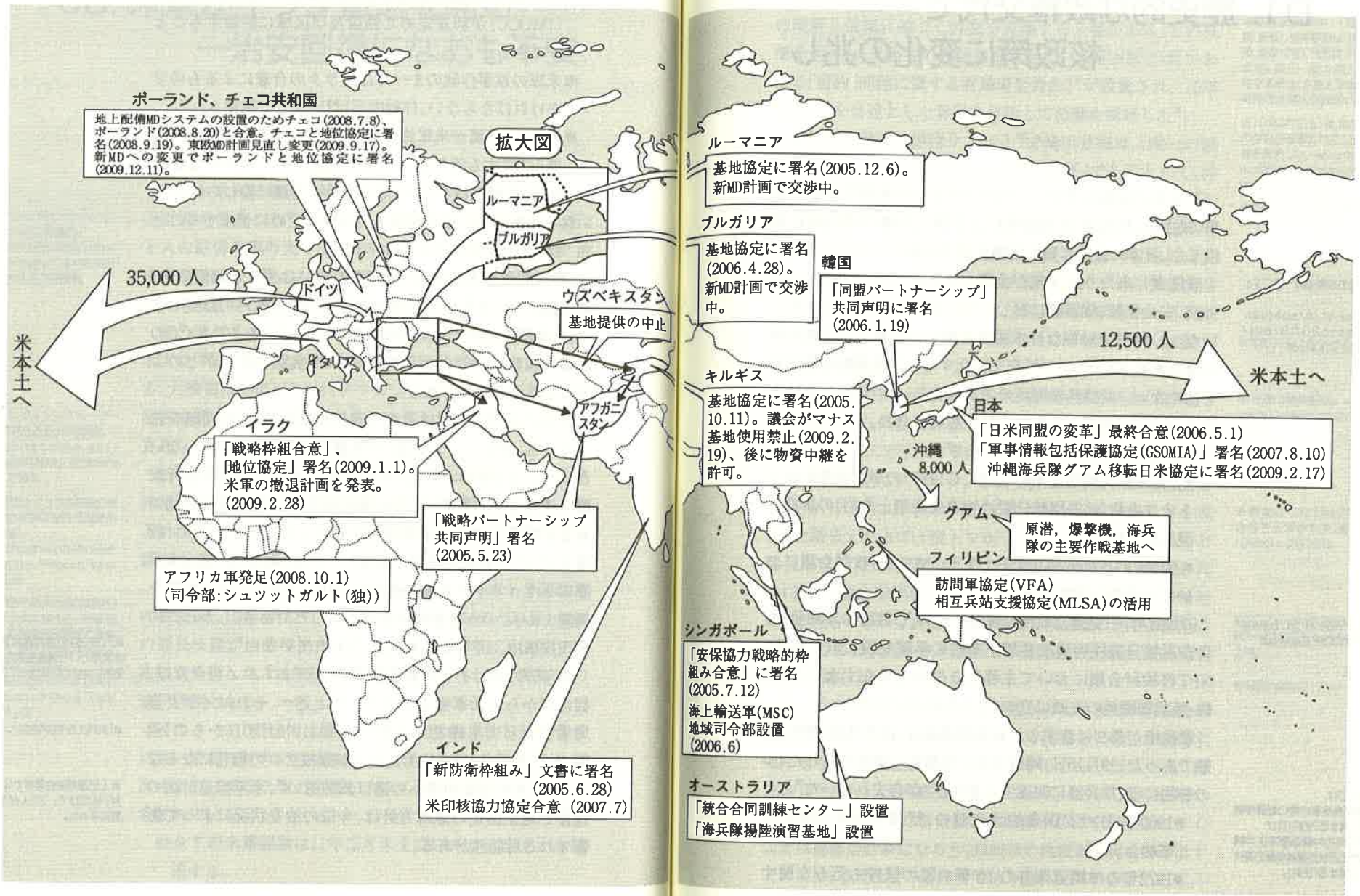

D1. 歴史的な政権交代で核政策に変化の兆し

民主党の圧勝に終わった09年8月30日の衆議院選挙の結果、民主党、社民党、国民新党による連立政権が9月16日に誕生した。日本の歴史に残る政権交代である。

衆院選にあたり民主党が公表した「マニフェスト」※には、外交、安全保障、核軍縮に関して以下の基本政策が示されていた。1)緊密で対等な日米関係を築く、2)東アジア共同体の構築をめざし、アジア外交を強化する、3)北朝鮮の核保有を認めない。4)核兵器廃絶の先頭に立ち、テロの脅威を除去する。4)には以下の具体的方針が記載された。

- ●北東アジア地域の非核化をめざす。
- ●包括的核実験禁止条約(以下、CTBT)の早期発効やカットオフ条約(兵器用核分裂性物質生産禁止条約)の早期実現に取り組む。
- ●2010年の核拡散防止条約(以下、NPT)再検討会議において主導的な役割を果たす。

※「民主党の政権政策ーマニフェスト」。www.dpj.or.jp/special/manifesto2009/pdf/manifesto_2009.pdf

9月9日の「三党連立政権合意書」※には「CTBTの早期発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約の早期実現に取り組み、NPT再検討会議において主導的な役割を果たすなど、核軍縮・核兵器廃絶の先頭に立つ」との方針が示された。

※www.dpj.or.jp/news/files/20090909goui.pdf

新政権が最初に着手した具体的課題は、日米外交「密約」問題であった。9月16日、岡田外相が外務省に調査を命じた4つの密約には、核兵器に関連する次の2つが含まれていた※。

- ●1960年1月の安保条約改定時の、核持ち込みに関する「密約」。
- ●1972年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みな関する「密約」。

※他の2つは、
・朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」及び
・1972年の沖縄返還時の、沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」。

外相は命令にあたって「事実を徹底的に明らかにし、国民の理解と信頼に基づく外交を実現する必要がある」との見解を述べた。外務省の内部調査を経て、11月24日には「いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会」※が設置され、10年1月中旬を目途とした報告を目指して活動を開始した※。

※委員は、北岡伸一(東京大学教授、座長)、波多野澄雄(筑波大学教授、座長代理)、河野康子(法政大学教授)、坂元一哉(大阪大学教授)、佐々木卓也(立教大学教授)、春名幹男(名古屋大学教授)の6氏。

※10年3月9日、「委員会」は「密約の存在が確認された」とする報告書を発表した。www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/pdfs/hokoku_yushiki.pdf

※キーワードA5(52ページ)。

9月24日、国連安保理サミット※で鳩山首相は、「唯一の被爆国として日本が果たすべき道義的責任」であるとして、非核三原則の厳守を改めて公約するとともに、核兵器国による核軍縮の必要性、CTBT早期発効、カットオフ条約の早期交渉開始などの重要性を強調した。これは内容的には決して新しいものではなかったが、新鮮なメッセージを国際社会に発信した。これに対して12月2日に採択された日本提案の国連総会核軍縮決議※は、基本的に旧政権下での決議文案の踏襲に終わった。

※資料D2(116ページ)。

他方、11月23日付「共同」は、米「戦略態勢委員会」報告書※の作成過程で、外務省高官が核トマホーク退役反対などの見解を委員会側に伝えていたと報道した。これに関連して12月24日、岡田外相はクリントン米国務長官とゲイツ米国防長官に書簡※を送り、日本が米国の「拡大抑止に依存している現実」を踏まえた上で、「核トマホークの退役に反対しない」との見解を伝えた。同書簡の中で、外相は12月15日に発表された「核不拡散と核軍縮に関する国際委員会(ICNND)」の報告書※を引用しながら、「核兵器の目的を核兵器の使用の抑止に限定すること」と「非核兵器国への消極的安全保証(NSA)※への「強い関心」を伝えた。

※「米国の戦略態勢」。www.usip.org/strategic_posture/final.html

※書簡は10年1月22日の記者会見で公表された。資料2-12(268ページ)に全文。

※キーワードA8(58ページ)。資料2-10(257ページ)に「勧告」全訳。

※用語の説明(217ページ)。

発足から3か月余りの間に新政権が示してきた政策転換への意欲は、日本が核兵器廃絶に果たす役割を一新して強化することを願う市民を大きく励ますものであった。しかし、前記の12月2日の「国連総会決議」に表れたように、保守政権の下で蓄積されてきた官僚機構の認識や思考を転換してゆくことは困難な仕事になろう。新政権の挑戦が果実を生み出すためには、市民社会の継続的で粘り強い関与が必要である。

D2. 新政権の核軍縮国連決議、「前例踏襲」で米も共同提案

09年10月15日、日本政府は、第64会期国連総会第一委員会（軍縮・安全保障）※に対し、「核兵器完全廃棄に向けた新たな決議」と題する決議案を提出した※。日本提出の核軍縮決議案としては通算16回目、同タイトルを掲げた決議案としては05年以来4回目の提出となる※。10月29日、決議案は賛成170、反対2、棄権8で第一委員会を通過し、12月2日の国連総会本会議において賛成171、反対2（インド、北朝鮮）、棄権8※の賛成多数で採択された※。

「核兵器のない世界」に向けた気運の高まりの中、9月に発足した、核軍縮重視を公約する新政権の起草・提案になる「日本決議」が、過去の諸決議に対して、どのような新機軸を打ち出すかが注目のポイントであった。この決議案提出の少し前には、核軍縮・不拡散に関する初の国連安保理首脳会議（9月24日）※が開かれ、決議1887※が採択されている。

結論的には、提出された決議案の内容は昨年からほとんど変化のないものであった。CTBT早期発効やFMCT交渉開始など、段階的措置の実施を優先する「現実的かつ漸進的」アプローチはそのまま踏襲された。こうした日本のアプローチが国際NGOの間でも一定の評価を受けてきたことは事実である。しかし、被爆国の政府として核兵器の非合法化を目指す姿勢や、「核兵器ゼロ」へと向かう包括的プランの追求などの面が不十分であること、また、米国をはじめ核兵器国への核軍縮義務の履行要求が曖昧な表現に留まっていること等、過去の決議案に対する批判は今回もそのまま当てはまる。9月24日の安保理サミットにおいて鳩山首相がその

※用語の説明「国連総会第1委員会」（217ページ）。

※資料3−2（270ページ）に全訳。

※日本決議は三度大幅改訂されてきた。①「究極的核廃絶に向けた核軍縮」（94年〜）、②「核兵器完全廃棄への道程」（2000年〜）、③「核兵器完全廃棄に向けた新たな決議」（05年〜）。

※中国、フランス、イラン、イスラエル、ミャンマー、パキスタン、キューバ、ブータン。

※決議番号64/47。

※キーワードA5（52ページ）。

※資料2−7（251ページ）。

意義を強調した「非核兵器地帯」にも決議案は言及しなかった。新政権発足から1か月余りというタイミングで、新たな方向性を打ち出すには決定的に時間が不足していたという事情を考慮に入れるとしても、多くの課題を残す文案であった。

このように内容的には新味のない決議であったが、これに対する各国の投票パターンは昨年とは異なっていた。最大の変化は、ブッシュ政権時代に反対票を投じ続けてきた米国が共同提案国（87か国）に加わったことである。

これまで米国は、日本決議に対し「提案された核軍縮決議案のなかでもっともバランスが良く、現実的」※との評価を与えつつも、日本決議がCTBTに言及している点が米政策と相容れないとして反対してきた。ブッシュ時代から一転、CTBT支持を打ち出したオバマ政権下の米国が、日本決議の賛成国となるのみならず、一気に共同提案国にまで「進んだ」ことは、核兵器国を含む国際社会からの最大限の支持獲得という日本政府の目標に照らせば成果といえるだろう。だが反面、米国を含む核兵器国に対する強い履行要求を含まない日本決議が、「バランスのとれた現実的」な案として評価されてきたことを考えれば、米国が共同提案に参加したという事実そのものが、日本決議の進歩性の欠如を表すものとも言える。

こうした面で日本決議と好対照をなすのが、新アジェンダ（NAC）※決議※である。第一委員会（10月27日）、総会本会議（12月2日）の投票において、米国は昨年に引き続きNAC決議案に反対票を投じた。公式の投票理由説明※からはその根拠は明確でないが、ミサイル防衛や核兵器近代化に対する批判と解釈しうる記述を含むこと（主文2）、核兵器国のNPT2000年合意の履行の加速を要求していること（主文3）、インド、パキスタンと並んでイスラエルを名指しで「非核国としてのNPT無条件加盟」を求めていること（主文4）などの内容が含まれていることが理由として推測される。

※www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/EOV/USL58.pdf

※用語の説明「新アジェンダ連合」（217ページ）。

※「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する履行を加速する」、決議番号64/57。

※www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com09/eov/USL54.pdf

D3. 日本政府、北「衛星発射」を利用しMDを宣伝

日本のミサイル防衛(MD)システムは、イージス艦搭載のSM3と陸上配備PAC3という二つの迎撃システム※とセンサー(レーダー)を中心としたC2BMCシステム※から構成されている※。

09年4月5日の北朝鮮による「衛星発射」※は、日本政府と自衛隊にとってMDシステムの「効用」を宣伝する格好の機会となった。09年3月27日に浜田靖一防衛大臣が発令した「破壊措置命令」※を受け、SM3搭載イージス艦「こんごう」、「ちょうかい」※が日本海に展開、10年度にSM3搭載が予定されている「きりしま」※は太平洋上でデータ収集にあたった。航空自衛隊浜松基地のPAC3部隊は東北地方の3か所※に、入間基地の(埼玉県狭山市)の部隊は首都圏の2か所※に移動展開した。米イージス艦「マケイン」、「チャフィー」及び韓国イージス艦「世宗大王」も日本海に展開した。日米間では、C2BMCに関する相互運用性が試験されたものと思われる。

この「MDシフト」には重大な問題が隠されていた。

第1に、射程が1000ｋｍを超える北朝鮮のノドンミサイルにPAC3が有効であるという迎撃実験データは存在しない※。今回のPAC3の「移動展開」は根拠のない世間向けの演出に過ぎない。

第2に、日本の迎撃システムは総じて能力が実証されないまま配備されている。この2年ほどの間にSM3について3度の迎撃テストが行われた。07年12月17日に「こんごう」がハワイ沖でのSM3による迎撃実験に成功した後、08年11月19日の「ちょうかい」の迎撃実験は失敗、09年10月27日の「みょうこう」は成功という結果であった(日付はいずれも現地時間。以下同)。迎撃に失敗した「ちょうかい」に対して海上自衛隊は「ミサイルの弾頭に不具合があったが、艦のシステムに問題はなかった」として、「装備認定」を与えた※。一方、PAC3の迎撃実験は米陸軍ホワイト・サンズ射爆場で2度行われた。08年9月17日の1度目の実験では発射された2発のうち1発は標的に命中、1発は失敗、09年9月16日の第2回実験では、1発が命中、1発は「正常に自爆」という結果であった。不可解なことに、航空自衛隊はこれら総てを「成功」と発表した。

元米国防次官補のフィリップ・コイル氏は、09年4月の米議会公聴会で、米国のGMD(地上配備型迎撃ミサイル)は、過去には通用しなかった杜撰な規準で評価され、配備されていると指摘した※。実験条件が一切明かされず、認定基準も公表かされない中で「装備認定」や「成功」評価が与えられている日本のSM3やPAC3もこれと同じ状況にある。

他方、憲法上もきわめて大きな問題がある。安部政権が設置した有識者会議※は、「米国に向かう弾道ミサイルの迎撃は、集団的自衛権の行使にあたる」とし、憲法解釈を変更してこれを合憲とするよう提言した。実際の迎撃ミサイルが、日本保有のものでなくとも、日本のシステムが連動して米迎撃ミサイルを作動させることが可能な状態にある。憲法解釈に疑義を残したまま、共同作戦の既成事実が積み重ねられることは看過できない。

一方、06年に新段階に入った次世代改良型SM3=BlockⅡAの日米共同開発は、2014年までの開発期間の折り返し点を過ぎた。BlockⅡAは米国が目指すグローバルなMDシステムの基幹装備となることが予定されている※。

米国の求めるままに、能力の実証されていない、憲法違反のMDに多大な血税を投入しつつづける愚行を日本は今こそ見直すべきである。北朝鮮のミサイルの脅威には、ミサイル管理・軍縮や北東アジア非核兵器地帯のような協調的枠組みのための交渉によって対処すべきである。

※用語の説明「SM3」(218ページ)及び「PAC3」(218ページ)。

※指揮、管制、戦闘管理及び通信。

※データシート5(120ページ)に図説。

※キーワードB3(68ページ)。日本政府は衛星ではなく「飛翔体」と呼んだ。

※自衛隊法第82条の2第3項(05年に改正)が根拠。www.mod.go.jp/j/news/2009/03/27c.html

※定係港(母港)は佐世保。

※定係港(母港)は横須賀。

※陸自秋田、岩手両駐屯地と空自加茂分屯基地(秋田県)。

※陸自朝霞駐屯地(東京都練馬区など)と空自市ヶ谷基地(新宿区)。

※「核兵器・核実験モニター」第306号(08年6月15日)。

※「日経」08年12月16日。

※4月30日、下院「監視及び政府改革」委員会の「国家安全保障及び外交問題小委員会」第3部。nationalsecurity.oversight.house.gov/story.asp?ID=1912。「核兵器・核実験モニター」第306号(08年6月15日)に要約と解説。

※安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会。www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou/houkokusho.pdfに報告書。

※キーワードC2(92ページ)。

5. 【図説】日本のミサイル防衛関連部隊

米: 在日米軍　日米: 日米共同使用
無印：自衛隊

◆自衛隊のPAC3で、（ ）は配備ユニット数（無表示は１ユニット）。
1ユニット（１高射砲隊分）の構成は次のとおり：
ランチャー（発射台）５基、レーダー1、ECS(射撃管制装置)1、
ICC（情報調整装置）1、アンテナマスト2

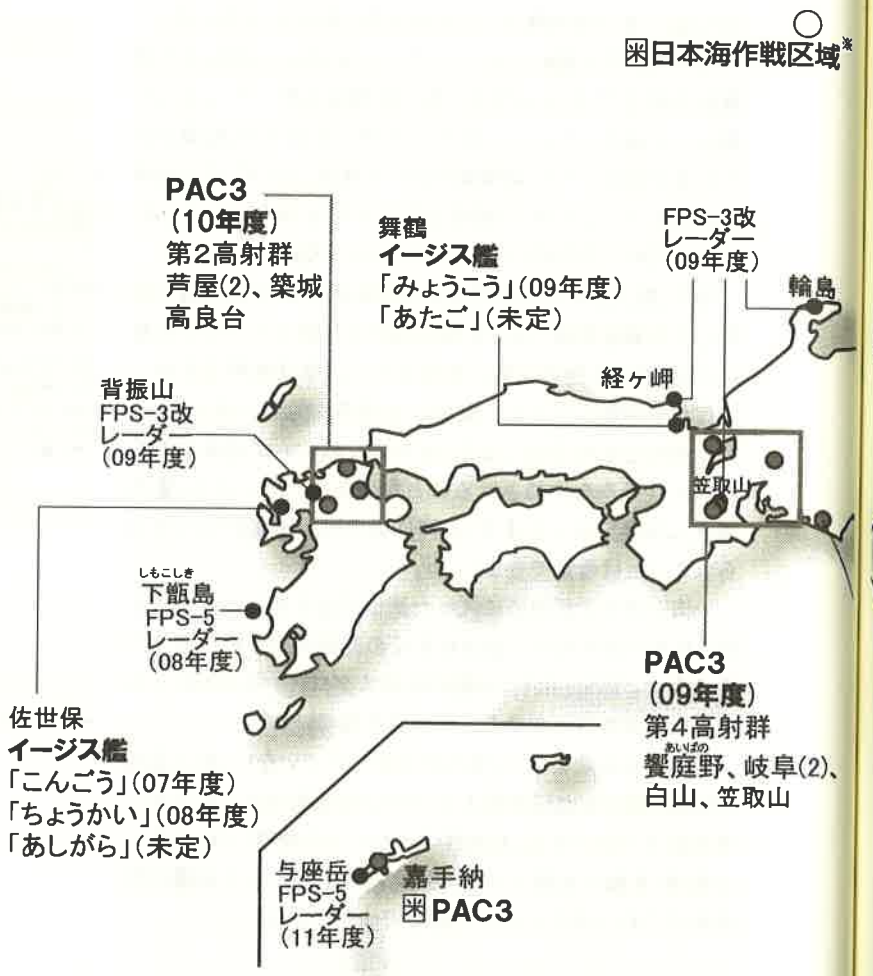

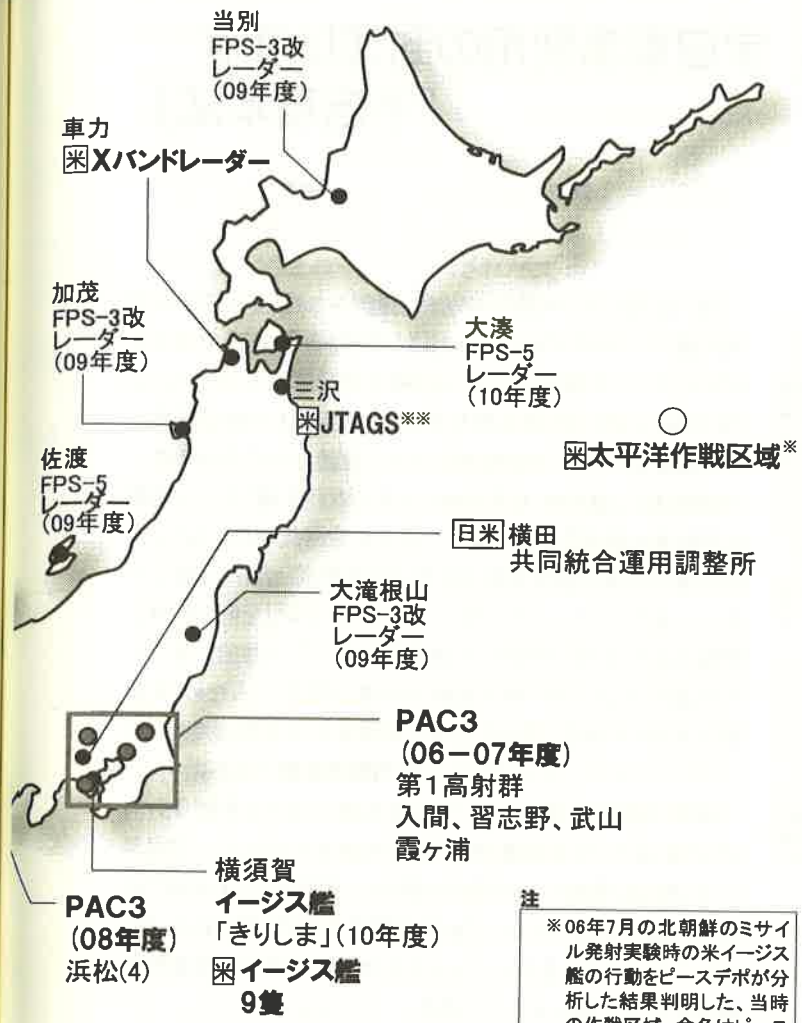

注
※06年7月の北朝鮮のミサイル発射実験時の米イージス艦の行動をピースデポが分析した結果判明した、当時の作戦区域。命名はピースデポによる。（詳細はピースデポHP参照）

※※統合戦術地上ステーション。衛星からの早期警戒情報を受信する移動式施設。08年1月22日稼動開始。

D4. 宇宙軍事利用の封印はずす「宇宙基本法」

1969年5月9日の衆議院本会議で採択された「宇宙の平和利用決議」は日本が宇宙に打ち上げる物体(衛星など)や打ち上げ用ロケットの開発と利用は「平和の目的に限る」とした。この「平和の目的」が「非軍事と非核」であることが国会審議の中で確認された※。2000年代に入って加速された日米ミサイル防衛(MD)協力や、日本のMDシステムの配備※そして情報収集衛星の保有※などによって著しく空洞化されたものの、同決議は日本の宇宙政策を律する平和軌範として存続してきた。98年8月31日の北朝鮮による「テポドン」発射を契機に開発された情報収集衛星は、偵察活動を主たる目的とするものであったが、「平和利用決議」との整合性をとるため「大規模災害等への対応」を加えた多目的衛星とされた。管制・運用に当たっているのも内閣府の内閣情報調査室である。

08年5月21日に成立した「宇宙基本法」※は、「産業競争力向上」と並んで「安全保障」を宇宙開発利用の目的として明示した(第3条、第4条)。宇宙開発利用の主務官庁は、文部科学省から内閣府に置かれた「宇宙開発戦略本部」に移された(第4章)。このように「基本法」は日本の宇宙開発利用の基本的枠組みを大きく変えるものである。

69年「平和利用決議」に代わる立法の要求は、03年前後から、経済界、防衛庁(現防衛省)、自民党国防族議員の中で表面化した。推進者たちは<宇宙産業の国際競争力の強化のためには、軍事利用への規制を緩和する必要がある>と主張した。経団連は宇宙開発利用においては、日本も米国のように「政府のアンカーテナンシーが非常に重要である」と強調した※。「アンカーテナンシー」とは<開発段階から将来の受注を約束してリスクを負担する顧客>を意味する経済用語である。例えば、現在広く利用されているGPS(全地球測位システム)は、軍を「アンカーテナンシー」とする開発が巨大ビジネスへと成長した例である。

「基本法」には、民主党との修正協議の結果、「(宇宙開発利用は)日本国憲法の平和主義の理念にのっとり(行われる)」(第1条、第2条)との一節が導入された。しかし、軍事目的にも民生目的にも利用可能であるという宇宙関連技術の両用(Dual Use)性を考慮すれば、「平和主義の理念」の多義的解釈を許さない明示的禁止事項を持たない「基本法」が持つ軍事利用に対する規制力は極めて弱いと言わざるを得ない。

08年8月27日、法施行と同時に施行された「宇宙開発戦略本部令」※に基づき「宇宙開発戦略本部」※が発足、10月1日には、「宇宙基本計画」策定を行う宇宙開発戦略専門調査会※の第1回会合が開かれた。「基本計画」が正式決定されたのは09年6月2日であった※。

「基本計画」は、宇宙開発利用が目指すべき6つの方向性※を示した上で、以下に示す5つの【利用システムの構築】と4つの【研究開発プログラムの推進】※を目標に掲げた。

【利用システムの構築】

A. アジア等に貢献する陸域／B. 地球環境観測・気象衛星システム／C. 高度情報通信衛星システム／D. 測位衛星システム／E. 安全保障を目的とした衛星システム

「D」は準天頂衛星※の開発が中心であり、将来的には米国のGPSに統合することが想定されている。また「E」の中心には、MD用「早期警戒衛星」の開発が据えられる。これは能力が画像取得に限られていた情報収集衛星と異なり、ミサイル発射時の熱線を感知する能力を持つものとされている。

これらシステム、プログラムの多くは両用性を持つ。今後は何が「基本法」によって許容され、何が禁止されるのかという規準を巡る議論がきわめて重要になるであろう。市民社会の積極的な関与が求められる。

※「わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」。本イアブック07年版・資料1－10(227ページ)に決議全文と追加説明の議事録。

※キーワードD3(118ページ)。データ・シート5(120ページ)に日本のMDシステムの全体像。

※03年3月28日初打ち上げ。現在8機が運用中。

※5月28日公布。8月27日施行。平成20年5月28日法律第43号。資料3－17(307ページ)に条文抜粋。

※経団連宇宙開発利用推進委員長・谷口一郎三菱電機相談役と自民党宇宙開発特別委員長・河村建夫衆議院議員との対談。月刊「経済トレンド」06年12月号・電子版。

※平成20年8月8日政令第251号。

※本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官/宇宙開発担当大臣、本部員:本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣。www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/

※寺島実郎(財団法人日本総合研究所会長)座長など16人で構成。リストは、www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/pdf/1.pdf

※計画全文と要約パンフは、www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/keikaku.html。

※1.安心、安全で豊かな社会な実現、2.安全保障の強化、3.宇宙外交の推進、4.先端的な研究開発による活力ある未来の創造、5.21世紀の戦略的産業の育成、6.環境への配慮。

※F.宇宙科学プログラム、G.有人宇宙活動プログラム、H.宇宙太陽光発電研究開発、I.小型実証衛星プログラム

※衛星が常にほぼ真上に見えることにより、山間部、都市部ビル陰などに影響されない高精度な測位サービスを実現する(「宇宙基本計画」パンフレットより)。

D5. 原子力空母、横須賀に母港化 ―情報公開に新たな疑念

08年9月25日、米原子力空母「ジョージ・ワシントン」(CVN73、以下「GW」)が横須賀に入港した。世界に例のない原子力空母の海外母港※の始まりである。

通常型空母「キティホーク」に代えて、原子力空母を横須賀に配備する米海軍の計画が公の場で明らかにされたのは04年3月であった※。当初、横須賀市長と市議会は原子力空母の母港化に反対し、通常型空母の配備継続を求めていた※。しかし、06年6月14日、蒲谷亮一市長(当時)は母港化容認に転じた。その理由として市長は、①通常型空母の配備可能性がゼロになった、②安全性や防災対策について国と米軍から「前向きな回答が得られた」ことを上げた。06年4月17日に米海軍が市に提供した「ファクトシート」※は市長の方針転換を強く後押しした。

だが、実は通常型空母継続の可能性は「ゼロ」ではなかった※。08年5月の時点でさえ、わずかながら通常型空母の現役存続の可能性は残されていた。米下院軍事委員会は08年5月16日、「ケネディの現役復帰かキティホークの現役継続の可能性」を検討し、結果を議会に報告するよう海軍に命じた※。これにとどまらず「通常型空母母港継続」は米海軍・国防総省、議会において絶えず検討されていた※。しかし、日本政府は横須賀の声に背景にした対米交渉を一度も行わなかったのである。

09年春には、安全性に関わる重大な問題が発覚した。米海軍が09年1月から5月にかけて実施したGWのメンテナンス作業に、本来禁止されている原子炉関係の作業が含まれていることが疑われたのである。作業には、米ピュージェット・サウンド海軍造船所から横須賀の「ピュージェット・サウンド造船所・中間メンテナンス施設分遣隊」に派遣されてきた550人の専門作業員が参加した※。同分遣隊は、横須賀の艦船修理部(SRF)と連携して「前進配備された原子力空母のメンテナンス」、とりわけ「海軍原子力推進プログラムのメンテナンスにおける放射線管理」関係業務を行う部隊である※。

米議会委員会におけるキーティング太平洋司令官の「横須賀に『管理工業施設』を建設した」との証言が一時報じられたことは、この疑惑を倍加させるものであった。「管理工業施設」(CIF)とは、「放射能作業施設」とも呼ばれ、「海軍原子力推進プラントに関連する、放射能管理がされた装置、部材の検査、改修、修理」を行う施設である※。CIFは原子力空母の母港には不可欠であるが、横須賀では建設用地が無いことが98年の米会計検査院※報告書で指摘されていた。09年のメンテナンスでは、GWの舷側に横付けされた修理用バージがCIFとして用いられた可能性がある※が、真相は明らかにされていない。

64年と67年に日米政府が合意した「エード・メモワール」※で、米国は「動力装置の修理」を国外では行わないと宣言した。また、06年の「ファクトシート」も「エード・メモワール」を引きながら「原子炉の修理」※は行わないことを約束している。これらの約束に反して原子炉関係の作業が行われていたのではないかという疑惑に対して、日本政府は「エード・メモワール」と「ファクトシート」は遵守されているという認識を示し、それ以上を米国に問いただす意思がないと応えた※。

母港決定のプロセスと同じく、安全性の問題でも政府の対米追随で無定見の姿勢があらわである。この姿勢は見直し、改められなければならない。その前提として情報公開は必須の要件である。

※日米政府は、73年の「ミッドウェー」以来「母港化」ではなく、「前進配備」あるいは「海外家族居住」と呼ぶ。

※04年3月31日ファーゴ米太平洋司令官の下院軍事委員会での証言。本イアブック04年版・データシート(224ページ)に抜粋訳。

※04年3月時点の市長は沢田秀雄氏、05年7月から09年6月は蒲谷亮一氏。現市長は吉田雄人氏(09年7月就任)。

※「合衆国原子力軍艦の安全性に関するファクトシート」。http://tokyo.usembassy.gov/j/p/tpj-20060417-72.html

※米の「07年会計年国防認可法」(公法109－364)には、通常型空母「ジョン・F・ケネディ」の退役見送りの可能性を示す条項が含まれていた。本イアブック07年版・資料3－20(284ページ)。

※下院軍事委員会報告(08年5月16日)。「核兵器・核実験モニター」第306号(08年6月15日)に抜粋訳。通常型空母2隻を退役させると13年頃に法定の「11隻体制」が維持できなくなることを回避することが目的であった。

※本イアブック06年版・キーワードA 8(78ページ)、07年版・D7(150ページ)、08年版・E8(162ページ)など。

※「キトサップ・サン」09年1月16日。

※米海軍海上システム司令部通達(NAVSEAINST)5450.128。www.navsea.navy.mil/NAVINST/05450-128.pdf

※米海軍工兵隊司令部「ニミッツ級空母母港のための暫定技術規準」(98年11月3日)。www.wbdg.org/ccb/NAVFAC/INTCRIT/fy99_01.pdf

※現・国家説明責任局(GAO)。98年の報告書の解説は「核兵器・核実験モニター」第248号(05年12月15日)。

※09年12月16日「市長あて要請書」(原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会)。

※64年は原子力潜水艦に関するものであり、67年が水上艦に関するもの。いずれも一時寄港を想定。

※「動力装置」と「原子炉」の違いの重要性を指摘する論考がある。

※09年4月21日、井上哲士参議院議員(日本共産党)の質問趣意書に対する答弁(答弁書第127号)。

6. 【図説】横須賀母港米艦船の変遷

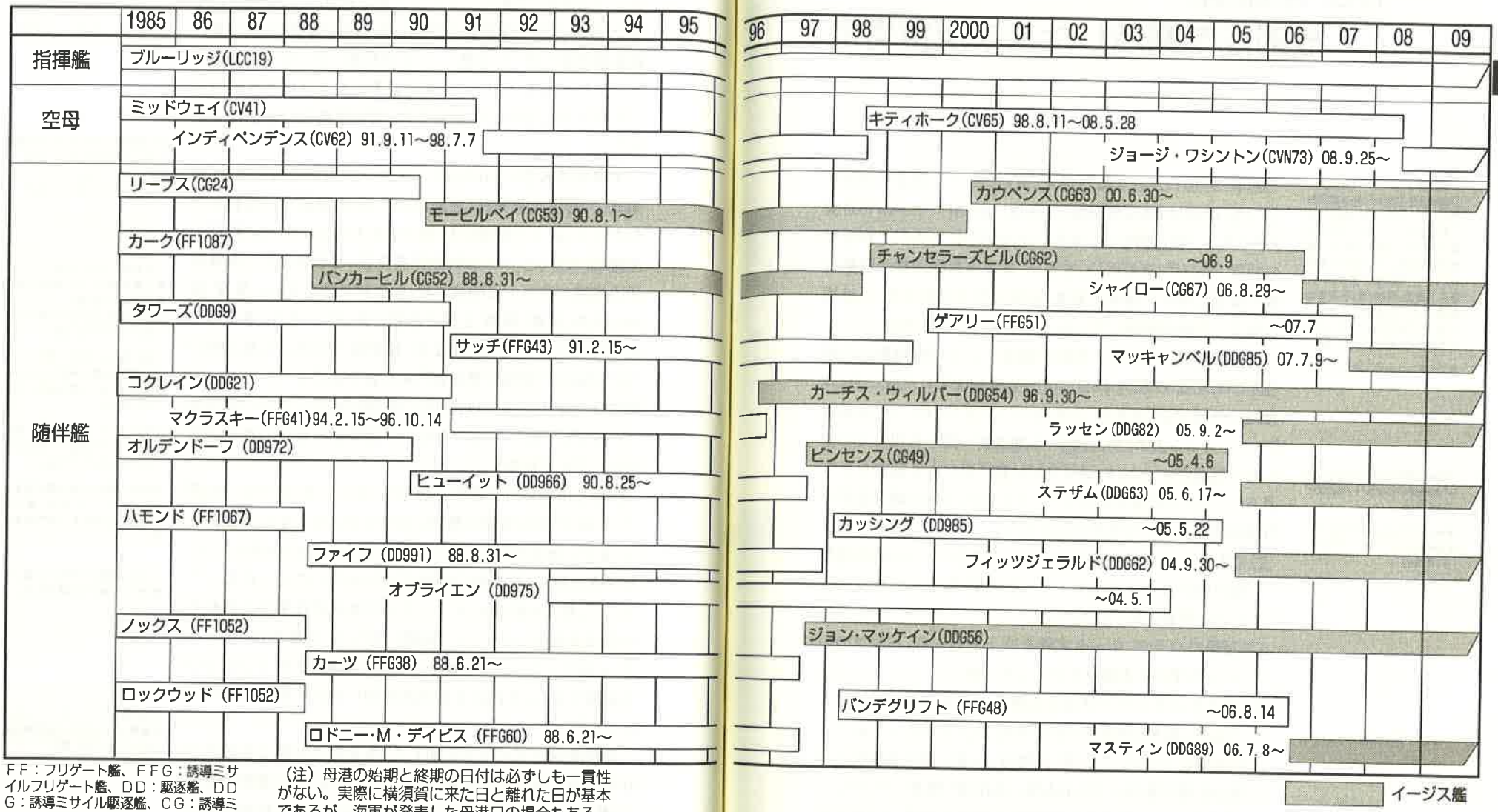

FF：フリゲート艦、FFG：誘導ミサイルフリゲート艦、DD：駆逐艦、DDG：誘導ミサイル駆逐艦、CG：誘導ミサイル巡洋艦

（注）母港の始期と終期の日付は必ずしも一貫性がない。実際に横須賀に来た日と離れた日が基本であるが、海軍が発表した母港日の場合もある。

D6. 米原潜、放射能を漏洩したまま反復寄港

09年、米原子力潜水艦※(以下、原潜)の日本寄港は66回に上った。内訳は、横須賀24回、佐世保10回、ホワイトビーチ32回※である。特に沖縄への寄港が増加傾向にあることが近年の特徴である※。背景には、米軍が、中国海軍潜水艦の活動地域や騒音に関する情報の収集・分析に力を入れており、沖縄近海での行動が増加していることがあると思われる。

原潜の寄港には、常に放射性物質による環境汚染の危険性がついてまわる。それを示す具体例が08年に発覚した。8月2日、外務省は、米軍から「現在ハワイで行われている原潜「ヒューストン」の定期点検中、冷却水が一部しみ出していることが確認された」との通報を8月1日に受けたと発表した※。さらに、7日の追加情報を経て、8月29日、米国は最終報告を日本政府に提出した※。それによると、

1) 7月17日、定期検査中に約1ガロン(3.78リットル)の放射能汚染された水が漏れだし、それが、作業中のヒューストンの要員の足にかかった。
2) 正規のバルブ・リーク実験を行ったところ、バルブの一つが、わずかな水漏れをおこしていた。
3) 温度や圧力などの詳細な記録を04年まで遡って検証した結果、漏洩は06年6月から08年7月まで起こっていたとの結論に至った。この間、同艦は、日本には佐世保5回、沖縄5回、横須賀1回の計11回、延べ30日間、寄港している。
4) 浸み出た水に含まれる放射能は、微量の酸化コバルトであり、その濃度は、海水中に自然に存在する放射能濃度と同程度である。

※米原潜は、以下の3種類ある。①戦略原潜(SSBN):潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)発射。日本に寄港することはない。現在14隻。②ミサイル原潜(SSGN):戦略原潜を巡航ミサイルの大量発射と特殊作戦部隊の輸送を行えるよう改造。現在4隻。③攻撃型原潜(SSN):多様な目的をもった、より小型の原潜。日本に寄港する原潜の大部分。現在55隻。

※データシート7(130ページ)。

※www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h20/8/1182262_914.html

※www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h20/8/1183055_914.html

5) このような微量の放射能は、人間の健康、海洋生物あるいは環境に対して悪影響は及ぼさない。日本の港で放出された可能性のある放射能の総量は、19,000ベクレルで、一回のX線胸部撮影から受ける放射線量を下回る。

これに対して、日本政府は、「今回の報告により、我が国の平和と安定に重要な役割を果たす米原子力艦の安全性が再確認された」との認識を示した。

しかし、事故の真相は依然闇の中である。「最終報告」は、漏洩を起こしたバルブの位置を示していない。原子炉のどの部分のバルブに、何が原因で不具合が生じたのか、漏れた水が一次冷却水なのか、それとも二次冷却水なのかといった重要情報も明確にされていない。検出された酸化コバルトは原子炉構造物の放射化の産物であるから、一次冷却水である可能性もある。バルブの構造や漏れの原因についても全く情報はない。さらにバルブからの漏洩と、作業員の足にかかったことの関連性も不明である。さらに「最終報告」は「再発防止策」を明示していない。日本政府は、これらの点についての情報開示を米国に求めるべきである。

また本報告により露呈したのは、バルブの漏洩テストが04年以来ほぼ4年間、行われていなかったという事実である。このずさんなチェック体制は、海軍原子炉の「安全性神話」を崩すものであった。同艦は、750日間にわたり、放射能漏れを起こした状態で航海をし、日本、ハワイ、グアムなどで寄港をくり返していたことになる。この間の漏洩量は総計57万ベクレル(15マイクロキュリー)にのぼると米海軍は推定している。米海軍にとっても、この数字は原子炉の安全性に警報を鳴らす深刻な数字であろう。

08年9月、横須賀に原子力空母が母港化された※。これに伴って原子力艦の放射性物質管理問題も新しい次元を迎えたと考えるべきであろう。市民の安全と健康を守る立場からの厳しいチェック体制の構築が求められる。

※キーワードD5(124ページ)。

7. 原子力艦の寄港状況

【1】通算記録

1964～2009年の寄港回数と延べ滞在日数。(入港から出港までの日数。同日出入港は1とカウント)

( )内は水上艦船・内数。他は原子力潜水艦。

年	64		65		66		67		68		69		70		71		72		73		74	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	0	0	0	0	2	10	5	55	3	26	8	83	9	99	18 (5)	186 (32)	21	150	18 (3)	186 (15)	6	42
佐世保	1	3	6	36	4	35	1	14	4 (2)	24 (10)	1	3	1 (1)	6 (6)	0	0	3 (1)	17 (8)	1	3	0	0
沖縄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	3	3	0	0

年	75		76		77		78		79		80		81		82		83		84		85		86	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	8 (2)	52 (18	8	61	4	26	7 (2)	60 (28)	8 (2)	48 (12)	8 (1)	45 (7)	6	32	20	132	23	178	25 (2)	81 (7)	30	172	32 (1)	169 (10)
佐世保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	6 (4)	33 (21)	1 (1)	3 (3)	5	24	7	39
沖縄	0	0	1	4	1	1	0	0	1	1	5 (2)	9 (4)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6

年	87		88		89		90		91		92		93		94		95		96		97	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	25	162	28	203	29 (1)	203 (1)	33	210	35	241	21	169	15	155	31 (6)	236 (36	31	244	29 (3)	243 (12)	33 (1)	237 (3)
佐世保	7 (1)	45 (5)	6	35	2	2	1 (1)	3 (3)	6	15	11	23	10	29	15 (1)	52 (2)	6	32	7	49	23	161
沖縄	10	10	11	17	3	6	9	15	4	4	7	14	17	34	18 (2)	27 (6)	7	13	16	33	9	11

年	98		99		00		01		02		03		04		05		06		07		08		09	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	34	199	20	143	27	176	15	97	16	165	15 (1)	133 (1)	17	122	17	137	14	97	13	75	11 (12)	120 (48)	24 (7)	324 (217)
佐世保	13	90	8	41	14	51	17	44	21 (1)	78 (4)	23	51	18 (1)	36 (5)	15	48	17 (1)	63 (5)	12 (1)	54 (5)	13 (2)	61 (10)	11 (1)	34 (5)
沖縄	8	12	12	24	10	21	12	32	17	34	12	28	16	17	16	20	16	26	24	49	41	71	32	53

累計	
回数	日数
802 (49)	6084 (447)
318 (18)	1341 (92)
351 (4)	603 (10)

■横須賀(神奈川県)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	ラ・ホーヤ	潜水艦	4/14～4/18	5
2	ヘレナ	潜水艦	7/5～7/13	9
3	プロヴィデンス	潜水艦	7/15～7/23	9
4	コロンブス	潜水艦	7/30～8/7	9
5	ブレマートン	潜水艦	8/7～8/17	11
6	プロヴィデンス	潜水艦	9/1～9/6	6
7	シティ オブ コーパス クリスティ	潜水艦	9/13～9/19	7
8	ジョージ・ワシントン	航空母艦	9/25～10/1	7
9	オハイオ	潜水艦	10/16～10/23	8
10	アッシュヴィル	潜水艦	11/7～11/14	8
11	ジョージ・ワシントン	航空母艦	11/21～12/31	41

■佐世保(長崎県)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	ジェファーソンシティ	潜水艦	1/14	1
2	ジェファーソンシティ	潜水艦	1/18	1
3	ニミッツ	航空母艦	2/11～2/15	5
4	ヘレナ	潜水艦	2/16～2/22	7
5	トピーカ	潜水艦	3/26	1
6	ヒューストン	潜水艦	3/27～4/2	7
7	ヒューストン	潜水艦	4/6	1
8	コロンブス	潜水艦	6/16～6/26	11
9	ロナルド・レーガン	航空母艦	7/28～8/1	5
10	ラ・ホーヤ	潜水艦	8/4～8/11	8
11	ラ・ホーヤ	潜水艦	8/15～8/17	3
12	アッシュヴィル	潜水艦	10/11	1
13	ブレマートン	潜水艦	12/18～12/27	10

【2】2008年の記録

■沖縄・ホワイトビーチ(沖縄県うるま市)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	バッファロー	潜水艦	1/25	1
2	パサデナ	潜水艦	1/27	1
3	バッファロー	潜水艦	1/29	1
4	パサデナ	潜水艦	1/31	1
5	パサデナ	潜水艦	2/8	1
6	パサデナ	潜水艦	2/12	1
7	ヘレナ	潜水艦	2/14	1
8	ジェファーソンシティ	潜水艦	2/18	1
9	トピーカ	潜水艦	2/20	1
10	トピーカ	潜水艦	2/26	1
11	トピーカ	潜水艦	3/1	1
12	バッファロー	潜水艦	3/3	1
13	パサデナ	潜水艦	3/12～3/14	3
14	ヒューストン	潜水艦	3/12	1
15	ヘレナ	潜水艦	4/2～4/5	4
16	ヘレナ	潜水艦	4/19	1
17	コロンブス	潜水艦	4/26	1
18	コロンブス	潜水艦	4/30	1
19	ラ・ホヤ	潜水艦	5/13～5/16	4
20	ヘレナ	潜水艦	6/2	1
21	ヘレナ	潜水艦	6/6	1
22	アッシュヴィル	潜水艦	6/20	1
23	アッシュヴィル	潜水艦	6/26	1
24	アッシュヴィル	潜水艦	7/22～7/30	9
25	プロヴィデンス	潜水艦	7/26	1
26	ラ・ホヤ	潜水艦	7/28	1
27	コロンブス	潜水艦	8/13～8/18	6
28	シティ オブ コーパス クリスティ	潜水艦	9/6	1
29	アッシュヴィル	潜水艦	9/20	1
30	アッシュヴィル	潜水艦	9/24	1
31	ブレマートン	潜水艦	10/31～11/9	10
32	プロヴィデンス	潜水艦	11/10	1
33	ハンプトン	潜水艦	11/10	1
34	ハンプトン	潜水艦	11/12	1
35	オハイオ	潜水艦	11/12	1
36	オハイオ	潜水艦	11/14	1
37	ハンプトン	潜水艦	11/19	1
38	ブレマートン	潜水艦	12/2	1
39	ブレマートン	潜水艦	12/8	1
40	ハンプトン	潜水艦	12/11	1
41	ハンプトン	潜水艦	12/16	1

7. 原子力艦の寄港状況（続き）

【3】2009年の記録

■横須賀（神奈川県）

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	ジョージ・ワシントン	航空母艦	1/1～5/6	126
2	ハンプトン	潜水艦	1/28～2/4	8
3	シャルロット	潜水艦	2/15～2/21	7
4	シーウルフ	潜水艦	5/9～5/14	6
5	ジョージ・ワシントン	航空母艦	5/15～5/20	6
6	サンタフェ	潜水艦	5/26～5/31	6
7	ロサンゼルス	潜水艦	5/30～6/3	5
8	サンタフェ	潜水艦	6/3～6/8	6
9	ジョージ・ワシントン	航空母艦	6/5～6/10	6
10	シカゴ	潜水艦	6/16～6/19	4
11	キー・ウエスト	潜水艦	6/19～6/25	7
12	ミシガン	潜水艦	6/27～7/6	10
13	アルバカーキ	潜水艦	7/1～7/8	8
14	ニミッツ	航空母艦	8/24～8/28	5
15	オハイオ	潜水艦	8/29～9/2	5
16	ジョージ・ワシントン	航空母艦	9/3～9/5	3
17	ジョージ・ワシントン	航空母艦	9/5～10/6	32
18	ミシガン	潜水艦	10/10～10/19	10
19	シティ オブ コーパス クリスティ	潜水艦	10/14	1
20	ジェファーソンシティ	潜水艦	10/26～11/2	8
21	コロンビア	潜水艦	11/11～11/14	4
22	パサデナ	潜水艦	11/17～11/23	7
23	ジョージ・ワシントン	航空母艦	11/23～12/31	39
24	コロンビア	潜水艦	11/23～11/27	5

■佐世保（長崎県）

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	ジョン Cステニス	航空母艦	2/27～3/3	5
2	シカゴ	潜水艦	3/22	1
3	シカゴ	潜水艦	3/26	1
4	シティ オブ コーパス クリスティ	潜水艦	3/28	1
5	シティ オブ コーパス クリスティ	潜水艦	4/1	1
6	シカゴ	潜水艦	4/7～4/13	7
7	シカゴ	潜水艦	4/18	1
8	パサデナ	潜水艦	8/3～8/10	8
9	パサデナ	潜水艦	8/29～9/1	4
10	パサデナ	潜水艦	9/11	1
11	コロンビア	潜水艦	12/28～12/31	4

■沖縄・ホワイトビーチ（沖縄県うるま市）

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	ミシガン	潜水艦	1/5	1
2	ミシガン	潜水艦	1/11	1
3	シーウルフ	潜水艦	2/3	1
4	シーウルフ	潜水艦	2/5	1
5	ハンプトン	潜水艦	2/12	1
6	シーウルフ	潜水艦	2/13	1
7	シーウルフ	潜水艦	5/3	1
8	ミシガン	潜水艦	5/24	1
9	シャルロット	潜水艦	5/25～6/1	8
10	ミシガン	潜水艦	5/27	1
11	シカゴ	潜水艦	6/1	1
12	シャルロット	潜水艦	6/5	1
13	シカゴ	潜水艦	6/7	1
14	ロサンゼルス	潜水艦	6/7	1
15	ロサンゼルス	潜水艦	7/3	1
16	ロサンゼルス	潜水艦	7/4	1
17	パサデナ	潜水艦	7/6	1
18	パサデナ	潜水艦	7/10	1
19	パサデナ	潜水艦	7/27	1
20	パサデナ	潜水艦	8/26	1
21	サンタフェ	潜水艦	8/27	1
22	サンタフェ	潜水艦	8/30～9/7	9
23	オハイオ	潜水艦	9/5	1
24	サンタフェ	潜水艦	9/12～9/14	3
25	ヒューストン	潜水艦	10/13	1
26	ヒューストン	潜水艦	10/17	1
27	ミシガン	潜水艦	10/30	1
28	シティ オブ コーパス クリスティ	潜水艦	11/4～11/8	5
29	コネチカット	潜水艦	11/9	1
30	コネチカット	潜水艦	11/18	1
31	コネチカット	潜水艦	11/19	1
32	コロンブス	潜水艦	12/11	1

D7. 抑止力強化への貢献を約束 —海兵隊グアム移転協定

09年2月17日、日米政府は「在沖縄海兵隊のグアム移転に関する協定」※(以下「協定」)に署名、5月13日に国会で承認※、19日には発効した。

同協定は07年5月1日の「再編実施のための日米ロードマップ」※で合意された、日本が経費の一部を負担して行われる※海兵隊のグアム移転を実行するためものである。しかし、「協定」にはそれにとどまらない重大な政治的意味が含まれていた。第1に、「協定」は、前文において海兵隊のグアム移転が、アジア太平洋における米国の抑止力を「強化」するものであることを<日米共通の認識>として確認した。これは「沖縄の負担軽減と抑止力の維持」(ロードマップ)という移転目的を質的にも地域的にも拡大するものであった。また「ロードマップ」に示された沖縄海兵隊再編の3事案※の「パッケージ論」が、日本政府に対して拘束力を持つ「義務」とされたことも重大な点として見逃せない。

米太平洋軍(USPACOM)が06年7月11日に発表した「グアム統合軍事開発計画(GIMDP)」※によって、海兵隊のグアム移転には「沖縄の負担軽減」では説明できない「抑止力強化」の意図が隠されていることが示された。「協定」前文はこれと軌を一にするものであった。

09年3月27日に成立した09年度予算には、海兵隊グアム移転関連経費として約346億円が計上された。しかし、この段階において、米国防総省(DOD)のグアムにおける建設計画に関して唯一存在する包括的計画は「統合軍事開発計画」であった。この状況は、09年12月末現在も基本的に変化していない。09年11月27日に公表された「環境影響評価書案(DEIS/DOEIS)」※も、「統合軍事開発計画」を下敷きとしたものであり、グアムに関する具体的な新情報は記載されなかった。

一方、米議会には、DODの検討作業の遅滞に対する批判と不信感が根強く存在している。09年3月24日の下院軍事委員会冒頭声明において、アイク・スケルトン委員長は「国防総省は依然としてグアムの海兵隊を支援するための考え抜かれた計画を明確にしていない」と述べた。10会計年予算は国防総省要求の段階から本格的建設予算とは遠いものであった。このような中、「10会計年国防認可法」※は2つの事項に関する報告提出を国防長官に義務付けた。それは①日本から受け入れる「普天間代替施設」の米海軍の飛行安全規準上の妥当性の検証結果と②海兵隊グアム移転の戦略的必要性に関する詳細な検討結果である。これは日本と国防総省に対する議会の不信感の表れといえよう。

このように、海兵隊グアム移転計画には米国側に不確定要素が存在している。環境影響評価や「4年毎の防衛計画見直し」(QDR)※の結果、あるいは財政状況等の影響を受けて計画は見直される可能性は否定できない。09年5月の「日米協定」には、このような不確定要素を見据えて、「抑止力の拡大」を日本も望んでいることを示すことによって国内議論を有利に運ぶことを狙う国防総省と国務省の思惑が隠されていたものと思われる。一方、日本政府はといえば、「ロードマップ」どおりに事を運ぶことに躍起となるばかりであった。

09年12月には、新連立政権の下で、普天間代替施設の立地を中心とする海兵隊再編計画の見直し作業が本格的に始まった。10年5月までに新提案を米国に示すことを目標にした作業が進行中である。

見直しには、日本の安全保障と米国との協力のあり方についての長期的視点が求められる。この本質を見失わないような国民的議論を深化させる必要がある。

※「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(条約第3号及び外務省告示第289号)。関連文書一式は、www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_43.html。資料3-16(306ページ)に抜粋。

※「参院本会議では野党の反対多数で承認案は否決されたが、衆院の「先議権」適用により承認された。

※データシート8(136ページ)に図説。

※移転経費の総額は102.7億ドル。日本は内60.9億ドル(内28億ドルが直接支出、残余が民間への投資及び融資)を負担する。いずれも08米会計年度の価格。

※①辺野古沿岸部におけるV字型滑走路を持つ普天間代替施設の建設(14年目標)、②日本の費用負担による海兵隊のグアム移転(14年目標)、③キャンプ桑江など嘉手納以南6施設の返還・統合。

※グアムを兵力2万人以上の戦力投射(攻撃)、偵察・哨戒、兵站のための統合的なハブ拠点へと増強する構想。その中には海兵隊9700人の移駐が含まれていた。『核兵器・核実験モニター』第292号(07年11月15日)に解説。

※「グアム及び北マリアナ諸島における軍移転に関する環境影響評価書案及び海外環境影響評価書案」(09年11月27日、DODグアム統合計画室(JGPO)。www.guambuildupeis.US/

※公法111-84(09年10月28日)。『核兵器・核実験モニター』第343・4号(10年1月15日)に関連条項の抜粋訳。

※報告書は10年2月1日(米時間)に発表された。グアムについては「地域においけるハブへと変革してゆく」とされた。一方では同盟国との合意形成を一般的に重視する方針が示された。www.defense.gov/qdr/images/QDR_as_of_12Feb10_1000.pdf

8.【図説】再編実施のための日米ロードマップ

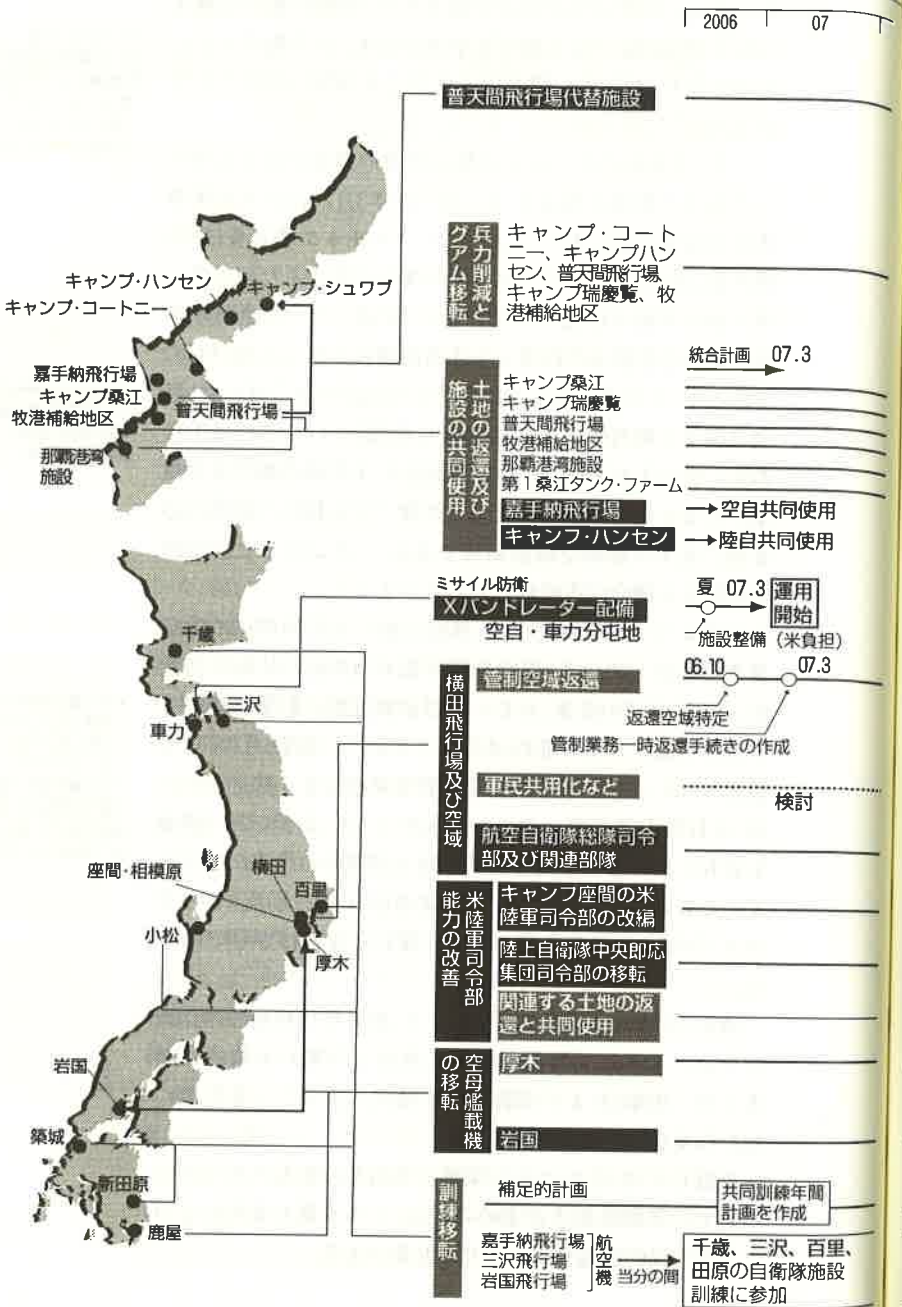

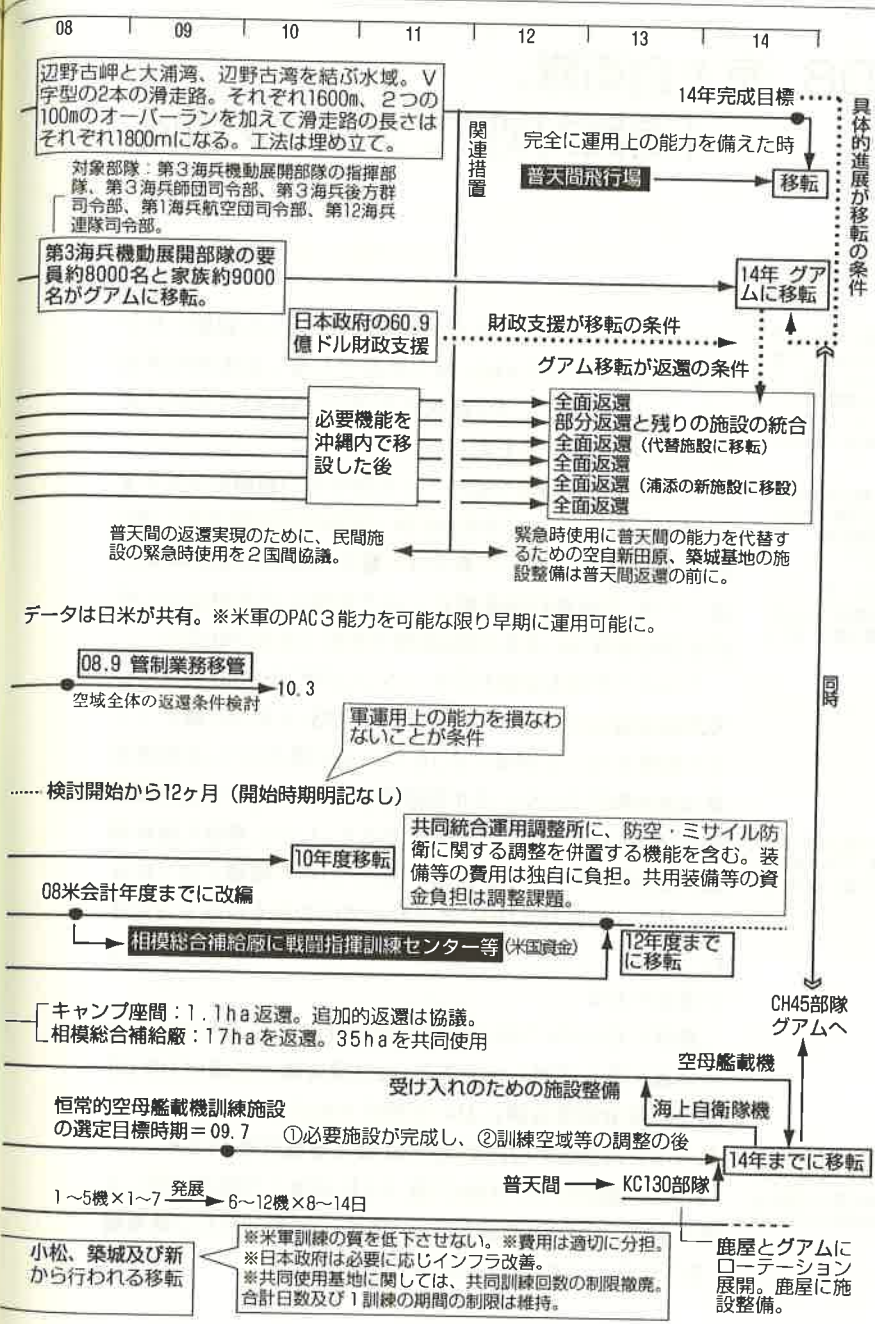

D8. 海上自衛隊、「海賊対処」でソマリア沖へ

ソマリア周辺海域で頻発する海賊行為※から船舶の航行の安全を確保するために、海上保安庁と海上自衛隊を派遣することを主旨とした「海賊対処法」※が09年6月19日に成立、7月24日に施行された。

「対処法」は、同海域を航行する民間船舶の護衛を中心とする。海賊行為※に対する対処は「海上保安庁が実施する」（第5条）と定めた。海上保安庁職員は①警察官職務執行法第7条に基づく他、②海賊行為を制止するため他に手段がないと判断せざるを得ないときには、武器を使用できる（第6条）。

このような基本原則を示す一方、同法第7条には「特別の必要がある場合」には、「自衛隊の部隊に（略）必要な行動をとることを命ずることができる」との規定が置かれた。自衛隊派遣は国会承認ではなく首相承認事案とされた。この点では08年の「補給支援特措法」※と同様である。しかし補給支援特措法が活動地域を「インド洋」に限定した1年の時限立法であるのに対し、「海賊対処法」には活動地域の限定も時限も設定されていない。これは、海外派遣の無原則化につながりかねない規定である。

政府の狙いが、当初から海上自衛隊の派遣にあったことは経過を見れば明らかである。海自護衛艦の派遣は09年1月28日の安全保障会議において決定された。法的根拠とされたのは自衛隊法第82条が定める「海上警備行動」※であった。「新法」が国会に上程された3月13日には海上自衛隊に対して海上警備のための「行動命令」が発せられ、翌14日には護衛艦「さざなみ」と「さみだれ」が呉を出港した。

※国際商業会議所（ICC）・国際海事局（IMB）の09年1月の報告書によれば、08年、世界における海賊の発生件数は293件、うち189件がソマリア周辺海域である。www.icc-ccs.org/imb/overview.php

※「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」（平成21年6月24日法律第55号）。資料3－18（309ページ）。

※私的目的で、公海において行われる「船舶強取・運搬支配、船舶内の財物強取、人質強要の行為」など（法・第2条）。

※「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」（平成20年1月16日法律第1号）。

※「海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別な必要がある場合」に認められる行動。海外活動は想定されていない。

政府の自衛隊派遣方針には、国会でも多くの批判が提起された。最も重要な論点は「なぜ、海上保安庁でなく自衛隊を派遣するのか」ということであった。政府の説明は、①海上保安庁の巡視船派遣は日本からの距離、海賊が所持する武器、有志連合軍の軍艦などが対応していること等を総合的に勘案すると困難である、②海上保安庁には、諸外国の海軍軍艦と連携行動の実績がない※、というものであった。このように「海上保安庁」を実施主体に定めた法の第5条は当初から形骸化が意図されていたといっても過言ではない。

7月6日には新法に基づく初の派遣として護衛艦「はるさめ」、「あまぎり」が出発し3月に派遣された2隻と交代、7月28日から民間船舶への護衛活動を開始した。10月13日には第3次隊の護衛艦「たかなみ」、「はまぎり」が出発した。

護衛活動は、希望する民間船舶（外国船舶を含む）が、国土交通省に事前に登録、申請するという形で行われる。法施行後の登録船舶数は4,421隻（うち1984隻が外国籍）、護衛実績は70回、延べ552隻の船舶（日本関係163隻、外国船舶389隻）とされている※。

一方見落としてならないのは、ソマリア周辺を含むインド洋においては「テロとの戦い」の一環としての米主導の多国籍艦隊の展開が長期化していることである。上記のように拙速ともいえる自衛隊派遣の背景には、「補給支援特措法」による「補給活動」終了※後も自衛艦による「対米貢献」を継続したいという政府の意図が働いていたことは間違いない。

日本にはマラッカ海峡の海賊に対処するための「東南アジア海賊対策地域協力協定」（ReCAAP）※を主導し、成果を上げたという実績がある。ここで主役を演じたのは海上自衛隊ではなく海上保安庁であった。日本はこの実績に立って、「非軍事」を基本とした貢献策を改めて検討すべきである。それにより、今後予想される自衛隊の海外活動に関する国民的議論に対しても重要な視座が提供されるであろう。

※辻元清美議員（衆・社民）の質問趣意書（09年1月29日提出）に対する政府答弁。

※国土交通省海賊対策連絡調整室のHP（集計期間は09年7月28日～10年2月28日）。www.mlit.go.jp/report/press/kaiji02_hh_000048.html

※10年1月16日、「補給支援特措法」の期限切れとともに海上自衛隊の補給活動は終了した。データシート9（140ページ）。

※www.recaap.org/home/index.html

データシート

9. インド洋に派遣された自衛隊艦船

(防衛省HPをもとにピースデポがまとめた)

■テロ対策特措法にもとづく派遣(01.11.9～07.11.1)

延数	艦名	定係港	出港日	帰港日	派遣日数	人員概数
1	くらま	佐世保	01.11.9	02.3.16	128	
2	きりさめ	佐世保	01.11.9	02.3.16	128	700
3	はまな	佐世保	01.11.9	02.3.16	128	
4	とわだ	呉	01.11.25	02.4.25	152	
5	さわぎり	佐世保	01.11.25	02.4.25	152	440
6	うらが	横須賀	01.11.25	01.12.31	37	
7	はるな	舞鶴	02.2.12	02.8.7	177	
8	ときわ	横須賀	02.2.12	02.8.7	177	700
9	さわかぜ	佐世保	02.2.13	02.7.5	143	
10	せとぎり	大湊	02.6.8	02.8.20	74	340
11	はまな(#2)	佐世保	02.6.8	02.11.26	172	
12	いなづま	呉	02.7.1	02.10.29	121	440
13	あさかぜ	佐世保	02.7.1	02.10.29	121	
14	ゆうだち	佐世保	02.7.24	02.11.26	126	320
15	とわだ(#2)	呉	02.7.24	03.1.3	164	
16	ひえい	呉	02.9.17	03.1.26	132	470
17	さみだれ	呉	02.9.17	03.1.3	109	
18	はるさめ	横須賀	04.11.25	03.5.20	177	350
19	ときわ(#2)	横須賀	02.11.25	03.5.20	177	
20	きりしま	横須賀	02.12.16	03.5.20	156	250
21	いかづち	横須賀	03.2.3	03.3.28	54	320
22	しもきた	呉	03.2.4	03.3.28	53	
23	ありあけ	佐世保	03.4.10	03.8.22	135	
24	こんごう	佐世保	03.4.10	03.8.22	135	580
25	はまな(#3)	佐世保	03.4.10	03.8.22	135	
26	はるな(#2)	舞鶴	03.7.15	03.11.19	128	
27	あさぎり	呉	03.7.15	03.11.19	128	650
28	とわだ(#3)	呉	03.7.15	03.11.19	128	
29	ひえい(#2)	呉	03.10.28	04.3.3	128	
30	あけぼの	呉	03.10.28	04.3.23	148	640
31	ときわ(#3)	横須賀	03.10.28	04.4.22	178	
32	みょうこう	舞鶴	04.1.23	04.6.29	159	230
33	さみだれ(#3)	呉	04.2.15	04.6.29	136	160
34	とわだ(#4)	呉	04.3.14	04.9.19	190	130
35	こんごう(#2)	佐世保	04.5.17	04.9.19	126	290 (30)
36	ありあけ(#2)	佐世保	04.5.17	04.9.19	126	170
37	きりしま(#2)	横須賀	04.8.9	05.1.11	156	260 (20)
38	たかなみ	横須賀	04.8.9	05.1.11	156	170

延数	艦名	定係港	出港日	帰港日	派遣日数	人員概数
39	はまな(#4)	佐世保	04.8.10	05.1.10	154	130
40	ちょうかい	佐世保	04.11.26	05.5.9	165	240 (20)
41	おおなみ	横須賀	04.11.25	05.5.10	167	180
42	ましゅう	舞鶴	04.11.25	05.5.10	167	150
43	しまかぜ	舞鶴	05.3.30	05.9.8	163	220
44	ゆうだち(#2)	佐世保	05.3.31	05.9.7	161	170
45	とわだ(#5)	呉	05.3.31	05.9.7	161	130
46	いかづち(#2)	横須賀	05.7.27	05.12.28	155	180 (30)
47	はまな(#5)	佐世保	05.7.28	05.12.27	153	130
48	ときわ(#4)	横須賀	05.11.15	06.4.23	158	130
49	きりさめ(#2)	佐世保	05.11.14	06.4.22	158	180 (20)
50	いなづま(#2)	呉	06.3.14	06.8.6	147	180 (20)
51	おうみ	佐世保	06.3.14	06.8.7	147	150
52	さざなみ	呉	06.6.26	06.12.21	179	180 (20)
53	ましゅう(#2)	舞鶴	06.6.27	06.12.22	179	150
54	まきなみ	佐世保	06.11.12	07.4.26	166	180 (20)
55	とわだ(#6)	呉	06.11.12	07.4.26	166	140
56	すずなみ	舞鶴	07.3.14	07.8.26	166	180
57	はまな(#6)	佐世保	07.3.15	07.8.27	166	130
58	ときわ (#5)	横須賀	07.7.13	07.11.1	112	130
59	きりさめ (#3)	佐世保	07.7.13	07.11.1	112	180 (20)

■補給支援特措法にもとづく派遣(08.1.24～)

延数	艦名	定係港	出港日	帰港日	派遣日数	人員概数
1	おうみ (#2)	佐世保	08.1.25	08.6.3	131	150
2	むらさめ	横須賀	08.1.24	08.6.4	133	190
3	ましゅう (#3)	舞鶴	08.4.20	08.9.4	138	150
4	いかづち(#3)	横須賀	08.4.20	08.9.4	138	190
5	はまな(#7)	佐世保	08.7.24	08.12.21	151	130
6	ゆうだち(#3)	佐世保	08.7.24	08.12.21	151	170
7	とわだ(#7)	呉	08.11.10	09.4.27	169	140
8	ありあけ(#3)	佐世保	08.11.10	09.4.27	169	190
9	ときわ(#6)	横須賀	09.3.16	09.9.2	171	140
10	あけぼの(#2)	呉	09.3.17	09.9.1	169	190
11	おうみ(#3)	佐世保	09.7.22	09.12.23	155	150
12	すずなみ(#2)	舞鶴	09.7.21	09.12.24	157	180
13	ましゅう(#4)	舞鶴	09.11.9	10.1.15	68	150
14	いかづち(#4)	横須賀	09.11.9	10.1.15	68	190

人員は、司令部を含む。( )内:司令部要員概数
#は、派遣回数の累計。

D9. 名古屋高裁、空自「イラク派遣」を違憲と認定

08年4月17日、名古屋高等裁判所で、04年2月に市民1262人（第1次）※が名古屋地裁に提訴していた「自衛隊のイラク派兵差止訴訟」の控訴審（青山邦夫裁判長）判決が出た。判決「主文」は原告の請求をすべて却下し、国側の勝訴に終わった。しかし、「判決理由」において、自衛隊イラク派遣がイラク特措法※及び憲法に違反すると認定するなど注目すべき認識が示された。原告は、これを実質的な「違憲判決」と評価し上告しなかった。また派遣差し止めの訴えが却下されたため、被告国側も上告する理由がなく、判決は5月2日に確定した。

判決は、「事実及び理由」において、03年3月20日からのイラクにおける米英軍などの軍事作戦、ファルージア、バグダッドなどでの戦闘と被害状況を具体的に分析し、米英軍の占領後も実質的に戦闘状態が続いていたと論じた。その上で、航空自衛隊の空輸活動を、「クウェートのアリ・アルサレム空港からイラク南部のタリルまで、週に4回前後、物資の他アメリカ軍を中心とする多国籍軍の兵員を輸送した。（中略）従って、輸送対象のほとんどは、人道復興支援のための物資ではなく、多国籍軍の兵員であった」と認定した。

判決はこれらの事実認定を基に次のように結論づけた。「現在イラクにおいて行なわれている航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止したイラク特措法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、かつ、憲法9条1項に違反する活動を含んでいることが認められる」※。さらに判決は、原告が差し止め理由として上げた「平和的生存権」を「全ての基本的人権の基礎にあって、その享有を可能ならしめる基底的権利である」と、その具体的権利性を正面から認めた。

※04年2月の第1次から06年6月の第7次まで、計3268名が原告となった。

※「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成15年8月1日法律第137号、最終改正：平成19年6月27日法律第101号）。03年8月1日から07年7月31日までの時限法であったが、最終改正でさらに2年延長し、09年7月31日までとなった。

※判決全文は「裁判所」サイトwww.courts.go.jp/の「判例検索」から事件名「自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件」。

しかし、「判決」は行政権の行使に対して私人が民事上の請求権を有するとは解せないこと、また自衛隊派遣により具体的権利としての平和的生存権が侵害されたとは言えないことを理由に、派遣差し止め等の請求を棄却した。それでも、原告は、判決は「日本国憲法の根本原理である平和主義の意味を正確に捉え、それを政府の行為に適用したもので、憲政史上最も優れた、画期的な判決」※と評価した。

判決直後に福田首相（当時）は、この判決は「傍論だ。脇の論。判決は国が勝った」とし、「これからの政策、自衛隊の活動に何ら影響しない」と話した※。さらに、航空自衛隊制服組トップの田母神航空幕僚長（当時）は、定例会見で、派遣されている自衛隊員の心境について尋ねられ、「その心境を代弁すれば、そんなの関係ねえという状況だ」と答えた※。

政府は、判決後も航空自衛隊の派遣を継続したが、国連安保理決議1483の失効期限が迫った08年12月23日、「特措法」の有効期限を残して部隊を撤退させた。04年3月から08年12月までの間の派遣隊員数は延べ3500名、輸送回数821回、輸送人数、約46500人であった※。

07年5月14日の衆議院イラク復興支援特別委員会は、「政府は、イラク戦争開戦時にあるとされた大量破壊兵器が発見されなかったことを踏まえ、その上でイラク戦争を支持した当時の政府判断について検証を行うと共に、今後十分な情報収集・分析体制の強化に努めること」とする附帯決議を採択している。名古屋高裁判決は、イラク戦争と政府の支持方針の合法性には触れていない。イギリスでは、政府が独立調査委員会を設置し、09年7月から政府による戦争責任の検証が始まった。同様の検証は日本政府と国会の仕事として残されている。

※「自衛隊イラク派兵差し止め訴訟の会」と弁護団による声明（08年4月17日）。www.haheisashidome.jp/seimei/ikenHanketsu.htm

※「毎日新聞」08年4月18日。

※「産経新聞」08年4月18日。

※防衛省HP：www.mod.go.jp/j/iraq/kokaihoudou.pdf「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果」（平成21年7月）。

D10. 足踏みする核燃料サイクル

09年8月31日、日本原燃※（以下「原燃」）は、同年8月中に予定していた青森県六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場※の竣工を10年10月に延期すると発表した。竣工時期の変更は92年の事業指定後14回目のことである。同工場は、06年3月に始まった「アクティブ試験」※の最終段階＝第5ステップを実施中であった。

竣工延期の最大の原因は、高レベル廃液ガラス固化工程※のトラブルである。同工程では溶融炉内の白金族元素※の堆積（07年12月）、せん断機の作動油の漏出（08年1月）、溶融炉内の耐火煉瓦の脱落（08年12月）などが相次いで発生し、同工程のアクティブ試験は08年11月から中断されたままになっていた。原燃は、10年7月にはアクティブ試験を再開し、10月に竣工・営業開始という計画※を示している。しかし、これはかなり無理のある計画とみるべきであろう。

09年秋には、再処理工場の直下に活断層「六ヶ所断層」が存在すること※と安全審査見直しの必要性が指摘された。原燃は、自らの調査で活断層は認められていないとして、「耐震安全性には問題はない」との見解を示した※。

一方、再処理工場で抽出されたプルトニウムを発電用軽水炉に用いるMOX※燃料に加工する工場の建設計画も当初の＜07年着工・12年竣工＞から数次の変更を経て、09年12月4日には＜10年5月着工・15年竣工＞に改められた※。高レベル放射性廃棄物最終処分場計画も難航している。08年から09年にかけて、北海道夕張市、福島県楢葉町、鹿児島県南大隅町において誘致の動きが報道されたが、具体的な進捗はみられていない。

※日本原子力燃料株式会社。www.jnfl.co.jp/

※用語の説明「使用済み核燃料再処理」（217ページ）。

※使用済み核燃料を実際に用いた試験。

※高レベルの放射能を含む廃液を貯蔵、処分しやすくするためにガラスと混ぜて溶融・固化する工程。

※ウランの核分裂によって生じるルテニウム、ロジウムなど。

※原燃プレス・リリース、09年8月31日。

※日本活断層学会09年秋季学術大会予稿「海成段丘面の変形と六ヶ所断層（六ヶ所撓曲）」渡辺満久 danso.env.nagoya-u.ac.jp/jsafr/2009shukitaikai/abstracts/2009f_001.pdf

※「東奥日報」09年10月18日。

※ウラン・プルトニウム混合酸化物。低核分裂性のウラン235にプルトニウムを4～9%混ぜたもの。

※原燃プレス・リリース、09年12月4日。

このように核燃料サイクル計画が多くの問題を抱えている中で、電力会社によるプルサーマル（MOX燃料を用いた発電）計画は度重なる事故隠し問題などに影響され、速度を落としながらも進んでいる。国と電力業界はプルサーマルの早期導入を目指しており、遅くとも六ヶ所村のMOX燃料加工工場が稼動する15年度までに全国16～18の原子力発電所での稼動を目標に掲げている。15年までの間は、仏・メロックス社製の燃料が用いられる。

09年11月5日、国内におけるプルサーマルの第1号として、九州電力・玄海発電所3号機における試運転が始まり、12月2日には営業運転に入った。今後各電力会社は次のとおり順次プルサーマルを導入してゆくことを計画している。四国電力・伊方（10年度）、関西電力・高浜（10年度）、中部電力・浜岡（10年度）、北海道電力・泊（12年度）、中国電力・島根（15年度）、東北電力・女川（15年度）、北陸電力・志賀（15年度）、東京電力・福島、柏崎（未定）。

電力業界は、プルサーマルを含む核燃料サイクルは資源に乏しい日本のエネルギー安定確保のためには不可欠であるとしている※。しかし、プルサーマル運転によって原子炉の安全余裕は減り、事故の可能性が高まる上、放射能の減衰速度の遅い使用済みMOX燃料は取り扱い、再処理における技術的困難が大きいなどの理由から導入には、強い異論が寄せられている。

以上に示されるように、日本の核燃料サイクルは信頼性、安全性の検証を二の次にして「戦車のように強引に進められた国策」※である。08年12月末時点で日本国内には約8.7トンのプルトニウム（07年12月末：6.8トン）が保管されている※。同時点で海外に保管中のものは25.2トン※に上る。これらの保管量は非核兵器国中で第1位である。

※電気事業連合会HP。www.fepc.or.jp/present/cycle/pluthermal/

※抗議声明「プルサーマルの見直しと核燃料サイクル政策の転換こそ必要だ」（09年5月19日、原子力資料情報室等）。

※「我が国のプルトニウム管理状況」（09年9月8日、内閣府）。

※英回収分13.8トン、仏回収分11.4トン。

E1. 平和市長会議―「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に挑戦

国際NGO「平和市長会議」※は、2020年までの核兵器廃絶の実現に向けた段階的行動計画「核兵器廃絶の緊急行動―2020ビジョン」を提唱し、各国の自治体・NGO・市民との連携のもと、国際的な運動を展開してきた。

2010年3月1日現在、「会議」への加盟国数は135か国・地域の3,680都市にのぼる。地域別内訳で見ると、1,926都市(42か国)の欧州が最大を占め(52.3%)、次に993都市(29か国・地域)のアジア(30%)が続く。日本国内の加盟は長らく広島、長崎の2市のみであったが、08年2月に両市以外の国内自治体の加盟受け入れが開始され※、以来着実にその数を伸ばしてきた。10年3月1日現在での国内加盟自治体は612、全自治体における加入率は34.4%である(対象を「市」に限定すると、加入率は5割を超える)※。09年8月7日から10日にかけては、国内自治体が加盟して初の総会となる第7回平和市長会議総会が長崎市で開催され、全国からの61自治体が参加した※。平和市長会議は、2010年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議までに加盟都市を5000まで増やすことを目標に掲げている。

また、2020ビジョンに対する支持の輪は、米国内の都市1200余りが加盟する全米市長会議や、欧州議会、世界人口の過半数を擁する都市・自治体連合、また、日本非核宣言自治体協議会※や全国市長会など、国内外のさまざまな自治体組織にも拡大している。

2020年ビジョンの実現に向け、現在行われている中心的活動の一つが、5月のNPT再検討会議における「ヒロシマ・ナガサキ議定書」※採択をめざした取り組みである。議定書は、2020年までの核兵器廃絶への具体的道筋を次のように示している。

1. 核兵器を持つ国も持たない国も、新たな核兵器取得や配備等を直ちに止めること。
2. 核兵器廃絶に向けて各国が誠実に交渉を開始すること。
3. 2015年までに、核兵器の取得や配備等を禁止する条約を締結すること。
4. 2020年までに、すべての核兵器の廃絶と生産、運搬、発射等のシステムを廃止すること。

この実現に向けては、国内外の加盟自治体の首長を対象とした署名運動が展開されてきた。10年3月5日現在、賛同に名を連ねる日本国内の自治体首長の数は831にのぼる。

各国政府への働きかけも精力的に行われている。09年5月のNPT再検討会議第3回準備委員会(ニューヨーク)※には広島・長崎の両市長を含む13都市1団体による市長代表団が参加し、公式のNGO意見表明セッションや平和市長会議主催イベントをはじめ、さまざまな機会に各国政府や国連関係者、NGO関係者に議定書への支持を訴えた。また、09年6月の「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND)※第3回会合(モスクワ)や、9月の第62回国連広報局NGO年次会議(メキシコシティ)※等、軍縮をテーマにした国際会議の場でもアピールを行った。

2020年ビジョン実現に向けたもう一つの活動の軸が「都市を攻撃目標にするな(CANT)プロジェクト」への市民参加の署名活動である※。世界中の都市が核保有国に対し、市民が暮らす都市を核攻撃対象とすることの非人道性を訴えるこの署名には、これまでに国内外の65万を超える賛同が集まっている。08年10月27日、ニューヨーク国連本部を訪問した秋葉会長は、ミゲル・デスコト・ブロックマン第63回国連総会議長に市民から寄せられた署名の一部を手渡した。

※広島市、長崎市が提案した「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界の都市によって構成される。現在の会長は秋葉忠利広島市長、副会長は田上富久長崎市長、ハノーバー(独)、マラコフ(仏)、マンチェスター(英)、モンテンルパ(比)、ボルゴグラード(ロ)、アクロン(米)、フィレンツェ(伊)、イーペル(ベルギー)、ブリュッセル(ベルギー)、ビオグラード・ナ・モル(クロアチア)、グラノラーズ(スペイン)、ハラブジャ(イラン)、ワイタケレ(NZ)の14市長。
事務局:広島市中区中島町1番5号(広島国際会議場3階)
(財)広島平和文化センター平和連帯推進課内
TEL (082)242-7821
FAX (082)242-7452
mayorcon@pcf.city.hiroshima.jp
www.mayorsforpeace.org/jp/index.html

※詳しくは本イアブック08年版・キーワードE1(148ページ)。

※データシート16 (212ページ)に平和市長会議国内加盟自治体の一覧。

※最終日に採択された「長崎アピール」の全文は平和市長会議HPで読める。

※キーワードE2(148ページ)。

※www.mayorsforpeace.org/jp/giteisho_pack.pdfに英文と仮訳。

※キーワードB1(64ページ)。

※キーワードA8(58ページ)。

※巻頭グラビア参照。

※署名用紙は平和市長会議のHPからダウンロードできる(オンライン署名も可能)。

E2. 日本非核宣言自治体協議会―「北東アジア非核兵器地帯」実現を訴える

日本非核宣言自治体協議会(以下、協議会)※は、「全国の自治体、さらには全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核宣言を行った自治体間の協力体制を確立すること」を目的とした非核宣言自治体※の協議組織である。2010年1月1日現在、全国の非核宣言自治体数の17.3%にあたる261自治体が加盟している※。1984年の設立以降、非核自治体の活動に関する調査や情報発信、平和事業担当自治体職員の研修会開催、原爆巡回展など、多方面にわたる活動を通じて非核自治体の取り組みをバックアップしてきた※。

また、協議会は長年、核保有国による核実験や未臨界核実験の実施などの事態に際し、会長名での抗議や要請を行ってきた。09年においては、北朝鮮の核実験を受けて、5月26日に北朝鮮と日本政府のそれぞれに宛てて書簡が提出されている。

協議会が長年関心を持ってきたテーマのひとつが「北東アジア非核兵器地帯」構想である。過去の年次総会や全国大会で採択された決議の中でも、その実現が繰り返し訴えられてきた。最近では、09年5月に長崎市で開催された第26回総会での採択決議(注の協議会HPに全文)に、「私たちは、これまでにも核兵器に頼らない安全保障確立のために『北東アジア地域非核兵器地帯』の創設を求めてきた。(オバマ政権誕生による)新しい潮流が北朝鮮に核兵器を廃棄させ、私たちが暮らしている地域から『核兵器のない世界』が実現していくことを心から願う」と書かれている。決議は、国連事務総長、ジュネーブ軍縮局のほか、5つの核兵器国(米、英、ロ、仏、中)、インド、パキスタン、イスラエル、ドイツ、イタリア、カナダ、韓国の在日大使、北朝鮮、国連北朝鮮代表部、駐日欧州委員会代表部、そして日本政府に送付された。

この構想の実現に向けては、自治体間の連携を含め、さまざまな方面からの働きかけが必要であることを協議会は訴えている。その具体的な現れが、08年5月22日の第25回総会で決定された新規事業「北東アジア非核兵器地帯構想啓発事業」であった。

この事業の一環として、09年3月、協議会は「北東アジア非核兵器地帯の創設に向けて」と題するカラー・パンフレットを作成、会員自治体に配布した。非核兵器地帯の重要性やその特徴、北東アジア非核兵器地帯の意義、実現に向けて市民・自治体にできることなどを解説したこのパンフレットは、各地での市民の意識啓発における活用を目的としたものである。パンフレットの全文は協議会のHPにも掲載され、誰でも自由にダウンロードすることができる。

「『北東アジア非核兵器地帯』の実現に向けて日本政府を動かしていくには、大きな世論が必要です。全自治体の80%以上を占める『非核宣言自治体』の果たすべき役割は大きいのです」とパンフレットが述べるように、とりわけ昨今の「核兵器のない世界」への気運のなか、日本非核自治体がいかなるビジョンと行動を示せるかが問われている。

さらには、協議会会長の田上富久長崎市長が述べるように、市民、NGOを含めた3者が、それぞれにしかできない役割を認識した上で、「核廃絶を現実のものとするため、互いに『共同作業』するんだという意思を確かめ、高め合」うことが必要であろう※。市民との直接の接点としては、「親子記者事業」※などの取り組みも活発に行われている。これら3者の架け橋としての協議会の役割がますます重要になっている。

※会長は長崎市の田上富久長崎市長。副会長は神奈川県藤沢市の海老根靖典市長、大阪府枚方市の竹内脩市長、広島市の秋葉忠利市長、広島県廿日市市の眞野勝弘市長、那覇市の翁長雄志市長の5名。
事務局
長崎市平和推進課
〒852-8117　長崎市平野町7番8号(長崎原爆資料館内)
TEL:095-844-9923
FAX:095-846-5170
www.nucfreejapan.com/
info@nucfreejapan.com

※非核宣言自治体とは、核兵器廃絶や「非核三原則」の堅持を求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体をいう。米ソ冷戦のさなか、80年に英マンチェスター市が最初に非核兵器地帯であることの宣言を行い、その後世界的に広がった。

※データシート15(208ページ)。

※第4章「市民と自治体にできること」参照(195ページ)。

※『長崎新聞』09年7月28日。

※核兵器廃絶と平和への願いの継承を目的に、会員自治体在住の小学生とその保護者を記者として長崎へ招き、平和祈念式典や学校での平和集会、被爆者への取材などを行い、親子記者新聞として発刊する活動。08年度にスタートし、09年度には全国から9組の親子記者が参加した。

E3. PNNDに「核兵器禁止条約」「拡大抑止」への関心が広がる

核軍縮・不拡散議員連盟

「核軍縮・不拡散議員連盟」(PNND)※は、75か国700人以上の国会議員が参加する超党派の国際議員ネットワークである。核軍縮・不拡散に関する最新の情報・資料の相互提供や人的交流を通じ、議員活動の活性化を図っている。その日本支部である「PNND日本」には、2010年3月現在、超党派の48名の国会議員が参加している。

※国際NGO「中堅国家構想」(MPI)の提唱で01年に始まった。世界安全保障研究所(GSI)のプログラムの1つ。www.gsinstitute.org/pnnd/
共同代表は、ラファエル・チェジェニ(タンザニア)、ロザリオ・グリーン(メキシコ)、セルゲイ・コレスニコフ(ロシア)、イ・ミギョン(韓国)、エド・マーキー(米国)、スー・ミラー(英国)、ウタ・ザプフ(ドイツ)の7名。
国際コーディネーター:アラン・ウェア(alyn@pnnd.org)、東アジアコーディネーター:梅林宏道(cxj15621@nifty.ne.jp)

09年10月11日から12日にかけ、「核兵器廃絶を進める議員の役割」と題するPNND年次総会とグローバル評議委員会がニューヨークで開催された。18か国の国会議員が参加し、また、国連、政府、NGOからも関係者が集まった。日本からは、犬塚直史参議院議員がPNND日本の評議員として参加した。

総会議論における主要テーマの一つは、核兵器禁止条約(NWC)であった。08年10月24日に潘基文(パン・ギムン)国連事務総長が提唱した「5項目提案」※がNWCに言及したことから、PNNDにおいては、事務総長演説から生まれた気運を活用しつつ、NWCに支持を拡大しようとの、さまざまな有志議員の取り組みが行われている。総会の公式プログラムではないが、10月12日には公開パネル(「国連事務総長の5項目提案を支持する」)開催され※、5項目提案実現の方法論が議論された。同日、PNNDグローバル評議員は国連事務総長に面会し、NWCを支持する議員声明を手渡した※。

※キーワードA6(54ページ)。

※犬塚直史議員はパネリストの一人だった。

※本誌巻頭のグラビアを参照。

この議員声明とは、08年7月1日、核不拡散条約(NPT)40周年の記念日に、PNND欧州議会支部が発表したものである。賛同署名は各国に広がっている※。声明は、09年のNPT再検討会議準備委員会(ニューヨーク)会期中の5月12日、PNNDグローバル・コーディネーターのアラン・ウェア氏により、準備委員会の議長を務めたジンバブエのシディヤウシク国連常駐代表に提出された。

※2010年3月現在、署名者は35か国にわたる。日本からは33名(前議員1名を含む)が署名をしている。

総会におけるもう一つの課題は、拡大抑止の問題であった。会議において、米国の「核の傘」と関係した9か国の現・元国会議員の共同執筆論文が配布された※。論文は、総会後ワシントンDCを訪問したPNNDメンバーによって米政府高官や議会関係者にも配布された。

一方のPNND日本も、国際ネットワークの支援を得ながら、さまざまな活動を展開してきた。06年に発足した「PNND日本サポートセンター」※は、国際ニュースレターの翻訳や、核・ミサイル問題に関する国会議事録の紹介などを掲載したウェブサイトの運営を中心に、支援活動を継続している。また、08年12月4日にはピースデポとの共催で、アラン・ウェア氏をゲストに「PNNDの活動はいま」と題するシンポジウムを開催するなど、PNNDの活動を周知させる活動も行っている。

09年5月の前述のNPT再検討会議準備委員会においては、グローバルのPNNDが関係するイベントにPNND日本のメンバーも参加した。5月6日の「中堅国家構想」(MPI)と豪政府の共催イベント、7日の国連軍縮局らのイベントなどに平岡秀夫衆議院議員がパネリストとして参加したのはその一例である※。

09年12月9日にはPNND日本の総会が開かれ、グローバル評議員の承認などが行われた※。海外ゲストとして、世界安全保障研究所(GSI)代表のジョナサン・グラノフ氏ら※が2010年NPT再検討会議などをテーマに記念講演を行った。なお、この総会では役員の交代が行われる予定であった。しかし、政権党となった民主党が議員連盟の長は原則として民主党所属の議員が務めるべきであるという方針を打ち出したために、役員の決定には至らなかった。河野太郎衆議院議員、犬塚直史参議院議員が世話人として当面のあいだ運営することとなり、犬塚議員が事実上の事務局長の役割を担っている。

※9か国とは、NATO加盟の5か国(デンマーク、ベルギー、カナダ、イタリア、ドイツ)と日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド。原文(英語)は、www.gsinstitute.org/pnnd/pubs/10_12_09_Implementing.pdfに掲載。「核兵器・核実験モニター」第339号(09年11月1日号)に全訳。

※PNND日本サポートセンター
〒223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4日吉グリューネ1F ピースデポ気付
TEL:045-563-5101
FAX:045-563-9907
電子メール:contact@pnnd.jp
http://www.pnnd.jp/

※キーワードE4(152ページ)。

※河野太郎(正)、犬塚直史(副)。

※グラノフ氏のほか、元米軍縮大使のロバート・グレイ氏、国連事務総長軍縮問題顧問委員会委員でニュージーランド出身のケイト・デュウス氏が講演した。

E4. 北東アジアNWFZ（非核兵器地帯）に向け 日韓議員が連携開始

08年8月8日、民主党核軍縮促進議員連盟※（岡田克也会長：当時、現会長は前田武志参議院議員。以下「議連」）が長崎市で記者会見し、北東アジア非核兵器地帯条約案を発表した※。条約案が主要政党の議員グループから出されたのは初めてのことである。

※06年8月22日、民主党の国会議員39名の参加で発足。09年12月31日現在の会員数は47名。

※資料3－14（293ページ）。

ピースデポのモデル「北東アジア非核兵器地帯条約」案※を基礎とする条約案は、日本・韓国・北朝鮮の3か国が非核兵器地帯となり、近隣の核兵器国（米国・中国・ロシア）が核攻撃も威嚇も行わないと安全を保証する「スリー・プラス・スリー」の6か国条約案の形をとっている。岡田克也議連代表は、自身のHP※で、「この条約案が条約になりますと、日本としては第一にアメリカの核の傘から出るという決断をすることになります。そして、核の先制使用というものがこの地域においてなされなくなるということになります」と述べた。

※資料3－15（298ページ）にモデル条約案・最新版の全文。キーワードE5（154ページ）に解説。

※08年8月14日付「岡田克也公式ブログ」（http://katsuya.weblogs.jp/）。

これは、日本がアジアにおける協調的安全保障に向かうことを示す最初の具体的提案であった。核抑止力やミサイル防衛に依存する日本政府の政策に対して、条約案は地域内国家と協調しながら、地域の緊張緩和を実践するという基本政策の転換の姿勢を示したことになる。

09年5月、ニューヨーク国連での核不拡散条約（NPT）再検討会議準備委員会※に議連事務局長を務める平岡秀夫衆議院議員が参加した。日韓NGO主催のワークショップ※や国会議員の超党派国際ネットワーク「核軍縮・不拡散議員連盟」（PNND）※主催のパネル等、会議に並行して行われたニューヨーク国連内のイベントにおいて、北東アジア非核兵器地帯の重要性や意義を訴え、条約案を紹介した。これは、日本の国会議員が、初めて具体的に北東アジア非核兵器地帯をめざす意欲を国際的な場で表明した、画期的な出来事であった。

※キーワードB1（64ページ）。

※「北東アジア非核兵器地帯：核兵器のない世界へ、アジアからの貢献」。5月8日、国連本部。主催：ピースデポ、平和ネットワーク（韓国）、ノーチラスARI（韓国）。

※キーワードE3（150ページ）。

非核兵器地帯を実現するためには、地域内のいずれかの政府が、単独もしくは共同で非核兵器地帯の創設を公式に提唱する必要がある。政府にこのような行動を促すためには、日韓両国の超党派の議員が議論を深め、それぞれの国の実情に合わせて行動してゆくことが必要となる。ニューヨークで再確認されたこうした認識のもと、日本から議員とNGOの代表団が訪韓し、交流する準備が開始された。

09年11月22日から24日にかけ、ソウルで日韓の一連のイベントが開催された。日本からは平岡議員とピースデポ代表らが参加した。23日には、韓国国会内において、PNNDの韓国支部が主催する「朝鮮半島の非核化と北東アジア非核兵器地帯のための日韓国際会議」が開かれた。これはPNND韓国としては初めての主催行事であった。

韓国側からは、PNNDグローバルの共同代表を務めるイ・ミギョン民主党事務総長を含め、4党（ハンナラ党、民主党、民主労働党、進歩新党）から9名の国会議員が出席した。保守系与党・ハンナラ党が参加したことは、日本で新たに民主党中心の政権が登場したことへの期待感の大きさをうかがわせた。会議終了後、日本側参加者は数名の韓国国会議員を個別訪問し懇談した。面会した一人であるハンナラ党議員は、「核問題は左派系の人が関わるという先入観があったが、オバマの登場、日本での民主党政権の登場で、今は状況が違ってきている。強くあたるだけでは、北朝鮮は核兵器は手放さないだろう。人道支援も含め、柔軟に対応すべきだということを機会あるごとに伝えている」と語った。

この成果にたって、2010年2月末には韓国の議員・NGO代表団が来日し、市民も交えて意見交換の場を持つことが確認された。

E5. ピースデポ
「北東アジアNWFZ」モデル条約案を改訂

非核兵器地帯

ピースデポと平和ネットワーク(韓国)が、「モデル東北アジア非核兵器地帯(NWFZ)条約」の<草案3>を日韓共同で初めて公表したのは、04年4月28日、NPT再検討会議準備委員会が開かれているニューヨークでのNGOワークショップの席上であった※。3つの地帯内国家(北朝鮮、韓国、日本)が非核国となることを約束し、3つの近隣核兵器国(中国、ロシア、米国)が、それらに拘束力のある「消極的安全保証」(NSA)※を提供するという基本構造(3+3構想)を持つものである。04年7月4日には、ニューヨークでの議論を踏まえて<草案4>が作られた。

※本イアブック2004年版「特別記事1」。

※用語の説明(217ページ)。

※資料3−15(298ページ)に条文と注解。草案4まで使われていた「東北アジア」を本草稿からは「北東アジア」に表記を改めた。これは英語表記" Northeast Asia"と整合させるためである。

※資料1−10(234)ページ。

08年12月13日、ピースデポは「モデル条約案」を4年ぶりに改訂した<草案5>※を発表した。検討は、梅林特別顧問を中心に行われた。これは、「6か国協議」においてそれまでに達成された、05年9月19日の「9.19共同声明」※に代表される進展を踏まえた論理的な「叩き台」である。同草稿発表後、北朝鮮による「衛星発射」※、2回目の核実験※などによって6か国協議の行方は混沌としたものとなっている※。したがって、今後の事態の推移を受けた検討の結果、新たな改訂が必要となる可能性がある。<草案5>における主要な改訂の内容と理由は以下のとおりである※。

※キーワードB2(66ページ)。
※キーワードB4(70ページ)。
※キーワードB3(68ページ)。

※「核兵器・核実験モニター」第318号(08年12月15日)に詳説。

◆前文に「9.19共同声明」を明記

9.19声明が、朝鮮半島の非核化のみならず「北東アジア地域の安全保障面の協力を促進する」と合意したことを、北東アジア非核兵器地帯条約に合意する理由の一つとして前文に明記する。

◆NSAを通常兵器に拡大

9.19声明において、米国は北朝鮮に対して「核兵器または通常兵器による攻撃または侵略を行う意図を持っていない」として、単に核攻撃をしないというのみならず、通常兵器による攻撃の意図も否定した。これを受け、近隣核兵器国の義務としてのNSAの義務を、核攻撃に限定しないで通常兵器まで含むNSAに拡大する。この拡大が核兵器国にだけ適用される理由を明確にするため、「核兵器を用いるか通常兵器を用いるかを問わず、核兵器を保有する国からの武力攻撃の脅威が、核兵器の拡散の誘引となりうる」という認識を前文に明記する。

◆核兵器搭載艦船・航空機の寄港・領域通過の禁止を明記する。

6か国協議における検証問題の議論において、北朝鮮が韓国に寄港する米艦船・航空機の非核検証を求め始める可能性がある。これは、正当な要求である。そうなれば、特定の場所、時間における核兵器の存在を「肯定も否定もしない(NCND)」という米国の政策に何らかの修正が加えられなければならない。これは、世界中で実現できなかった新しい機会が生まれる可能性を示している。

草案4においては、日本がこれまでとってきた立場を条文化し、核搭載艦船・航空機の寄港・領域通過に関する事前協議があった場合の諾否は個々の地帯内国家に委ねていた。これに対して<草案5>では次善の策として従来の方式を維持する選択肢を残す注記を加えつつ、領域通過の一律禁止の形に改訂した。

◆近隣核兵器国の核兵器廃絶への努力義務を明記する。

核兵器廃絶への世界的うねりが勢いを増しているなかで、核兵器国に対して、核兵器全廃への交渉の加速を義務づける。ただし、その義務づけが北東アジア非核兵器地帯設立へのハードルにならないよう表現に配慮する。

08年8月には民主党有志による「モデル条約案」※が発表された。今後、様々な立場からの多様な試みが蓄積され、より良い構想に向けた議論が深まってゆくことが期待される。

※資料3−14(293ページ)。

E6. 原爆症集団訴訟、一つの区切り
——まだ多くの課題も

09年8月6日、麻生首相(当時)と日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)※は、「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」(以下「確認書」)を交わした。これをもって、原爆症※認定集団訴訟に一つの区切りがつけられた。03年4月に札幌、名古屋、長崎で始まった集団訴訟は、09年末までに、東京と大阪の高等裁判所でそれぞれ2つ、仙台と福岡の高裁でそれぞれ1つを含む21(09年12月末現在)の裁判所で判決が下されたが、いずれも被爆者側の勝訴であった。提訴者約300名の平均年齢は79歳、約70名の原告が解決を見ることなく亡くなった。

8月6日の「確認書」には、次の5点が盛り込まれた。①一審で勝訴した原告の判決を確定させる、②一審係争中の原告については一審判決を待つ、③議員立法で基金を設け、様々な健康被害など、原告が被った諸問題を解決するために活用する(実質的には敗訴した原告への支給という内容になる)※、④厚生労働大臣と日本被団協らによる定期協議の場を設ける※、⑤原告団は集団訴訟を終結させる。

こうして集団訴訟は「一括解決」された形になったが、もちろんすべての問題が解決したわけではない。約8千人の原爆症認定申請者の審査が滞留している問題、原爆被害の実態にそった認定制度の改訂などが引き続き課題として残っている。

原爆症認定訴訟は、個々の原告の救済にとどまらず、病気に苦しむ被爆者全員の救済と、日本政府の原爆症認定行政の抜本的改善を求めるものであった。一連の裁判を通じて、

※HP:www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/

※厚生労働省によって原爆症と認定されると、被爆に起因し、現に治療の必要性があると認定された疾病に関してのみ無料で医療を受けたり、医療特別手当などを受けたりすることができる。03年の提訴当時、この制度の下で原爆症と認定されている被爆者は2200名余(27万人の被爆者健康手帳保有者の0.8%程度)。

※09年12月1日、「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」が成立した。

※2010年1月14日、厚生労働省大臣と日本被団協、原告団、弁護団との第1回定期協議が開催された。

厚生労働省の「審査の方針」とりわけ、「原因確率」に基づく原爆症認定基準※が、被害の実態や被爆者救済の精神に合致しないものであることが繰り返し示された。

相次ぐ敗訴を受け、08年3月17日、厚生労働省は「新しい審査の方針」※を決定、4月からそれに基づく審査を開始した※。「原因確率」は廃止され、①被爆地が爆心地より約3.5km以内であるもの、②原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市したもの、③原爆投下より約100時間経過後から2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間以上滞在したもの、は基本的に疾病が放射線に起因すると「積極的に認定」するとした。これにより認定対象は拡大したが、過去の裁判で判断が確立している疾病(甲状腺機能低下症や肝機能障害など)が対象外になっているなど、問題も多く指摘された。

08年4月以降の判決では、「積極的認定」範囲外の疾病についても原爆症が次々と認定された。これを受け、09年6月22日、厚生労働省の被爆者医療分科会※は、放射線に「起因する」甲状腺機能低下症と肝機能障害を「積極的認定」の対象とすることとした。この新基準は同年7月から適用された。

一方、朝鮮半島、北米、南米など世界各地に暮らす在外被爆者※問題も一定の前進をみせた。08年8月8日、厚生労働省は国家賠償請求訴訟を起こし、裁判所が事実認定することを条件に、在外被爆者に慰謝料と裁判費用に相当する一律120万円を支払う方針を決定した。決定は07年11月の「三菱広島・元徴用工被爆者訴訟」最高裁判決を受けたものである。これは、在外被爆者を被爆者援護法の対象ではないとした国の通達(402号通達)で被爆者の権利を剥奪してきたとして、初めて国家賠償請求を認容した初の最高裁判決であった。これを受け、各地で集団訴訟が続いている。また、08年12月15日、被爆者援護法が改正され、海外からの被爆者健康手帳申請が可能となった※。

※01年5月に厚生労働省が定めた内規。86年に定められた「DS86」と呼ばれる方法で推定された被曝線量と、疾病別、年齢別、性別に作成された「原因確率」(ある疾病に対する集団的な放射線の影響率)を加味して認定の指標にするというもの。

※www.mhlw.go.jp/shingi/2008/02/dl/s0225-5a.pdf

※詳しい経緯は、本イアブック08年版・キーワードE7(174ページ)参照。

※正式名は「疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会」。

※1万人以上の朝鮮民族など。このほかに戦後海外に移住した日本被爆者が2千人以上いる。09年3月末時点における被爆者健康手帳の所持者は、35か国に計約4300人。内訳は韓国約2910人、米国約970人、ブラジル約160人など。

※2010年3月12日、政府は援護法の改正案を閣議決定した。これにより、4月1日からは、原爆症認定についても、海外からの申請が可能となった。

E7. ICNND報告書に市民の声を
—NGO連絡会の活躍

核軍縮日豪委員会

09年1月25日、「核軍縮・不拡散に関する国際委員会(ICNND)※日本NGO市民連絡会」(以下、「連絡会」)が東京で発足した※。その前年8月に日豪政府のイニシアティブで動き出したICNNDに対し、核兵器「ゼロ」への明確な道筋を示した力強い報告書を作成するよう、市民社会から働きかけることを目的としたNGOと市民のネットワークである。核問題に関心を持つ日本国内の16団体に加え、多くの関心ある市民が個人で参加した。

4回の本会合(シドニー、ワシントン、モスクワ、広島)ならびに4回の地域会合というICNND本体の動きに応じて、連絡会はさまざまな活動を展開した。日豪に一名ずつおかれたICNNDの「NGOアドバイザー」※をはじめ、国内外のNGO・専門家らとの緊密な連携が図られた。

連絡会の活動の特徴の一つは、ICNND共同議長(川口順子元外相、ギャレス・エバンス元豪外相)との意見交換を重視したことである。核問題に関する政府主導の有識者委員会に日本の市民社会が関与した例としては、「東京フォーラム」※に対して、広島、長崎、首都圏のNGOが共同して一連の集会や申し入れをして取り組んだ例がある※。この経験を基礎にして、NGO連絡会が形成されたが、NGO・市民と委員会関係者の会合がなかば定例化されたのは今回が初めてである。

NGOと川口共同議長との意見交換会は、連絡会準備段階の08年12月24日から、最終報告書の提出当日の09年12月15日まで、計4回にわたって行われた。第4回にはエバンス共同議長も出席した※。また、ICNND委員※との対話の場としては、

※キーワードA8(58ページ)。

※共同代表:田中熙巳(日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協))、朝長万左男(発足当初の土山秀夫より交代)(核兵器廃絶ナガサキ市民会議)、内藤雅義(日本反核法律家協会)、森瀧春子(核兵器廃絶をめざすヒロシマの会(HANWA))。公式ブログ:http://icnndngojapan.wordpress.com/。事務局:NPO法人ピースデポ(担当責任者:田巻一彦、中村桂子)。

※日:川崎哲(ピースボート)、豪:ティルマン・ラフ(核兵器廃絶国際キャンペーン・ICAN)。

※98年8月、印パによる核実験実施を契機に、日本政府のイニシアティブで立ち上げられた。

※本イアブック1999年版、2000年版に詳しい。

※意見交換の概要や参加者リストは外務省HPに掲載。

※ICNNDには15か国15人の委員が参加している。

10月17日に「ICNNDと市民社会の対話」が広島会合の公式プログラムの一環として開催された。09年5月27日には、連絡会主催でエバンス共同議長を招いての意見交換の場も持たれた。

連絡会からICNNDへの働きかけは、ワシントン会合とモスクワ会合に先立って共同議長、委員、諮問委員に提出した公開書簡という形でも行われた※。これら書簡の作成に向けては、「核の傘と核兵器の役割の低下」「核兵器禁止条約」「原子力の民生利用」といった主要な政策課題ごとに連続公開セミナーが開催された※。

また、ICNND関係者に被爆の実相を伝える上でも連絡会は大きな役割を担った。2月のワシントン会合では「被爆者セッション」の開催が決定されたものの、被爆者の派遣に外務省の予算措置はされなかった。これを受けて、連絡会は緊急の募金活動に取り組んだ。全国からの募金が集まり、3名の被爆者の渡米を支援することができた。

ICNNDへの関与に留まらず、「核兵器のない世界」に向けた気運と関心の高まりを活かした市民社会への情報提供と世論喚起も連絡会の重要な活動の柱であった。衆議院選挙に向けて各政党の核政策に関する「『核の傘』に関する政策アンケート」もそうした取り組みの一つである。また、最終報告が取りまとめられた広島会合(10月17日～20日)の機会を捉え、連絡会は、全国のNGO・市民に広島への結集を呼びかけ、国際シンポジウム※や原爆ドーム前でのキャンドル・メッセージ※といった一連の行動を実施した。これらの運営にあたっては地元広島のNGO・市民で構成する実行委員会が活躍した。さらに、年間の活動を通じ、共同議長との意見交換や書簡提出など機会毎にメディアへのリリースや記者会見を行うとともに、活動の詳細な報告をブログやMLを通じて継続的に紹介した。

12月15日にICNND最終報告が出され、連絡会はその役目をいったん終えた※。

※ワシントン会合直前の09年2月6日とモスクワ会合直前の6月15日にそれぞれ「日本市民からの期待と要望」と題する公開書簡を提出。

※3回の公開セミナーのテーマは、「核の傘　脱却への筋道」(3月17日)、「核兵器の非合法化と核兵器条約」(5月19日)、「原子力の民生利用と核兵器」(7月7日)。

※国際市民シンポジウム(「核兵器のない世界へ―― 今こそ飛躍を! ～ヒロシマから、2010年ニューヨークへ～」)が10月18日に広島市内で開催された。主催は連絡会と同広島実行委員会。

※巻頭グラビア参照。

※連絡会は10年3月15日をもって解散した。公式ブログには引き続き関連テーマでの情報を掲載している。

E8.「9条世界会議」に3万人が参加

08年5月4〜6日、「9条世界会議」が千葉、仙台、大阪、広島で開催された。戦争放棄と軍隊の不保持を定めた日本国憲法9条を現代の世界にいかそうと、ノーベル平和賞受賞者をはじめ、世界各地から平和活動者や研究者が集まった。日本国内の憲法擁護の運動団体や個人が実行委員会を形成し、3日間で延べ3万人以上が参加する大規模な会議となった。主会場・幕張メッセでは、数千人が入りきれない事態となった。海外からは41か国・地域から約200人が参加した。「世界は9条を選び始めた」という標語が掲げられた。

幕張での基調講演者の1人、北アイルランドのマイレッド・マグワイア氏(74年ノーベル平和賞受賞)は、30年にわたる北アイルランド紛争の経験をもとに「暴力で紛争は解決しない。対話しか道はない」と語り、日本の9条はそのモデルになると述べた。もう1人の基調講演者は、99年に「世界各国は日本の9条のような戦争放棄を決議すべきである」と宣言したハーグ平和会議の代表、コーラ・ワイス氏であった。ワイス氏は、「戦争のない世界」に向けて手をとりあおうと訴えた。

分科会では、(1)紛争を非暴力で予防し解決する、(2)アジアに平和メカニズムを築く、(3)平和を創るための女性のパワーを強める、(4)環境と平和をつなぎ戦争をつくり出す経済から脱却する、(5)核兵器を廃絶し21世紀を脱・核時代にする、(6)日本社会が平和憲法の価値を再認識し9条改憲論を乗り越える、という6つのシンポジウムが開かれた。

このほか、紛争予防のNGOネットワーク「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ(GPPAC)」によるアジア太平洋フォーラムや、国際法律家によるパネル討論も開かれた。経済のグローバル化と軍事化の関係をめぐる討論や、良心的兵役拒否と軍隊をなくす運動の経験交流もおこなわれた。

「9ALIVE」と題する音楽ライブには、UA、加藤登紀子、原田真二、FUNKISTといった著名アーティストが参加した。数十の自主企画や100を超えるブース出展など、幅広い世代と関心が集う熱気溢れる平和の祭典となった。

会議は、日本の9条を国際平和メカニズムとして活用することを呼びかける「9条世界宣言」を発表した。また、NPT再検討会議準備委員会に対して、ヒロシマ・ナガサキの経験が9条の原点と指摘しつつ「核に依存しない安全保障」と「核兵器廃絶条約」を求める声明を発した。あわせて、G8北海道洞爺湖サミットに対し、世界の軍事費の7割を占める主要8か国の軍縮義務を強調する声明を出した。ピースデポの中村桂子事務局長が司会をつとめたシンポジウム「核時代と9条」では、アボリション2000年次総会からの連帯メッセージが紹介された。

9条世界会議の構想は、05年のGPPAC国連会議において、日本の9条が「アジア太平洋の集団安全保障の土台」と評価されたことを機に始まった「グローバル9条キャンペーン」※から生まれた。同キャンペーンはピースボートを中心に継続されている。

※www.article-9.org

09年7月には、コスタリカ・プンタレナス港のピースボート船上で「平和憲法をいかして地球の軍縮をすすめよう！憲法9条&12条会議」が開催された。会議は、軍事費を最小化すると定めた国連憲章26条※をいかし、平和憲法を支持する国連決議の採択を求めた。

※キーワードB8(82ページ)。

なお、会議の記録は、9条世界会議日本実行委員会編『9条世界会議の記録』(大月書店、2008年)として出版されている。

E9.「普天間」は県外、国外へ
―宜野湾市の奮闘で新局面

沖縄県宜野湾市の米海兵隊普天間飛行場を代替施設の提供を条件として返還するとの96年「SACO合意」※から13年余りが経過した。06年5月1日「再編実施のための日米ロードマップ」※によって普天間返還は再度合意されたが、代替施設の提供という条件は変わらなかった。以来、普天間返還は進展していない。その最大の原因は代替施設を県内に建設するという前政権の方針が県民・市民の強い反発にあってきたことにある。代替施設の建設場所は、96年の辺野古沖海上基地から06年のキャンプシュワブ沿岸部へと変遷したが、その事情は基本的に変わっていない。

※「SACO(沖縄に関する特別行動委員会)最終報告(96年12月2日)」。www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/saco.html

※データシート8(136ページ)に図説。

このような中、宜野湾市は09年2月12日、「第三次普天間飛行場返還アクションプログラム(AP)」※を発表した。宜野湾市は、普天間早期返還のため、米本土・ハワイ・グアム等への分散移転を一貫して要求してきた経緯を再確認した上で、第2次APまでの取り組み(～08年末)によって浮き彫りになった基地運用上の主な問題点を次のとおり要約した。①米軍は、米国内法で義務付けている滑走路前後のクリアゾーン(離発着の安全確保エリア)規定を順守していない。②所属機が機体の限界を超えて老朽化している。③墜落事故率の高い「MV22オスプレイ」の配備が計画されている。④07年日米合意の飛行ルート(場周経路)から逸脱した住宅地上空での飛行が繰り返されている。さらに宜野湾市は「ロードマップ」の言う「2014年までの代替施設建設後の返還」では、「SACO合意から18年以上もその危険性を放置」されることになると政府を批判した。

※www.city.ginowan.okinawajp/2556/2581/2582/2613/36675.html 04年4月に第一次(「08年までの返還」)、06年3月に第二次(「08年返還までの新たな取り組みの実施」)を策定。

09年2月14日には、県内の大学研究者、ジャーナリストら14名がオバマ政権になって新しく就任したクリントン米国務長官に宛てた手紙を送った。手紙は沖縄基地の現状を「沖縄の人々から『人間の尊厳』を奪っている」として、「ロードマップ」のいう「パッケージ合意」※の撤回と、普天間の即時返還を要求した※。

しかし、2月17日に締結された海兵隊グアム移転のための「日米協定」は、「パッケージ論」を再確認するのみならず、その順守を条約上の義務とするに等しい内容であった※。

宜野湾市はもとより、政府の方針を容認してきた沖縄県や代替施設建設候補地に名指された名護市などの自治体にとって、09年9月の民主党を中心とする3党連立政権の誕生は朗報であった※。9月9日の「三党連立政権合意書」※には「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」との一節が盛り込まれていた。これは普天間「県外・国外移設」に再び光が当てられる好機であった。12月28日には与党3党による「沖縄基地問題検討委員会」の初会合が開かれ、県外を含む移設先検討の本格作業が開始された。

この新しい局面を受けて、宜野湾市と伊波洋一市長は果敢な行動を開始した。市は米軍の公開資料を分析した結果、米軍が検討しているグアムの基地増強計画は日本政府が説明してきたような「司令部機能中心」ではなく、普天間のヘリ部隊のすべてを受け入れ可能な規模のものであると指摘※し、「グアム移転の可能性」を真剣に検証するよう政府、与党への働きかけを強めた。この主張に対しては「非現実的」との異論が存在するのは確かである。しかし、宜野湾市の行動は、沖縄県民と自治体を間違いなく強く勇気付けるものであった。

条件付きでキャンプ・シュワブ沿岸への代替施設建設を容認してきた仲井真知事も「最も望ましいのは県外」と発言するようになった※。名護市長選(10年1月24日)では、初の代替施設反対を掲げる稲嶺進市政が誕生した。

※次の3つの事案を「統一的なパッケージ」であるとする考え方。①辺野古沿岸部におけるV字型滑走路を持つ普天間代替施設の建設、②日本の費用負担による海兵隊のグアム移転、③キャンプ桑江など嘉手納以南6施設の返還・統合。

※代表:宮里政玄(沖縄対外問題研究会代表)。新崎盛暉(沖縄大学名誉教授)我部政明(琉球大学教授)らが署名。「核兵器・核実験モニター」第323・4号(09年3月15日発行)に全文。

※キーワードD7(134ページ)。

※民主党は総選挙のマニフェストで「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」とし、鳩山首相は選挙期間中、「最低でも県外、または国外へ移設する」と繰り返し発言した。

※www.dpj.or.jp/news/files/20090909goui.pdf

※「普天間基地のグアム移転の可能性について」市長説明資料。09年12月11日最終改訂。

※「琉球新報」10年1月22日。

E10. 沖縄米軍、基地情報公開を拒否 ―日本政府が要請か

09年3月、米軍は沖縄・北部訓練場のヘリパッド移設問題に関連して、NGO「さい塾」※による情報公開請求に対して「全面拒否」を回答した。「さい塾」は、6月17日、問題点を明らかにするため、沖縄で記者会見を行った。

※「情報公開を基礎としてグローバルな平和と公正を追求する」ことを目的に08年6月に発足した。主宰：梅林宏道。www.saijuku.jp/

「さい塾」が08年8月に公開請求したのは次の二つの文書である。

①北部訓練場の6か所のヘリコプター離着陸帯建設予定地の選定過程および選定理由を示す文書。

②北部訓練場に新しく建設されるヘリコプター離着陸帯の建設・移設工事、および完成後のヘリコプター運用に対する環境影響アセスメント文書。

1996年のSACO合意※で北部訓練場の過半の返還の条件として合意された沖縄県東村高江区への海兵隊ヘリパッド（ヘリ着陸帯）の移設は、住民の激しい抵抗にあってきた。訓練場内にある22箇所のヘリパッドのうち、返還地域にある7箇所のヘリパッドの代替措置として、残余地域に6箇所のヘリパッドを建設するというのが最終的な日米合意であった。

※96年12月に発表された「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」最終報告書で示された機知の整理、統合、縮小計画。

07年7月3日、那覇防衛施設局※は建設工事に着工した。住民側は「ヘリパッドいらない住民の会」※を中心に着工以来、北部訓練場ゲート前で24時間体制での座り込みを行い、そのため建設は進んでいない。

※07年9月1日に「沖縄防衛局」に改組。

※takae.ti-da.net/

08年12月、沖縄防衛局は、那覇地裁に、住民の会のメンバーに対する通行妨害禁止仮処分を申し立てた。しかし、09年12月11日、那覇地方裁判所は申立の大部分を却下する一方、住民2名に対し妨害の禁止を命じる仮処分の決定を下した。

ヘリパッド移設の問題の一つは、住民側に情報が十分に明らかにされないまま工事を進めようとしてきた点である。住民の生活や自然環境に重大な影響をもたらす移設計画であるにもかかわらず、建設予定地の選定理由や経緯が明らかにされていない。米海兵隊は垂直離着陸機MV22「オスプレイ」の沖縄県内の基地への配備を検討しており、住民側は高江に新設されるヘリパッドにもオスプレイが配備されるのではないかと危惧している。以上が「さい塾」が情報公開請求を行った動機であった。

公開全面拒否にあたって米軍が掲げた法的根拠は米情報公開法の除外規定(b)3項（他の法律によって開示が免除されている場合）であった。その際の法律として適用されたのが、合衆国法典第10編第130c条であった。この法律によれば、一定の条件（かなり厳しい条件である）が満たされれば、「外国政府や国際組織の一定の機微な情報」が不開示の対象となる。

米軍は、非公開決定に先立つ「さい塾」とのやりとりの中で、「日本政府の事前許可なしには請求された文書の公開ができない」としていた。こうしたことから、「日本政府の機微の情報を含んでいる」ことが拒否理由となったことは明白であった。公開の是非を問うた米軍に対し日本政府が不開示を要請した結果、公開の全面拒否に至ったものと思われる。このような経緯が明らかになった上で米軍が情報の全面不開示に至った例は、さい塾、ピースデポを通して行われてきた情報公開活動において初めてのことであった。

日本政府との相談の結果とはいえ、異議申し立ての具体的理由すら組み立てることができないような形での公開拒否は不当であると、09年5月に米海軍省法務長官に異議申し立てが行われた。その結果、09年7月、海軍法務長官が異議申し立ての正当性を認め、沖縄米海兵隊は情報公開の検討を最初からやり直すことを命じられた。

2010年に入って、その回答待ちの状態が続いている。

E11. 騒音訴訟の全国連携、始まる

08年9月6日、神奈川県大和市で「全国基地爆音訴訟原告団交流集会」が開催され、日本全国の原告団等が一堂に会する初めての機会が実現した。参加団体は、「第4次厚木爆音訴訟原告団」「新嘉手納基地爆音訴訟原告団」「普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟原告団」「小松基地爆音訴訟連絡会」「横田基地飛行差し止め訴訟原告団」「岩国基地爆音訴訟準備会」「横田基地等の公害対策を進める準備会」の7団体である。

この交流集会は、各地で爆音被害が引き続き生じている状況、各地の訴訟で損害賠償が認められ「爆音は違法」と判決されているにもかかわらず日本政府が「違法」状態を解消しようとしない状況、宜野湾市をはじめとして訴訟に協力する地方自治体が出てきたという状況、在日米軍再編※の下、爆音の分散・たらい回しが日本政府によって画策されている状況を考慮して、それらを乗り越えていくためには、これまでのように各団体が基本的に個々で運動を進めていくのではなく、全国で連帯した闘争を進める必要があるとの認識から実施されることとなった。

※データシート8(136ページ)に図説。

交流集会に先立って行われた全体会議では「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」(藤田栄治代表、厚木原告団長)の結成が承認された。結成総会は同年12月7日に同じく大和市で開催され、翌8日には防衛省や外務省への要請行動が行われた。また、政権交代後の09年12月21日から22日にかけて、国会議員、内閣官房、外務省、防衛省、環境省に対する要請行動に取り組むなど、「連絡会議」を軸とする連携が強まっている。

(各訴訟の動きは右ページ囲み参照)

<各地の爆音訴訟(08年1月~09年12月)>

普天間基地爆音訴訟 08年6月26日に地裁判決。爆音による生活妨害や睡眠妨害に伴う精神的被害が認められ、原告396人に対し国に約1億4600万円の損害賠償が命じられた。しかし、差し止め請求、国による騒音測定義務、低周波音被害については認められなかった。住民と国の双方が控訴し、控訴審は2010年1月28日に結審した。判決は10年7月29日の予定。

新嘉手納爆音訴訟 09年2月27日の高裁判決で、原告のうち5519人に対し国に約56億2692万円の損害賠償が命じられた。これは爆音訴訟としては過去最高額となる。地裁判決ではうるささ指数(W値)*85以上の地域についてしか精神的被害を認定していなかったが、本判決では受忍限度を超えているとして被害認定の範囲をうるささ指数75以上の地域にまで広げた。しかし、差し止め請求、難聴等の健康被害と爆音との因果関係については認めなかった。一部原告は訴訟差し止めを求めて上告した。訓練移転後も騒音は激化している。

横田基地飛行差し止め訴訟 08年7月17日の高裁判決で、原告のうち210人に対し国に約1億9500万円の賠償命令が出された。差し止めが認められない点も含め、地裁判決と同様の判決内容であったが、新たな騒音コンター*が被害認定に使用されたため、損害賠償を認められた原告数が減少した。一方、国が主張した「危険への接近」*論は完全に排斥された。09年4月10日の最高裁判決も差し止めを認めなかった。

岩国爆音訴訟 09年3月23日、初の爆音訴訟が提訴された*。

第4次厚木爆音訴訟 07年12月17日に提訴された第4次訴訟で、08年4月21日に924人の追加提訴があり、総計で約7000人の規模となった。

小松基地(航空自衛隊)第5次訴訟 08年12月24日に提訴。原告は小松市等3市の2121人である。自衛隊機・米軍機の夜間・早朝の飛行差し止めと過去分・将来分の損害賠償とを請求している。

※WECPNL(加重等価継続感覚騒音レベル)。音響の強度、頻度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量を総合的に評価する指標。

※音源から離れるにしたがい騒音が低下してゆくことを示す等高線のようなもの。

※「騒音の存在を知りながら、そこに移住したのだから損害賠償の対象にはならない」という主張。

※キーワードE12(168ページ)。

E12. 岩国で初の爆音訴訟提訴 ―艦載機などの移駐も争点

09年3月23日、山口県岩国市民476名が原告となり、国を相手取った「岩国爆音訴訟(飛行差止・損害賠償等請求事件)」が山口地裁岩国支部に提訴された。岩国に米軍基地ができて以来、初の爆音訴訟である。これで三沢を除くすべての在日米軍の航空基地が爆音訴訟の対象になった。

訴訟の母体となったのは、08年11月28日に結成された「岩国爆音訴訟の会」※である。同会は、各地の爆音訴訟で、「うるささ指数」(W値)※75以上では損害賠償が認められる判例が定着していることに着目し※、同年8月頃より岩国市が認定しているW値75以上の騒音が激しい地区で説明会を開き、原告の掘り起こし、募集を続けてきた。従来の判例が適用されれば原告全員の損害賠償請求が認められる可能性が高い。

訴状は、以下に示す騒音被害の解消、及び航空機の飛行差し止めを求めている。

＊毎日午後8時から翌日午前8時までの間、一切の航空機の離発着の差し止め。

＊毎日午前8時から午後8時までの間、原告らの住居地に60デシベルを超える一切の航空機騒音を到達させることの禁止。

＊原告らの住居地上空における航空機による旋回、急上昇、急降下の訓練の禁止。

＊横須賀基地を母港とする航空母艦に配備されている艦載機及び普天間基地に配備されている空中給油機の一切の離発着禁止。

※共同代表:津田利明、田村順玄
〒740-0017山口県岩国市今津町1丁目16-27

※WECPNL(加重等価継続感覚騒音レベル)。音響の強度、頻度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量を総合的に評価する指標。

※キーワードE11(166ページ)。

この請求内容、とりわけ最後の項目から、現地のメディアは「米軍再編※の是非を問う裁判は全国で初めて」※と報じた。実際、この裁判は、米軍再編と大きく関わっている。08年2月の岩国市長選で、米軍再編に賛成の福田良彦氏が僅差で反対派の井原前市長を破って当選した。しかし、新市長は、市民の世論を意識してすぐに米軍再編に「賛成」とは言えない状態が続いた。議会でも「再編の影響と負担に対する住民の不安はいまだ解消されたとは決して言えず、(中略)市民の立場に立って、(中略)騒音や治安の問題への適切な措置を担保するなど、実効ある安心・安全対策を確保するという現実的な取り組みが必要である」と発言した※。この膠着状況の中で提起された今回の訴訟は、少なからぬ市民が、基地の爆音に我慢できないと思っていることを示した。

岩国における騒音被害は、市民からの苦情も多く、これまでも日常的に起こってきたことである。今回初めて訴訟に踏み切ることになった要因には、滑走路沖合移設事業※の進行と、同工事の完成間際になって米軍再編の中で明らかとなった空母艦載機の移駐計画がある。埋め立てが終わりかかった05年10月、日米政府は、米軍再編の一環として空母艦載機の岩国への移駐計画に合意した。06年3月12日の住民投票における圧倒的多数の反対票にもかかわらず、5月1日、最終合意に変更はなく、厚木から空母艦載機59機、普天間から空中給油機12機の移駐を決めた。せめて騒音の軽減をと求めた市民の想いは、踏みにじられた。これに対する怒りが、初の爆音訴訟へとつながったのである。

各地の爆音訴訟では、飛行差し止め請求はいずれも退けられている。条約上、日本には米軍の活動を規制する権限がないというのがその理由である。司法が、生活権や人権侵害に苦しむ市民の訴えを直視し、市民が平穏で人間らしい生活を維持するための司法判断をするよう、原告は求めている。これは、軍事優先の国策に対し、民主主義、地方自治を復権させようという試みでもある。

※データシート8(136ページ)に図説。

※「山口新聞」09年2月24日。

※09年3月11日定例会。
www.kaigiroku.net/kensaku/iwakuni/iwakuni.html

※岩国基地の東側海面を埋立て、現在の滑走路を約1km沖合に移設するもの。埋め立て面積約213ヘクタール、事業期間は96年～08年。

10. 民間港への米軍艦入港状況

08年1月～09年12月（民間チャーター船含む）

海上保安庁調べ

08年1月～12月

寄港地（港名）	艦船名	入港月日	出港月日
小樽	ブルーリッジ	2月7日	2月11日
釧路	ウェストパックエキスプレス	2月20日	2月20日
釧路	ウェストパックエキスプレス	3月9日	3月18日
石狩	ジョン・S・マッケイン※	2月6日	2月10日
八戸	サルボア	1月11日	1月16日
八戸	トランスパシフィック	4月12日	4月13日
八戸	トランスパシフィック	6月1日	6月2日
八戸	トランスパシフィック	12月8日	12月9日
東京	エセックス	8月27日	8月30日
東京	ブルーリッジ	12月6日	12月8日
下田	ステザム※	5月15日	5月19日
清水	ブルーリッジ	5月30日	6月1日
名古屋	シャイロー※	8月25日	8月28日
大阪	チャフイー	4月12日	4月16日
大阪	ラッセン※	11月21日	11月21日
徳島	レーベン・ジェームズ	5月21日	5月26日
和歌山	カウペンス※	9月26日	9月30日
宿毛	オケーン	5月21日	5月26日
呉	ガーディアン	2月13日	2月15日
呉	ステザム※	6月27日	7月1日
呉	シャイロー※	6月27日	7月2日
広	ポメロイ	1月18日	2月19日
広	ポメロイ	10月20日	11月1日
下関	サッチ	7月14日	7月18日
福岡	プリンストン※	2月11日	2月15日
福岡	グリッドレイ	7月28日	8月1日
福岡	カーチスウィルバー※	11月6日	11月9日
長崎	ラッセン※	2月15日	2月19日
舞鶴	ラッセン※	7月11日	7月14日
新潟	マッキャンベル※	7月11日	7月14日
鹿児島	マッキャンベル※	2月13日	2月17日
宮崎	ガーディアン	7月18日	7月22日
		延べ寄港回数	32回

※イージス艦（13回）

09年1月～12月

寄港地（港名）	艦船名	入港月日	出港月日
小樽	フィッツジェラルド※	2月5日	2月9日
函館	パトリオット	10月30日	11月2日
八戸	ウェストパックエキスプレス	1月7日	1月7日
八戸	ウェストパックエキスプレス	1月26日	1月26日
八戸	トランスパシフィック	6月4日	6月4日
八戸	トランスパシフィック	6月30日	6月30日
八戸	トランスパシフィック	9月26日	9月26日
八戸	トランスパシフィック	11月13日	11月14日
青森	ステザム※	3月23日	3月26日
酒田	カーチスウィルバー※	8月7日	8月10日
秋田	カーチスウィルバー※	8月27日	8月31日
横浜	ジョン・S・マッケイン※	7月21日	7月22日
東京	デンバー	8月27日	8月30日
下田	マッキャンベル※	5月15日	5月18日
名古屋	チョーシン	8月24日	8月28日
舞鶴	カーチスウィルバー※	9月14日	9月18日
大阪	ジョン・S・マッケイン※	4月23日	4月28日
高松	レンツ	8月25日	8月28日
呉	シャイロー※	7月2日	7月6日
広	MVMAJ ベルナードＦフィッシャー	5月25日	6月3日
広	MVMAJ ベルナードＦフィッシャー	6月22日	6月28日
佐伯	ガーディアン	3月4日	3月7日
下関	ラッセン※	9月14日	9月18日
博多	プレブル	2月27日	3月3日
博多	ピンクニー	8月26日	8月30日
長崎	ブルーリッジ	2月5日	2月9日
鹿児島	アンティータム※	2月27日	3月3日
屋久島	デフェンダー	10月18日	10月21日
石垣	ガーディアン	4月3日	4月5日
石垣	パトリオット	4月3日	4月5日
		延べ寄港回数	30回

※イージス艦（11回）

データシート

11. 米軍機・艦船による事故

08年1月～09年12月

防衛省まとめ

●米軍機による事故

（1）予防着陸（不時着）等

月　日	発生場所	概　要
08年1月14日	岡山空港	米軍機（C－12）1機が燃料漏れのため着陸
08年2月27日	屋久島空港	米軍ヘリ（CH－53）1機が油圧計トラブルから僚機とともに計2機が予防着陸
08年3月5日	横浜海上防災基地ヘリポート（第三管区海上保安本部管理）	米軍ヘリ（SH－60B）1機が着陸場所を間違え、横浜海上防災基地内ヘリポートに誤着陸
08年3月20日	沖縄県名護市安部オール島（無人島）	米軍ヘリ1機が安部オール島（無人島）に誤着陸
08年6月11日	神奈川県相模原市（相模川河川敷）	米軍ヘリ（UH－1N）1機が、エンジン不調の可能性を示す警告灯が点灯したため予防着陸
08年6月26日	那覇空港	米軍ヘリ（KC－10）1機が天候不良のため、那覇空港に着陸
08年7月10日	函館空港	米軍ヘリ（CH－47）4機が天候不良及び燃料不足のため予防着陸
08年9月2日	伊丹空港	米軍ヘリ（CH－46）1機が天候不良及び燃料不足のため予防着陸
08年12月1日	静岡県富士市（富士川河口の富士川緑地公園付近）	米軍ヘリ（UH－60）1機が、エンジン不調の可能性を示す警告灯が点灯したため僚機1機とともに予防着陸
09年2月10日	奄美空港	米軍機（C－2）1機が油圧系統のオイル漏れのため予防着陸
09年3月5日	沖縄県うるま市（勝連浜比嘉のビーチ）	米軍ヘリ（MH－60）2機が天候不良のため予防着陸
09年4月27日	沖縄県渡名喜村のヘリポート	米軍ヘリ（HH－60）1機が燃料系統の不具合のため、僚機1機とともに予防着陸
計		12件

防衛省注）本表は、防衛省が日米地位協定第18条業務の関係において知り得たものであり、米軍の事件・事故すべてについて網羅したものではない。

（2）部品の落下等

月　日	発生場所	概　要
08年4月9日	鳥島射爆撃場付近（島の中央から6.3海里（約12km）、提供水域の端から3.3海里（約6km）のポイント）	米軍機（AV－8）が訓練中に2発の実弾をターゲットから外れて誤投下
08年7月10日	横田基地南約2マイル地点上空	米軍ヘリ（UH－1）から残量が半分ぐらい入っていたペットボトルが落下
09年2月17日	神奈川県綾瀬市吉岡付近	米軍機（FA－18E）から円筒状の帯シールが落下
計		3件

防衛省注）本表は、防衛省が日米地位協定第18条業務の関係において知り得たものであり、米軍の事件・事故すべてについて網羅したものではない。

（3）部品の遺失

月　日	発生場所	概　要
08年7月14日	横田基地から北約100マイル地点を往復の間	米軍機（C－130）が横田基地を離陸後、同基地に帰還したところ、IFFアンテナを遺失
計		1件

防衛省注）本表は、防衛省が日米地位協定第18条業務の関係において知り得たものであり、米軍の事件・事故すべてについて網羅したものではない。

●米軍艦船による事故

月　日	発生場所	概　要
08年3月31日	長崎県佐世保市佐世保港	米軍の巡視艇が、佐世保港湾内に設置された「かに篭」等をスクリューで切断
09年2月15日	神奈川県横須賀市横須賀港	釣りをしていたプレジャーボートと米海軍艦船が接触
09年3月28日	長崎県佐世保市佐世保港外高後埼沖	航行中の漁船と米海軍警備艇が接触
09年12月1日	長崎県佐世保市佐世保港	米軍掃海艦が、岸壁に設置されたガス管を破損
計		4件

防衛省注）本表は、防衛省が日米地位協定第18条業務の関係において知り得たものであり、米軍の事件・事故すべてについて網羅したものではない。

12. 米軍人による刑法犯検挙状況

08年～09年

警察庁刑事局捜査第1課まとめ

		総数	犯罪別の検挙状況（件数）					
			凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
全国総数	2008年	84	11	14	6	20	5	28
	2009年	88	3	24	15	1	1	44
米軍基地等が存在する都県の08年～09年の合計	青森	19	0	0	1	0	1	17
	警視庁	13	0	4	1	0	1	7
	神奈川	19	3	9	1	0	2	4
	静岡	0	0	0	0	0	0	0
	広島	4	0	2	0	0	0	2
	山口	3	0	1	1	0	0	1
	長崎	16	2	5	3	0	1	5
	沖縄	93	9	15	12	21	1	35

警視庁注1）2009年の数値は、2010年2月5日現在の暫定値である。
警視庁注2）上記資料は米軍人の犯罪で、軍属と家族は含まれない。

データシート

13. 自衛隊機、艦船の事故

09年1月～12月(防衛省まとめ)

●自衛隊機による事故、予防着陸(不時着)、部品の脱落等

<陸上自衛隊>

発生年月日	概要
09.3.1	西部方面ヘリコプター隊第3飛行隊(高遊原)所属のCH-47JAが、那覇駐屯地で行われた音楽祭に出席した住民を宮古島へ輸送した後に、那覇空港で実施した点検において、燃料キャップの紛失を確認した。
09.5.21	第1ヘリコプター団第106飛行隊(木更津)所属のCH-47JAが、北方機動訓練終了後、丘珠飛行場から木更津飛行場に帰投した後の点検において、エンジンカバーを留めているピンの脱落を確認した。
09.6.10	第1ヘリコプター団特別輸送ヘリコプター隊(木更津)所属のEC-225LPが、千葉県、埼玉県、神奈川県の上空における夜間飛行訓練終了後の点検において、テールサーボカバーのピンファスナーの脱落を確認した。
09.9.3	川崎重工業(株)において定期修理中のCH-47JAに装着されるべき無線機の送受信機の架台が川崎重工業(株)岐阜工場内で亡失しているのを確認した。

<海上自衛隊>

発生年月日	概要
09.1.20	第211教育航空隊所属のOH-6DAの飛行終了後の点検において、エンジンに取り付けてあった部品の脱落を発見した。
09.1.22	第61航空隊所属のYS-11Mが人員輸送中、航空機トラブルのため、目的飛行場を岩国から厚木に変更し、着陸した。
09.1.27	第61航空隊所属のYS-11Mが人員輸送中、航空機トラブルのため、目的飛行場を硫黄島から厚木に変更し、着陸した。
09.2.3	第61航空隊所属のYS-11Mが人員輸送中、航空機トラブルのため、目的飛行場を硫黄島から厚木に変更し、着陸した。
09.2.4	第61航空隊所属のYS-11Mが人員輸送中、航空機トラブルのため、目的飛行場を下総から八戸に変更し、着陸した。
09.2.5	第211教育航空隊所属のOH-6DAの飛行終了後の点検において、エンジンに取り付けてあった部品の脱落を発見した。
09.2.25	第111航空隊所属のMH-53Eの豊後水道方面への訓練中において、機器トラブルのため、掃海具を切り離した。
09.3.3	第81航空隊所属のEP-3の東シナ海方面への訓練飛行終了後の点検において、機体下部の部品の脱落を発見した。
09.3.4	第5航空隊所属のP-3Cが訓練中、エンジンのオイル系統に金屑の付着を認めたため、目的地を那覇から鹿屋に変更し、着陸した。
09.3.30	第203航空隊所属のP-3Cの千葉県佐倉市方面への訓練飛行中、右翼部の部品の落下を確認した。
09.3.31	第5航空隊所属のP-3Cの人員輸送終了後の点検において、胴体下部の部品の脱落を発見した。
09.5.11	第23航空隊所属のSH-60Jが、定期修理のため小牧へ飛行中、航空機不具合のため、目的飛行場を小牧から舞鶴に変更し、着陸した。
09.5.14	第61航空隊所属のLC-90が定期検査終了後、航空機トラブルのため、目的飛行場を厚木から仙台に変更し、着陸した。
09.5.15	第61航空隊所属のLC-90が定期検査終了後、航空機トラブルのため、目的飛行場を厚木から仙台に変更し、着陸した。
09.5.18	第111航空隊所属のMH-53Eの豊後水道方面への訓練飛行終了後の点検において、前脚の部品の脱落を発見した。
09.6.6	第61航空隊所属のYS-11Mが体験搭乗のため鳥取へ向け飛行中、航空機トラブルのため、目的飛行場を鳥取から厚木に変更し、着陸した。
09.6.11	第202教育航空隊所属のTC-90型練習機が大村へ向け飛行中、久珂上空において左エンジンから燃料漏れを発見、岩国飛行場に着陸した。
09.6.15	第202教育航空隊所属のTC-90型練習機が大村へ向け飛行中、紀伊水道上空において油圧系統の不具合が発生し、徳島飛行場に帰投した。
09.6.18	第71航空隊所属のUS-2の人員輸送中、機首の部品の一部の落下を確認した。
09.6.18	第201教育航空隊所属のT-5の飛行終了後の点検において、右航法灯の部品の脱落を発見した。
09.6.24	第51航空隊所属のSH-60Kが、大島沖で訓練中、薬きょう受けの脱落を発見した。
09.6.29	第61航空隊所属のYS-11Mが人員輸送中、航空機トラブルのため、目的飛行場を徳島から厚木に変更し、着陸した。

09.7.5	第2航空隊所属のP-3Cが八戸から硫黄島へ飛行中、鳥との衝突のため、厚木飛行場に着陸した。
09.7.7	第72航空隊所属のUH-60Jの対馬～大村間の急患輸送後の点検において、機体下部外板の部品の脱落を発見した。
09.7.28	第72航空隊所属のUH-60Jの但馬空港周辺での民間ヘリ捜索において、機内異臭を感じ、舞鶴飛行場に着陸した。
09.9.4	第51航空隊所属のP-3Cが、大島沖での訓練飛行終了後の点検において、右主脚の部品の脱落を確認した。
09.9.5	第111航空隊所属のMCH-101の伊予灘での飛行終了後の点検において、メインローターブレードの付け根の部品の脱落を発見した。
09.9.25	第61航空隊所属のYS-11Mが操縦訓練中、鳥と衝突したため、目的飛行場を下総から厚木に変更し、着陸した。
09.9.26	技術研究本部所属のXP-1の飛行終了後の点検において、垂直尾翼の部品及び部品の一部の脱落を発見した。
09.10.8	第2航空隊所属のP-3Cのオホーツク海方面への飛行終了後の点検において、胴体上部の部品の脱落を発見した。
09.10.15	第61航空隊所属のYS-11Mが人員輸送中、航空機トラブルのため、目的飛行場を鹿屋から大村に変更し、着陸した。
09.10.20	第91航空隊所属のUP-3Dの紀伊水道南方海上での訓練飛行終了後の点検において、エンジン後部の部品の脱落を発見した。
09.11.5	第23航空隊所属のSH-60Jが、人員輸送中、航空機トラブルのため、目的飛行場を隠岐から舞鶴に変更し、着陸した。
09.11.6	第211教育航空隊所属のOH-6DAの飛行終了後の点検において、エンジンに取り付けてあった部品の脱落を発見した。
09.11.10	第51航空隊所属のP-3Cが、伊豆沖での訓練飛行終了後の点検において、右主翼の部品の脱落を確認した。
09.11.16	第71航空隊所属のUS-1Aが土佐沖ノ島付近での訓練中、電源系統不具合のため予防着水した。
09.11.17	第21航空隊所属のSH-60Kのアデン湾での機関銃射撃訓練中、薬きょう受けの落下を確認した。
09.12.2	第23航空隊所属のSH-60Kの日本海方面への訓練中、キャビンドア(前方)投棄窓の落下を確認した。
09.12.8	第22航空隊所属のSH-60Jが長崎県西方海域での夜間飛行訓練中、不時着水した。

<航空自衛隊>

発生年月日	概要
09.1.7	入間基地所属のT-4が訓練のため築城飛行場から入間飛行場へ飛行し、着陸後の点検において、左エンジンオイル補給口パネルのカムロック・ファスナ1本の一部脱落紛失を発見した。
09.1.22	新田原基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後のタクシー中、AIM-9Lキャプティブ弾のドーム・オプティカルが脱落した。
09.2.2	新田原基地所属のUH-60Jが練成訓練を終了し、着陸後の点検において、RWR無指向性アンテナの脱落紛失を発見した。
09.2.5	築城基地所属のF-15が、日本海の空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、TAIL FIN アンテナ・コリジョン・ライトのレンズ部の脱落紛失を発見した。
09.2.12	川崎重工業(株)において定期修理中のE-2Cが、岐阜周辺空域での社内飛行試験中、機器トラブルのためワイヤーアンテナを切断し、投棄した。
09.2.23	那覇基地所属のCH-47が久米島への人員輸送中、エンジントラブルのため、那覇基地に緊急着陸した。
09.2.25	松島基地所属のUH-60Jが整備試験飛行を終了し、翌日の飛行前点検において、前部ETSフェアリング・パネル取り付けスクリュー及びワッシャの脱落紛失を発見した。
09.3.2	築城基地所属のF-2が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、燃料パイロンのBRU-47のスイベル・バッド・アッセンブリ及びスクリュの脱落紛失を発見した。
09.3.4	那覇基地所属のF-15が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、AIM-9Lキャプティブ弾のドーム・オプティカルの脱落紛失を発見した。
09.3.10	那覇基地所属のF-4EJ改が対領空侵犯措置任務を終了し、着陸後の点検において、右脚室内スイッチ・パネル・カバー・アッシーの脱落紛失を発見した。
09.3.11	百里基地所属のRF-4EJが空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ラダー・ロータリー・ダンパー取り付けスクリューの脱落紛失を発見した。
09.3.16	百里基地所属のRF-4Eが空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、DOOR75Lファスナーの脱落紛失を発見した。
09.4.2	千歳基地所属のUH-60Jが千歳飛行場で連続離着陸訓練を実施し、着陸後の点検において、No1エンジン排気エジェクタ取り付け用スクリュー1本及びワッシャの脱落紛失を発見した。
09.4.3	秋田救難隊所属のUH-60Jが鳥海山周辺での訓練を終了し、着陸後の点検において、フェアリングダクト取り付けスクリューの脱落紛失を発見した。

13. 自衛隊機、艦船の事故（続き）

09年1月～12月（防衛省まとめ）

●自衛隊機による事故、予防着陸（不時着）、部品の脱落等

＜航空自衛隊（続き）＞

発生年月日	概要
09.4.9	築城基地所属のF－15が、日本海の空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右脚室内の右主脚後方ドア・ドライブ・レバー・ラグの取り付けボルト及びワッシャの脱落紛失を発見した。
09.4.10	新田原基地所属のF－15が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左垂直尾翼外側のラダー・アクチェータ取り付けボルトのワッシャの脱落紛失を発見した。
09.4.13	百里基地所属のF－15が太平洋の空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、142Rパネルのスクリュー1個の脱落紛失を発見した。
09.4.13	百里基地所属のF－4EJ改が太平洋の空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左スピード・ブレーキ・アクチュエーター・サポート・フィッティングの上側取り付けボルトの一部折損及びナットの脱落紛失を発見した。
09.4.15	三沢基地所属のE－2Cが、周辺空域での訓練中、太平洋上において、左ワイパーが脱落紛失した。
09.4.15	千歳基地所属のF－15が日本海の空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右翼前縁部のアンチコリジョン・ライトのレンズの脱落紛失を発見した。
09.4.15	小松基地所属のUH－60Jが日本海の空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、RWR無指向性アンテナの脱落紛失を発見した。
09.4.16	小松基地所属のF－15が日本海の空域での訓練飛行を終了し、着陸後の点検において、AIM－9Lキャプティブ弾のドーム・オプティカルの脱落紛失を発見した。
09.4.17	松島基地所属のF－2の飛行前点検において、エンジンの燃料ノズルBナットの安全線の折損、脱落を発見した。
09.4.20	新田原基地所属のF－4EJ改が、硫黄島周辺空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、前脚ジャッキ・パッド・フィッティングを固縛している安全線の脱落紛失を発見した。
09.5.11	百里基地所属のF－4EJ改が、太平洋の空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ブラスト・パネルのスクリュー1個の脱落紛失を発見した。
09.5.20	千歳基地所属のF－15が、太平洋の空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、AIM－9Lキャプティブ弾のドーム・オプティカルの脱落紛失を発見した。
09.5.22	芦屋基地所属のUH－60Jが日本海の空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、RWR無指向性アンテナの脱落紛失を発見した。
09.5.26	築城基地所属のF－15が、九州西方の空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右翼ランチャーのアンビリカル・フック部のクイック・リリース・ピンの一部の脱落紛失を発見した。
09.5.27	小松基地所属のF－15が日本海の空域での訓練飛行を終了し、着陸後の点検において、アンビリカル・フック部のクイック・リリース・ピンのジャンク部及びボール4個の脱落紛失を発見した。
09.5.28	秋田救難隊所属のUH－60Jが周辺空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、コックピット下面中央部アクセス・パネル取り付けスクリュー及びワッシャの脱落紛失を発見した。
09.5.31	芦屋基地所属のUH－60Jが目達原飛行場付近でエンジン系統の警報等が点灯したため、緊急状態を宣言するとともに、目達原飛行場に緊急着陸した。
09.6.9	百里基地所属のF－4EJ改が太平洋の空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右ジョインナップライトレンズの一部とランプの脱落紛失を発見した。
09.6.15	芦屋基地所属のUH－60Jが、芦屋飛行場へ訓練飛行中、警報等が点灯したため、石井河川敷へリスポットに緊急着陸した。
09.6.17	百里基地所属のRF－4Eが、訓練を終了し、着陸後の点検において、テールライト電らん保持スプリングの一部の折損及び脱落紛失を発見した。
09.6.17	百里基地所属のF－4EJ改が、太平洋の空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドア75Rスクリュー1個の脱落紛失を発見した。
09.6.17	百里基地所属のF－15が太平洋の空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、前脚左内側ダウン・ロック・スプリングが折損し、一部の脱落紛失を発見した。
09.6.18	美保基地所属のT－400が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、前脚トルク・リンク・アーム取り付けピンのクリップ部の一部の折損し、一部の脱落紛失を発見した。
09.6.26	千歳基地所属のB－747が練成訓練を終了し、着陸後の点検において、No3エンジン・リザーバー・ハーフのフェアリング・グロックの脱落紛失を発見した。
09.7.8	百里基地所属のF－4EJが、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、前脚ジャッキ・ポイントのセーフティー・ワイヤーの脱落紛失を発見した。

09.7.9	三沢基地所属のCH－47Jが、特別運航のため十勝飛行場から矢臼別演習場へ飛行した際、離陸した直後、エンジン系統の警報等が点灯したため、緊急状態を宣言するとともに、十勝飛行場へ緊急着陸した。
09.7.10	小松基地所属のF－15が、日本海洋上において、AIM－9Lキャプティブ弾のドーム・オプティカルの脱落紛失を発見した。
09.7.13	松島基地所属のU－125が、陸上捜索訓練を終了し、着陸後の点検において、右主翼後縁テフロンテープの脱落紛失を発見した。
09.7.15	入間基地所属のC－1が、特別便として周辺空域において訓練を終了し、着陸後の点検において、右エンジン・スラスト・リバーサー・フェアリング取り付けボルト1本の脱落紛失を発見した。
09.7.30	美保基地所属のC－1が訓練飛行中、海上救難キットが物料投下場外の海上へ落下した。
09.8.4	千歳基地所属のF－15が、日本海での空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、AIM－9Lキャプティブ弾ドーム・オプティカルの脱落紛失を発見した。
09.8.4	百里基地所属のF－15が、空域での訓練飛行を終了し、着陸後の点検において、ドア175R取り付けスクリュー1本の脱落紛失を発見した。
09.8.4	松島基地所属のF－2が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、AIM－9Lキャプティブ弾ドーム・オプティカルの脱落紛失を発見した。
09.8.5	那覇基地所属のF－15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、前脚アクスルナット・リテーニング・リングの脱落紛失を発見した。
09.8.17	浜松基地所属のE－767が、周辺空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、No1エンジン・スラスト・リバーサー・ハーフのフェアリング・ブロックの脱落紛失を発見した。
09.8.19	新田原基地所属のF－15が空域での訓練を終了し、帰投中の外観点検において、右垂直尾翼のアンチコリジョンライト・レンズの脱落紛失を発見した。
09.8.19	築城基地所属のF－15が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右エンジン・オグメンタ・イグナイタ・フレームホルダ取り付けボルト及びナットの脱落紛失を発見した。
09.8.25	美保基地所属のT－400が、新田原基地等での訓練を終了し、着陸後の点検において、左主脚支柱に貼付している銘板の脱落紛失を発見した。
09.8.26	新田原基地所属のF－15が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドア143Lのスクリュ1本の脱落紛失を発見した。
09.8.26	百里基地所属のF－15が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右スタビレーター内側のマス・バランス・サポート取り付けボルトの頭部及びワッシャの脱落紛失を発見した。
09.8.31	新田原基地所属のF－4EJ改が空域での訓練を実施中、洋上において標的及びワイヤーが脱落した。
09.9.3	百里基地所属のF－15が空域での訓練を終了し、着陸後の点検においてドア255Lの取り付けスクリュ1本の脱落紛失を発見した。
09.9.3	築城基地所属のF－2が空域での訓練を終了し、着陸後の点検においてエンジン・フレームホルダー・ストレート・ピン及びロッキング・ピンの脱落紛失を発見した。
09.9.4	築城基地所属のF－2が空域での訓練を終了し、翌日の飛行前点検において、右主脚ブレーキ・ヒート・シールドのリベット及びワッシャの脱落紛失を発見した。
09.9.7	築城基地所属のT－4が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、414Lパネル取り付けスクリュの脱落紛失を発見した。
09.9.8	築城基地所属のF－2が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドラッグ・シュートのセンタービン・アッシー・クロージャーの脱落紛失を発見した。
09.9.8	百里基地所属のRF－4EJが空域でのテストフライトを終了し、着陸後の点検において、DOOR102Lパネル・スクリューの脱落紛失を発見した。
09.9.9	新田原基地所属のF－15が、三沢基地での訓練を終了し、着陸後の点検において、左エンジンDEECクーリング用ディスコネクト及びワッシャの脱落紛失を発見した。
09.9.9	入間基地所属のC－1が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、151R主翼後縁下面扉ヒンジピンの一部欠損、脱落紛失を発見した。
09.9.14	千歳基地所属のF－15が空域での訓練を終了し、標的の回収中に洋上において、標的及びワイヤーの脱落紛失した。
09.9.14	松島基地所属のUH－60Jが洋上での訓練を終了し、着陸後の点検において、テール・ギアボックス・フェアリング・ファスナーの一部折損及び脱落紛失を発見した。
09.9.24	小牧基地所属のU－125が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、No2エンジン・スラスト・リバーサー・インボード・フェアリング・スクリュー1本の脱落紛失を発見した。
09.9.24	築城基地所属のT－4が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右エンジン・ノズル・セグメントのスクリュ、ワッシャ及びナットの脱落紛失を発見した。
09.9.26	松島基地所属のT－4が芦屋基地での事前訓練を終了し、着陸後の点検において、左エンジンアジャスト用セグメント取り付けスクリュ、ワッシャ及びナットの脱落紛失を発見した。
09.9.28	新田原基地所属のF－15が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において右翼内側ランチャーのアンビリカル・フック部のクイック・リリース・ピンの一部の脱落紛失を発見した。
09.10.9	千歳基地所属のB－747が国賓等輸送のため、東京国際空港からソウル空軍基地を飛行し、着陸後の点検において、No3エンジン・リバーサー・ハーフのフェアリング・ブロックの脱落紛失を発見した。

13. 自衛隊機、艦船の事故（続き）

09年1月～12月（防衛省まとめ）

●自衛隊機による事故、予防着陸（不時着）、部品の脱落等

＜航空自衛隊（続き）＞

発生年月日	概要
09.10.13	小牧基地所属のUH－60Jが訓練のため、名古屋飛行場と静浜飛行場間を飛行し、着陸後の点検において、ワーク・プラットホームのクイック・リリース・ピンの一部の脱落紛失を発見した。
09.10.14	松島基地所属のT－4が飛行場上空での訓練を終了し、着陸後の点検において、パネルNo233の取り付けボルト1本の脱落紛失を発見した。
09.10.14	百里基地所属のF－4EJが空域での訓練を終了し、着陸後の点検において右スピードブレーキ室内上側のドア88Rパネル取り付けボルト1個及びワッシャ1個の脱落紛失を発見した。
09.10.16	百里基地所属のF－15が空域での訓練を実施中、洋上において標的が落下した。
09.10.19	那覇基地所属のF－15が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、AIM－9Lキャプティブ弾のドーム・オプティカルの脱落紛失を発見した。
09.10.19	新田原基地所属のF－4EJ改が空域での訓練を実施中、標的のVAが落下した。
09.10.24	浜松基地所属のUH－60Jが、浜松飛行場と入間飛行場間を飛行し、翌日の飛行前点検において、前部ETSフェアリング取り付けスクリュー1本の脱落紛失を発見した。
09.10.26	千歳基地所属のUH－60Jが定期検査搬入のため、千歳飛行場と新潟空港間を飛行し、着陸後の点検において、機体上部のスライディング・カバー・ラッチの折損及び脱落紛失を発見した。
09.10.29	築城基地所属のF－15の飛行前点検において、右主脚外側ドア・ドライブ・リンク・コネクト部のナット、ワッシャ、ブッシング及びコッターピンの脱落紛失を発見した。
09.11.4	千歳基地所属のF－15が日本海の空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、AIM－9Lキャプティブ弾のドーム・オプティカルの脱落紛失を発見した。
09.11.4	百里基地所属のF－15が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドア145L取り付けスクリュ1個の脱落紛失を発見した。
09.11.6	小松基地所属のF－15が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、LAU－114ランチャーアンビリカル・ブロックのクイック・リリース・ピンの一部の脱落紛失を発見した。
09.11.6	百里基地所属のRF－4Eが訓練を終了し、着陸後の点検において、左スポイラー内フィードバック・スプリングの一部の折損及び脱落紛失を発見した。
09.11.9	千歳基地所属のF－15が日本海の空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右主翼上面のドア173R取り付けスクリュー1本の脱落紛失を発見した。
09.11.10	三沢基地所属のF－2が太平洋の空域での訓練を終了し、着陸後の整備作業中、左翼燃料パイロンBRU－47のスイベル・バッド・アッセンブリのスクリューの一部折損及び脱落紛失を発見した。
09.11.10	岐阜基地所属のF－4EJがテストフライトを終了し、着陸後の点検において、DOOR21Lパネル・スクリュー1本の脱落紛失を発見した。
09.11.10	百里基地所属のF－4EJ改が飛行後の点検において、ALE－40フレアーインパルス・カートリッジBBU－36/Bのワッシャ・クロージャー及びクロージャーディスクの脱落紛失を発見した。
09.11.16	那覇基地所属のT－4が空域での訓練を終了し、着陸後の点検においてパネル227Rのスタッド1本及びワッシャ1枚の脱落紛失を発見した。
09.11.16	那覇基地所属のF－15が空域での訓練を終了し、帰投時の外観点検において、AIM－9Lキャプティブ弾のドーム・オプティカルの脱落紛失を発見した。
09.11.18	新田原基地所属のF－4EJ改が九州東方の空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左翼下面外弦バイロン・ベアリング・プレートの脱落紛失を発見した。
09.11.20	松島基地所属のF－2が空域での訓練を終了し、着陸後の点検においてBBU－36/Bのワッシャ・クロージャ及びクロージャディスクの脱落紛失を発見した。
09.11.25	百里基地所属のF－15が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左垂直尾翼後方上部ボックスのリベット1個の脱落紛失を発見した。
09.11.25	千歳基地所属のF－15が、日本海上で訓練飛行中、左エンジンノズル部分等が脱落した。
09.11.26	築城基地所属のF－15が、着陸後の点検において、鳥と衝突したものと思われるドア154Lの変形及びリベット1本の脱落紛失を発見した。
09.11.29	築城基地所属のF－15が、築城基地航空祭での展示飛行中、左水平尾翼前縁等が一部欠損し、脱落した。
09.11.30	千歳基地所属のB－747が訓練を終了し、着陸後の点検において左翼ウイング・レット先端部のスタティック・ディスチャージャー1本の脱落紛失を発見した。
09.12.4	百里基地所属のF－4EJ改が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ALE40ディスペンサーのクロージャ・ディスクの脱落紛失を発見した。

09.12.8	百里基地所属のF－4EJが空域での訓練を終了し、着陸後の点検においてALE40ディスペンサー内スクイブのクロージャ・ディスクとワッシャ・クロージャの脱落紛失を発見した。
09.12.18	芦屋基地所属のT－4が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左エンジン扉後方下部の取り付けスリーブ・ボルト1本の脱落紛失を発見した。
09.12.21	新田原基地所属のT－4が訓練を終了し、着陸後の点検においてDOOR253Rの一部の破断及び脱落紛失を発見した。
09.12.17	百里基地所属のF－15が要務飛行のため、小松飛行場から百里飛行場間を飛行し、後日の受入検査において、SPEED BRAKEシリンダー付け根周辺ボルト1本の折損、ボルトネジ部の一部及びナットの脱落紛失を発見した。

＜その他＞

発生場所	年月日	概要
川崎重工業㈱	09.2.12	川崎重工業㈱において定期修理中のE－2Cが、岐阜周辺空域での社内飛行試験中、機器のトラブルのためワイヤーアンテナを切断し、投棄した。
	09.9.3	川崎重工業㈱において定期修理中のCH－47JAに装着されるべき無線機の送受信機の架台が川崎重工業㈱岐阜工場内で亡失しているのを確認した。
技術研究本部	09.9.25	技術研究本部所属のXP－1の飛行終了後の点検において、垂直尾翼の部品及び部品の一部の脱落を発見した。

08年1月～09年12月（防衛省まとめ）

●艦船による事故

注）「艦船による事故」は08年、09年の2年分を掲載。

年月日	発生場所	概要
08.2.19	野島崎南方海域	護衛艦「あたご」が野島崎南方海域を航行中、漁船と衝突、漁船は沈没、漁船の乗員2名の方が亡くなった。
08.5.26	カリブ海	練習艦「かしま」がカリブ海を航行中、出火し、換気管等を焼損した。
08.5.29	大西洋	練習艦「あさぎり」が大西洋を航行中、隊員がはしごを登る途中でバランスを崩し、閉まったハッチ等に指を挟み負傷した。
08.7.20	広島湾	護衛艦「せとゆき」が広島湾を航行中、航走波により錨泊中の小型船２隻を乗り揚げさせ、うち１隻の機器を損傷させた。
08.12.15	横須賀港	護衛艦「しらね」が横須賀港出港後、作業線と接触した。
08.12.22	東シナ海	音響測定艦「ひびき」が東シナ海を航行中、荒天のため、救命筏を亡失した。
09.1.10	鹿児島湾	潜水艦「おやしお」が鹿児島湾内で航走雑音測定実施中、ブイに係留中の試験警戒船と接触した。
09.2.2	舞鶴港	護衛艦「はまゆき」が出港作業の試運転実施中、異音が発生し、歯車が破損した。
09.3.10	呉港	掃海母艦「ぶんご」が呉港で作業艇を係留後、隊員がはしごを登る途中で手足を滑らせ、落下し右手を負傷した。
09.5.30	坂出港	掃海母艦「ぶんご」の隊員が坂出港で桟橋設置準備作業中、バランスを崩し、岸壁に飛び降り負傷した。
09.6.12	広島湾	運貨船「YL－10」が海田湾を航行中、西明神橋と接触し、マスト等を損傷した。
09.6.17	尻屋崎東方海域	潜水艦「おやしお」が尻屋崎東方海域を露頂航行中、探査船の曳航するケーブルと接触した。
09.7.6.	館山湾	掃海艦「はちじょう」が館山湾で機雷処分具を揚収中、右舷に衝突させ、損傷した。
09.7.27	ジブチ港	護衛艦「はるさめ」がジブチ入港時、岸壁等と接触し、損傷させた。
09.10.20	瀬戸内海	救難設標船「YR02」が瀬戸内海を航行中、暗礁に接触し、浸水及び損傷した。
09.10.26	ジブチ港	護衛艦「あまぎり」がジブチ入港時、艦首が右に振れ、岸壁の一部を損傷させた。
09.10.27	関門海峡	護衛艦「くらま」が関門海峡を航行中、貨物船と衝突し、損傷するとともに火災が発生した。
09.10.29	郡中沖	掃海艇「みやじま」が郡中沖に錨泊中、漁船が「みやじま」に衝突した。
09.11.17	四国沖	護衛艦「ゆうばり」が洋上補給中、天候の急変により、隊員が３名転倒し、負傷した。
09.12.4	四国沖	護衛艦「さわぎり」と護衛艦「おおなみ」が訓練中、衝突し、損傷した。

14. 思いやり予算の動向

（防衛省HPをもとにピースデポがまとめた）

「日米地位協定」※の第24条は、在日米軍の駐留経費は基本的に米国が負担するものとしている。ただし、「施設及び区域」については、それが国有財産であれば無償で、私有財産の場合には日本政府が所有者に補償費を支払って、米国に提供する。

しかし、1978年から、この原則にかかわらず、日本政府は「施設及び区域」以外の経費の負担を始めた。これが、いわゆる「思いやり予算」である。78年には、基地従業員の福利費等62億円が計上された。米国では「ホスト・ネーション・サポート」（接受国支援）と呼ばれる一般的概念があるが、地位協定のことには触れずそのような支援の一部と解釈している。翌79年には、隊舎、家族住宅、環境関連施設などの「提供施設整備」が加えられた。

当初日本政府は地位協定の拡大解釈によってこれらの支出を正当化していたが、1987年からは日米間で地位協定24条に関する特別協定を締結する方式に変更した。その87年の特別協定では従業員の退職手当など8手当の負担、91年の特別協定では従業員の基本給など44種類の負担が加えられた。提供施設整備費については「特別協定」の枠外での負担が続いている。

また、この91年協定では、電気・ガス・水道など光熱水料の一部負担も始まった。さらに、96年に三度改定された特別協定では、米軍の訓練移転に伴う経費

（単位：億円）

	78年度	79年度	80年度	81年度	82年度	83年度	84年度	85年度	86年度	87年度	88年度	89年度
訓練移転費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
光熱水料等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165	209	322
提供施設の整備（契約ベース）	0	227	273	327	409	503	629	632	708	816	870	995
基地従業員対策費	62	140	147	159	164	169	180	193	191	196	203	211
合計	62	366	420	486	573	672	808	825	899	1177	1281	1527

90年度	91年度	92年度	93年度	94年度	95年度	96年度	97年度	98年度	99年度
0	0	0	0	0	0	3.5	3.5	4	4
0	27	81	161	230	305	310	319	316	316
459	564	669	833	1004	1173	1185	1186	1200	1223
1004	1126	1085	1062	1062	1012	1035	1035	882	856
220	227	236	240	248	254	263	277	281	280
1683	1944	2070	2296	2544	2743	2797	2820	2683	2678

00年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度
4	4	4	4	4	4	4	5	5	6
298	264	263	259	258	249	248	253	253	249
1212	1201	1192	1154	1134	1138	1135	1150	1158	1160
809	813	752	691	680	633	463	301	204	188
281	284	288	293	296	298	300	308	305	293
2603	2567	2498	2400	2372	2322	2151	2017	1925	1897

も日本が負担するようになった。

01年の第四次改定では、光熱水料に関して施設・区域外の米軍住宅にかかる部分を日本が負担しないようになったため、若干の経費削減となった。06年の第五次改定は、内容的には従来の協定をほぼ踏襲しているが、それまで5年ごとの改定だったものを2年と短縮した。08年の第六次改定においては、参議院で過半数を占めていた野党側（民主党、社民党、日本共産党など）が新協定に賛成しなかったため、3月末に旧協定が失効してから1か月間の法的空白が生じた。空白期間に米国が「立て替え」ていた光熱水料等は、後に日本側が支払った。

このような「手厚い」駐留経費負担は、他の米同盟国・友好国には例をみないものである。2003年における同盟国からの貢献を統計的に分析した米国防総省作成の04年版「共同防衛のための同盟国の貢献」※※によれば、日本一国が拠出している金額（44億1134万ドル）※※※は、日本以外の米同盟国・友好国――ドイツ（15億6393万ドル）や韓国（8億4281万ドル）を含む――からの負担額をすべて足した金額よりも多い。

※ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定。
※※ www.defense.gov/pubs/allied_contrib2004/allied2004.pdf
※※※ 02年のホスト・ネーション・サポート（直接経費負担と間接経費負担の合計額）。含む経費の内容や期間が異なるため表やグラフの02年度の数字とは一致しない。

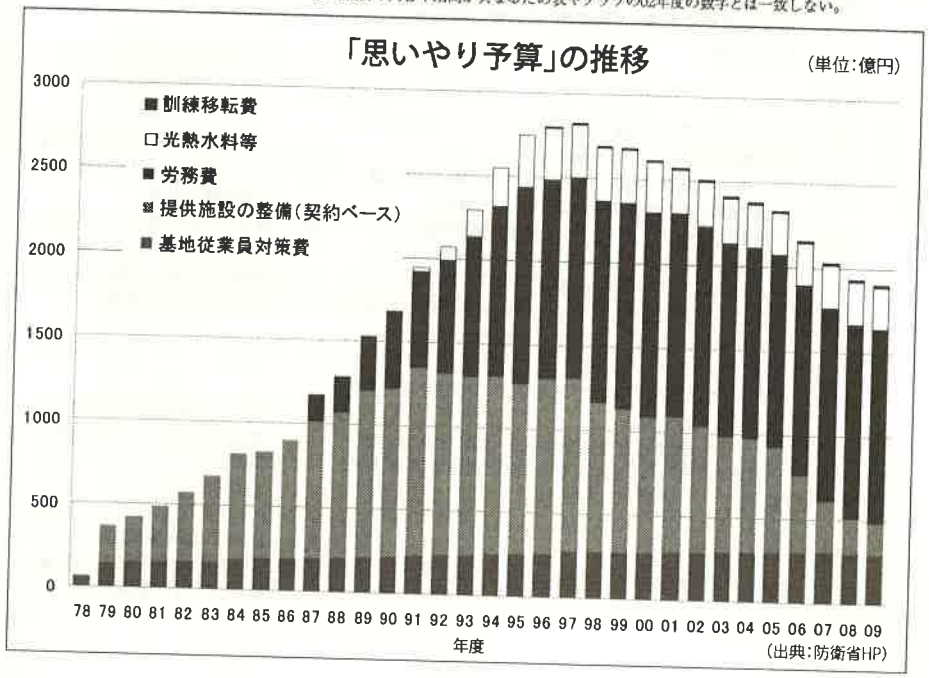

核:軍備と軍縮　08年1月～3月		その他の事項	
2008年			
1月			
12日	国際原子力機関(IAEA)のエルバラダイ事務局長、イランを訪れアフマディネジャド大統領と会談。	6日	ホルムズ海峡で、イラン革命防衛隊の攻撃艇5隻、米海軍艦船3隻にむけ威嚇行動。
15日	**米紙「ウォールストリート・ジャーナル」に、シュルツ、キッシンジャーら米元政府高官4名による2度目のアピールが掲載される。**	11日	**給油新法、参議院での否決の後、衆議院本会議で再可決。**
15日	スミス豪外相、ハワード前政権が決めたインドへのウラン輸出を見直すと発表。		
16日	北大西洋条約機構(NATO)、ドイツ南部ミュンヘン近郊でロシアとミサイル防衛実験。25日まで。		
17日	イスラエル国防省、ミサイル発射実験に成功したことを発表。		
21日	ジュネーブ軍縮会議(CD)、第1会期が開幕(～3月28日)。		
21日	ブラウン英首相、インドでの演説で核問題に言及。		
25日	ロシア下院、ミサイル攻撃にたいする早期警戒システムを整備するウクライナとの政府間協定を破棄する法案を可決。	23日	スイス、ダボスで世界経済フォーラムが開幕。
25日	パキスタン軍、中距離弾道ミサイル「ハトフ4」の発射実験に成功したことを発表。	25日	海上自衛隊の補給艦「おうみ」、護衛艦「むらさめ」がインド洋に向けた出港。
28日	ロシアの原子力関連企業「アトムストロイエクスポルト」、イランへの核燃料供給の完了を発表。		
30日	**防衛省、改良型パトリオットミサイル(PAC3)を武山分屯基地に配備。入間基地、習志野分屯基地につぎ3か所目。**		
2月			
1日	パキスタン軍、中距離弾道ミサイル「ハトフ5」の発射実験に成功したことを発表。	10日	岩国市長選、前自民党衆院議員の福田良彦氏が井原勝介前市長を破り当選。
2日	**ジュネーブ軍縮会議でラブロフ・ロ外相、宇宙兵器配備を禁止する条約案を中国とともに提出。**	19日	海自イージス艦「あたご」房総半島沖でマグロはえ縄漁船「清徳丸」に衝突。漁船にいた2人の父子が行方不明。
20日	**米海軍巡洋艦レイク・エリー、制御不能で落下中の米偵察衛星をスタンダード・ミサイル3(SM3)ミサイルで撃墜。米国防総省が発表。**		
22日	国際原子力機関(IAEA)、イラン核開発に関する報告書を理事国に配付。新型遠心分離機の存在やウラン濃縮活動の継続を指摘。		
22日	北朝鮮、無能力化の対象である寧辺の核施設を外国メディアに初公開。	25日	昨年の大統領選挙で当選した韓国の李明博氏、新大統領に就任。
26日	ノルウェー外務省が主催する国際会議「核兵器のない世界のビジョンを達成する」がオスロで開催(～27日)。		
3月			
3日	国連安全保障理事会、米英独が提出したイランに対	2日	ロシア大統領選挙で、メドベージェフ第1副首相が圧勝。第3代ロシア大統領へ。

核:軍備と軍縮　08年3月～5月		その他の事項	
	する3度目の制裁強化決議案を採択。	13日	海自の最新型イージス艦「あしがら」が就役。国内6隻目で「あたご」と同型。
21日	**サルコジ仏大統領、シェルブールでの最新鋭ミサイル発射戦略原潜進水式で、就任後初の核政策に関する演説。**	15日	中国全人代で胡錦涛氏が国家主席と国家軍事委員会に再任。習近平が胡氏の後継として国家副主席に選出。
28日	北朝鮮、黄海で短距離ミサイル3発を発射。対艦ミサイル「スティクス」と推定。		
29日	空自霞ヶ浦基地に改良型パトリオットミサイル(PAC3)配備。		
4月			
2日	北大西洋条約機構(NATO)首脳会議、ブカレストで(～4日)。3日、「ブカレスト宣言」を採択。	9日	新田原基地(宮崎)に米軍用宿泊施設の建設予定が判明。訓練移転のために自衛隊基地に新施設を整備するのは全国初。
3日	米国とチェコ、東欧でのミサイル防衛(MD)計画関連で、レーダー施設の建設について合意。		
6日	ロシアのソチでブッシュ米大統領とプーチン・ロ大統領会談(5日～)。「米ロ戦略枠組み宣言」を発表。	11日	「原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会」が住民投票条例制定を求め5万2417人分の署名を横須賀市に提出。
8日	アフマディネジャド・イラン大統領、ウラン濃縮遠心分離機6000基を来年3月までに設置する計画に着手したと表明。	17日	名古屋高裁、自衛隊イラク派遣違憲判決。バグダッドを「戦闘地域」と認定し、イラク特措法、憲法9条違反と認める。
11日	日本政府、北朝鮮への経済制裁の半年延長を閣議決定。		
11日	イラン、新たにウラン濃縮遠心分離機492基の稼働開始。		
24日	米政府、昨年9月までシリアが秘密裏に原子炉を建設、北朝鮮がそれを支援していたことを確信したと表明。		
28日	2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けた準備委員会がジュネーブで始まる(～5月9日)。		
5月			
6日	米ロ政府、核物質や核関連機材の移転等に関する「原子力協定」を締結。	16日	横須賀市議会、原子力空母配備の是非を問う住民投票条例案を否決。
7日	インド、核搭載可能な中距離弾道ミサイル「アグニ3」の発射実験。		
8日	マコーマック米国務省報道官、北朝鮮が、寧辺の黒鉛減速炉稼働記録などを含む核開発計画書を米に提出したと発表。	21日	参院本会議で宇宙基本法可決。宇宙利用の非軍事原則を転換。
8日	パキスタン、核搭載可能な巡航ミサイル「ハトフ8」の発射実験。	23日	横須賀に8月配備予定の米原子力空母ジョージ・ワシントンで火災。24日、在日米海軍司令官が配備の遅れを示唆。
19日	核供給国グループ(NSG)総会、ベルリンで開幕(～21日)。	28日	横須賀基地を事実上の母港としてきた空母キティホークが10年に及ぶ任務を終え本土へ向け出航。
21日	チェコ政府、米MDのレーダー基地を受け入れる基本協定を閣議承認。		
22日	米下院、信頼性代替弾頭(RRW)予算を全額カットした09会計年国防認可法を承認。		
23日	メドベージェフ・ロ大統領と胡錦濤・中国国家主席が北京で会談。米のミサイル防衛計画を批判する共同		

声明に署名。

26日　IAEA、イラン核問題で報告書。同国が安保理決議に反してウラン濃縮を拡大しているとし、「深刻な懸念」を示す。

6月

5日　ゲイツ米国防長官、昨年8月の「ベントスピア」核兵器事故などの不祥事を理由に空軍参謀長と空軍長官の更迭を発表。

5日　米ミサイル防衛庁（MDA）、ハワイ沖でイージス艦「レイクエリー」がスタンダード・ミサイル2による弾道ミサイル迎撃試験を行い、成功したと発表。

9日　ラッド豪首相、京都での講演で、「核不拡散及び軍縮に関する国際委員会」の設立を提案。

11日　6か国協議の「経済・エネルギー協力作業部会」、板門店の韓国側「平和の家」で開幕。

14日　ソラナEU 共通外交・安全保障上級代表、イラン外相に対し、P5（5安保理常任理事国）と独による「包括的見返り案」を提示。

17日　サルコジ仏大統領、14年ぶりの国防白書を発表。兵力や国防費削減の一方、核戦力の堅持やテロ対策の情報活動の強化を盛り込む。

26日　北朝鮮が核計画申告書を中国（6か国協議議長国）に提出。米大統領、見返り措置として北朝鮮のテロ支援国家指定解除を議会に通告。

26日　全米科学者連盟（FAS）、米軍が英国内に配備していた核兵器を撤去したとの報告書。

27日　北朝鮮が寧辺核施設の黒鉛減速炉の冷却塔を公開爆破。キム米国務省朝鮮部長も立ち合う。

27日　G8 外相会合、北朝鮮に対して、すべての核兵器と核計画及び、弾道ミサイル計画を放棄し、NPT に復帰するよう求める議長声明を発表。

30日　米大統領、核実験を行った国への資金援助を制限する規定から北朝鮮を除外できる条項を盛り込んだ追加歳出法案に署名。同法は成立。

7月

8日　プラハで、ライス米国務長官とシュバルツェンベルグ・チェコ外相がチェコへの米MDレーダー配備協定に署名。

8日　ロシア、米MD 配備協定がチェコ議会で承認されれば、「軍事的手段を使わざるを得ない」と警告。

8日　G8 首脳会合、宣言文書に合意。北朝鮮の「完全な協力」、イランのウラン濃縮停止を要請。

9日　日豪首脳会談。福田首相、ラッド豪首相提唱の核軍縮国際委員会の共同議長を川口順子元外相が務める旨を伝える。

30日　「オスロ・プロセス」国際会議、「最新式」を除くクラスター爆弾即時全面禁止条約案を採択し閉幕。日本も同意。

23日　安倍前首相時代に創設された首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」、福田首相に報告書を提出。

24日　海自護衛艦「さざなみ」が中国広東省に到着。防衛交流の一環で、自衛隊艦船初の訪中。

7日　北海道洞爺湖サミット開幕（～9日）。

9日　日米など10か国による環太平洋合同演習「リムパック2008」開始。海自、ハワイ周辺米軍訓練海域で護衛艦ミサイル発射訓練。

15日　オバマ米上院議員、イラク戦争終結など「米国の安全保障に必要な5つの目標」を発表。

10日　6か国協議首席代表会合、北京で開催。12日、共同声明を発表し閉幕。

22日　インド下院、シン政権に対する信任決議案を賛成多数で可決。

24日　伊紙、同国の元閣僚らの共同アピール「核兵器のない世界のために」掲載。

31日　米国防総省、新たな「米国防戦略」を発表。イランと北朝鮮を「国際秩序を脅かすならず者国家」と批判。

8月

1日　国際原子力機関（IAEA）理事会、米印核協力協定発効の前提条件となるインドとの保障措置協定を全会一致で承認。

1日　シーファー米駐日大使、原爆投下は「戦争終結を早めるため必要だった」と発言。

6日　広島で63回目の原爆の日。平和記念式典に中国駐日大使が初参加。

8日　北朝鮮軍当局、「『朝鮮停戦協定』を平和協定にし、新たな平和保障体制を確立する」とのコミュニケを発表。

8日　民主党「核軍縮促進議員連盟」の岡田克也会長、「北東アジア非核兵器地帯条約案」を発表。

9日　長崎で63回目の原爆の日。

14日　ポーランドへの米ミサイル発射施設設交渉で、両国が最終合意。

22日　核供給国グループ（NSG）臨時総会、米印核協定の例外扱いの結論を先送りし、閉幕（21日～）。

25日　北朝鮮、寧辺原子炉など核施設3か所の無能力化を中断したことを明らかに。朝鮮中央テレビ。

27日　国連軍縮会議、さいたま市で開催（～29日）。

9月

2日　G8下院議長サミット、広島で開催。河野洋平衆院議長、「NPTの強化」を含む議長総括。ペロシ米下院議長らが原爆慰霊碑に献花。

6日　核供給国グループ（NSG）臨時総会、NPT枠外のインドへの核協力を例外的に認めるガイドライン改定を承認。

12日　国際原子力機関（IAEA）、「リビアは核兵器製造の能力を有していない」とし、核計画廃棄を確認する調査報告書を理事国（35か国）に配布。

15日　IAEA、イラン核疑惑の調査が「本質的に進展していない」として、改めて「重大な懸念」を示す報告書を理事国に配布。

17日　空自、米ニューメキシコ州ホワイトサンズ射場で、改良型パトリオットミサイル3（PAC3）によるミサイル迎撃試験に成功。日本独自では初試射。

18日　ロシア海軍、原潜ドミトリー・ドンスコイから新型大

1日　米海軍、原潜ヒューストンが3月下旬、佐世保基地に寄港した際、放射性物質を含む水が漏れていたことを公表。

16日　メドベージェフ・ロ大統領がグルジアとの和平合意に署名し、合意成立。

18日　パキスタンのムシャラフ大統領が辞任。

21日　米原子力空母ジョージ・ワシントン、5月に起こした火災の修理を終え、カリフォルニア州サンディエゴ海軍基地から横須賀に向け出港。

22日　ロシアのセルジュコフ国防相、ロ軍のグルジアからの撤退が完了したとの談話。グルジア内務省は、撤退は完了していないと述べる。

27日　宇宙基本法施行。

1日　福田康夫首相、辞任表明。

6日　パキスタン大統領選、パキスタン人民党のアシフ・ザルダリ共同総裁が当選。

11日　日本政府、イラクに派遣されている空自部隊の年内撤収を正式発表。

17日　防衛省、「防衛計画の大綱」見直しで「防衛力のあり方検討のための防衛会議」を設置、初会合。

		その他の事項
	陸間弾道ミサイル(ICBM)ブラバの発射実験に成功したと発表。インタファクス通信。	
22日	ゲイツ米国防総省長官とボドマン米エネルギー省長官、「21世紀の国家安全保障と核兵器」を議会に配布。	
24日	ニューヨーク国連本部で第4回包括的核実験禁止条約(CTBT)フレンズ外相会合開催。	
24日	北朝鮮の要求により、寧辺核施設のIAEAによる機器への封印や監視カメラなどが撤去される。IAEA報道官が明らかに。	
25日		米原子力空母ジョージ・ワシントン、母港となる米海軍横須賀基地に入港。
27日	国連安保理、イランに対し、過去の決議を「遅滞なく完全に履行」するよう求める決議。新たな制裁措置は盛り込まず。	
27日	米下院本会議、米印核協定を承認する法案を賛成298、反対117で可決。	
30日	サルコジ仏大統領とシン印首相、パリで仏印核協定に署名。	
10月		
1日	米上院本会議、米印核協定を承認する法案を賛成86、反対13で可決。	
4日	国際原子力機関(IAEA)年次総会、北朝鮮核問題と中東非核兵器地帯構想に関する2つの決議を採択して閉幕(9月29日～)。	
8日	ブッシュ大統領、米印核協定の発効に必要な米印核協力・不拡散促進法に署名。	
10日	**ライス米国務長官とムカジー印外相が米印核協定にワシントンで署名。**	
11日	米国務省、北朝鮮のテロ支援国家指定解除を発表。	
11日	ロシア、最新潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)「シネバ」発射実験。北極圏のバレンツ海の原潜から発射し、太平洋の赤道付近の海域に着弾。	
12日	ロシア、モスクワ近郊プレセツク宇宙基地からカムチャツカ半島のクラ射爆場に向け、ICBM「トーポリM」の改良型を発射。	
12日	北朝鮮、米国のテロ支援国家指定解除を受け、寧辺の核関連施設の無能力化再開とIAEA要員の受け入れを発表。	
14日		ブッシュ大統領、「09会計年国防認可法」に署名、同法は成立。
21日	豪・日本両政府主導の「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND)の初会合がシドニーで閉幕(19日～)。	
24日	**国連の潘基文事務総長、民間団体主催の国際会議で「核兵器禁止条約」への言及を含む5つの提案を行う。**	
24日		米空軍、「グローバルストライク司令部」新設を発表。
25日	チェコ上院選挙で与党・市民民主党が大敗。米と調印したミサイル防衛(MD)レーダー基地設置協定の批准が不透明な情勢に。	
28日	国連総会第1委員会、核軍縮日本決議案を賛成163で採択。	
31日	米・チェコ、米MDレーダー基地設置に関する枠組み合意に署名。	

		その他の事項
11月		
4日	日本政府の宇宙開発戦略本部専門調査会、弾道ミサイル発射を探知する「早期警戒衛星」導入等、宇宙の防衛利用検討を決定。	
4日		米大統領選、民主党のオバマ上院議員が当選。副大統領にバイデン上院議員。
5日	メドベージェフ・ロ大統領が年次報告演説。米ミサイル防衛(MD)への対抗措置で、カリーニングラード州にミサイル「イスカンデル」配備を表明。	
8日		ロシア原潜、日本海を航行中に消火装置の誤作動事故。20人死亡、21人負傷。
10日	BBC、1968年に米B52爆撃機がグリーンランド北部の米空軍基地付近で墜落した際、行方不明の核兵器を遺棄と報道。	
10日		日米両政府、朝鮮半島や日本有事に備えた「共同作戦計画」の2度目の抜本的な見直しに着手したことが判明。読売。
12日	イランのナッジャル国防軍需相、新世代の地対地ミサイル試射を実施と発表。	
19日	エルバラダイIAEA事務局長、理事国35か国に、イランのウラン濃縮活動拡大と、シリアでのウラン検出に関する報告書を配布。	
20日	防衛省、ハワイ沖での海自イージス艦「ちょうかい」からのSM3発射、弾道ミサイル迎撃実験に失敗したと発表。	
26日		インド・ムンバイで同時多発テロ発生。駅やホテルなど10か所で爆発や銃撃。死者101人、負傷者287人。ロイター。
27日	チェコ上院、米MDレーダー施設設置に関する2国間協定を賛成多数で承認。	
28日	IAEA定例理事会が閉幕(～27日)。シリアの核発展疑惑を初めて正式議題に取り上げ、「さらなる調査が必要」との議長総括。	
28日		日本政府安全保障会議、自衛隊保有のクラスター爆弾全廃を決定。精密誘導弾などの代替兵器調達に着手する方針を確認。
28日	韓国空軍、米国製パトリオットミサイルの受領を発表。韓国では初購入。	
12月		
2日	国連総会本会議、日本提出の核軍縮決議など第一委員会を通過した決議案を採択。	
1日		オバマ次期米大統領、クリントン上院議員を国務長官に指名し、ゲイツ国防長官の留任など主要閣僚人事を正式発表。
5日	米国防総省、テポドン2迎撃を想定した試験を太平洋岸で実施、成功と発表。青森県配備と同型のXバンドレーダーを使用。	
8日	「グローバル・ゼロ」の第1回会合、パリで開催。	
11日	6か国協議首席代表会合、北京で閉幕(8日～)。核計画申告の検証方法文書の合意はできず。	
15日	米ロ外務次官がモスクワで協議。09年末に失効するSTART1に代わる新たな核軍縮条約を作ることで合意。	
2日		NATO外相理事会、グルジア紛争で凍結中のロシアとの対話再開に合意。
15日	米議会「戦略態勢委員会」(ペリー委員長)が米核戦略に関する中間報告を議会に提出。	
2日		政府、宇宙発展戦略本部の第2回会合において「宇宙基本計画の基本的な方向性について」を了承。
19日付	核ミサイル「ミニットマンⅢ」を管理する米空軍ウォーレン基地、内部監察で不合格判定に。安全装置の検査記録に不備。	
3日		オスロで「クラスター爆弾禁止条約(オスロ条約)」の署名式(～4日)。

核：軍備と軍縮　08年12月～09年3月	その他の事項
23日　ロシア海軍、原潜ドミトリー・ドンスコイからのSLBM「ブラバ」発射実験に失敗。	27日　イスラエル軍、ハマスによるロケット弾攻撃への報復として、ガザ地区全域への大規模空爆を開始。
30日　ブッシュ米大統領、NPT加盟国への抜き打ち査察やサンプル採取を可能にするIAEA追加議定書の批准書に署名。	
2009年	
1月	
9日　独紙「フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥンク」、独元高官4人の「核兵器のない世界へ」声明を掲載。	1日　米・イラク地位協定が発効。
16日　英紙タイムズ、3人の元英将軍による声明「英国に核抑止力は不要である」を掲載。	3日　イスラエル軍、ガザに地上侵攻。
16日　防衛省、弾道ミサイル発射探知可能な早期警戒衛星の研究開発の必要性を盛った「宇宙開発利用に関する基本方針」を発表。	18日　イスラエル軍、ガザ撤退開始。
26日　国際再生可能エネルギー機関（IRENA）設立文書への署名式典がドイツ・ボンで開催。27日に第1回準備委員会。	20日　ソマリア沖海賊対策を検討する与党プロジェクトチーム、自衛隊法に基づく海上警備行動を発令した後の海自派遣を了承。
28日付　ロシア軍参謀本部筋、カリーニングラード州への新型ミサイル「イスカンデル」配備中断を明らかに。インタファクス通信。	**20日　バラク・オバマ米大統領が就任。就任演説でイラク駐留米軍撤退などに触れる。**
2月	27日　ゲーツ米国防長官、アフガンへ米軍を今夏までに3個旅団増派する方針を示す。同盟国にアフガン軍強化費用の負担を求める。
2日　国際原子力機関（IAEA）のエルバラダイ事務局長とインドのクマル大使、インドへの核輸出解禁の前提となる保障措置協定に調印。	28日　日本政府、ソマリア沖への海賊対策で海自護衛艦の派遣を決定。
2日　イラン、初の国産ロケットにて国産人工衛星「オミド（希望）」を打ち上げ。	
14日　核軍縮・不拡散に関する国際委員会（ICNND）第2回会合がワシントンDCで開幕（～15日）。広島・長崎の被爆者が証言。	10日　イスラエル総選挙。右派政 党が躍進、過半数を占める。
19日　エルバラダイIAEA事務局長、イランがウラン濃縮活動を継続し、調査に協力していないとする報告書を理事会35か国に配布。	16日　英仏の核搭載原潜同士が2月3日または4日に大西洋で衝突したとの複数報道。
25日　イラン原子力庁、ロシアの支援でイラン南部に建設したブシェール原発の工事が完了し、模擬燃料での試運転を開始と発表。	26日　岐阜県各務原市の航空自衛隊岐阜基地にPAC3が配備される。
3月	
6日　クリントン米国務長官とラブロフ・ロ外相がジュネーブで初会談。戦略兵器削減条約（START）1に代わる新条約の年内合意を目指す方針で一致。	8日　イラク駐留米軍、約1万2千人を9月までに撤退させる方針を表明。
6日　インド、ベンガル湾上空で、3度目となるミサイル迎撃実験実施。成功と発表。	9日　朝鮮半島有事を想定した米韓合同軍事演習「キー・リゾルブ」と野外機動訓練「フォウルイーグル」、韓国で実施（～20日）。
12日　北朝鮮、4月4日～8日の「衛星打ち上げ」を国際海事機関（IMO）等に通告。	10日　日本政府、「クラスター爆弾禁止法案」を閣議決定。

核：軍備と軍縮　09年3月～4月	その他の事項
17日　トポラーネク・チェコ首相、米MD施設建設に関する合意文書の批准の一時延期を表明。	11日　サルコジ仏大統領、パリでの演説で、フランスのNATO復帰を宣言。
17日　メドベージェフ・ロ大統領、北大西洋条約機構（NATO）拡大を理由に、大規模な再武装化と核戦力の刷新を行うと発表。AFP。	20日　ペルシャ湾のホルムズ海峡付近で米原潜ハートフォードと強襲揚陸艦ニューオーリンズが衝突、原潜乗組員15人が軽傷。
18日　米国防総省、ハワイ・カウアイ島周辺で17日に、THAADミサイルによる弾道ミサイル迎撃実験を行い、成功したと発表。	24日　チェコ下院、トポーラーネク政権に対する不信任決議案を賛成多数で可決。26日、首相は辞意表明。
21日　中央アジア非核兵器地帯条約が発効。	
4月	
1日　オバマ米大統領とメドベージェフ・ロ大統領がロンドンで初会談。共同声明を発表。	4日　NATO首脳会議、「ストラスブール・ケール宣言」など採択し閉会（3日～）。計約5000人のアフガン部隊増派で合意。
4日　日本政府、「北朝鮮から飛翔体が発射されたもよう」と発表し、5分後に「誤探知だった」と訂正。国際的に報じられる。	
5日　北朝鮮、「人工衛星」としてロケットを発射。1段目が日本海、2段目が太平洋に落下したとされる。	
5日　オバマ米大統領、プラハで核軍縮に関する演説。核兵器を使用した国としての「同義的責任」に初めて言及。	
10日　ドイツ外相、独シュピーゲル誌のインタビューで、独内配備の米核弾頭の撤去を要求する発言。	
10日　列国議会同盟（IPU）総会、核軍縮・不拡散に関する決議案を採択。	
13日　国連安保理、北朝鮮の「人工衛星」発射を非難する議長声明を全会一致で採択。	
13日　イランのジャリリ最高安全保障委員会事務局長、米露英仏中独の6か国が提案している核協議に参加の意向を正式表明。	
14日　北朝鮮、13日の安保理議長声明等に反発し6か国協議脱退と「自衛的核抑止力の強化」を表明。	
16日　北朝鮮の要請を受け、寧辺の国際原子力機関（IAEA）監視要員が出国。17日に米政府要員も出国。	
20日　米エネルギー省、核燃料再処理施設や高速炉の建設計画の取り止めを明らかに。	
23日　米国防総省、「4年毎の国防見直し（QDR）」と「核態勢見直し（NPR）」の策定作業の開始を発表。	
24日　戦略兵器削減条約（START）1後継条約締結に向けた米ロ高官協議、ローマで開始。	
25日　北朝鮮外務省報道官、使用済み核燃料棒の再処理開始を発表。朝鮮中央通信。	
27日　中曽根外相、東京で「ゼロへの条件―世界的核軍縮のための『11の指標』」と題する演説。	
27日　非核兵器地帯締約国・署名国会議準備会合、モンゴルで開幕（～28日）。	

核：軍備と軍縮　09年5月～6月

5月

4日　核不拡散条約（NPT）再検討会議準備委員会、ニューヨークの国連本部で開幕（～15日）。

6日　NPT再検討会議準備委員会、2010年の暫定議題を採択。

12日　日本、ロシアとの間で核の民生利用を促進するための原子力協定を締結。

15日　サルコジ仏大統領とパキスタンのザルダリ大統領がパリで会談。仏がパキスタンへの原子力協力を進めることで合意。

17日　世界17人が連名で「ノーベル平和賞受賞者ヒロシマ・ナガサキ宣言」を発表。

20日　イラン、射程距離約2000キロの新型地対地ミサイル発射。ゲーツ米国防長官、「成功したと受け止めている」との考え示す。

22日　ICNND北東アジア地域会合が北京で開幕（～23日）。

25日　朝鮮中央通信、北朝鮮が地下核実験を実施、成功したと発表。

25日　聯合ニュース（韓国）、北朝鮮が短距離ミサイル2発を発射と報道。

25日　日本政府、気象庁が北朝鮮の核実験による可能性のある地震波を探知と公表。

26日　聯合ニュース（韓国）、北朝鮮が短距離ミサイル2発を発射と報道。

26日　国連安保理緊急会合。北朝鮮核実験実施を全会一致で非難。

26日　衆院本会議、「北朝鮮核実験実施に対する抗議決議」を全会一致で採択。27日には参院で。

27日　仏政府、核実験による被ばく者を対象とした核実験被害者補償法案を承認。

29日　CDがFMCTの交渉開始を盛り込んだ作業計画の議長案を採択。

6月

12日　国連安保理、北朝鮮の2度目の核実験に対する制裁決議を全会一致で採択。

13日　北朝鮮、安保理の核実験制裁決議を非難、プルトニウムの全量兵器化、ウラン濃縮着手、制裁への軍事的対応の3項目を表明。

16日　オバマ米大統領と李韓国大統領がホワイトハウスで会談。「同盟未来ビジョン」を発表。米の核の傘維持と強化を明記。

16日　衆院本会議、「核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議」を採択。17日、参院本会議も同様の決議採択。

19日　インド、核搭載可能な中距離弾道ミサイル「アグニ2」の発射実験に成功と発表。

その他の事項

12日　クラスター爆弾禁止条約締結承認案、衆院本会議で全会一致で可決。

13日　ロシア安全保障会議、2020年までの「国家安全保障戦略」発表。

26日　韓国、PSIへの全面参加を発表。

4日　オバマ米大統領、カイロで、イスラム教徒と米国との相互利益と尊敬に基づく「新たな始まり」を求める演説。

12日　イラン大統領選でアフマディネジャド大統領が再選。

26日　韓国国防省、2020年までの「国防改革基本計画」の対北朝鮮戦力を増強した修正案を発表。北朝鮮へ先制攻撃も想定。

27日　NATOロシア理事会（外相級）、ギリシャ・ケルキラ島で開催。08年8月のグルジア紛争で中断した軍事協力再開で合意。

核：軍備と軍縮　09年6月～8月

20日　メドベージェフ・ロ大統領、米の東欧MD配備見直しを核軍縮の条件とする声明。

20日　ICNND第3回会合、モスクワで開催（～21日）。秋葉広島市長らNGOも出席。

29日　グローバルゼロ、核廃絶に向けた行程表案を発表。

29日　核持込み密約問題で、元外務事務次官の村田良平氏が文書の存在を認める発言。

7月

4日　北朝鮮、江原道から日本海に向け弾道ミサイル7発を相次いで発射。

6日　オバマ米大統領とメドベージェフ・ロ大統領がモスクワで、戦略兵器削減条約（START）1後継条約に関する共同了解に署名。

8日　G8、「核兵器のない世界に向けた状況を作る」とした共同声明を採択。

13日　河野衆院外務委員長、記者会見で核持ち込みの密約の存在を否定する政府答弁の修正要求。

15日　アフリカ非核兵器地帯条約が発効。

15日　ロシア、原潜「ドミトリー・ドンスコイ」からのSLBM「ブラバ」発射実験。失敗。

16日　ブラウン英首相、2010年NPT再検討会議とその先へ向けた核不拡散の戦略文書「2010年への道」を発表。

18日　日米両政府の安全保障高級事務レベル協議（SSC）、米の「核の傘」に関する定期的な公式協議の開始方針で一致。

23日　米上院本会議、北朝鮮のテロ支援国家再指定の検討を求める意見を2010会計年度国防認可法に付帯させる修正案を可決。

23日　アセアン地域フォーラム（ARF）、タイのプーケットで開催。北朝鮮の核・ミサイル実験に対する安保理の制裁声明を履行するよう促す議長声明を採択。

8月

3日　ジュネーブ軍縮会議（CD）第3会期が始まる（～9月18日）。

4日　クリントン元米大統領が訪朝、金総書記と会談。拘束されていた米記者2人を釈放。米政府、「訪朝は私的な訪問」と発表。

6日　広島「原爆の日」。デスコト国連総会議長、平和記念式典に参列。

6日　麻生首相、広島平和記念式典後に、米国の核抑止力を必要とする発言。

6日　麻生首相と日本被団協、広島市内で「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」に署名。提訴から6年。

7日　米空軍、核兵器とICBMを一元管理・運用する「グロー

その他の事項

30日　オバマ米大統領、イラク都市部からの米軍戦闘部隊の撤収が完了し、全都市の治安権限をイラクに移譲したと表明。

7日　政府の臨時閣議、北朝鮮に出入りする船舶などの貨物検査を可能とする特別措置法案を決定、衆院に提出。

8日　ラクイラ（伊）・サミット開催（～10日）。

10日　クラスター弾禁止法、参院本会議で全会一致可決、成立。14日に政府が批准書を国連事務総長あてに寄託。

17日　日本政府、「2009年版防衛白書」を閣議で了承。中国海軍の近代化や北朝鮮の核・ミサイル開発などへの懸念を表明。

26日　印、初の原潜「アリハント」進水。

28日　閣僚級による初の「米中戦略・経済対話」、ワシントンで閉幕（～27日）。

4日　政府「安全保障と防衛力に関する懇談会」が報告書提出。

バル・ストライク司令部」をバークスデール基地に発足させる。

9日　長崎「原爆の日」。

10日　平和市長会議第7回総会、閉幕（7日～）。2020年までの核兵器廃絶に向けた「ナガサキアピール」を採択。

22日　金大中元韓国大統領の死去を受けて訪韓した北朝鮮弔問団、ソウルで玄統一相と会談。南北閣僚級会談は約2年ぶり。

24日　米空軍、ICBMミニットマン3発射実験。バンデンバーグ空軍基地（カリフォルニア州）から発射、マーシャル諸島の目標に命中。

26日　国連軍縮会議、新潟で開催（～28日）。

28日　エルバラダイIAEA事務局長、イランに関する報告書を理事国に配布。

31日　ジュネーブ軍縮会議、今会期中（9月18日まで）のFMCT交渉入りを断念。

9月

2日　安保理常任理事国と独、フランクフルト近郊で高官協議。

4日　北朝鮮、国連安保理議長にあてた書簡で、「ウラン濃縮作業が完了段階に入った」と表明。朝鮮中央通信。

9日　イラン政府、安保理常任理事国とドイツの6か国に対し、核問題交渉のたたき台にする「新提案」を提出。

13日　核軍縮・不拡散に関する国際委員会（ICNND）の報告書草案に、米の「核の傘」弱体化を恐れる日本の委員が異論を表明していることが判明。共同。

14日　IAEA年次総会、ウィーンで開幕。天野之弥大使を次期事務局長として正式承認。

17日　岡田外相、日米の「核持ち込み密約」などの調査、11月末までの報告を藪中外務事務次官に大臣命令を発出。

17日　オバマ米大統領、東欧へのMD配備計画の見直しを発表。メドベージェフ・ロ大統領は「責任ある対応」とし、歓迎する声明。

18日　IAEA年次総会、イスラエルのNPT加盟を求める決議、北朝鮮の核実験実施を非難する決議を採択。

19日　ポポフキン・ロ国防次官、米の東欧MD配備見直しを受け、カリーニングラードへのミサイル配備計画を見直すと明らかに。

21日　ベルギー議会、米議会に同国に配備されている戦術核の撤去を呼びかける書簡を送付。

24日　核軍縮・不拡散をテーマとした初の国連安保理首脳会議開催。「核兵器のない世界」への決議を全会一致で採択。

24日　第6回CTBT発効促進会議、ニューヨーク国連本部で開催（～25日）。米が第1回会議以来10年ぶりに復帰。

17日　米韓連合軍、合同軍事演習「乙支（ウルチ）フリーダムガーディアン」（～27日）。

23日　北朝鮮弔問団、李明博大統領と青瓦台（韓国大統領府）で面談。李大統領は金総書記へのメッセージを託す。

30日　第45回衆議院議員総選挙、投開票。民主308、自公140議席。政権交代が確実に。

9日　民主、社民、国民新の3党首が会談。核軍縮や東アジア共同体構想を含む10項目の連立合意文書に署名。

15日　第64会期国連総会開幕。

16日　衆参両院本会議、鳩山由紀夫民主党代表を第93代首相に指名。内閣が発足。

24日　独の次期外相候補・ベスターベレ自由民主党党首、同国内の米核兵器の「4年以内の撤去」を要求。

25日　メドベージェフ・ロ大統領、米MD東欧配備の見直しを受け、カリーニングラードへのミサイル「イスカンデル」配備中止を表明。

25日　IAEA、イラン2か所目のウラン濃縮施設建設を認めたと明らかに。

25日　外務省、岡田外相の命令に基づき、核持ち込みや沖縄返還などに関する日米政府間の密約調査チームを発足。

26日　外務省が米艦船の核持ち込みはないとする理由を「事前協議が行われていない」から「核搭載能力がない」へ変更していたことが判明。高知県の照会への回答。

28日　イラン国営プレスTV、同国革命防衛隊が最新型中距離弾道ミサイル「シャハブ3」と「セジル」を試射、成功を報じる。

10月

1日　安保理常任理事国5か国及び独とイランによる交渉がジュネーブ近郊で再開。

5日　国連総会第一委員会（軍縮）、開幕（～11月3日）。

9日　ノーベル賞委員会、オバマ米大統領への09年ノーベル平和賞授与を発表。

13日　インド、核搭載可能な地対地弾道ミサイル「プリトビII」2発の実験に成功。

15日　日本政府、国連総会第1委員会に核廃絶決議案を提出。16年連続。初めて加わった米を含む41か国の共同提案。

15日　ベルギーのマフー上院議員、議会に同国の非核化法案を提出。核兵器の製造・保有・持ち込みなどを禁止。

20日　ICNND広島会合閉幕（17日～）。エバンス、川口両議長が記者会見。報告書の行動計画に核兵器廃絶の目標年次を盛り込まず。

21日　IAEAの仲介による米ロ仏とイランの協議（19日～）。IAEA、イランの低濃縮ウランをロ、仏で濃縮・加工する草案を提示。

21日　ポーランドのトゥスク首相、バイデン米副大統領との会談後、米の新たな東欧MD計画へ参加する用意があると表明。

22日　ゲーツ米国防長官とキム・テヨン韓国国防相、米韓定例安保協議。米拡大抑止の韓国への提供を確約する共同声明を発表。

23日　北大西洋条約機構（NATO）国防相会議、スロバキアのブラチスラバで開催。米の欧州MD計画を議論。

23日　バイデン米副大統領とチェコのフィシェル首相が会談。米の新東欧MD計画に、チェコも参加すること

核：軍備と軍縮　09年10月～12月	その他の事項
で合意。	
24日　ドイツ次期政権のキリスト教民主・社会同盟と自由民主党、連立協定に合意。米のドイツ配備核の撤去要求を盛り込む。	
25日　IAEA、イラン中部コム近郊で建設中のウラン濃縮施設の査察を開始。	
28日　防衛省、米ハワイ沖で、海自イージス艦の迎撃ミサイル（SM3）による模擬ミサイル迎撃実験に成功と発表。	
29日　国連総会第1委員会、日本の核廃絶決議を賛成170、反対2、棄権8で採択。	
11月	
3日　北朝鮮、約8000本の使用済み核燃料棒からプルトニウム抽出を完了したと発表。	
5日　MOX燃料を使用した国内初のプルサーマル、九州電力の玄海原発で始動。	
13日　日米両首脳、「『核兵器のない世界』に向けた共同声明」を発表。	
16日　IAEA、イランに関する報告書を理事国に配布。コム近郊のウラン濃縮施設が平和目的かは「疑問が残る」と指摘。	
22日　イラン国軍と革命防衛隊、イスラエルによる核施設攻撃を想定した大規模な軍事演習（～26日）。	
27日　IAEA理事会、イランに対し、新たに発覚したウラン濃縮施設の建設中止を求める非難決議を採択。	
29日　イランのアフマディネジャド大統領、10か所のウラン濃縮施設新設を表明。	29日　対人地雷禁止条約（オタワ条約）第2回再検討会議、コロンビアで開催（～12月4日）。米政府代表団が初めて参加。
12月	
1日　IAEA事務局長に天野之弥氏就任。	
1日　原爆症認定訴訟の敗訴原告を救済するための基金法が衆院本会議で成立。	
2日　国連総会本会議、日本提出の核兵器廃絶決議案を賛成171で採択。	
4日　米ロ大統領、「戦略兵器削減条約（START）1の精神に基づいて協力を続け、新条約を可能な限り早期に発効」との共同声明を発表。	
5日　START1が失効。	
10日　オバマ米大統領、オスロでのノーベル平和賞授賞式で演説。	7日　生物兵器禁止条約締約国会合がジュネーブで開幕（～11日）。
15日　ICNNDのエバンス・川口両共同議長、最終報告書を鳩山首相とラッド豪首相に提出。	
16日　イラン国防省、中距離地対地ミサイルの発射実験に成功したと発表。	22日　防衛省、PAC3を築城基地に配備。
26日　ロシア戦略ミサイル軍、ICBM「SS18・サタン」の発射実験に成功と発表。	

第4章

市民と自治体にできること

市民と自治体にできる9つのこと

考え方：市民の安全保障

「安全保障は国の専管事項である」という誤解をとくために、まず基本的な考え方を簡単に述べておきたい。

市民が安全、安心に暮らすために、世界中の市民が努力している。1994年に国連は「人間の安全保障」という考え方を導入したが、それは、安全保障を「国家の論理」から「人間の論理」へと転換しようとする試みであった。この転換を遂げる主体は誰であろうか。

地球上の人間は、国際社会を構成している。国際社会に公正を高めなければ安全や安心を高めることはできないということが、いまや常識になっている。したがって、安全保障は国際社会全体を視野に入れて取り組むべき課題であり、それを構成している人間、つまり「地球市民」が「人間の安全保障」を実現する主人公にならなければならない。「人間の安全保障」とは私たち市民が主体となる「市民の安全保障」であるととらえ返したい。

地球市民は、居住地域では自治体の主権者であり、国の中では国家の主権者であり、さまざまな国際機関に非政府組織（NGO）としてますます強い発言権を獲得している。いま市民は、安全、安心の向上を求める主権者として、少なくとも「自治体」「国」「国際機関」の3つの機関に仕事を託している。そして、これら3つの機関はそれぞれ影響を及ぼしあうチャンネルをもっている。図に示すと197ページの三角形のようになる。図で明らかなように、自治体もまた安全保障を実現するために不可欠な当事者である。

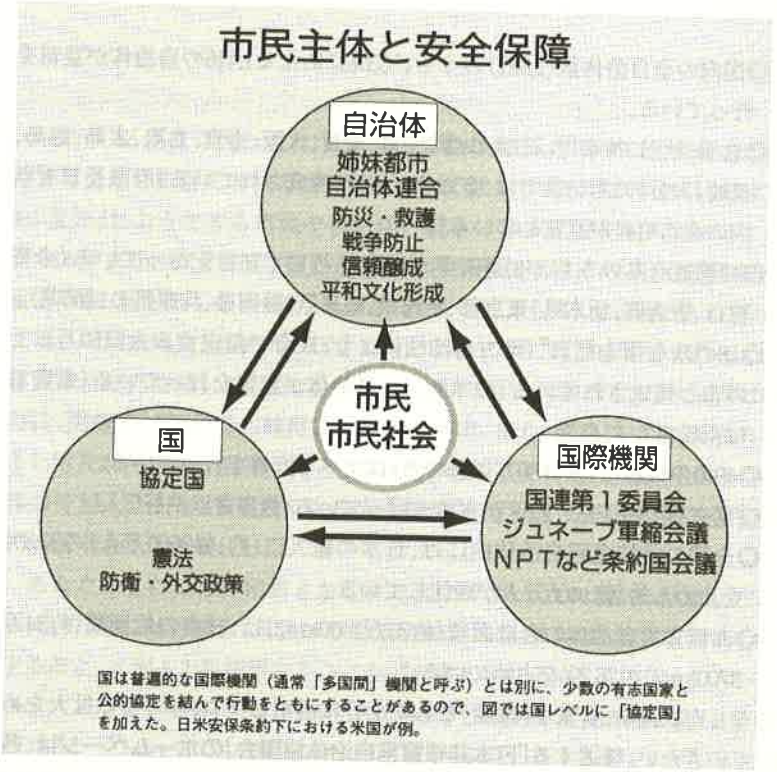

このような構図を頭に描きながら、市民と自治体ができる具体的な9つのアプローチを提案したい。

1. 非核宣言自治体を広げていく

「核兵器のない世界」への国際気運の高まりを背景に、核軍縮・平和問題に対する市民・自治体の関心は確実に高まっている。こうした潮流を最大限に活用し、地域から平和と安全を求める動きを強めていこう。

もし、あなたの住む街がまだ「非核宣言」を行っていないならば、地域からの取り組みをそこからスタートさせよう。以下は、日本における「非核宣言自治体」の現状を示すいくつかのデータである（10年1月1日現在。データシート16（212ページ））。

◎国内の全自治体数(1,831)のうち、83%にあたる1,446の自治体が宣言を行っている。
◎岩手、秋田、神奈川、石川、山梨、三重、滋賀、大阪、奈良、鳥取、広島、徳島、長崎、大分の1府13県では、宣言率100%が達成されている(府県及び府県内の全市町村が宣言している)。
◎47都道府県のうち、40道府県が道府県として宣言を行っている(未宣言は、青森県、栃木県、東京都、新潟県、岐阜県、静岡県、兵庫県の1都6県)。
◎18の政令指定都市※(地方自治法により、政令で指定する人口50万以上の市と規定されている)のうち、17自治体が宣言を行っている(未宣言は浜松市)。
◎40の中核都市(人口30万以上の市)はすべて宣言を行っている。
◎東京23区のうち、22区が宣言を行っている(未宣言は渋谷区)。
◎全国の非核宣言自治体内には、日本の総人口(約1億2600万人)の90.8%を占める約1億1400万人が居住している。
◎非核宣言自治体の合計面積(約26万1900km2)は、日本の総面積(約34万3700km2)の76.2%を占めている。

こうした状況を、貴重な「財産」として十分に活用しつつ、さらなる拡大をめざしていきたい。**後述する「日本非核宣言自治体協議会」のホームページは、各都道府県ごとにそこに含まれる自治体の宣言の有無などが一目でわかる「宣言自治体マップ」を載せている。とても便利である。**

9つの提案

いわゆる「平成の大合併」による自治体数の減少、ならびに合併前の市町村の宣言失効の影響で非核自治体数は大きく減少したが、05年以降、非核宣言を「復元」しようとする市民や自治体の動きは確実に実を結んでいる。05年から09年末までにかけ、非核自治体数は再び増加傾向にある。09年末現在の宣言率は、最も低くなった67.1%より15.6ポイントも高い82.7%である。本イアブックの対象期間(08年1月～09年12月)においても、新たに宣言を行った自治体の数は48自治体にのぼる。岩手県は、08年3月に八幡平市が、秋田県は08年6月に男鹿市、同9月に八峰町、10月に横手市、また、徳島県は08年6月の東みよし町及び見波町が宣言したことにより、新たにそれぞれ宣言率100%の自治体の仲間入りをした。地域での努力を継続し、すべての都道府県での宣言率100%を目指したい。

あなたの住む自治体に働きかける方法には、申し入れ、署名、請願などによる、地方議員、地方議会、首長への働きかけがある。また、議員選挙のテーマとすること、メディアを活用することなどが考えられる。

※ 2010年4月1日に神奈川県相模原市(宣言済み)が政令指定都市となった。

2. 日本非核宣言自治体協議会に加盟する

非核宣言を行った自治体は、「日本非核宣言自治体協議会」(以下、「協議会」。キーワードE2(148ページ))に参加することで、相互学習と協力を強め、各地での平和活動をより魅力あるものにできるだろう。

協議会は、国内非核自治体の拡大を追求するとともに、自治体間の「横の連携」を強化し、情報提供や人的交流の促進を図ることで自治体の平和活動の発展に寄与することをめざして84年に設立された。2010年1月1日現在、全国の非核自治体の約17%を占める261の自治体が加盟している。市町村合併の影響により、協議会の加盟自治体数も03年から05年にかけて減少したが、その後ふたたび数を伸ばした(データシート15【2】(209ページ))。09年の全国の非核自治体総数に占める割合は過去最高にまで増加している。それでもまだ少ないことが残念だ。

協議会への加盟を通じ、自治体がそれぞれに培ってきた平和事業の経験や

ノウハウを共有することで、新たなアイデアが生まれ、各地での動きを活発化することができる。協議会は、加盟自治体が行った平和事業の詳細なデータを例年収集し、ホームページ上で公開している。データシート17(214ページ)に、非核宣言自治体の活動と事業を分類整理して紹介する。

また、協議会に加盟することで、個々の地域における自治体間の連携を強化し、全国や世界各国に向けたアピールを共同で発信することも可能となる。こうした際に、自治体間の共通テーマになりうるものとして、「北東アジア非核兵器地帯」構想が挙げられるだろう。協議会はこれまでも、総会で採択される決議等を通じて、同構想を実現させる必要性を繰り返し訴えてきた。意識啓発の具体的な取り組みとして、09年3月、協議会は、北東アジア非核兵器地帯構想を普及させるためのカラー・パンフレットを作成した。パンフレットは、各加盟自治体に配布されたほか、ホームページ上でも公開されている。協議会の存在は、個々の自治体だけでは困難なこうした取り組みを行う際の強力なバックアップとなる。

こうした自治体間の取り組みに加え、協議会は、被爆地と全国の市民をつなぐ「ハブ」としての役割も担っている。協議会の現在の会長は長崎市長であり、事務局も長崎市に置かれている。この利点を最大限に活かし、協議会は、08年8月に「親子記者事業」というユニークな取り組みを開始した。これは、被爆地の平和への取り組みを全国に広め、核兵器廃絶と平和への思いを次世代に継承してゆくことを目的に、会員自治体在住の小学生とその保護者を「記者」として長崎に招き、平和記念式典や学校での平和集会、被爆者への取材などを行い、「おやこ記者新聞」として発刊するという事業である。新聞作りには地元のボランティアが参加するなど、地元の小中高生を含む多くの市民との接点を生み出している。また、完成した新聞は、会員自治体に配布され、参加者による首長表敬や学校での報告会などとあわせて、平和の取り組みを全国に広げる一助となっている。

自治体ネットワークの利点を活かしつつ、被爆の実相を全国に伝えることも協議会の重要な仕事である。02年以降、協議会は被爆アオギリや被爆クスノキの2世を、希望する自治体に配布している。焦土の中で芽を吹き返し、被爆者に生きる希望を与えたこれらの樹木を各地で育ててゆく活動を通じて、平和や命の大切さと被爆の実相を次の世代に伝えようとの取り組みである。また、09年4月からは、「ミニミニ原爆展」(自治体や市民団体を対象に、小規模な

原爆展用の写真を寄贈)「姉妹都市原爆展」(会員自治体の海外姉妹都市を対象に、原爆写真ポスターを送付)の2つが取り組まれている。

協議会への参加を市民が働きかけるためには、担当課への直接の申し入れもできるが、議員、議会を通じての申し入れが有効である。その際、協議会が行う自治体担当者研修会や平和学習教材の提供など、協議会参加によって受けるメリットを具体的に説明できることが大切であろう。

3. 平和市長会議に加盟する

世界143か国・地域の3,793都市が加盟する「平和市長会議」(会長:秋葉忠利広島市長。キーワードE1(146ページ))に参加することで、志を同じくする世界の自治体との協力関係を深め、自治体の国際的な情報収集・発信力を高めていくことができるだろう。

平和市長会議は、2020年までの核兵器廃絶をめざす「核兵器廃絶のための緊急行動――2020ビジョン」を提唱し、世界的にさまざまな活動を展開している。その一環として、08年4月、平和市長会議は、2020年に到るまでの具体的な筋道を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表した。これは、核不拡散条約(NPT)を補完するものとして、2010年5月のNPT再検討会議での採択が目指されている。

この目標を実現するべく、平和市長会議は、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に対する各国政府への支持要請に加えて、国内外の自治体首長による賛同署名活動に取り組んできた。賛同署名は日本国内でも急速に数を伸ばしており、2010年4月1日現在、全国の自治体総数の約56%にあたる1,028自治体にのぼった。

現在、平和市長会議は2010年5月までに加盟自治体数を5000に増やすことを目指し、国内外の自治体に参加の呼びかけを強めている。08年2月に始まった日本の国内自治体による平和市長会議への参加は、2010月1日1日現在、全国612自治体が新たにメンバーとなっている。このうち、日本非核宣言自治体協議会に加盟している自治体は175で、全体の3割に満たない(データシート16(212ページ))。また、まだ協議会に加盟していない437自治体のうち、39自治体は非核宣言自体を行っていない。

これらの情報を活用しながら、あなたの住む自治体や関係する自治体に対

し、両方の組織に加盟するよう働きかけてゆこう。「平和市長会議」への加盟申請書や自治体首長宛の加盟呼びかけ文など、市民が自治体に参加を働きかける上で必要な書類は、次のホームページからダウンロードすることができる。

www.mayorsforpeace.org/jp/index.html

4.「非核(平和)委員会」を各地につくる

「非核宣言」の理念を実現していくためには、市民と自治体が協力して、自治体の非核平和施策を協議する恒常的な「制度」をつくることが重要だ。具体的には、市民と自治体職員で構成する「非核(平和)委員会」や有識者委員会の設置があげられる。非核宣言自治体の担当課が事務局となることも考えられる。市民の自主性が最大限重視されることはもちろんだが、市民の側にも説明責任に応える透明性の高い運営が求められる。議会の支援も必要だ。

「委員会」の主な役割には、次のようなことが含まれるだろう。

①核軍縮・平和問題に関する幅広い市民教育の実施
②核をめぐる国内や国際動向に関する継続的な情報収集
③条例、議会決議、意見書、首長宣言など、自治体としての施策の協議や提案
④自治体の平和事業の継続的なフォローアップ

「非核(平和)委員会」の活動にとって大事なことは継続性と専門的蓄積である。そのためには、専従する自治体職員や外部スタッフによる人的支援が欲しい。自治体自身が相応の財政負担をすることが前提だが、市民の拠金を呼びかけ、市民の参加意識を促進する方法もある。

実績のある先進例として、たとえば藤沢市(神奈川県)では、公募による市民と市で構成する「平和の輪を広げる実行委員会」が自治体の担当課を事務局として定期的な協議を重ねつつ、市と協働で平和事業に取り組んでいる。西東京市(東京都)の「非核・平和西東京市民の会」や、富士見市(埼玉県)の「ピースフェスティバル実行委員会」の場合も同様である。

また、長崎においては、市民と自治体による恒常的な組織として、「核兵器廃絶地球市民集会長崎集会実行委員会(委員長:土山秀夫元長崎大学学長)がある。同実行委員会は、長崎県、長崎市、財団法人長崎平和推進協会、そして一般市民により構成される。一般市民が何らかの運動体に所属している場合においても、実行委員会には「組織の代表」ではなく、「一個人」として参加するかたちをとっている。これら4者の共催として、2000年、03年、06年の3回にわたって、世界各国からNGO・市民が長崎に集う「核兵器廃絶――地球市民集会ナガサキ」が開催された※。この他にも、実行委員会は、核兵器廃絶への世論喚起をめざしたさまざまな学習会などを行っている。

※ 第4回「核兵器廃絶――地球市民集会ナガサキ」は、2010年2月6日から8日にかけて長崎市で開催された。

5.「条例づくり」にとり組む

「非核宣言」を活用し、継続的に、また具体的に発展させる方法の一つは、宣言に基づいた条例をつくることである。例として神奈川県藤沢市がある。「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」(82年6月22日)をベースに、「藤沢市平和基金条例」(89年3月31日)を制定することで、継続的、安定的な平和事業の推進のための財源確保をめざし、さらに、「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」(95年3月30日)によって、自治体と市民との協力のもと平和事業を行っていくことを条例で義務付けている※。

また、神奈川県大和市は、「平和都市宣言」(85年9月19日)に基づき、「次世代に戦争の記憶をつなげる条例」(02年9月27日)※※というユニークな条例を制定した。条例は、戦争を知らない世代に戦時体験を伝え、それをきっかけとして平和問題を考える機会を作るという事業の実施を市長に求めるものである。市民と市民団体で構成される大和市平和都市推進事業と市が協力し、戦争体験の語り部の発掘、小中学校、高校への語り部の派遣、戦争体験者の語りのビデオ保存などが行われている。

条例づくりには、前項で述べた「非核(平和)委員会」が、大きな役割を果たすだろう。

※ 藤沢市HP(www.city.fujisawa.kanagawa.jp)から条例名で検索できる。
※※ 大和市HP(www.city.yamato.lg.jp)から条例名で検索できる。

6. 市民参加型で啓発活動を広げる

市民や自治体は、協力してさまざまな啓発活動に取り組もう。前述の「非核(平和)委員会」があれば、そこの重要な仕事になるが、「委員会」がなくても催

しごとに市民参加型を追求することが大切だ。それによって、コアとなる市民と職員との信頼関係を育てることができる。

啓発活動の企画には、時局の市民の関心を的確に把握することが大切であり、その意味でも市民参加が必要である。また、核・平和問題に詳しいNGOとの日頃の情報交換が必要であろう。そのような日常的な情報収集の一環として、自治体の担当者は、核・平和問題に関心を持つ多くのNGO、市民、専門家が参加する電子メール・リストサービス(「アボリション・ジャパンML」)に加入しておくことが役に立つだろう(**下の囲みに加入方法**)。

市民と自治体による参加啓発活動には、たとえば次のような機会が活用できる。

1. 広島、長崎の原爆資料館への訪問、とりわけ、8月6日(広島)、8月9日(長崎)の原爆慰霊祭への参加や、そこで開催される諸行事への参加と組み合わせる。

2. 地元に住む被爆者の証言、原爆写真展、原爆を題材にした映画の上映などの機会を作り、被爆体験の次世代への継承に取り組む。前述の「日本非核宣言自治体協議会」による「ミニミニ原爆展」などの取り組みも活用できる。

3. ほぼ毎年春に開かれる核不拡散条約(NPT)に関係する政府会議、毎年10月頃に開催される国連総会第一委員会(軍縮)の活用。それらと並行して開催される平和市長会議、その他のNGO行事への参加。このような機会に開かれるNGOの会議には、「若者フォーラム」といったプログラムも含まれているものが多いので、高校生・大学生を派遣するチャンスともなる。

★アボリション・ジャパンMLの登録方法

メールを受け取りたいアドレスから、
abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp
にメールをお送りください。本文は必要ありません。

7. 核実験や日本の核武装論など内外の事件に反応していく

多くの自治体が行ってきた核実験や未臨界核実験への抗議文の送付は、重要であるとともに有効である。また、政治家の核武装発言や核兵器の使用を容

認する趣旨の発言、あるいは非核三原則の見直しを求める発言などがあったときに非核自治体として批判することも世論形成に大切である。

もちろん、抗議や批判だけではなくて、軍縮に前向きな貢献をした政府に激励のメッセージを送ることも大事だ。タイムリーかつ説得力をもってそうしたアクションをとるためには、背景にある事実情報を理解し、常に情報をアップデートしておくことが必要である。「非核(平和)委員会」がそのような役割を担うことができるだろう。また、自治体の担当部署と事情に精通したNGOとの連絡体制を日頃から緊密にしておくことを勧めたい。

8. 国際的発信を強める

地方自治体として非核化や平和のための取り組みをしたとき、それを当該自治体の市民に知らせるだけではなくて、海外の自治体や市民に知らせるようにしよう。地方議会が決議をあげたとき、首長が声明文や抗議文を出したとき、どんな小さな取り組みでも、それを海外発信することが大切だ。選挙で選ばれた議会や首長の取り組みは、それを支える多くの市民を代表している重みがあり、その重みは私たちが考えている以上に海外で高く評価される。海外の自治体や市民に賛同を広げるだけではなくて、日本そのものに対する国際的信頼を高める役割を果たしている。その意味では、海外発信そのものが具体的な自治体の平和外交になる。

発信には、さまざまな道筋が考えられる。姉妹都市がある場合には、まず姉妹都市に知らせよう。平和市長会議に参加している自治体のリストも利用可能だ。また、核兵器廃絶に関心がある世界中の市民団体が見ている電子メール・リストサービスの「アボリション・コーカス」(**下の囲みに加入方法**)に流すと、市民団体を通して広がって行くだろう。

多くの場合、英語での発信が必要となるが、海外発信の作業を市民団体と自治体が協力を強める契機とすることも可能であろう。

★アボリション・コーカス(英語)の登録方法

メールを受け取りたいアドレスから、
abolition-caucus-subscribe@yahoogroups.comに
メールをお送りください。本文は必要ありません。

9.「北東アジア非核兵器地帯」設立を共通のテーマとする

「北東アジア非核兵器地帯の早期設立を求める」という簡潔な要求を掲げた決議、意見書、宣言を出す非核自治体運動を起こそう。

北東アジア地域における緊張緩和が、この地に住むすべての人々の平和と安全に資することは間違いない。この地域に、核兵器に頼らない、協調的な安全保障の枠組みをつくっていく現実的な一歩として、「北東アジア非核兵器地帯」の設立は、極めて実現性のある構想だ。北朝鮮の核問題をめぐる6か国協議を前進させるためにも、実現に向けた一歩を踏み出すことが重要である。また、「核の傘」に依存する政策をとる日本や韓国から「北東アジア非核兵器地帯」の実現を求める声があがることは、昨今の「核兵器のない世界」に向けた国際気運に対する大きな追い風になる。

「北東アジア非核兵器地帯」を求める声は、広島市、長崎市をはじめ各地の自治体からすでに上がっている。09年の長崎市の平和宣言(資料3－19(311ページ))は、被爆国政府の役割の重要性を強調し、「憲法の不戦と平和の理念を国際社会に広げ、非核三原則を揺るぎない立場とするための法制化と、北朝鮮を組み込んだ『北東アジア非核兵器地帯』の実現の方策に着手すべき」と述べている。また、前述の「日本非核宣言自治体協議会」も、「私たちは、これまでにも核兵器に頼らない安全保障確立のために『北東アジア地域非核兵器地帯』の創設を求めてきた。(オバマ政権誕生による)新しい潮流が北朝鮮に核兵器を廃棄させ、私たちが暮らしている地域から『核兵器のない世界』が実現していくことを心から願う」と訴えた(09年5月19日)。また、埼玉県新座市、奈良県、岩手県などいくつかの自治体で北東アジア非核兵器地帯の実現を求める意見書が採択されている。

自治体による決議、宣言、意見書の文例の一つとしては、日韓NGOが呼びかけた国際署名のテキストがあげられる**(右ページの囲み参照)**。

北東アジアに姉妹都市があるときには、その制度の活動など自治体外交の推進が考えられる。中国や韓国の自治体(あるいは両方)と姉妹提携を結んでいる日本の自治体は462自治体(中国:333自治体、韓国:129自治体)にものぼる(財団法人自治体国際化協会調べ。www.clair.or.jp)。「北東アジア非核兵器地帯」を推進していくためには、中国や韓国の自治体との相互理解の促進が鍵となる。これらの姉妹自治体が、共同事業として両国の戦争体験・被爆体験を聞く会を持ったり、両自治体の若者同士が現実の国際社会の課題について議論するフォーラムを開催したりすることも重要だ。

市民や自治体から日本政府への働きかけには、超党派「核軍縮・不拡散議員連盟」(PNND)や民主党の「核軍縮促進議員連盟」など、議員との協力も必要であろう(キーワード3－14(293ページ))。民主党のマニフェストに「北東アジアの非核化」が盛り込まれていること、また、民主党議連が「北東アジア非核兵器地帯」条約案を発表していることは大きな手がかりとなる。地元選出の議員がこれらの議員グループに参加しているかを、まずはチェックするところから始めてみよう。

<文例>

北東アジアの非核兵器地帯化を支持します

私たちは、北東アジアに非核兵器地帯を設立するための努力を支持します。それは、「核兵器のない世界」に向けた国際的気運を高めるとともに、北東アジア地域の安定と平和を実現するための緊急で時宜を得たイニシャティブです。

北東アジア非核兵器地帯を設立するという目標を掲げることは、現在行われている韓国、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、日本、中国、ロシア、米国による「6か国協議」に新しい積極的な次元をもたらすでしょう。6か国協議が掲げている「朝鮮半島の検証可能な非核化」(6か国共同声明。05年9月19日)という目標がより大きなビジョンの下に置かれるからです。

世界的な核軍縮は、核兵器保有国だけではなく、とりわけ安全保障を核の傘に依存している国を含むすべての国の責務です。そのためには、すべての国が核兵器に依存しない安全保障政策に移行する道を追求する責任があります。北東アジア非核兵器地帯は、日本、韓国など北東アジアの関係国にこのような道筋を提供することになります。

北東アジア非核兵器地帯の現実的な一つの形として「3+3」の枠組みがあります。それは韓国、北朝鮮、日本の3か国が中心となって非核兵器地帯を形成し、近隣核兵器国(中国、ロシア、米国)がこれを支持して安全の保証を与えるというものです。この形は1992年の「朝鮮半島の非核化南北共同宣言」と日本の非核三原則を基礎にできる利点があります。

私たちは、世界中の国政、地方政治にたずさわる政治家の皆さん、市民団体及び個人の皆さんが、北東アジア非核兵器地帯を支持し、その実現のためにともに力を出しあうことを呼びかけます。

(出典:09年に日韓のNGOが呼びかけた国際署名)

15. 非核宣言自治体の現状

【1】都道府県別データ

10年1月1日現在、出典：日本非核宣言自治体協議会ホームページ

（宣言率、会員率は四捨五入した）

都道府県	全自治体数 A	非核宣言自治体数 B	宣言率 B/A	「協議会」会員数 C	会員率 C/B
北海道	180	101	56%	19	19%
青森県	41	22	54%	0	0%
岩手県	35	35	100%	3	9%
宮城県	36	24	67%	2	8%
秋田県	26	26	100%	4	15%
山形県	36	35	97%	4	11%
福島県	60	43	72%	2	5%
茨城県	45	35	78%	10	29%
栃木県	31	30	97%	3	10%
群馬県	37	34	92%	6	18%
埼玉県	71	57	80%	4	7%
千葉県	57	54	95%	10	19%
東京都	63	51	81%	16	31%
神奈川県	34	34	100%	10	29%
新潟県	32	24	75%	7	29%
富山県	16	15	94%	4	27%
石川県	20	20	100%	2	10%
福井県	18	9	50%	0	0%
山梨県	29	29	100%	9	31%
長野県	79	73	92%	6	8%
岐阜県	43	22	51%	2	9%
静岡県	38	25	66%	3	12%
愛知県	61	34	56%	10	29%
三重県	30	30	100%	7	23%
滋賀県	21	21	100%	3	14%
京都府	27	25	93%	2	8%
大阪府	44	44	100%	16	36%
兵庫県	42	33	79%	4	12%
奈良県	40	40	100%	2	5%
和歌山県	31	23	74%	3	13%
鳥取県	20	20	100%	2	10%
島根県	22	14	64%	3	21%
岡山県	28	25	89%	2	8%
広島県	24	24	100%	14	58%
山口県	21	16	76%	0	0%
徳島県	25	25	100%	3	12%
香川県	18	16	89%	1	6%
愛媛県	21	18	86%	1	6%
高知県	35	27	77%	6	22%
福岡県	65	62	95%	13	21%
佐賀県	21	20	95%	2	10%
長崎県	24	24	100%	14	58%
熊本県	48	46	96%	3	7%
大分県	19	19	100%	4	21%
宮崎県	29	28	97%	3	11%
鹿児島県	46	39	85%	1	3%
沖縄県	42	39	93%	16	41%
合計	1,831	1,510	83%	261	17%

【2】非核宣言自治体数の推移

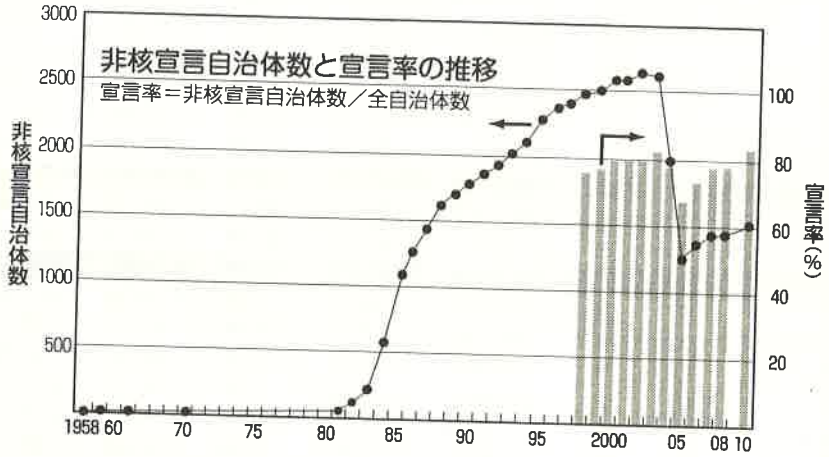

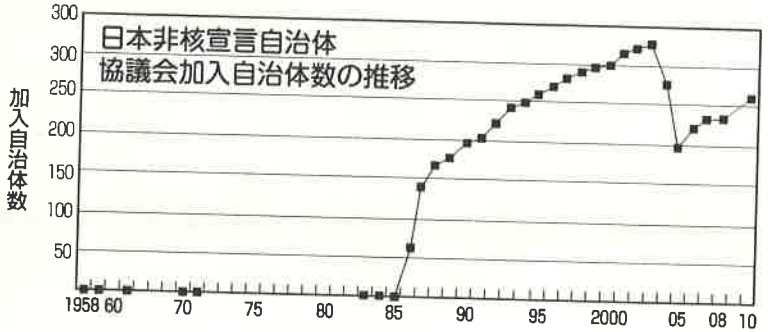

15. 非核宣言自治体の現状

【3】都道府県別面積・人口データ

10年1月1日現在、出典：日本非核宣言自治体協議会ホームページ

都道府県	全自治体数★	非核宣言自治体数★	全人口（人）	宣言自治体人口（人）	宣言自治体人口割合	総面積（km^2）	宣言自治体面積（km^2）	宣言自治体面積割合
北海道	179	100	5,543,556	4,628,205	83.5%	83,456.64	47,243.96	56.6%
青森	40	22	1,417,278	895,852	63.2%	9,644.21	5,351.41	55.5%
岩手	34	34	1,355,205	1,355,205	100.0%	15,278.88	15,278.88	100.0%
宮城	35	23	2,330,898	1,753,863	75.2%	7,285.75	3,827.90	52.5%
秋田	25	25	1,118,735	1,118,735	100.0%	11,636.25	11,636.25	100.0%
山形	35	34	1,185,100	1,045,481	88.2%	9,323.46	8,011.95	85.9%
福島	59	42	2,063,769	1,752,043	84.9%	13,782.75	11,448.80	83.1%
東北地方計	228	180	9,470,985	7,921,179	83.6%	66,951.30	55,555.19	83.0%
茨城	44	34	2,979,639	2,364,140	79.3%	6,095.69	4,452.53	73.0%
栃木	30	30	2,003,954	2,003,954	100.0%	6,408.28	6,408.28	100.0%
群馬	36	33	2,008,842	1,730,214	86.1%	6,363.16	5,775.85	90.8%
埼玉	70	56	7,096,269	6,543,280	92.2%	3,797.25	3,076.20	81.0%
千葉	56	53	6,124,453	6,045,350	98.7%	5,156.60	4,919.93	95.4%
東京	62	51	12,548,258	12,212,172	97.3%	2,187.65	1,726.28	78.9%
神奈川	33	33	8,848,329	8,848,329	100.0%	2,415.84	2,415.84	100.0%
関東地方計	331	290	41,609,744	39,747,439	95.5%	32,424.47	28,774.91	88.7%
新潟	31	24	2,401,803	2,181,635	90.8%	12,583.72	10,962.46	87.1%
富山	15	14	1,101,637	1,044,894	94.8%	4,247.55	3,578.69	84.3%
石川	19	19	1,165,013	1,165,013	100.0%	4,185.55	4,185.55	100.0%
福井	17	8	812,444	674,200	74.0%	4,189.59	2,671.41	63.8%
山梨	28	28	867,122	867,122	100.0%	4,465.37	4,465.37	100.0%
長野	78	72	2,168,926	1,799,291	83.0%	13,562.23	11,685.84	86.2%
岐阜	42	22	2,089,413	1,605,300	76.8%	10,621.17	4,617.56	43.5%
静岡	37	25	3,773,694	2,592,107	68.7%	7,780.37	3,355.56	43.1%
愛知	60	33	7,218,350	5,318,012	73.7%	5,164.58	2,895.11	56.1%
三重	29	29	1,854,050	1,854,050	100.0%	5,777.22	5,777.22	100.0%
中部地方計	356	274	23,452,452	19,101,624	81.4%	72,577.35	54,194.77	74.7%
滋賀	20	20	1,382,321	1,382,321	100.0%	4,017.36	4,017.36	100.0%
京都	26	24	2,555,650	2,424,790	94.9%	4,613.13	4,036.31	87.5%
大阪	43	43	8,676,622	8,676,622	100.0%	1,897.86	1,897.86	100.0%
兵庫	41	33	5,586,254	5,355,079	95.9%	8,395.89	5,849.88	69.7%
奈良	39	39	1,414,970	1,414,970	100.0%	3,691.09	3,691.09	100.0%
和歌山	30	22	1,038,729	803,314	77.3%	4,726.29	3,275.03	69.3%
近畿地方計	199	181	20,654,546	20,057,096	97.1%	27,341.62	22,767.53	83.3%
鳥取	19	19	598,485	598,485	100.0%	3,507.26	3,507.26	100.0%
島根	21	13	727,793	649,051	89.2%	6,707.86	4,941.62	73.7%

都道府県	全自治体数★	非核宣言自治体数★	全人口（人）	宣言自治体人口（人）	宣言自治体人口割合	総面積（km^2）	宣言自治体面積（km^2）	宣言自治体面積割合
岡山	27	24	1,943,864	1,872,010	96.3%	7,113.21	6,604.17	92.8%
広島	23	23	2,859,300	2,859,300	100.0%	8,479.26	8,479.26	100.0%
山口	20	15	1,471,715	1,407,197	95.6%	6,113.89	5,059.05	82.7%
中国地方計	110	94	7,601,157	7,386,043	97.2%	31,921.48	28,591.36	89.6%
徳島	24	24	800,825	800,825	100.0%	4,146.59	4,146.59	100.0%
香川	17	15	1,016,540	970,408	95.5%	1,876.52	1,572.52	83.8%
愛媛	20	17	1,464,307	1,389,895	94.9%	5,677.98	5,031.21	88.6%
高知	34	26	777,080	653,917	84.2%	7,105.15	4,418.81	62.2%
四国地方計	95	82	4,058,752	3,815,045	94.0%	18,806.24	15,169.13	80.7%
福岡	64	61	5,031,870	3,538,231	70.3%	4,976.99	4,382.33	88.1%
佐賀	20	19	862,156	835,412	96.9%	2,439.60	2,387.71	97.9%
長崎	23	23	1,458,404	1,458,404	100.0%	4,104.90	4,104.90	100.0%
熊本	47	45	1,839,309	1,762,719	95.8%	7,405.84	6,561.34	88.6%
大分	18	18	1,211,042	1,211,042	100.0%	6,339.55	6,339.55	100.0%
宮崎	28	27	1,155,844	1,096,009	94.8%	7,734.81	7,198.69	93.1%
鹿児島	45	38	1,728,554	1,551,621	89.8%	9,188.70	7,258.15	79.0%
九州地方計	245	231	13,287,179	11,453,438	86.2%	42,190.39	38,232.67	90.6%
沖縄	41	38	1,397,812	1,360,441	97.3%	2,275.94	2,156.41	94.7%
全国合計	1743	1432	125,678,371	114,110,069	90.8%	343,748.01	261,938.16	76.2%

日本非核宣言自治体協議会のデータをもとにピースデポ作成。
★都道府県全体として宣言を行っているものを抜いているため、データシート 15【1】の数値と異なる。

16. 日本国内の「平和市長会議」加盟自治体

下線は「日本非核宣言自治体協議会」の加盟自治体
※印は非核宣言を行っていない自治体
（ ）は、都道府県ごとの自治体数。

◆北海道（49）
札幌市
赤平市
旭川市
芦別市※
網走市
石狩市
歌志内市
小樽市
帯広市
北広島市
釧路市
士別市
登別市
函館市
美唄市
富良野市
足寄町
池田町
今金町
置戸町
音更町
上川町
上士幌町
喜茂別町
釧路町
倶知安町
訓子府町※
黒松内町
剣淵町※
清水町
新得町
知内町※
大樹町
津別町
洞爺湖町
苫前町※
豊浦町※
羽幌町
広尾町
別海町
本別町
幕別町
芽室町
八雲町
湧別町※
余市町
蘭越町
初山別村※
鶴居村

◆青森県（3）
青森市
黒石市
十和田市

◆秋田県（11）
秋田市
大館市
潟上市
北秋田市
仙北市
大仙市
湯沢市
由利本荘市
横手市
藤里町
東成瀬村

◆岩手県（7）
盛岡市
大船渡市
釜石市
二戸市
陸前高田市
金ヶ崎町
平泉町

◆山形県（8）
山形市
尾花沢市
酒田市
新庄市
天童市
村山市
米沢市
庄内町

◆宮城県（5）
石巻市
角田市
色麻町
大和町
美里町

◆福島県（16）
会津若松市
喜多方市
白河市※
本宮市※
南相馬市
二本松市
会津坂下町
会津美里町※
金山町
国見町※
三島町
柳津町
矢吹町
矢祭町※
大玉村
昭和村

◆新潟県（17）
新潟市
阿賀野市※
魚沼市
小千谷市
加茂市
五泉市
三条市
新発田市
上越市
胎内市
十日町市
長岡市
南魚沼市
妙高市
村上市
聖籠町
津南町

◆富山県（6）
富山市
射水市
魚津市
朝日町
立山町
入善町

◆石川県（3）
金沢市
内灘町
野々市町

◆福井県（8）
福井市
越前市
小浜市
敦賀市
おおい町※
高浜町※
美浜町※
若狭町※

◆長野県（27）
長野市
安曇野市※
伊那市
上田市
駒ヶ根市
塩尻市
須坂市
千曲市
松本市
東御市※
軽井沢町
下諏訪町
高森町
南木曽町
箕輪町
宮田村
波田町
山ノ内町
小谷村
川上村
木島平村
中川村
白馬村
松川村
南相木村
南箕輪村
山形村

◆東京都（14）
新宿区
江戸川区
中央区
青梅市
清瀬市
小金井市
国分寺市
狛江市
西東京市
町田市
三鷹市
武蔵野市
新島村※
檜原村※

◆神奈川県（10）
綾瀬市
伊勢原市
小田原市
秦野市
逗子市
平塚市
藤沢市
南足柄市
大和市
箱根町

◆埼玉県（27）
さいたま市
桶川市
春日部市
川口市
川越市
北本市
行田市
熊谷市
鴻巣市
幸手市
草加市
所沢市
戸田市
鳩ヶ谷市
羽生市
深谷市
富士見市
ふじみ野市※
本庄市
蕨市
越生町※
菖蒲町
杉戸町
鳩山町※
皆野町
三芳町
横瀬町

◆千葉県（27）
千葉市
我孫子市
いすみ市
市川市
浦安市
柏市
香取市
鎌ヶ谷市
佐倉市
山武市
白井市
匝瑳市
袖ヶ浦市
銚子市
富里市
流山市
成田市
野田市
松戸市
八街市
四街道市
一宮町
大網白里町
御宿町
酒々井町
横芝光町
長生村

◆茨城県（18）
水戸市
牛久市
鹿嶋市
神栖市
北茨城市
下妻市
つくば市
土浦市
取手市
坂東市
古河市
那珂市
常陸太田市
鉾田市
守谷市
結城市
龍ヶ崎市
東海村

◆栃木県（9）
足利市
鹿沼市
下野市
日光市
真岡市
大平町
都賀町
芳賀町
壬生町

◆群馬県（10）
前橋市
伊勢崎市
桐生市
館林市
高崎市
沼田市
藤岡市
みどり市
下仁田町
昭和村

◆山梨県（13）
甲府市
甲斐市
甲州市
中央市
韮崎市
笛吹市
富士吉田市
北杜市
南アルプス市
山梨市
鳴沢村
西桂町
富士河口湖町

◆静岡県（14）
静岡市
熱海市
伊豆の国市
伊東市
磐田市
掛川市
島田市※
下田市
沼津市
藤枝市
富士市
富士宮市
三島市
焼津市

◆愛知県（10）
犬山市
岩倉市
豊橋市
半田市
蟹江町
武豊町
豊山町
東浦町
扶桑町
飛島村

◆岐阜県（5）
関市
多治見市
土岐市
瑞浪市
七宗町※

◆三重県（11）
津市
伊賀市
伊勢市
熊野市
桑名市
志摩市
鈴鹿市
鳥羽市
名張市
松阪市
東員町

◆滋賀県（17）
大津市
草津市
甲賀市
湖南市
高島市
長浜市
東近江市
彦根市
米原市
野洲市
愛荘町
安土町
甲良町
多賀町
豊郷町
日野町
竜王町

◆京都府（9）
京都市
宇治市
長岡京市
福知山市
向日市
宮津市
大山崎町
京丹波町
久御山町

◆大阪府（15）
大阪市
和泉市
大阪狭山市
岸和田市
堺市
吹田市
摂津市
豊中市
富田林市
羽曳野市
東大阪市
枚方市
松原市
箕面市
河南町

◆奈良県（14）
奈良市
生駒市
香芝市
橿原市
葛城市
五条市
御所市
桜井市
天理市
大和郡山市
大和高田市
斑鳩町
広陵町
平群町

◆和歌山県（6）
新宮市※
田辺市※
上富田町
白浜町
すさみ町
太地町

◆兵庫県（14）
神戸市
相生市
宍粟市※
赤穂市
宝塚市
姫路市
市川町
加古川市
香美町※
神河町※
新温泉町
多可町※
播磨町
福崎町

◆岡山県（3）
岡山市
倉敷市
総社市

◆広島県（23）
広島市
安芸高田市
江田島市
大竹市
尾道市
庄原市
呉市
竹原市
廿日市市
東広島市
福山市
府中市
三原市
三次市
安芸太田町
大崎上島町
海田町
北広島町
神石高原町
熊野町
坂町
世羅町
府中町

◆山口県（16）
山口市
岩国市
宇部市
下松市
下関市
周南市
長門市
萩市
光市
防府市
柳井市
上関町
周防大島町※
田布施町
平生町
和木町

◆鳥取県（4）
鳥取市
倉吉市
境港市
米子市

◆島根県（6）
雲南市
江津市
浜田市
安来市※
川本町※
東出雲町

◆徳島県（5）
阿南市
阿波市
三好市
石井町
神山町

◆香川県（2）
高松市
さぬき市

◆愛媛県（14）
松山市
今治市
伊予市
宇和島市
大洲市
西条市
四国中央市
東温市
新居浜市
八幡浜市
鬼北町
久万高原町
松前町
松野町

◆高知県（12）
高知市
安芸市
香美市
香南市
四万十市※
宿毛市
土佐清水市
大月町
越知町
奈半利町※
本山町
日高村

◆福岡県（33）
飯塚市
うきは市
小郡市
大牟田市
嘉麻市
北九州市
久留米市
古賀市
田川市
太宰府市
筑後市
筑紫野市
中間市
直方市
福津市
豊前市
宮若市
八女市
行橋市
芦屋町
糸田町
宇美町
岡垣町
遠賀町
粕屋町
川崎町
桂川町
篠栗町
須恵町
築上町
筑前町
福智町
水巻町

◆佐賀県（5）
嬉野市
鹿島市
多久市
武雄市
鳥栖市

◆長崎県（20）
長崎市
壱岐市
諫早市
雲仙市
大村市
五島市
西海市
島原市
対馬市
平戸市
松浦市
南島原市
小値賀町
新上五島町
川棚町
佐々町
時津町
長与町
波佐見町
東彼杵町

◆大分県（14）
大分市
宇佐市
臼杵市
杵築市
国東市
佐伯市
竹田市
津久見市
日田市
豊後大野市
豊後高田市
別府市
由布市
日出町

◆熊本県（24）
熊本市
阿蘇市
天草市
荒尾市
宇城市
宇土市
上天草市
菊池市
合志市
人吉市
水俣市
山鹿市※
小国町
高森町
多良木町
南小国町
湯前町
御船町
苓北町
相良村
球磨村
西原村
南阿蘇村
山江村

◆宮崎県（11）
宮崎市
えびの市
串間市
小林市
日南市
延岡市
日向市
都城市
高原町
野尻町
日之影町

◆鹿児島県（6）
鹿児島市
出水市
いちき串木野市
霧島市
枕崎市
和泊町

◆沖縄県（11）
沖縄市
石垣市
うるま市
宜野湾市
豊見城市
那覇市
北谷町
南風原町
西原町
粟国村
東村

合計：612自治体

平和市長会議のデータは2010年3月1日現在。日本非核宣言自治体協議会のデータは2010年1月1日現在。宣言の有無については、一部ピースデポの調査によるアップデートを含む。

17. 非核宣言自治体の活動と事業

以下は、日本の非核宣言自治体がこれまでとり組んだ主要な活動や事業を分類整理したものである。すべてが網羅されているわけではない。他にユニークなとり組みをご存知の方は、編集部にご一報いただければ幸いである。

1. 宣言や条例の制定

●宣言

(手続きにより3種類のものがある)

①首長提案、議会決議のもの、

②市民または議員提案・議会決議のもの、

③再度の宣言を議会が決議したもの。

(内容)核兵器の廃絶と恒久平和を訴える、非核港湾を訴える、放射性物質等の持ち込みや原子力関連施設の立地を拒否する、など。

●条例

(内容によりほぼ3種類に分類できる)

・非核平和条例(核兵器の通過などを具体的に禁止している。市民や市長の不断の努力を規定し、企画の段階からの市民参加を明文化している)

・平和条例(平和行政、予算化などを明記)

・平和基金条例(億単位の基金を制定し、利息による平和事業の実施、募金の拡大をめざす)

2. 首長・議長の抗議や要請行動

・核爆発実験に対する抗議文の持参・送付

・未臨界核実験に対する中止要請文、抗議の持参・送付

・NPT再検討会議への参加と要請。

3. 議会の決議など

・非核三原則の堅持を求める意見書

・ミサイル発射実験、核爆発実験に抗議する決議

・包括的核実験禁止条約(CTBT)の制定を求める意見書

・非核法の制定を求める意見書

・核兵器禁止の国際条約の制定を求める決議

・核兵器搭載艦船の入港を認めない港湾条例を求める決議

・プルトニウム輸送の情報公開を求める意見書

・高速増殖炉「もんじゅ」の安全管理に関する意見書

・核燃料再処理事故に関する意見書

4. 市民への情報発信

・宣言文の掲示(プレート、垂幕、碑など)

・図書館での平和関連図書コーナーの設置

・ホームページ、広報誌、ローカル誌、ケーブルテレビを使った情報発信

・市民キャンペーン(祭りなど市民の集まるところで広報活動)

・平和の映画ビデオや図書の貸出

5. 啓発プログラムの強化

・平和に関する各種講演会・セミナー、被爆体験・戦争体験を聞く会、戦時中の食事体験講座、原爆パネル・資料展(海外含む)、移動原爆展、映画会、朗読劇、コンサート、書道展、ミュージカルなど

・平和啓発ステッカーの公用車への貼り付け

・無料電車「平和号」の運行

・啓発用品の市民・公共施設への配布(パンフレット、カレンダー、花の種、文具、カードなど)

・平和副読本の作成、平和マップの作成、マンガの発行、日本国憲法の冊子作成と配布

・戦争体験の証言集・ビデオ・絵の作成

・国内ジャーナリスト研修

・被爆クスノキ二世植樹

・平和記念館の開設

・広報誌、市内ケーブルテレビ、FMラジオでの平和特集

・平和の灯火

6. 情報収集・管理

・平和資料館、展示室、資料コーナーの運営。企画展などの実施

・平和関連資料(海外のものも含む)の収集・貸出

7. フィールドワーク

・市民(子ども、若者、親子、留学生を含む)、自治体職員、議員の広島・長崎・沖縄への派遣

・戦跡、米軍基地、平和資料館・美術館・博物館などの見学ツアー

・他の非核自治体協議会や海外の姉妹都市との市民交流

8. 市民参加

・平和標語・作文コンクール、平和の絵、メッセージ募集

・折り鶴コーナーの設置、千羽鶴の作成

・平和基金の募金活動

・スポーツ大会の開催

・平和ボランティアの募集、育成、派遣

・平和へのメッセージの募集

9. 市民との協力事業、および支援

・市民団体・文化団体との共催事業(国際会議、平和のつどい、講演会、映画会、コンサート、原爆展、スポーツなど)

・市民団体への補助金の交付、事業費の一部負担

・市民団体への事業委託

・市民海外インターンシップ制度補助金

10. 被爆者支援

・見舞金、助成金等の支給

・栄養食品の支給

・被爆者団体への育成補助

11. 記念式典

・黙祷の実施、半旗の掲揚

・平和記念式、戦没者追悼式、慰霊祭

・平和の鐘の打鐘

・原爆死没者サイレンの吹鳴

用語の説明

●イージス・システム
洋上防空能力など艦船防御能力を備えた艦上戦闘システム。レーダーやソナーを利用して複数の目標に関する情報を同時に処理し、誘導ミサイルなどを用いてそれらを同時攻撃できる。近年では、弾道ミサイルに対する迎撃能力を備えたミサイルSM3が組み込まれるようになってきている。「イージス」はギリシャ神話の神の盾。

●核態勢見直し(NPR)(米)
(Nuclear Posture Review)
米議会が核政策の包括的な再検討のために作成を求める文書。米国防総省が作成する。これまで、94年(クリントン政権)と02年(ブッシュ政権、作成されたのが01年末なので01年NPRと呼ぶこともある)の2回出されている。「2008会計年国防認可法」によって09年12月までに新たなNPRを策定することが要求されていたが、発表は10年4月6日であった。

●オスロ・プロセス
クラスター弾の全面禁止条約締結を目指した条約案交渉プロセス。国連や赤十字委員会、NGO「クラスター弾連合(CMC)」などの働きかけが後押しとなり、07年2月、ノルウェーなど49か国が「オスロ宣言」を採択して条約交渉が始まった。対人地雷禁止条約の成立プロセスをオタワ・プロセスというのと同じように、同志国家とNGOが国連システムの外でクラスター弾禁止条約を成立させたプロセスをこう呼ぶ。

●核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)
(Parliamentarians for Nuclear Non-proliferation and Disarmament)
国際NGO「中堅国家構想」(MPI)の提唱で2001年に創設された、核軍縮を目指す国際的な議員集団。10年3月現在、75か国から700人以上の議員が参加している。なかでも日本、ニュージーランド、ベルギー、カナダ、ドイツは多数の議員を送り出している。PNND日本は02年7月に結成され、現在は48人が参加。

●核燃料サイクル
ウラン鉱石の採掘から核燃料の製造までの過程、原子炉で核燃料を燃焼する過程、使用済み核燃料を再処理したり、処分したりする過程の全過程をさす。再処理過程を含むかどうかでサイクルの様相は大きく異なる。⇒使用済み核燃料再処理。

●カットオフ条約
兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)のこと。核兵器の材料となる高濃縮ウランやプルトニウムの生産を禁止することが目的。

●クラスター弾
「クラスター」は英語で、「ふさ」や「群れ」などの意。親爆弾に数個～2000個程の子爆弾が詰め込まれており、爆撃機から投下されると、数100メートルの広範囲に飛び散る。旧式のものでは不発率が数10%に上り、戦闘終了後も一般市民への被害が及び続けるため、「無差別的殺傷兵器」、「第2の地雷」として問題とされてきた。34か国が製造し、85か国が保有してきたと伝えられる。自衛隊も保有してきたが、09年7月に「禁止法」が成立した。

●核供給国グループ(NSG)
核兵器に転用可能な物資、燃料、技術などの輸出規制を目的とする国際グループ。74年のインドによる核実験を受けて翌75年にできた。現在46か国が加盟。

●国連総会第1委員会
国連総会に付属する6つの委員会のうちのひとつで、主に、軍縮・国際安全保障問題を取り扱う。通常は、10月から4～5週間にわたって開催される。

●集団的自衛権
自国が攻撃を受けていなくても、同盟国が攻撃された場合にその同盟国に対して援助をし、共同で防衛する権利。国連憲章第51条は、国連加盟国に対して武力攻撃が行われた際、安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間、加盟国が個別的・集団的自衛権を行使する権利を認めている。しかし、日本政府は、集団的自衛権の行使は憲法上認められないとの立場をとっている。

●ジュネーブ軍縮会議(あるいは単に軍縮会議)(CD)
(Conference on Disarmament)
現在65か国で構成される、唯一の多国間の軍縮問題交渉機関。事務局長は国連総会によって指名されるが、厳密には国連の付属組織ではない。1960年の「10か国軍縮委員会」(東西5か国ずつで構成)を起源とし、CDの名前になったのは1984年である。日本の加盟は1969年。前身も含めると、NPTやCTBTなどがCDで作成・採択された。全会一致の決定方式をとっている。

●消極的安全保証(NSA)
(Negative Security Assurance)
非核兵器国に対して核兵器を使用しないと約束することによって、安全の保証を提供すること。核保有5か国(米・ロ・英・仏・中)は、国連安保理決議984(95年4月11日採択)によって一方的にNSAを宣言しているが、非核兵器国側は、法的拘束力のあるNSAを求めている。非核地帯条約のNSA議定書に核保有国が署名・批准している場合には、地帯内の非核国に対してNSAは法的拘束力を持つ。

●使用済み核燃料再処理
原子炉で燃やした後の使用済み核燃料から、ウランやプルトニウムを分離、回収する作業のこと。使用価値のない核分裂生成物等が出てくるため、これらを高レベル放射性廃棄物、低レベル放射性廃棄物に分離した上で処分・埋設する。

●新アジェンダ連合(NAC)
(New Agenda Coalition)
ブラジル・エジプト・アイルランド・メキシコ・ニュージーランド・南アフリカ・スウェーデンの7か国から成る核軍縮推進派の国家連合(設立時はスロベニアを含む)。1998年に「核兵器のない世界へ:新アジェンダの必要性」という共同宣言を発したことから、この名で呼ばれている。

●戦略兵器削減条約(START)
(Strategic Arms Reduction Treaty)
米国とソ連(当時)が91年7月に署名。94年12月に発効。09年12月5日に期限満了をもって失効。初めての米ソ間の戦略核兵器削減条約であった。条約において運搬手段や核弾頭の数え方を厳密に定義し、その上限を定め削減を義務づけた。また条約には広範かつ複雑な監視・検証メカニズムが規定された。01年12月、米ロ両国はこれらの削減義務の履行完了を宣言。

●弾道ミサイル防衛(BMD)システム
敵国などからの弾道ミサイルを迎撃するシステム。迎撃の起点(陸上、海上、空中、大気圏外)、迎撃対象の飛行段階(初期の噴射、中間、終末)、迎撃の手段(運動エネルギー、指向性エネルギー)などの組み合わせによって、様々な種類のシステムがある。

●日米安全保障協議委員会(SCC)
(Security Consultative Committee)
日米安保条約第4条を根拠とし、1960年に設置された。当初、日本側の構成員が外務大臣と防衛庁長官、米国側の構成員が駐日米大使と太平洋軍司令官であった。しかし、1990年に米側の構成員が国務長官と国防長官に格上げされ、日本側は後に防衛

庁長官ではなく防衛大臣となった。しばしば「2+2」(ツー・プラス・ツー)と呼ばれるようになった。

●濃縮ウランと劣化ウラン

天然ウランにはウラン238が約99.3%、ウラン235が約0.7%含まれている。ウラン235は核分裂性であり、核燃料や兵器に用いられる。ウラン235の割合を0.7%以上に高めたものを濃縮ウランという。ウラン235の含有量が20%より低いものを低濃縮ウラン(LEU)、高いものを高濃縮ウラン(HEU)、90%を超えるものを兵器級ウランと呼ぶ。軽水型発電炉の燃料は3~5%の低濃縮ウランである。一方、濃縮の結果、ウラン235含有量が天然ウランより減った残余を劣化ウランという。劣化ウランは、密度と硬度が高く、安価であることを利用して「ウラン弾」に用いられる。劣化ウランの放射能は天然ウランの約60%に減っているにすぎない。

●非核兵器地帯(NWFZ)

一定の地理的範囲内において核兵器が排除された状態を創り出すことを目的とした、国際法上の制度のことをいう。地帯内において、核兵器の開発・実験・製造・生産・取得・所有・貯蔵・輸送・配備などが禁止される。これに加え、地帯内において核兵器による攻撃やその威嚇を行わないとの核兵器国による約束(すなわち、消極的安全保証)を議定書の形で定めるのが通例である。

●IAEA追加議定書

国際原子力機関(IAEA)と保障措置協定締結国との間で追加的に締結される議定書のことであり、既存の保障措置よりも強化された措置が盛り込まれている。原子力施設内の全ての建物や活動がIAEAに対する申告の対象になり、さらに、未申告の施設や活動に対しても、直前の通告による追加的な査察(いわゆる「抜き打ち」査察)が認められている。1997年5月のIAEA特別理事会でモデル追加議定書が採択されている。10年3月3日現在、128か国が署名、95か国が批准済み。米国は09年1月6日になってようやく批准。

●NPT再検討会議

核不拡散条約(NPT)第8条3項に従って、NPTの運用状況を点検するために5年に一度NPT加盟国が開く会議。1975年から2005年までの計7回開かれている。再検討会議は、本会議に加えて、第1主要委員会(核軍縮関連)、第2主要委員会(保障措置・非核兵器地帯関連)、第3主要委員会(原子力平和利用関連)に分かれる。なお、最近では、再検討会議に先立つ3年の間、準備委員会が毎年開催されている。

●PAC3
(Patriot Advanced Capability 3)

改良型パトリオットミサイル。短・中距離弾道ミサイルを陸上から迎撃するシステムで、弾道ミサイルのターミナル(終末)段階において撃ち落とす。PAC3が防御できるのは、それが配備された地点の半径数10キロ程度とされる。

●SM3 (Standard Missile 3)

イージス艦に搭載され、短・中距離弾道ミサイルを迎撃するミサイル。弾道ミサイルのミッドコース(中間飛行)段階において撃ち落とす。

●4年ごとの国防見直し(QDR)
(Quadrennial Defense Review)

米国防総省が議会からの要求によって4年ごとに提出する国防政策見直しのための文書。国防戦略や戦力構成、戦力の近代化、インフラ、予算などについて、包括的な再検討が行われる。97年、01年、06年と作成され、10年2月1日に発表されたQDRで4本目となる。

略語集

ABM	対弾道ミサイル Anti-Ballistic Missile
ASAT	対衛星 (兵器) Anti-Satellite (Weapons)
CD	ジュネーブ軍縮会議 Geneva Conference on Disarmament
CTBT	包括的核実験禁止条約 Comprehensive Test Ban Treaty
CTBTO	包括的核実験禁止条約機関 Comprehensive Test Ban Treaty Organization
DEIS	環境影響評価書案 Draft Environmental Impact Assessment
DOD	(米) 国防総省 Department of Defense
DOE	(米) エネルギー省 Department of Energy
DPRK	朝鮮民主主義人民共和国 Democratic People's Republic of Korea
DU	劣化ウラン Depleted Uranium
EU	欧州連合 European Union
FMCT	兵器用核分裂性物質生産禁止条約、またはカットオフ条約 Fissile Material Cut-off Treaty
GDP	国内総生産 Gross Domestic Product
GMD	地上配備中間飛行段階 Ground-Based Midcourse Defense
GPS	全地球測位システム Global Positioning System
IAEA	国際原子力機関 International Atomic Energy Agency
ICAO	国際民間航空機関 International Civil Aviation Organization
ICBM	大陸間弾道ミサイル Inter-Continental Ballistic Missile
ICJ	国際司法裁判所 International Court of Justice
ICNND	核不拡散・核軍縮に関する国際委員会 International Commission on Nuclear Non-Proliferation and Disarmament
IMS	国際監視システム・ネットワーク International Monitoring System
IPU	列国議会同盟 Inter-Parliamentary Union
JDAM	統合直接攻撃弾 Joint Direct Attack Munition
LEP	寿命延長計画 Life Extension Program
MD	ミサイル防衛 Missile Defense
MDA	(米) ミサイル防衛庁 Missile Defense Agency
MLRS	多連装ロケットシステム Multiple Launch Rocket System
MOX	ウラン・プルトニウム混合酸化物 Mixed (uranium and plutonium) Oxide
MPI	中堅国家構想 Middle Powers Initiative
NAC	新アジェンダ連合 New Agenda Coalition
NAM	非同盟運動 (諸国) Non-Aligned Movement
NATO	北大西洋条約機構 North Atlantic Treaty Organization
NCND	肯定も否定もしない Neither Confirm Nor Deny
NIE	国家情報評価 National Intelligence Estimate
NNSA	(米) 国家核安全保障管理局 National Nuclear Security ~~Agency~~ Administration

NORAD 北米航空宇宙防衛司令部
North American Aerospace Defense Command

NPR 核態勢見直し
Nuclear Posture Review

NPT 核不拡散条約
Nuclear Non-Proliferation Treaty/ Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons

NSA 消極的安全保証
Negative Security Assurance

NSG 核供給国グループ
Nuclear Suppliers Group

NWC 核兵器禁止条約
Nuclear Weapons Convention

NWC 核兵器評議会
Nuclear Weapons Council

PAC3 改良型パトリオットミサイル3
Patriot Advanced Capability 3

PACOM (米) 太平洋軍
Pacific Command

PAROS 宇宙における軍備競争の防止
Prevention of Arms Race in Outer Space

PGA 地球規模問題に取り組む国際議員連盟
Parliamentarians for Global Action

PNND 核軍縮・不拡散議員連盟
Parliamentarians for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament

QDR 4年ごとの国防見直し
Quadrennial Defense Review

RMA 軍事における革命
Revolution in Military Affairs

RRW 信頼性代替弾頭
Reliable Replacement Warhead

SACO 沖縄に関する特別行動委員会
Special Action Committee on Okinawa

SLBM 潜水艦発射弾道ミサイル
Submarine-Launched Ballistic Missile

SLV 宇宙発射体
Space Launch Vehicle

SM3 スタンダード・ミサイル3
Standard Missile 3

SOFA 地位協定
Status of Forces Agreement

SORT 戦略攻撃力削減条約
Strategic Offensive Reduction Treaty

SPR 宇宙態勢見直し
Space Posture Review

SST テロ支援国家
State Sponsor of Terrorism

START 戦略兵器削減交渉(あるいは条約)
Strategic Arms Reduction Talks (Treaty)

TWEA 敵性国家貿易法
Trading with the Enemy Act

UNEP 国連環境計画
United Nations Environment Program

WHO 世界保健機構
World Health Organization

資料

1. 基礎資料
2. 特集資料
「核兵器のない世界」への気運の高まり
3. その他の資料

(翻訳責任は、特に断りのない限りピースデポにある。)

資料
目次

1.基礎資料

1−1　核不拡散条約(NPT)第6条　224
1−2　国連憲章第7章第39〜42条　224
1−3　国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見(96年7月8日)　225
1−4　2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(00年5月19日)　226
1−5　キッシンジャーらの「核兵器のない世界」提言(07年1月4日)　228
1−6　日本国憲法前文・第9条　231
1−7　日米安全保障条約第5条・第6条　232
1−8　日本の核基本政策(68年1月30日)　232
1−9　日朝平壌宣言(02年9月17日)　233
1−10　9.19 6か国協議共同声明(05年9月19日)　234
1−11　核兵器・核軍縮年表(1945年〜2009年)　235

2.特集資料:「核兵器のない世界」への気運の高まり

2−1　潘基文国連事務総長の5項目提案(08年10月24日)　237
2−2　オバマ・バイデン・アジェンダ(09年1月21日)　240
2−3　START後継交渉に関する米ロ共同声明(09年4月1日)　243
2−4　オバマ・メドベージェフ米ロ共同声明(09年4月1日)　243
2−5　オバマ米大統領・プラハ演説(09年4月5日)　246
2−6　米ロSTART(戦略兵器削減条約)共同了解(09年7月6日)　250
2−7　国連安保理・核軍縮サミット決議(09年9月24日)　251
2−8　英・元将軍の声明(09年1月16日)　253
2−9　ドイツ元高官の声明(09年1月9日)　254
2−10　ICNND(核不拡散・核軍縮に関する国際委員会)の勧告(09年12月15日)　257
2−11　ICNNDの2010年NPT再検討会議への核軍縮指針(09年12月15日)　266
2−12　岡田外相から米国務長官・国防長官への書簡(09年12月24日)　268

3.その他の資料

3−1　第64回国連総会・新アジェンダ連合決議(09年12月2日)　269
3−2　第64回国連総会・日本決議(09年12月2日)　270
3−3　フランス新国防白書(08年6月17日)　273
3−4　米エネルギー長官、国防長官の声明(08年9月)　275
3−5　英国政策情報文書(09年2月4日)　277
3−6　メドベージェフ・ロ大統領のヘルシンキ演説(09年4月20日)　279
3−7　ドイツ連立政権政策協定(09年10月26日)　281
3−8　国連安保理イラン制裁決議1803(08年3月3日)　282
3−9　インドとの核協力に関するNSG声明(08年9月6日)　285
3−10　米印核協力承認・不拡散促進法(08年10月8日)　286
3−11　第6回6か国協議首席代表者会議プレスコミュニケ(08年7月12日)　289
3−12　米報道発表:非核化検証方法についての米朝合意(08年10月11日)　290
3−13　国連安保理北朝鮮制裁決議1874(09年6月12日)　291
3−14　民主党核軍縮議連「北東アジア非核兵器地帯条約(案)」(08年8月8日)　293
3−15　モデル北東アジア非核兵器地帯条約(案)(草案5)(08年12月13日)　298
3−16　沖縄海兵隊グアム移転に関する日米協定(09年5月19日)　306
3−17　宇宙基本法(08年8月27日)　307
3−18　海賊行為の処罰・対処に関する法律(09年7月24日)　309
3−19　広島・長崎の2009年平和宣言　311

※2009−10年版に掲載されていない旧版の資料一覧は、ピースデポのホームページに掲載。
www.peacedepot.org

1.基礎資料

資料1－1　核不拡散条約(NPT)　第6条

採択　1968年7月1日
発効　1970年3月5日

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

資料1－2　国連憲章第7章　第39～42条

(国連広報センター訳)

第7章　平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動(抜粋)

第39条
安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条及び第42条に従っていかなる措置をとるかを決定する。

第40条
事態の悪化を防ぐため、第39条の規定により勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従うように関係当事者に要請することができる。この暫定措置は、関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない。安全保障理事会は、関係当時者がこの暫定措置に従わなかったときは、そのことに妥当な考慮を払わなければならない。

第41条
安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。

第42条
安全保障理事会は、第41条に定める措置では不充分であろうと認め、又は不充分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

(以下略)

資料1－3　国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見

(抜粋)
1996年7月8日

99.このような状況のもとで、核不拡散条約第6条の「誠実に核軍縮交渉をおこなう義務」という認識がきわめて重要であると、本法廷は考える。この条項は以下のように述べている。

> 「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」

この義務の法的重要性は、単なる行為の義務という重要性をこえたものである。すなわちここで問題となる義務とは、あらゆる分野における核軍縮という正確な結果を、誠実な交渉の追求という特定の行為をとることによって達成する義務である。

100.交渉を追求しかつ公式に達成するというこの二重の義務は、核不拡散条約に参加する182カ国、いい換えれば国際社会の圧倒的多数にかかわるものである。

さらに、核軍縮に関する国連総会決議がくり返し全会一致で採択されてきたとき、事実上国際社会全体がそれに関与してきたのである。実際、全面的かつ完全な軍縮、とくに核軍縮の現実的な追求には、すべての国家の協力が必要である。

105.これらの理由により、裁判所は、(1)勧告的意見の要請に従うことを決定する。
(2)総会の諮問に次の方法で答える。(13票対1票)

A　核兵器の威嚇または使用のいかなる特別の権限も、慣習国際法上も条約国際法上も存在しない。(全会一致)

B　核兵器それ自体の威嚇または使用のいかなる包括的または普遍的禁止も、慣習国際法上も条約国際法上も、存在しない。(11票対3票)

C　国連憲章2条4項に違反し、かつ、その51条のすべての要請を満たしていない、核兵器による武力の威嚇または武力の行使は、違法である。(全会一致)

D　核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の要請とくに国際人道法の原則および規制の要請、ならびに、核兵器を明示的にとり扱う条約および他の約束の特別の義務と、両立するものでなければならない。(全会一致)

E　上述の要請から、核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。しかしながら、国際法の現状および裁判所の有する事実の諸要素を勘案して、裁判所は、核兵器の威嚇または使用が、国家の存亡そのものがかかった自衛の極端な事情のもとで、合法であるか違法であるかをはっきりと結論しえない。(7票対7票、裁判所長のキャスティング・ボート)

F　厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在する。(全会一致)

www.icj-cij.org/docket/files/93/7407.pdf

資料1－4　2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目

2000年5月19日、NPT/CONF. 2000/28

<第Ⅰ巻>
第1部
「1995年のNPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討/強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」
第2部
「会議の組織と作業」
<第Ⅱ巻>
第3部
「会議で出された文書」
<第Ⅱ巻>
第4部「概略の記録」

第1部の内容
(条文ごとに、過去5年間の評価と将来の課題とが混在して記載されている。)
■「1995NPT再検討・延長会議における決定と決議を考慮に入れた、条約運用の再検討」
●第1、2条および前文第1節から3節―(全11節)
●第3条および前文第4、5節。とりわけ第4条および前文第6、7節との関係で。―(全56節)
●第4条および前文第6、7節
　・NPTと核エネルギーの平和利用―(全11節)
　・核と放射線の安全性/放射性物質の安全な輸送/放射性廃棄物と責任―(全16節)
　・技術協力―(全11節)
　・核物質の平和利用への転換―(全4節)
●第5条―(全1節)
●第6条および前文第8～12節―(全15節)
(核軍縮を論じた部分。第1～14節が過去5年間の評価。最後の第15節が将来の核軍縮措置を全13項目にわたってあげている。以下に、第15節全体を訳出する。)
●第7条および非核兵器国の安全保障―(全16節)
(このうち、第2節(消極的安全保証)と第6節(非核地帯)の2つを訳出する。第16節「地域的課題」の中に、「中東問題」として全10項目、「南アジア問題その他」(北朝鮮を含む)として全16項目含む。)
●第9条―(全10節)
■「強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」―(全9節)

第6条関連
第15節
会議は、核不拡散条約(NPT)第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節(c)の履行のための体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際的な諸措置について合意する。

1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。
2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。
3. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
4. CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。
6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。
7. 戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従いつつABM条約を維持し強化しながら、STARTⅡを早期に発効させ完全に履行し、STARTⅢを可能な限り早期に妥結すること。
8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関(IAEA)の三者構想の完成と履行。
9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつがなる諸措置をとること:
　－核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。
　－核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。
　－一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。
　－核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。
　－核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策おける核兵器の役割を縮小すること。
　－すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。
10. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。
11. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。
12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。
13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる開発。

第7条関連
第2節
本(再検討)会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用または威嚇を防止する唯一の絶対的な保証であることを再確認する。会議は、5核兵器国による、NPT締約国である非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。会

議は、準備委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要請する。

第6節
本(再検討)会議は、さらなる非核地帯条約を締結しようとして1995年以来とられてきた措置を歓迎しまた支持し、地域の関係諸国間で自由意思によって達成された制度に基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することが、世界の、また地域の平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認する。

www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/2000-NPT/pdf/FD-Part1and2.pdf

資料1－5　キッシンジャーらの「核兵器のない世界」提言

核兵器のない世界を（抜粋）

ジョージ・P・シュルツ、
ウィリアム・J・ペリー、
ヘンリー・A・キッシンジャー、
サム・ナン

「ウォール・ストリート・ジャーナル」
2007年1月4日

今日の核兵器はすさまじい危険を呈しているが、それは同時に歴史的な機会をもたらしている。米国の指導者たちは、世界を新段階へと導くよう求められている。すなわち、潜在的危険を孕む者達への核拡散を防止し、究極的には世界の脅威である核兵器の存在に終止符を打つための決定的な貢献として、核兵器依存の世界的な中止に向かう確固たるコンセンサスへと導くことである。

冷戦時代においては、核兵器は、抑止の手段として、国家安全保障の維持に不可欠なものであった。しかし冷戦の終焉によって、ソビエト連邦とアメリカ合衆国のあいだの相互抑止という教義は時代遅れのものになった。抑止は、他の国家による脅威という文脈においては、多くの国家にとって依然として十分な考慮に価するものとされているが、このような目的のために核兵器に依存することは、ますます危険になっており、その有効性は低減する一方である。

北朝鮮の最近の核実験や、(兵器級物質生産の可能性もある)イランのウラン濃縮計画の中止拒否などによって、世界がいま、新たな、そして危険な核時代のがけっぷちに立っているという事実が浮き彫りとなった。最も警戒を要することは、非国家のテロリスト集団が核兵器を手にする可能性が増大しているということである。今日、テロリストによって引き起こされる世界秩序に対する戦争においては、核兵器の使用は大規模な惨禍を招く究極的な手段である。そして、核兵器を手にした非国家のテロリスト集団は、概念上、抑止戦略の枠外にあり、そのことが解決困難な新しい安全保障上の課題を生み出している。

テロリストによる脅威を別としても、緊急に新たな行動を起こさなければ、アメリカ合

衆国は新たな核時代へと突き進むことを余儀なくされるであろう。それは、冷戦時代の抑止よりもいっそう不安定で、心理的な混乱を生み、経済的コストの高いものである。核兵器を所持し得る敵が世界中でその数を増す中で、核兵器使用の危険性を劇的に増大させることなく、かつての米ソ間の「相互確証破壊(MAD)」を再現して成功するどうかは極めて疑わしい。

核兵器によって引き起こされる不測の事態や判断ミス、または無許可使用を回避する目的で、冷戦時代には段階的な保障措置が有効に働いていた。しかし、新たな核保有国はこうした長年の経験による利益を得ることはないだろう。アメリカ合衆国やソビエト連邦は、結果的には致命的とはならなかった数々の過ちから様々なことを学んだ。両国は、意図的にしろ、偶発的にしろ、核兵器が一発も使用されることのなきよう、冷戦時代に絶え間ない努力を積み重ねてきた。今後50年間、新たな核保有国にとって、そして世界にとって、冷戦時代のこのような幸運は望めるのだろうか。

(略)

核不拡散条約(NPT)が描くものは、全ての核兵器の廃絶である。この条約は、(a)1967年の時点で核兵器を保有していない国家が核兵器を取得しないことに合意すること、及び(b)核兵器を保有している国家は、それを後々放棄することに合意することを定めている。リチャード・ニクソン米大統領以降の民主・共和両党の大統領は全員、この条約下の義務を再確認してきたが、非核兵器国は、核大国がどれほど条約の規定を誠実に遵守しているか、ますます懐疑的になってきた。

核不拡散を推進する強力な取組が進行中である。「協調的脅威削減(CTR)プログラム」、「地球的規模脅威削減イニシアティブ(GTRI)」、「拡散防止構想(PSI)」、そして国連原子力機関(IAEA)追加議定書などの取り決めは、NPT違反や世界の安全を危機にさらすような行いを探知する強力な新しい手段を提供する革新的なアプローチである。これらの取り決めは完全に履行されるべきものである。北朝鮮やイランによる核兵器拡散問題に対し、国連安全保障理事会の常任理事国に加え、ドイツ・日本を巻き込んだ交渉を行うことが極めて重要である。これらの手段を精力的に追求することを行わなければならない。

しかしながら、これらだけでは、危機に対応する十分な措置とはいえない。レーガン大統領とゴルバチョフ書記長は、20年前のレイキャビクの会談において、核兵器の完全廃棄という、より大きな目標の達成を目指した。彼らのビジョンは、核抑止教義を信奉する専門家の度肝を抜いたが、世界中の人々の期待を膨ませるものであった。最大数の核兵器を保有する両国の指導者たちが、最も破壊力のある武器を廃絶しようと、議論を始めたのであるから。

では、どのような手段がとられるべきだろうか。NPTにおいて取り交わされた約束や、レイキャビクで構想された可能性は結実することとなるのだろうか。堅実な段階を経て、めざす答えに行き着くためには、アメリカ合衆国が先導して最大限の努力を行うことが必要である、と私たちは確信している。

何よりもまず、核兵器を所持している国々の指導者たちが、核兵器なき世界を創造するという目標を、共同の事業に変えていく集中的な取組が必要である。このような共同事業は、核保有国の体質を変容させることなどを含むが、これらによって、北朝鮮やイランが核武装国となることを阻止しようという現在進行中の努力にいっそうの重みが加えられることとなるだろう。

合意を目指すべき計画とは、核による脅威のない世界を実現するための基礎作業となる、一連の合意された緊急措置で構成される。そのような措置には、次のようなものが挙げられる。

※冷戦態勢の核兵器配備を変え、警告の時間を増やし、これによって核兵器が偶発的に使用されたり、無許可で使用されたりする危険性を減らすこと。
※すべての核保有国が核戦力の実質的な削減を継続的に行うこと。
※前進配備のために設計された短射程核兵器を廃棄すること。
※上院と協力して超党派的な活動を始めること。たとえば、包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准を達成するために信頼を深め定期的な審議の場を設けるという理解を得ること、当代の技術的な進歩を活用すること、他の重要な国家にもCTBTを批准するよう働きかけること。
※世界中のすべての兵器、兵器利用可能なプルトニウム、および高濃縮ウランの備蓄を対象にした安全基準値をできるだけ高く設定すること。
※ウラン濃縮過程を管理下に置くこと。その際、原子炉で使用されるウランが、まずは核供給国グループ(NSG)を通して、次に国際原子力機関(IAEA)やその他の国際的に管理された備蓄から、相応な値段で入手できるという保証が伴うべきである。また、発電用の原子炉で発生する使用済み燃料が原因となって生じる核拡散の問題に対応することも必要である。
※兵器製造に使用される核分裂性物質の生産を地球規模で中断させること。具体的には、民間レベルでの高濃縮ウランの使用を段階的に廃止してゆくこと、世界中の研究施設から発生する兵器利用可能なウランを除去すること、核分裂性物質を無害なものに変質させること。
※新たな核保有国の出現を許してしまうような、地域での対立や紛争の解決に向けた私たちの努力を倍加させること。核兵器のない世界という目標を達成するためには、いかなる国家や人々の安全をも脅かす可能性のあるあらゆる核関連行為を防止し、それらに立ち向かう、効果的な措置を講じる必要がある。

核兵器のない世界というビジョン、ならびにそのような目標の達成に向かう実際的な措置を再び世に訴えることは、アメリカの道徳的遺産と一致した力強いイニシアティブとなるであろうし、またそのようなものと受け止められるであろう。このような努力を積み重ねれば、次世代の安全保障に極めて前向きな影響を与えることができるであろう。大胆なビジョンなくては、これらの行動が正しいことも、緊急であることも理解されないだろう。逆に、行動なくては、このビジョンは、現実的であるとも実現可能性であるとも思われないことであろう。

私たちは、核兵器のない世界を実現するという目標を立て、その目的の達成に求められる行動を精力的に起こすことを支持する。その際、上記のような措置をとることからまず始めなければならないのである。

シュルツは1982～89年の米国務長官、ペリーは1994～97年の米国防長官、キッシンジャーは1973～77年の米国務長官、ナンは前上院軍事委員会議長。

www.hoover.org/publications/digest/6731276.html

資料1－6　日本国憲法前文・第9条

公布　1946年11月3日
施行　1947年5月3日

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

資料1－7　日米安全保障条約第5条・第6条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

署名1960年1月19日
発効1960年6月23日

第5条（共同防衛）

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つた全ての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第6条（基地許与）

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

資料1－8　日本の核基本政策

1968年1月30日、佐藤栄作首相は、日本の核政策の柱として、以下の4点をあげた。以後、現在まで、この4項目が日本の核の基本政策とされている。

1. 非核三原則/2. 核軍縮への努力/3. 米国の「核の傘」への依存/4. 核エネルギーの平和利用

佐藤栄作首相による答弁

1968年1月30日、第58回衆議院本会議。大平正芳議員（自民）からの質問に対する答弁の抜粋。

御承知のように、わが国の核政策につきましては、大体四本の柱、かように申してもいいかと思います。

第一は、核兵器の開発、これは行なわない。また核兵器の持ち込み、これも許さない。また、これを保持しない。いわゆる非核三原則※でございます。うそを言うなというやじが飛んでおりますが、さようなことはございません。この点ははっきりしております。（※1967年12月11日、衆・予算委の佐藤首相答弁に発する。）

第二は、核兵器による悲惨な体験を持つ日本国民は、核兵器の廃棄、絶滅を念願しております。しかし、現実問題としてはそれがすぐ実現できないために、当面は実行可能なところから、核軍縮の点にわれわれは力を注ぐつもりでございます。したがいまして、国際的な規制あるいは管理などについていろいろ意見を述べておる次第でございます。このこともなかなか容易なことではありませんから、粘り強く取り組んでいかねばならないのであります。

第三に、平和憲法のたてまえもありますが、私どもは、通常兵器による侵略に対しては自主防衛の力を堅持する。国際的な核の脅威に対しましては、わが国の安全保障については、引き続いて日米安全保障条約に基づくアメリカの核抑止力に依存する。これが第三の決定であります。

第四に、核エネルギーの平和利用は、最重点国策として全力をあげてこれに取り組む、そして世界の科学技術の進歩に寄与し、みずからその実益を享受しつつ、国民の自信と国の威信を高め、平和への発言権を強める、以上の四つを私は核政策の基本にしておるのであります。

資料1－9　日朝平壌宣言

日朝平壌宣言（抜粋）

2002年9月17日、平壌

小泉純一郎日本国総理大臣と金正日朝鮮民主主義人民共和国国防委員長は、2002年9月17日、平壌で出会い会談を行った。

両首脳は、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなるとの共通の認識を確認した。

1. （略）
2. （略）
3. （略）
4. 双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。

双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備していくことが重要であるとの認識を一にした。

双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。

朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明した。

双方は、安全保障にかかわる問題について協議を行っていくこととした。

日本国総理大臣　小泉純一郎
朝鮮民主主義人民共和国　国防委員会委員長　金正日

資料1－10　9.19　6か国協議共同声明

第4回6か国協議に関する共同声明

2005年9月19日、北京

第4回6か国協議は、北京において、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国の間で、2005年7月26日から8月7日まで及び9月13日から19日まで開催された。

武大偉中華人民共和国外交部副部長、金桂冠朝鮮民主主義人民共和国外務副相、佐々江賢一郎日本国外務省アジア大洋州局長、宋旻淳大韓民国外交通商部次官補、アレクサンドル・アレクセーエフ・ロシア連邦外務次官及びクリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補が、それぞれの代表団の団長として会合に参加した。

武大偉外交部副部長が会合の議長を務めた。

朝鮮半島及び東北アジア地域全体の平和と安定のため、6者は、相互尊重及び平等の精神の下、過去三回の会合についての共通の理解に基づいて、朝鮮半島の非核化に関する真剣かつ実務的な協議を行い、この文脈において、以下のとおり合意した。

1. 6者は、6か国協議の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認した。

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、核兵器不拡散条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを誓約した。

アメリカ合衆国は、朝鮮半島において核兵器を持っていないこと、及び、朝鮮民主主義人民共和国に対して核兵器または通常兵器による攻撃または侵略を行う意図を持っていないことを確認した。

大韓民国（南朝鮮）は、その領域内に核兵器が存在しないことを確認するとともに、1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言に従って核兵器を受領せず、かつ、配備しないとの誓約を再確認した。

1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言は、遵守され、かつ、実施されるべきである。

朝鮮民主主義人民共和国は、原子力の平和的利用の権利を有する旨発言した。他の参加者は、この発言を尊重する旨述べるとともに、適当な時期に、朝鮮民主主義人民共和国への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意した。

2. 6者は、それらとの関係において、国連憲章の目的及び原則並びに国際関係について認められた規範を遵守することを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及びアメリカ合衆国は、相互の主権を尊重すること、平和的に共存すること、及び二国間関係に関するそれぞれの政策に従って国交を正常化するための措置をとることを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及び日本国は、平壌宣言に従って、不幸な過去及び懸案事項を解決することを基礎として、関係を正常化するための措置をとることを約束した。

3. 6者は、エネルギー、貿易及び投資の分野における経済的協力を、二国間又は多数国間で推進することを約束した。

中華人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国に対してエネルギー支援をする意向があることを述べた。大韓民国は、朝鮮民主主義人民共和国に対する200万キロワットの電力供給に関する2005年7月12日の提案を再確認した。

4. 6者は、東北アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を誓約した。直接の当事者は、適当な別個の話合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議する。

6者は、東北アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した。

5. 6者は、「誓約対誓約、行動対行動」の原則に従い、前記の意見が一致した事項についてこれらを段階的に実施していくために、調整された措置をとることに合意した。

6. 6者は、第5回6か国協議を、北京において、2005年11月初旬の今後の協議を通じて決定される日に開催することに合意した。

（英文テキストを基礎に外務省仮訳を改訂）

資料1－11　核兵器・核軍縮年表（1945年～2009年）

1945年	7月16日	米国が世界最初の核実験（アラモゴルド）
	8月6日	広島に原爆投下
	8月9日	長崎に原爆投下
1949年	8月26日	ソ連が最初の核実験
1952年	10月3日	英国が最初の核実験
	11月1日	米国が最初の水爆実験
1953年	8月12日	ソ連が最初の水爆実験
1954年	1月21日	世界最初の原子力潜水艦ノーチラス号進水
	3月1日	米国のビキニ環礁水爆実験。第五福竜丸被爆
1955年	7月9日	ラッセル・アインシュタイン宣言
1957年	7月29日	IAEA（国際原子力機関）憲章発効
	8月27日	ソ連、大陸間弾道弾試射に成功
	10月4日	ソ連、世界初の人工衛星（スプートニク1号）打ち上げ
1959年	6月9日	米、最初のポラリス弾道ミサイル原潜進水
	12月1日	南極条約署名
1960年	2月13日	フランスが最初の核実験
1962年	10月	キューバ危機
1963年	8月5日	部分的核実験禁止条約署名
	10月10日	部分的核実験禁止条約発効
1964年	10月16日	中国が最初の核実験
1967年	1月27日	宇宙条約署名
	2月14日	ラテンアメリカ核兵器禁止条約署名
1968年	7月1日	核不拡散条約（NPT）署名
1970年	3月5日	核不拡散条約（NPT）発効
1971年	2月11日	海底核兵器禁止条約署名
1972年	4月10日	生物兵器禁止条約（BWC）署名
	5月26日	米ソ、戦略核兵器削減交渉（SALT）Ⅰ諸条約署名
	5月26日	米ソ、対弾道弾ミサイルシステム制限条約（ABM条約）署名
1974年	5月18日	インドが地下核実験
	7月3日	米ソ、ABM条約議定書に署名 米ソ、地下核実験制限条約署名
1976年	5月28日	米ソ、平和目的核爆発条約署名
1977年	9月21日	核供給国グループ（NSG）設立
	10月3日	SALT Ⅰ失効
1978年	5月23日～6月30日	第1回国連軍縮特別総会
1979年	3月28日	米、スリーマイル島の原子力発電所事故
	6月18日	米ソ、SALTⅡ条約署名
	12月5日	月協定署名
1980年	3月3日	核物質の防護に関する条約署名
1982年	6月7日～7月10日	第2回国連軍縮特別総会
1983年	3月23日	レーガン米大統領、戦略防衛構想（SDI）発表
1985年	8月6日	南太平洋非核地帯条約署名
1986年	4月26日	チェルノブイリ原発事故
	10月11日～12日	米ソ、レイキャビク首脳会議
1987年	4月	ミサイル技術管理レジーム（MTCR）発足
	7月31日	米ソ、第1次戦略兵器削減条約（START Ⅰ）署名
	12月8日	米ソ、中距離核戦力（INF）条約署名

1990年	10月24日	ソ連、最後の地下核実験実施
1991年	11月26日	英、最後の地下核実験実施
1992年	1月20日	朝鮮半島非核化共同宣言署名
	5月23日	リスボン議定書署名
	9月23日	米、最後の地下核実験実施
1993年	1月3日	米ロ、START Ⅱ条約署名
	1月13日	化学兵器禁止条約(CWC)署名
	3月24日	南アフリカ政府、保有核兵器の廃棄を公表
1994年	7月25日	第1回ASEAN地域フォーラム(ARF)開催
	10月21日	米朝枠組み合意
	12月5日	START Ⅰ発効 リスボン議定書発効
	12月15日	最初の国連総会日本決議が採択
1995年	4月11日	非核兵器国の安全保証に関する安保理決議採択
	4月17日 ～5月12日	NPT再検討・延長会議開催
	5月11日	NPT無期限延長を決定
	9月5日	フランス、核実験を再開
	12月15日	東南アジア非核兵器地帯条約署名
1996年	1月17日	フランス、最後の地下核実験実施
	3月25日	英米仏、南太平洋非核地帯条約議定書署名
	4月11日	アフリカ非核兵器地帯条約署名
	7月8日	核兵器の使用に関する国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見
	7月29日	中国、最後の地下核実験実施
	8月14日	キャンベラ委員会、報告書発表
	9月24日	包括的核実験禁止条約(CTBT)署名開始
1997年	3月21日	米ロ、START Ⅲの枠組みに合意
	5月14日	IAEAモデル追加議定書採択
	7月2日	米国が初の未臨界核実験
	9月26日	START Ⅱ条約議定書署名 ABM関係協定署名
	12月3日	対人地雷禁止条約署名
1998年	4月6日	英仏、核兵器国で初めてCTBT批准
	5月11・13日	インドが地下核実験を実施
	5月28・30日	パキスタンが地下核実験を実施
	6月9日	新アジェンダ声明
1999年	7月25日	東京フォーラム報告書発表
2000年	4月24日 ～5月19日	第6回NPT再検討会議
	6月13日	南北朝鮮首脳会談
2001年	9月11日	米同時多発テロ
	10月8日	米英、アフガニスタン空爆開始
	12月13日	米、ABM条約脱退通告
2002年	5月24日	モスクワ条約(SORT)署名
	6月13日	ABM条約失効
	9月17日	日朝平壌宣言
	12月17日	米、ミサイル防衛初期配備決定を発表
2003年	1月10日	北朝鮮、NPTからの脱退を宣言
	3月20日	米、イラク戦争開始
	6月1日	モスクワ条約(SORT)発効
2004年	10月1日	米、MD初期配備
2005年	4月26日 ～28日	初の非核地帯加盟国会議
	9月19日	6か国協議、初の共同声明を発表
2006年	9月8日	中央アジア非核兵器地帯条約署名
	10月9日	北朝鮮が初の地下核実験を実施
2007年	1月4日	米4高官、「核兵器のない世界」投稿
	1月11日	中国が衛星破壊実験を実施
2008年	2月20日	米国が自国の衛星を撃墜
	9月6日	NSG総会、ガイドライン修正案採択
	10月10日	米印、核協力協定に署名
	12月3日 ～4日	クラスター弾に関する条約署名
2009年	3月21日	中央アジア非核兵器地帯条約発効
	4月5日	オバマ大統領、プラハ演説
	5月25日	北朝鮮が2度目の地下核実験
	7月15日	アフリカ非核兵器地帯条約発効
	12月6日	米印核協力協定が発効
	12月15日	核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)が最終報告発表

2.特集資料「核兵器のない世界」への気運の高まり

資料2－1　潘基文国連事務総長の5項目提案

国連、そして核兵器のない世界における安全保障(抜粋)

イースト・ウェスト研究所主催シンポジウム
2008年10月24日、ニューヨーク国連本部

(前略)

国連事務総長としての私の優先課題の一つは、世界的な公益を促進し、国境を越えた難題への対応を促進することにある。**核兵器のない世界は、優先順位のトップに挙げられる世界的な公益**であり、今日の私の話の焦点もそこに置かれる。核兵器は比類なく危険なものであり、かつそれらを非合法化するいかなる条約も存在しない。したがって、私は主に核兵器について話をするが、同時に、我々はあらゆる大量破壊兵器のない世界に向けて努力していかなければならない。

(略)

今日、その無差別的影響、環境への影響、さらに地域的・世界的な安全保障への深刻な影響から、核兵器は二度と使われてはならないという考え方が世界中で支持されている。これを核の「タブー」と呼ぶ人々もいる。

それでもなお、核軍縮は、現実の課題ではなく、願望の域を出ないままである。これは、こうした兵器の**使用をタブーとしているだけで十分なのかという問いを私たちに突きつけている。**

この分野において重要な決定を行うのは国家である。しかし国連も重要な役割を担っている。**国連は、共通の利益となる規範に各国が合意できるような中心的な議論の場を提供する。また合意目標を追求するために、分析、啓発、提唱する。**

さらに、国連は全面完全軍縮を長きにわたって追求してきており、**これは国連の存在そのものの一部となっている。**軍縮及び軍備の規制は国連憲章でも謳われている。国連総会が1946年にロンドンで採択した決議第1号は、「大量破壊に適用しうる兵器」の廃絶を求めるものであった。歴代事務総長はこれらの目的を支持してきた。これらの目的は何百もの国連総会決議で取り上げられ、全加盟国が繰り返し支持を表明してきた。

その理由は明白だ。核兵器は恐ろしい影響を無差別に生みだす。使用されずとも大きな危険をもたらす。事故は常に起こりうる。核兵器の製造は一般の人々の健康や環境に害を及ぼしうる。そしてもちろん、テロリストが核兵器や核物質を入手する可能性も否定できない。

ほとんどの国家は核オプションの放棄を選択し、核不拡散条約に基づく誓約を遵守してきた。**しかしいくつかの国家は、このような兵器の保有をステータス・シンボルと見なしている。また、いくつかの国家は、核兵器には核攻撃に対する究極的な抑止効果があると考えている。推計26,000発が未だに存在するゆえんである。**

残念なことに、核抑止ドクトリンは伝染性のものであることが立証されている。これに

よって不拡散はいっそう困難となり、それゆえに、核兵器が使用される新たな可能性を生んでいる。世界は朝鮮民主主義人民共和国やイランの核活動を引き続き懸念している。対話を通じた平和的手段によりこれらの懸念に対処しようとする努力に支持が広がっている。

「核のルネッサンス」が起ころうとしていることも不安材料である。そこでは、気候変化と闘う努力を強化していくうえで、核エネルギーはクリーンでかつ環境への排出物の少ない代替策と見なされる。**大いに懸念されるのは、このような考え方が、拡散やテロの脅威から防護しなければならない核物質の生産量と使用量を増加させることである。**

軍縮への障害を乗り越えることは容易ではない。しかし、軍縮をしなことがもたらす損失やリスクには十分な関心が向けられていない。巨額のな軍事予算によって多くの利益が損なわれていることを考えてほしい。軍事的優位の飽くなき追求によって消費される膨大な資源を考えてほしい。

（略）

このようなコストと核兵器固有の危険性に対する懸念は、核軍縮の大義に新たな命を吹き込もうという思考を世界中で生み出してきた。そのなかには、**ハンス・ブリクス氏が率いた大量破壊兵器委員会や、新アジェンダ連合とノルウェーによる7か国イニシアティブがある。オーストラリアと日本は核不拡散及び核軍縮に関する国際委員会を立ち上げた。市民グループ、そして核兵器国もそれぞれに提案を行っている。**

フーバー・プランもその一つだ。本日この場に、こうした努力を主導する方々にご出席頂いたことは幸いである。キッシンジャー博士、カンペルマン氏、あなた方のこれまでのご尽力と偉大な叡智に感謝申し上げる。

これらのイニシアティブにはいっそうの支援が与えられるべきである。世界が経済や環境の分野で危機に直面するにしたがい、この惑星の脆弱性や、世界的な課題に対する世界的な解決策の必要性に、より多くの人々が気づきはじめた。こうした意識の変化もまた、国際的な軍縮の課題を活性化させる一助となるだろう。

こうした精神にたって、今日は**5つの提案**をしたい。

第1に、私はすべてのNPT締約国、**とりわけ核兵器国に対し、核軍縮へと繋がる効果的な措置に関する交渉を行うという、条約に基づく義務を果たすことを**強く求める。

各国は、相互に補強しあう別々の条約の枠組みに合意することにより、こうした目標を追求することも可能であるが、長年国連において提案されてきたように、**確固たる検証システムに裏打ちされた核兵器禁止条約の交渉を検討することも可能である。**コスタリカ及びマレーシアの要請を受け、私はすべての国連加盟国にこの条約の草案を配布した。これは良い出発点となるものである。

核保有国は、世界唯一の軍縮交渉の場であるジュネーブ軍縮会議（CD）において、その他の国々と共にこの問題に積極的に取り組むべきである。世界は、米国とロシア連邦のそれぞれが保有する核兵器の大幅かつ検証可能な削減を目指した2国間交渉の再開も歓迎するだろう。

各国政府はまた、検証に関する研究開発にさらなる努力を払うべきである。**核兵器国による検証問題の会議を開催するという英国の提案は、正しい方向に向かう具体的な一歩である。**

第2に、安保理常任理事国は、核軍縮プロセスにおける安全保障問題に関する協議を、たとえば軍事参謀委員会のような場で開始すべきである。これらの国々は、非核兵器国に対し、核兵器の使用あるいは使用の威嚇の対象としないことを明確に保証することができる。安保理はまた、核軍縮に関するサミットを呼びかけることもできるだろう。**NPT非締約国は自国の核兵器能力を凍結し、自国の核軍縮に対する誓約を行うべきである。**

私の**3番目の提案**は、「**法の支配**」に関するものである。核実験及び核分裂性物質の生産に関しては、一方的モラトリアムしかこれまで存在していない。**CTBTを発効させ、CDにおける核分裂性物質生産禁止条約の交渉を即時、無条件に開始するための新たな努力が必要である。**

私は、中央アジア及びアフリカ非核兵器地帯条約の発効を支持する。**核兵器国が、非核兵器地帯条約のすべての議定書を批准することを奨励する。また、私は非核兵器地帯を中東に設置するための努力を強く支持する。**さらに、私はすべてのNPT締約国に対し、IAEAとの保障措置協定を締結するよう、また、追加議定書の下で強化された保障措置を自発的に受け入れるよう要請する。**核燃料サイクルがエネルギーあるいは不拡散に関する問題に留まらないことを我々は忘れてはならない。その行く末は、軍縮の未来をも左右することになる。**

私の**4つ目の提案**は、**説明責任と透明性**に関するものである。核兵器国は目標に向かって自国が何を行っているかについての説明文書をしばしば配布しているが、そうした報告が一般の目に触れることはほとんどない。**核兵器国に対し、それらの資料を国連事務局に送付するよう求めるとともに、より広範囲に普及させることを奨励する。**核保有国は保有核兵器の規模、核分裂性物質の備蓄量、特定の軍縮面での達成について、公開している情報量を増やすこともできる。**核兵器の総数について公式の見積もりが存在しないという事実は、さらなる透明性が必要であることの証左である。**

5番目、そして最後の提案として、**多くの補完的措置が必要**であることを挙げたい。そうした措置には、**他の種類の大量破壊兵器の廃絶、大量破壊兵器を使ったテロを防止する新たな努力、通常兵器の生産及び取引の制限、ミサイル及び宇宙兵器を含む新型兵器の禁止など**が含まれる。国連総会が、「軍縮、不拡散、テロリストによる大量破壊兵器の使用に関する世界サミット」の開催を求めるブリクス委員会の勧告を受け入れることも可能である。

大量破壊兵器を使ったテロの問題は解決不可能との見方もある。**しかし、軍縮において現実的かつ検証可能な前進が図られれば、こうした脅威を根絶する能力も飛躍的に高まる。**特定の種類の兵器の保有自体を禁止する、基本的な世界規範が存在すれば、それらに関する管理強化を各国政府を促すことも格段に容易になるだろう。世界で最も恐ろしい兵器及びその材料が漸進的に廃絶されてゆけば、大量破壊兵器を使ったテロ攻撃の実行は困難になる。我々の努力が、テロの脅威を増大させる社会、経済、文化並びに政治状況にも向けられてゆけば、さらに望ましい。

（後略）

（強調はピースデポ）

www.ewi.info/system/files/WMD_Event.pdf

資料 2−2　オバマ・バイデン・アジェンダ

オバマ・バイデン政策課題(抜粋)

2009年1月21日

◆防衛

(略)

オバマ大統領とバイデン副大統領は、将来的な脅威を打破する能力を強化するとともに、通常戦力における我々の優位性を維持するべく21世紀型軍隊に投資する。二人は、配備されるときに必要な訓練、装備、支援が我々の軍隊に提供されるよう確実に実行する。

21世紀型軍隊に投資する

- **21世紀型任務のために軍を再構築する：**オバマとバイデンは、特殊作戦部隊、市民対策、情報作戦、他の慢性的な供給不足が続いている部隊や能力の増強を図るとともに、外国語訓練、異文化理解、人的諜報活動、その他の必要とされる反乱鎮圧・治安対策技術などに投資する。また、地域の同盟国が共通の脅威に立ち向かうことができるように、外国の治安維持部隊を訓練し、装備し、助言するより強固な能力を生み出す。
- **地上での兵力需要に応える増強を行う：**オバマとバイデンは、陸軍を65,000人、海兵隊を27,000人増員する計画を支持する。定員枠を増やすことは、部隊が配備と配備の間に適切に再訓練、再装備されることに寄与し、軍人家族にかかる負担を軽減する。

(中略)

21世紀型防衛力を作る

(略)

- **兵器計画を見直す：**我々は、米軍が通常戦争と治安維持・反乱鎮圧作戦の両方で確実に成功するように能力のバランスを取り直さなければならない。オバマとバイデンは、現在のニーズ、戦場での不備、さらに9・11後の世界で今後起こりうる脅威シナリオに照らしつつ、主要な防衛計画を一つずつ見直すことを誓約する。
- **世界的な空域へのリーチ能力を保持する：**我々は、通常戦力におけるいかなる競争相手をも抑止、また打破し、地球上のあらゆる場所における危機に即応し、地上部隊への援護を行う、無敵の航空戦力を保持しなければならない。無人航空機（UAV）や電子戦能力といった革命的なものから、地球規模の戦力拡大能力の基礎となるC－17輸送機やKC－X空中給油機といった必要不可欠なシステムに至るまでの最新技術に、我々はより多くの投資を行う必要がある。
- **海洋での兵力投射力を維持する：**我々は21世紀に適応させながら、老朽艦を置き換え既存艦を近代化して海軍力に再投資しなければならない。オバマとバイデンは、陸上作戦を支援するため海上事前集積船団を増強し、沿岸海域での機動性を増し、地球上の様々な危機に海兵隊を急派する能力を付与するため小型の高性能艦船に投資する。
- **国土ミサイル防衛：**オバマ・バイデン政権はミサイル防衛を支持する。しかし、その開発が実用的で対費用効果が高い方法で開発されること、最も重要な点として、その技術が米国民を防衛できると我々が確信できるまでは国家安全保障上の優先度の高い他の事業からリソースを振り向けないやり方で開発されること、を保証する。

- **宇宙における自由を確保する：**(略)

同盟関係を再建する

- **同盟国を安全保障上の共通の脅威に立ち向かうよう関与させる：**NATOのような米国の伝統的な同盟国は、アフガニスタン、国土安全保障、対テロといった共通の安全保障上の懸念に対応すべくトランスフォームし強化されなければならない。オバマ大統領とバイデン副大統領は、同盟関係を刷新し、相互安全保障において同盟国が適正な負担を確実に担うようにさせる。

(後略)

◆外交政策

オバマ大統領及びバイデン副大統領は、米リーダーシップの新時代を期して、自国の安全保障と世界における地位を刷新する。オバマ・バイデン外交政策は、責任をもってイラクにおける戦争に終止符を打ち、アフガニスタンでのタリバンやアルカイダとの闘いを完了させ、核兵器ならびに管理不十分な核物質をテロリストの手から護るとともに、強い同盟関係を支え、イスラエル・パレスチナ紛争において恒久平和を追求する米国外交を再建する。

アフガニスタン及びパキスタン(略)

核兵器

- **これまでの成果：**(略)
- **管理不十分な核物質をテロリストの手から護る：**オバマとバイデンは、4年以内に、世界中の管理不十分な核物質すべての安全を確実なものとする。オバマとバイデンは、現存する備蓄核物質の安全確保に努力しつつ、新たな核兵器物質の生産に関する世界規模の検証可能な禁止条約の交渉を行う。これは、テロリストが管理不十分な核物質を略奪したり購入したりする可能性を絶つものである。
- **核不拡散条約を強化する：**オバマとバイデンは、核不拡散条約の強化によって核拡散を厳重に取り締まり、よって法に背く北朝鮮やイランといった国々に厳格な国際的制裁が自動的に課されるようにする。
- **核兵器のない世界に向けて前進する：**オバマとバイデンは、核兵器のない世界という目標を定め、それを追求する。オバマとバイデンは、核兵器が存在する限りは常に強大な抑止力を維持する。しかし、核兵器の撤廃に向かう長い道のりにおけるいくつかの措置を講じる。彼らは、新型核兵器の開発を中止し、米ロの弾道ミサイルを一触即発の警戒態勢から外すべくロシアと協力し、米ロの核兵器ならびに核物質備蓄の劇的な削減を追求し、米ロ間の中距離ミサイル禁止条約を世界規模に拡大するという目標を定める。

イラン(略)

エネルギー安全保障(略)

米国外交を再構築する

- **同盟関係を刷新する：**オバマとバイデンは、21世紀における共通の試練に対応すべく

我々の同盟関係を再構築する。米国は強力なパートナーとともにあってこそ最大限に強さを発揮できる。今こそ、テロリズムと核兵器、気候変動と貧困、大量殺戮と疾病といった21世紀の共通の試練に立ち向かうため、古くからのパートナーを強化し新たなパートナーを築く国際協力の新時代の時である。

・**敵とも見方とも対話する：**オバマとバイデンは、敵味方を問わずあらゆる国との間で、前提条件なしのタフで直接の外交を追求する。彼らは必要な準備を慎重に進める反面、米国が交渉に臨む用意があり、それを主導する意図があることを示してゆく。米国が交渉に前向きであれば、テロリズムやイラン・北朝鮮の核計画といった試練に対処する上で、世界各国は米国主導のもと団結しようとの意を強くするであろう。

（中略）

・**アジアでの新しい協力関係を追求する：**オバマとバイデンは、二国間協定、臨時首脳会談、あるいは北朝鮮問題の6か国協議のような特定目的の取り決めを超えた、より効果的な枠組みをアジアに作り出す。彼らは、日本、韓国、オーストラリアといった同盟国との強力な関係を維持し、安定と繁栄を促進させてゆくインフラ構築において東アジアの国々と協力し、また、中国が国際規範に則って行動するよう働きかける。

イスラエル（略）

超党派的な提携関係ならびに公開性（略）

◆国土安全保障

世界中でテロリズムに打ち勝つ（略）

核テロを防止する

（略）

・**核燃料が核爆弾に使用されることを阻止する：**拡散に寄与せずに核燃料の需要増大に対応するべく、国際核燃料バンク、国際核燃料サイクルセンター、信頼性のある燃料供給保証といった新たな核エネルギーの枠組みの構築をめざし、関心を持つ各国政府と協力する。

・**核兵器のない世界という目標を設定する：**米国は、あらゆる核兵器の究極的廃棄に向けて努力するとの核不拡散条約に基づく既存の誓約を重要視する。米国が一方的な軍備撤廃を行うことはない。

・**核備蓄の実質的かつ検証可能な削減を追求する：**米ロのあらゆる核兵器の大幅かつ検証可能な削減を追求するとともに、地球規模での劇的な備蓄削減に向け他の核保有国と協力する。

（後略）

http://change.gov/agenda/defense_agenda/

資料2−3　START後継交渉に関する米ロ共同声明

戦略攻撃兵器のさらなる削減交渉に関する米ロ共同声明

2009年4月1日

アメリカ合衆国大統領バラク・オバマならびにロシア連邦大統領ドミトリー・メドベージェフは、2009年12月に失効を迎える戦略兵器削減条約（START条約）がその当初の目的を完全に果たしたこと、また、条約で規定された戦略攻撃兵器数の上限を相当以前に達成していることに留意した。よって彼らは、不拡散条約（NPT）第6条下の米ロ両国の義務と合致するかたちで、戦略攻撃兵器の削減ならびに制限における道程をさらに前進することを決定した。

両大統領は、START条約の後継となる、戦略攻撃兵器の削減ならびに制限に関する、包括的かつ法的拘束力を持つ新たな合意の策定に向けて、二国における政府間交渉を開始することを決定した。米国及びロシアは、12月の本条約失効前にこのような合意を締結する所存である。これに関連して、彼らは交渉担当者に対し以下を基本として進めるよう指示した。

●新合意の目的は戦略攻撃兵器の削減ならびに制限である。
●将来の合意において、締約国は、現在も有効である戦略攻撃力削減に関する2002年のモスクワ条約が定めるところの戦略攻撃兵器の削減レベルを下回る削減レベルを追求する。
●新合意は、締約国の安全保障ならびに戦略攻撃力の予測可能性と安定性を相互に強化するとともに、START条約の履行で培った経験に基づく効果的な検証措置を含むものとする。

彼らは、交渉担当者に対し2009年7月までに新合意の策定に向けた進捗状況について報告を行うよう指示した。

www.whitehouse.gov/the_press_office/
Joint-Statement-by-Dmitriy-A-Medvedev-and-Barack-Obama/

資料2−4　オバマ・メドベージェフ米ロ共同声明（抜粋）

2009年4月1日

両国がお互いを敵と見なしていた時代はとうに過ぎ去ったことを再確認するとともに、両国に多くの共通の利益があることを認識し、我々は本日、ロシアと米国が今後進めてゆくべき実質的課題を設定した。我々は、お互いの見解を尊重しまた認めあうとの精神に基づき、オープンかつ誠実に双方の相違点を埋める努力をしてゆくとともに、戦略的安定性及び国際安全保障の強化に向けて協力し、グローバルかつ現在的な試練に対しともに立ち向かうことを決意した。

（略）

我々はまた、核軍備の管理及び削減について議論した。2大核兵器国の指導者として、我々は核不拡散条約（NPT）第6条下の義務を果たすために協力すること、ならびに世界の核兵器数の削減において指導力を発揮することで合意した。両国が核兵器のない世界を達成することを我々は誓約した。この長期的目標を達成するためには、軍備管理および紛争解決措置に新たな力点が置かれなければならないこと、また、あらゆる関係国がそれらの措置を完全に履行すべきであることを我々は認識している。我々は、漸進的なプロセスを通じて、両国が保有する戦略攻撃兵器のさらなる検証可能な削減を追求することで合意した。その第一歩が、戦略的軍備削減条約（START）を新たな、法的拘束力のある条約に置き換えることである。我々はこの新条約に関する交渉を即時に開始し、7月までに新合意策定に向けた進捗を報告するよう両国の交渉担当に指示した。

欧州におけるミサイル防衛施設配備の目的について、両国の見解に齟齬があることを認識する一方、我々は、ミサイルによる挑戦と脅威に関する共同の評価を考慮に入れつつ、両国ならびに同盟国・友好国の安全保障強化をめざしたMD分野での相互国際協力の新たな可能性について議論した。

攻撃的及び防御的兵器の関係について両政府は今後引き続き議論してゆくこととする。

我々は大量破壊兵器およびそれらの運搬手段の不拡散に向けた国際体制の強化をめざし、力をあわせ努力する所存である。関連して、我々はNPTを強く支持し、そのさらなる強化を誓約している。

我々は協力して、平和目的での核エネルギーの安全な利用を促進しつつ、核兵器及び物質の安全確保を追求する。我々は国際原子力機関（IAEA）の活動を支持し、IAEA保障措置システムの重要性を強調する。我々はNPT第3条が規定するIAEA包括的保障措置の普遍的順守、ならびに追加議定書の普遍的順守を追求し、これらの合意に対する批准及び履行を要請する。

我々は核テロリズムとの闘いにおける協力を深めてゆく。我々は、現在75か国が参加している「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」のさらなる促進を追求する。我々はまた、核兵器用分裂性物質の生産に終止符を打つ検証可能な条約に向けた国際交渉を支持する。

核不拡散及び軍縮の重要な措置として、我々は包括的核実験禁止条約（CTBT）発効の重要性を強調した。この点について、オバマ大統領は、米国による同条約批准に向けた誓約を確認した。

我々は、高濃縮ウランの民生利用を最小化にするといった、2005年にブラチスラバで立ち上げられた核安全保障イニシアティブがもたらした成果を称賛する。我々は核安全

保障の改善と維持に向けて二国間協力を継続することを追求する。我々は核不拡散体制を強化しつつ、核エネルギーの平和利用に関する国際協力を促進する新たなイニシアティブの可能性を検討することで一致した。

我々は核燃料サイクルへの多国間アプローチに関するIAEAの努力を歓迎し、NPT下の権利と義務に合致するかたちで核エネルギーの導入を検討している、あるいは現存する核エネルギー計画の拡大を検討している国々に対し、相互の利益となるようなアプローチを進めていく努力を奨励する。平和目的での核エネルギーの安全な利用における協力を促進するために、両者は核エネルギーの平和利用の分野における二国間協力合意の発効をめざして努力する。

我々はまた、不拡散努力を強化に向け、非国家主体による大量破壊兵器関連物質・技術の取得の阻止に関する国連安保理決議1540の履行に新たな勢いを生みだすとの我々の意思を宣言する。

地域紛争の解決に向け、我々は二国間ベースで、また、国際フォーラムの場において努力することで合意した。

我々は、アルカイダ及び他のアフガニスタンやパキスタンで活動している反乱グループは、米ロを含め多数の国にとっての共通の脅威であるという点で一致した。我々は国連が中心的役割を担い、国際社会が一致して対応してゆくために協力・支持することで合意した。我々はまた、アフガニスタンからの麻薬流入や同国への前駆物質の違法供給に対抗するためにも同様の一致した、国際的なアプローチが適用されるべきであるとの点で合意した。両国は、地域的文脈を含むなかで、アフガニスタンの安定化、再建、そして発展に向けた国際努力を強化するための新たな手段に取り組むことで合意した。

我々は6か国協議の早期再開を支持し、2005年9月19日の共同宣言及び続く合意文書の目的及び原則に合致するかたちで、朝鮮半島の検証可能な非核化を引き続き追求することに合意した。我々は北朝鮮の弾道ミサイル発射がこの地域の平和と安定に悪影響を及ぼすことに対する懸念を表明し、DPRKに対し抑制と国連安保理関連決議への遵守を要請することで合意した。

我々はNPT下でイランが民生核計画の権利を有することを認識するが、しかしイランはそれが平和目的に限定されたものであるとの信頼性を回復する必要がある。我々は、他のNPT非核兵器国と同様にイランは非核兵器国の地位に関する同条約第2条に基づく義務を負っていることを強調する。我々はイランに対し関連する国連安保理決議ならびにIAEAへの協力要請条項を含むIAEA理事会決議を完全に履行するよう求める。我々は、直接交渉ならびにP5+1交渉を通じて包括的な外交解決を追求するとの誓約を繰り返すとともに、国際社会の懸念に対処するべくこの機会を逃さぬよう、イランに強く求めた。

我々はまた、欧州の安全及び安定に関する対話を開始した。昨年8月の軍事行動の原因や結果について我々には見解の相違がある。しかし今日の不安定な状況に対し平和的かつ持続的な解決をめざした努力を継続すべきであるとの点で我々は一致した。我々には

引き続き重大な見解の相違があることに留意しつつも、我々は昨年8月12日の6点合意、9月8日合意、他の関連合意の重要性を強調し、この地域の安定化に向けジュネーブ協議での効果的な協力を追求してゆくこととする。

我々はNATO・ロシア理事会の活動再開は前向きな一歩であるとの点で一致した。先月、上海協力機構の主催で開催されたアフガニスタンに関する特別会議に米国代表が参加したことを我々は歓迎する。

我々は欧州・大西洋及び欧州安全保障の強化をめぐる包括的対話に関する検討において、双方の関心事を議論した。そこでは、これらの問題に関係する既存の誓約や、2008年6月にメドベージェフ大統領が行った提案を含む議論が行われた。NATO・ロシア理事会とともに、OSCEはこうした対話における重要な多国間協議の場のひとつである。

(略)

我々、ロシアならびに米国の指導者たちは、冷戦思考から脱却し、両国の関係に新たな出発点を描いてゆく所存である。わずか数か月間において、我々は両国の関係に新たなトーンを創り上げるための懸命な努力を行ってきた。いまこそ実際の仕事に着手し、友好の言葉を、ロシアと米国、さらには平和と繁栄を望むすべての国々を利する具体的な成果へと変えていくときである。

(強調はピースデポ)

www.whitehouse.gov/the-press-office/joint-statement-president-dmitriy-medvedev-russian-federation-and-president-barack-

資料 2−5　オバマ米大統領・プラハ演説(抜粋)

2009年4月5日、プラハ

(前略)

数千もの核兵器の存在は、冷戦時代の最も危険な遺物である。米ソ間の核戦争が行われることはなかった。だが、幾世代もの人々が自らの世界が一瞬の閃光とともに消滅しうるということを知りながら生きてきた。何世紀もの時を刻み、人間の持つさまざまな美や才能を具現化してきたプラハのような都市でさえ消滅したかもしれないのだ。

冷戦は過去のものとなった、しかし、これら何千もの兵器は消えていない。世界的な核戦争の脅威は低下したが、歴史の皮肉というべきか、核攻撃の危険性はむしろ高まった。核兵器を手にした国家は数を増やしている。実験は継続している。闇市場は核の機密事項や物質を取引きしている。爆弾の製造技術は拡散している。テロリストは核兵器の購入、製造、略奪を目論んでいる。グローバルな不拡散体制の中心には、これらの危険を封じ込めるための努力が据えられている。しかしルールを破ろうとする人々や国家が増えるにつれ、この中心が持ちこたえられなくなるかもしれない。

(略)

20世紀に我々が自由をめざし闘ったように、21世紀において我々は、恐怖から解き放

たれて生きるというすべての人々の権利をめざし共に闘わなければならない。核保有国として、核兵器を使用した唯一の核保有国として、米国には行動する道義的責任がある。我々だけではこの努力を成功に導くことはできない。しかし我々は先導できる。スタートを切ることができる。

そこで本日、私ははっきりと、信念を持って、アメリカは核兵器のない世界の平和と安全を追求することを誓約したい。私はナイーブな人間ではない。この目標は直ちに達成できるものではない、おそらく私の生きている間には。忍耐と粘り強さが必要である。しかし我々は今、世界は変わらないと我々にささやく声に惑わされてはならない。我々は主張し続けなければならない、「そう、我々にはできる」と。

では、進むべき道筋について説明しよう。第一に、米国は核兵器のない世界に向けた具体的措置を講じる。冷戦思考に終止符を打つべく、我が国の国家安全保障戦略における核兵器の役割を低下させ、他の国家にも同調するよう要請する。誤解のないよう言っておきたいが、核兵器が存在する限り、米国はいかなる敵をも抑止できる安全、安心で効果的な核兵器保有を継続する。また、チェコ共和国を含め、我々の同盟国に対する防衛を保証する。だが我々は米国の保有核兵器を削減する作業を開始する。

我々の弾頭と備蓄の削減に向けて、我々は今年、ロシアとの間で新たな戦略兵器削減条約を交渉する。メドベージェフ大統領と私はロンドンでこのプロセスを開始した。今年末までに、法的拘束力を有するとともに十分に大胆な新合意を達成する。これはさらなる削減への足場となるものであり、我々はこの努力にすべての核兵器国を参加させるべく努める。

核実験のグローバルな禁止を実現するために、私の政権は速やかに、かつ果敢に、包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准を追求する。50年以上にもわたる協議を経て、核兵器実験を禁止する時がついに来たのである。

また米国は、核兵器製造に必要な原料の生産禁止に向けて、核兵器としての使用を意図した核分裂性物質の生産を検証可能なかたちで禁止する新たな条約を追求する。我々がこれらの兵器の拡散防止を真剣に望むのであれば、それらの原料である兵器級物質の生産に終止符を打たなければならない。それが最初の一歩である。

第二に、我々は協力の礎である核不拡散条約(NPT)をともに強化してゆく。

核兵器を持つ国は軍縮に向かって進み、核兵器を持たない国はそれらを取得せず、すべての国は平和的核エネルギーへのアクセスを有する。この基本的取引は確固たるものである。NPTを強化するために、我々はいくつかの原則を受け入れなければならない。国際査察を強化するためには、我々にはさらなる資源と権限が必要である。正当な理由なくルールを破り、条約からの脱退を試みる国家は現実的かつただちに報いを受けなければならない。

我々はまた、国際燃料バンクなど民生核協力のための新たな枠組みを構築すべきである。これにより各国は拡散の危険性を増大させることなく平和的核エネルギーにアクセスできる。これは、核兵器を放棄したすべての国、とりわけ平和目的の計画に着手しようとする発展途上国の権利でなければならない。ルールに従って行動している国家の権利を否定するようなアプローチは決して成功しない。核エネルギーは、気候変動とたたかい、あらゆる人々に平和利用の機会を与える我々の努力に資するように、活用されてゆくべきだ。

我々はいかなる幻想も持たずに前進する。ルールを破る国は存在する。だからこそ、そのような国家が現れた際に、その国が確実に報いを受けるような仕組みが我々には必要なのだ。

まさに今朝、こうした脅威に対処する、新たな、より厳格なアプローチがなぜ必要であるかを我々はあらためて思い起こすことになった。長距離ミサイルに使用可能なロケット実験によって北朝鮮が再びルールを破ったのである。こうした挑発には断固とした行動が必要だ。今日午後の安保理に限らず、これらの兵器の拡散を阻止するという我々の決意を行動に移す必要がある。

ルールは拘束力を持つものでなければならない。違反は処罰されなければならない。言葉は意味を持たなければならない。世界は核兵器の拡散防止に向けてともに立ち上がらなければならない。今こそ、強力な国際的対応を行うときだ。北朝鮮は、威嚇や違法な兵器では安全や尊敬を得ることはできないこと知るべきだ。すべての国家は、より強い、グローバルな体制の構築に向けて手を取り合わなければならない。まさにこのために、我々は一致協力して北朝鮮に路線変更を迫ってゆかなければならない。

イランはまだ核兵器を製造していない。私の政権は相互の利益と相互の尊重に基づいてイランへの関与を進める。我々は対話の重要性を理解している。しかしその対話の中で、我々は明確な選択肢を示す。我々はイランに対し、政治・経済面において国際社会で正当な位置を占めて欲しいと望んでいる。我々は厳格な査察を伴うイランの平和的核エネルギーの権利を支持する。イランはこの道を選ぶことができる。あるいは、イランは、さらなる孤立、国際圧力、あらゆる国家の不安を増大させる地域的な核軍備競争の可能性という道を選ぶこともできる。

はっきりさせよう。イランの核ならびに弾道ミサイル活動の脅威は実在している。それは米国に対する脅威のみならず、イランの近隣国及び我々の同盟国に対する脅威である。

チェコ共和国とポーランドはこれらのミサイルに対抗する防衛システムの受け入れに合意するという勇気ある行動を取ってきた。イランの脅威が続く限り、我々は費用対効果にすぐれかつ有効性が実証されたミサイル防衛システムに向かって進むつもりである。もしイランの脅威がとり除かれるのであれば、我々は安全保障におけるより強固な基盤を持つことになり、今回のように欧州でミサイル防衛施設の建設を推進する理由はなくなる。

最後に、我々はテロリストが核兵器を絶対に入手しないようにしなければならない。これはグローバルな安全保障にとって最も緊急かつ危機的な脅威である。一発の核兵器を持つテロリストが一人いれば、甚大な破壊がもたらしうる。アルカイダは爆弾を追求し、使用することも辞さないと述べている。さらに、保安が確保されていない核物質が地球上のあちこちに存在していることを我々は知っている。我々の国民を守るために、我々は、遅滞なく、目的を定めて行動しなければならない。

私は本日、攻撃対象となりうる世界各地の核物質すべての保安を4年以内に確保するという新たな国際努力について発表したい。これらの機微物質の厳重管理をめざして我々は新たな基準を設け、ロシアとの協力を拡大し、新たなパートナーシップを追求する。

我々はまた、闇市場を解体し、輸送中の物質を検知・阻止し、こうした危険な取引を途絶させるための資金上の手段を講じる努力を強化しなければならない。こうした脅威は長期にわたるものであるから、我々は拡散防止構想(PSI)や核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブといった努力を永続的な国際機構へと変えるべく力を合わせなければならない。我々は、来年中に核安全保障に関する世界サミットを米国主催で行うことで、その一歩を踏み出すべきである。

このような広範な課題に取り組むことができるのかと疑問に思う人もいるだろう。国家間の相違は抜き難くあるのだから、真の国際協力の可能性に異を唱える人もいるだろう。核兵器のない世界という議論を聞いて、達成不可能に思える目標を設定することの意義を疑う人もいるだろう。

しかし間違いのないように言っておきたい。我々は道がどこに向かっているかを知っている。国家あるいは人々が、相違点をもって自らが定義されると考えるならば、溝はさらに深まってゆく。我々が平和の追求を断念すれば、それは永遠に我々の手の届かないところに留まる。恐怖ではなく希望を選ぶ道を我々は知っている。協力の求めを非難し軽んじることは簡単だが、それは臆病者のすることだ。戦争はそのようにして始まる。そこで人類の前進は止まる。

我々の世界には立ち向かうべき暴力と不正義がある。我々は分断を受け入れるのではなく、自由な国家、自由な人々として協力して立ち向かってゆかなければならない。武器をとれと呼びかける方が、武器を捨てろと呼びかけるよりも人々の心を奮い立たせることを私は知っている。しかしだからこそ、平和と進歩を求める声をともに高めていかなければならないのである。(後略)

www.whitehouse.gov/the-press-office/
remarks-president-barack-obama-prague-delivered

資料 2−6　米ロSTART(戦略兵器削減条約)共同了解

2009年7月6日

アメリカ合衆国大統領とロシア共和国大統領は、戦略攻撃兵器のさらなる削減と制限、ならびに、現在のSTART条約に置き換わる法的拘束力のある新条約の早期締結を決定し、新条約にとりわけ以下の要素が盛り込まれるよう命じた。

1. 両国それぞれが戦略攻撃兵器の削減ならびに制限を行い、よって新条約の発効後7年およびそれ以降において、戦略運搬手段を500〜1100の範囲に、また、それらに搭載される弾頭を1500〜1675の範囲に制限することを内容とする条項。これらの制限に関して条約に記載される具体的な数は今後の交渉を通じて合意されるものとする。
2. これらの制限の計算方法に関する諸条項。
3. 定義、データ交換、通告、廃棄、査察、検証手続き、さらには信頼醸成、透明性措置に関する諸条項はSTART条約に準拠するものとし、適当な場合には、より簡略で低コストなものにする。
4. 両国それぞれが戦略攻撃兵器の構成及び構造を独自に決定することを謳った条項。
5. 戦略攻撃及び戦略防御兵器の相互関係に関する条項。
6. 核を搭載しない大陸間弾道ミサイル及び潜水艦発射弾道ミサイルが戦略的安定に及ぼす影響に関する条項。
7. 戦略攻撃兵器を両国それぞれの領域内に限定して設置することに関する条項。
8. 条約の履行にかかる諸問題の解決のための実行組織の設置。
9. この条約が当事国と第3国とのあいだの戦略攻撃兵器の分野における既存の協力の在り方に適用されないことを謳った条項。
10. 条約の有効期限は10年とする。期限内にこの条約が戦略攻撃兵器の削減に関する後の条約によって代替される場合はその限りではない。

両大統領は、条約の署名ならびに各国での批准手続きに付すべく、早期に条約交渉を完了するよう両国の交渉担当者に命じた。

2009年7月6日、モスクワにて署名。英語、ロシア語を正文とする。

アメリカ合衆国大統領　バラク・オバマ
ロシア連邦大統領　ドミトリー・メドベージェフ

www.whitehouse.gov/the_press_office/
The-Joint-Understanding-for-The-Start-Follow-On-Treaty/

資料 2−7　国連安保理・核軍縮サミット決議

国連安全保障理事会決議1887(抜粋)

2009年9月24日採択

安全保障理事会は、

核不拡散条約(NPT)の目標に従い、国際の安定を促進する方法で、また、すべてにとって安全保障が減じない原則に則って、すべてにとってのより安全な世界を追求するとともに、核兵器のない世界に向けた条件を創り出すことを決意し、

すべての加盟国が軍備管理及び軍縮にかかわる義務を果たし、すべての大量破壊兵器のあらゆる局面での拡散を防止することの必要性を盛り込んだ、1992年1月31日の安保理首脳級会合で採択された議長声明(S/23500)を再確認し、

(略)

大量破壊兵器ならびにその運搬手段の拡散が、国際の平和と安全への脅威であることを再確認し、

(略)

NPTが引き続き核不拡散体制の礎石であるとともに、核軍縮の追求と核エネルギーの平和利用における重要な基盤であることを強調し、

NPTに対する確固たる誓約と、その効果的な履行に向けては国際的な核不拡散体制の維持、強化がなされるべきとの確信を再確認し、

グローバルな安全保障の強化をめざしたあらゆる側面での軍縮のいっそうの前進を求め、

2008年11月19日に開催された安保理会合で採択された議長声明(S/PRST/2008/43)を想起し、

核兵器計画の断念あるいは核兵器保有の放棄といった非核兵器国の決定を歓迎し、

核兵器国が実施し、完遂した核軍備削減及び軍縮努力を歓迎するとともに、NPT第6条に従って核軍縮の分野でのさらなる努力を追求することの必要性を強調し、

これに関連して、2009年12月に失効する米ロ戦略攻撃兵器削減条約に代わる新たな包括的で法的拘束力のある協定の締結に向けた交渉を行うとした米ロの決定を歓迎し、

非核兵器地帯条約の締結をめざした措置を歓迎、支持するとともに、1999年の国連軍縮委員会ガイドラインに従って関係する地域の国家間において自由に合意された取り決めに基づき国際的に認知された非核兵器地帯を設立することは、グローバルならびに地域の平和と安全を促進し、核不拡散体制を強化し、核軍縮という目標の実現に資するという確信を再確認し、

この文脈において、2010年4月30日にニューヨークで開催される第2回非核兵器地帯加盟国・署名国会議に対する支援に留意し、

(略)

核テロリズムの脅威に深く憂慮し、また、すべての加盟国が核物質あるいは技術協力がテロリストに供与されることを防ぐ効果的な措置を講じる必要性を認識し、

国際原子力機関(IAEA)との連携のもと、核エネルギーの平和利用に関する国際会議を開催するイニシアティブに関心をもって留意し、

核セキュリティに関する2010年のグローバル・サミット開催への支持を表明し、
核物質防護条約及び同条約の2005年修正条項、さらには核テロリズム防止条約に対する支持を再確認し、
(略)
NPTのあらゆる目的を促進するうえでの市民社会の貢献に留意し、
国連安保理決議1540(2004)と、同決議に盛り込まれた措置をすべての国が完全に履行する必要性を再確認するとともに、すべての加盟国と国際・地域機構に対し、国連安保理決議1810(2008)の求める包括的再検討の間を含め、その決議に従って設立された委員会に積極的に協力するよう求め、

1. 不拡散義務が遵守されていない状況は安保理に注意喚起されねばならず、安保理はその状況が国際の平和と安全に対する脅威であるかを判断することを強調する。また、そのような脅威への対処が安保理の主たる責務であるということを強調する。
2. NPT加盟国に対し、条約の下でのすべての義務を完全に遵守するよう求める。
3. 加盟国によるNPT上の利益の享受は、その下での義務遵守によってのみ、保証されることに留意する。
4. すべてのNPT未加盟国に対し、条約の普遍性を早期に達成すべく、非核兵器国として加盟するよう、また、条約に加盟するまでの間はその条項を遵守するよう求める。
5. NPT加盟国に対し、条約第6条に従い、核軍備削減と軍縮に関する効果的な措置について、また、厳格かつ効果的な国際管理の下での全面完全軍縮に関する条約について、誠実な交渉の追求を約束するよう求めるとともに、こうした努力に他のすべての国が参加するよう求める。
6. すべてのNPT加盟国に、2010年のNPT再検討会議が成功裏に条約を強化し、条約の3本柱、すなわち核不拡散、核の平和利用、核軍縮のいずれにおいても現実的かつ達成可能な目標を設定できるよう協力を求める。
7. すべての国に、核爆発実験の実施を控え、また、包括的核実験禁止条約(CTBT)を署名ないし批准し、よって条約の早期発効を実現するよう求める。
8. ジュネーブ軍縮会議(CD)に対し、可能な限り早期に核兵器あるいはその他の核爆発装置に用いる核分裂性物質の生産禁止条約の交渉に入るよう求めるとともに、2009年の作業計画が全会一致で採択されたことを歓迎し、すべての加盟国に実質作業の早期開始に会議を導くべく協力するよう求める。
9. 決議984(1995)で言及された、NPT加盟の非核兵器国に対し核兵器を使用しないという安全の保証についての5核兵器国による声明を想起するとともに、そのような安全の保証が核不拡散体制を強化することを確認する。
10. 安保理がこれまで行動をとってきた、核不拡散体制における現在の主たる試練に特別の懸念を表明するとともに、当該国家に対し安保理の関連決議の下での義務を完全に遵守するよう強く要求し、また、これらの問題について早期に交渉による解決に至るよう安保理が求めていることを再確認する

11～16. (略)

17. 条約第10条に従って国家が提出する文書に記載された事象を含め、NPT加盟国が、いかなる国家による脱退の通知にも集団的に対応しうる様式の確定に関して、NPT再検討の一環として進行中の議論に留意しつつ、遅滞なく取り組むことを約束する。

また、加盟国は脱退前に行われたNPT違反についての国際法上の責任を引き続き負うことを確認する。

18. (略)
19. 加盟国が核輸出に関する決定をする際には、受領国がモデル追加議定書に基づいた追加議定書に署名、批准しているかを考慮することを奨励する。

20～23. (略)

24. 核テロの攻撃対象となりうるあらゆる核物質の保安を4年以内に確保することを目的に、より良い安全基準ならびに核セキュリティ実施に向けた最善策を共有し、また、核テロの危険を低減するべく核セキュリティの基準を上げるよう加盟国に求める。

25. (略)

28. 安保理決議1540(2004)が定義するところの非国家主体への拡散、あるいは非国家主体による拡散を含めて、核兵器およびその運搬手段あるいは関連核物質の拡散を含むあらゆる状況の監視を徹底し、国際の平和と安全の維持に求められるこれらの措置を適宜講じてゆく決意をここに宣言する。
29. この問題に引き続き関与することを決定する。

www.un.org/Docs/sc/unsc_resolutions09.htm
より決議番号で検索

資料2－8　英・元将軍の声明

英国に核抑止力は不要である

核兵器を、自尊心ある国家が安全を確保するために
死活的に重要であると見なしてはならない

ロード・ブラモール陸軍元帥
ロード・ラムスボータム陸軍大将
サー・ヒュー・ビーチ陸軍大将

『タイムズ』
2009年1月16日

首相、外務大臣及び前国防大臣の最近の演説と、08年6月30日の『タイムズ』紙に掲載されたダグラス・ハード、マルコム・リフキンド、デビッド・オーエン及びジョージ・ロバートソン各氏の書簡は、「核兵器のない世界」を確固とした公の課題に据えた。しかしながら、もし我々が高価な次世代トライデントに固執するならば、英国はこの課題における指導力と影響力を行使することは困難である。トライデントへの固執は、我が国が21世紀後半においても核兵器国としての地位を継続するということだけではない。それは、他国に対して、自尊心のある国家が安全を確保するためには、核兵器が依然として、ともかくも死活的に重要であるという確信を積極的に抱かせる。

これが誤った考えであることは、英国のいわゆる「自立的抑止力」の実体の分析によって最もよく説明しうる。トライデントは、あらゆる意味において、米国から自立したもの

とみなすことはできない。これは、D5ミサイルの提供と常時サービスの点で米国に依存する戦力である。我が国は、理論的には発射命令における行動の自由を持っている。しかし、罪ある者にも罪なきものにも等しくもたらされる破局的な結果を思えば、これらの兵器が、米国の承諾と支持なしに発射されたり、真剣な威嚇の手段として用いられると考えることなど不可能である。

我が国が、例えばテロリスト集団による核の脅迫に直面したとしても、脅迫を抑止し、もしくは罰するために、我々の核兵器はどのように、誰に対して使われ、威嚇に用いられるのかということが問われなければならない。核兵器が、現在我々が直面し、あるいは直面するかもしれない脅威と暴力の規模、とりわけ国際テロに対する抑止力として完全に無用であることは自明である。そして、分析すればするほど、その無用性は明らかになる。

よく引き合いに出される「最高のテーブルに席を占める」ことに、かつてのような説得力はない。政治的影響力にとっては経済力の方が重要である。国際的な軍事場面で主要な役割を演じる地位でさえ、使うことのできない核兵器よりも、効果的で、戦略的機動性が高く、ピンポイントの標的を除去することが可能な通常戦力によって得られる見込みの方が高い。我が国の自立的抑止力は、国内政治の文脈を除けば時代遅れである。トライデントを永続化するよりも、軍に対しては彼らに実際に課された任務に必要な投資を行うことの方が、はるかに意味がある。現在の経済状況においては、トライデントと通常戦力の両方に資金を注ぐことが不可能なのは明白である。

www.timesonline.co.uk/tol/comment/letters/article5525682.ece

資料 2−9　ドイツ元高官の声明

核兵器のない世界に向かって―ドイツの視点

ヘルムート・シュミット、リヒャルト・フォン・ワイツェッカー、
エゴン・バール、ハンス・ディートリッヒ・ゲンシャー

『インターナショナル・ヘラルド・トリビューン』
2009年1月9日

2007年、ヘンリー・キッシンジャー、ジョージ・シュルツ、ウィリアム・ペリー及びサム・ナンは核兵器のない世界を求めるアピールを発した。かつて共和、民主両政権で国務長官、国防長官及び上院軍備委員会委員長という重責を担った4氏の見識と経歴に照らせば、核の脅威の拡大に対して表明された憂慮は特別の重みを持つものであった。

彼らは、現実主義者として、核兵器の廃絶は漸進的にのみ達成できることを知っている。それ故に彼らはビジョン達成のための緊急の実践的な取り組みを提案した。

この呼びかけは米国内において広範な共感と強い支持を集めた。しかし、我々が知る限りヨーロッパ諸国の政府の中で、これを支持する決定を行った例はまだない。

我々は、バラク・オバマ新政権に寄せる期待をこめて、欧州の視点からこの呼びかけに応えたい。

今世紀のキーワードは＜協力＞である。環境や気候変動、世界人口の増加による需要を満たすエネルギー供給、財政危機への対応―これらのどれをとっても対立や軍事力の使用によって解決可能な課題はない。米国には、他によって代わることのできない特別な責任がある。

核兵器を持ち、あるいは核兵器製造能力を取得しようとする国が増加し、その結果、破局的な規模のテロリズムに用いられかねない核物質の量が増加していることを考慮すれば、米国の責任はとりわけ重要である。加えて、現存する核兵器国は新しい核戦力の開発を進めている。

我々は、自国に限ることなく核政策の転換を求めた4氏の呼びかけを全面的に支持する。特筆すべきは次の提案である：

－ロナルド・レーガン氏とミハエル・ゴルバチョフ氏がレイキャビクで示した核兵器のない世界へのビジョンに立ち返るべきである。

－他の核兵器保有国に対して説得力を持つために、まず、もっとも多数の弾頭を保有する米国とロシアが、核兵器数を劇的に削減するための交渉を開始するべきである。

－核不拡散条約（NPT）は格段に強化されねばならない。

－米国は、包括的核実験禁止条約（CTBT）を批准するべきである。

我々は、ドイツの視点から以下の提案を付け加えたい：

－今年期限が満了する戦略兵器削減条約（START）の延長は、ワシントンとモスクワにとって最も緊急性の高い課題である。

－2010年の核不拡散条約（NPT）再検討会議の威信のために最重要なのは、核兵器国が、自らの核兵器数を削減するという同条約の下での誓約を完全に遵守することである。

－対弾道ミサイル（ABM）制限条約は再建されなければならない。宇宙の利用は平和目的に限るべきである。

－1990年の冷戦終結時、共通の安全保障上の利益に関する協力の結果、ジョージ・H・W・ブッシュ、ゴルバチョフ両大統領は中距離核ミサイルによってもたらされていた相互の脅威を全廃し、史上最大規模の通常戦力削減の努力にとりかかることが出来た。以来18年を経た今、いわゆる欧州通常戦力（CFE）条約は、ヨーロッパの安定の礎となっている。同条約は、現在に至るもすべての関係国に利益をもたらしている。

ヨーロッパの安定が充分に確固とした信頼性の高いものであったが故に、ドイツは再統一とワルシャワ条約の終焉という試練に耐え、ソ連の崩壊という状況を生き抜くことができた。またバルト諸国は主権を回復し、北大西洋条約機構（NATO）と欧州連合（EU）の拡大、さらには2009年初頭の世界の現実の荒波に耐えている。

しかし、ミサイルとレーダーシステムを自国外の、NATOの東端に位置するポーランドとチェコに配備するという米国の野望によって、この枠組みは初めての危機に直面しようとしている。

対決の時代への回帰とそれによって導かれる新しい軍備競争と緊張を回避する最良の道は、ミサイル防衛に関してNATO及びEU諸国の利益に適うような合意を行うこと、すなわちABM制限条約を再建することである。これは同時に、CFE条約の適合化を容易にし、より広範な軍備管理への道を開くであろう。

バラク・オバマ氏は、ベルリンにおいて冷戦思考からの脱却を呼びかけた。これは、冷戦終結後に「バンクーバーからウラジオストクに至る安全保障」を合言葉になされた議論に相通じるものである。ゴルバチョフ氏は「欧州共通の家」のビジョンを実現することはできなかったが、ドミトリー・メドベージェフ・ロシア大統領は、汎欧州安全保障構想を提案している。

我々は、この好機を熟慮するよう勧告する。北半球の安全と安定は、米国、ロシア、欧州そして中国の間の、安定した、信頼性の高い協力を通してはじめて達成できる。

この協力は、NATO、EU、欧州安全保障協力機構(OSCE)といった現存する協定を尊重しつつ行われ、必要な場合には独自の制度的形態をとるものとなるであろう。北半球の安定的な安全保障は、間違いなく世界的な危機を低減し、解決を容易にするであろう。

米国とロシアによる核兵器のない世界に向けた真剣な努力は、国連安保理の常任メンバーであると無いとにかかわらず、他の核兵器保有国と適切な行動に関して合意することを可能にするであろう。協力の精神は、中東からイランを経由して東アジアに拡大するであろう。

ドイツは緊張緩和政策に基づき、同盟国からの支援を得ながら、自己決定のための前提条件を創り出した。ドイツの平和的再統一は、国境を越えた協力の原則の意義を確認した「2+4条約」(1990年、西ドイツ、東ドイツ及びかつての占領国である米国、ソ連、英国、フランスの4か国が署名)によって可能となった。

同条約は、欧州全体に軍縮と軍備管理における歴史的進展をもたらした。その成果の一つが、NATOロシア理事会である。同理事会は、協力の精神があってはじめて充分に効果的に機能しうる。対決の時代の残滓は、我々の新世紀にあっては、もはや不適切である。

このパートナーシップを著しく損ねているのが、核攻撃を受けていないにも関わらず、核を先制使用するというドクトリンが、NATOとロシアの双方で依然として生きているという事実である。核兵器国間の一般的な先制不使用条約が、緊急に求められる。

核、生物及び化学兵器の使用を放棄したドイツは、核兵器国に対して非核国に核兵器を使用しないことを求める根拠のすべてを手にしている。我々は同時に、ドイツ残された米国の核弾頭は撤去されるべきであると考える。

今世紀のキーワードである<協力>と、北半球における安定の確保は、核兵器のない世界への道に置かれた里程標になりうる。

これが、キッシンジャー、シュルツ、ペリー及びナンによって発せられたアピールへの我々からの応えである。

著者は、いずれもドイツ連邦共和国の高官経験者である。ヘルムート・シュミット(社会民主党)は、1974年から82年に首相、リヒャルト・フォン・ワイツェッカー(キリスト教民主同盟)は、1984年から94年に大統領をそれぞれ務めた。エゴン・バールは社会民主党政権の閣僚として「東方外交」の立案にあたり、ハンス・ディートリッヒ・ゲンシャーは1974年から1992年まで外相を務めた。

www.iht.com/articles/2009/01/09/opinion/edschmidt.php

資料2－10　ICNNDの勧告

ICNND(核不拡散・核軍縮に関する国際委員会)最終報告書「核の脅威を絶つために ―世界の政策立案者のための実践的な計画」

2009年12月15日

付属文書A　委員会勧告

軍縮戦略全般

1. 核軍縮は2段階プロセスで追求されるべきである。すなわち、遅くとも2025年までに「最小化」を達成し、続いて可能な限りの早期に「廃絶」する。短期的(2012年まで)、中期的(2025年まで)、長期的(2025年を超えて)行動計画はこれらの目的を反映したものとなるべきである。[7章1－5節。17、18、19章も参照のこと]

2. 短期及び中期における努力は、核兵器の全面的な非正統化を達成することや、可能な限り早期に、遅くとも2025年までに、以下を特徴とする「最小化地点」に到達することを焦点とすべきである。
   (a)少ない核弾頭数：世界の核弾頭数は2000発以下(現保有量の10%以下)。
   (b)合意されたドクトリン：すべての核武装国は核兵器の先行不使用を誓約。
   (c)信頼性のある核戦力態勢：上述のドクトリンを反映した、検証可能な配備及び警戒態勢。
   [7章6－15節。6章(非正統化について)及び17－8章も参照のこと]

3. 現時点においてゼロに到達する目標期日を信頼性を持った形で特定できなくとも、最小化地点から廃絶に移行する上で求められる条件に関する分析や議論は直ちに始められるべきである。[7章15－17節。19章も参照のこと]

不拡散戦略全般

4. 核不拡散における努力は、需要側(核兵器は自国の国家安全保障や他の利益を促進するものではないと説得する)と、国家による核兵器の購入や製造を可能な限り困難にすることを企図した広範囲にわたる一連の措置(以下の勧告に詳細)の維持、強化を通じて行う供給側の双方に焦点をあてるべきである。[8章9－16節。9－15章も参照のこと]

NPT保障措置及び検証

5. すべての国家は追加議定書の適用を受け入れるべきである。その普遍化を進めるために、追加議定書の受諾をあらゆる核輸出の条件とすべきである。[9章7節]

6. 追加議定書ならびにその付属文書は、兵器化活動の可能性がある活動を調査するIAEAの権限を明確にするために、また、汎用品目、輸出拒否に関する報告、通告期間の短縮、及び特定個人に対する聞き取りの権利に関する特記事項を追加することによって、改訂・強化されるべきである。[9章8－9節]

7. 保障措置は機械論的手続きから情報主導システムへと変わってゆくべきであり、IAEAの秘密主義の傾向と不透明性が見直され、国家とIAEAにおいて、さらなる双方向的な情報共有が図られるべきである。[9章10－11節]

NPTの遵守ならびに執行

8. 遵守の如何の判断においては、IAEAは本来的に技術面の規準に限定するべきである。

IAEAは規準を一貫性、信頼性をもって適用し、政治的帰結についてはその判断を安全保障理事会に委ねるべきである。[9章15節]

9. 国連安保理は、NPT脱退が国際の平和と安全に対する脅威として見なされ、国連憲章第7条に基づくあらゆる懲罰的結果を招きうると明示することによって脱退を強く思いとどまらせるべきである。[9章20節]

10. NPTから脱退する国家は、締約国であった時に取得した核物質、機材、技術を平和目的外の用途に用いてはならない。脱退以前に提供された当該物質はいずれも可能な限り返還されるべきであり、これは安保理によって執行される。[9章21－22節]

11. すべての国家は、核輸出にあたっては受領国がNPTから脱退する際、それ以前に提供されたいかなる核物質や機材、また、それらを用いて生産した物質についても保障措置を継続するという受領国の同意を条件とすべきである。[9章23節]

IAEAの強化

12. IAEAは、特別査察を含め、自らがすでに有している権限を最大限活用すべきである。また、各国は、不備の指摘があれば、同機関の権限を強化する準備をしておくべきである。[9章24節]

13. IAEAがその業務を完全かつ効果的に遂行するためには、セディージョ委員会の2008年勧告が述べるように、以下が付与されるべきである。
(a)「保障措置分析研究所」を改編するための一時的な資金注入。
(b)「実質ゼロ増額」制限を排した、通常予算の相当の増額と、それによる中心的業務の臨時支出への依存低下。
(c)中・長期的計画を可能とする将来的財源の十分な確保。
(d)人材派遣及び訓練機会提供における国家及び産業界からの支援。[9章25－27節]

14. セディージョ委員会あるいは後継のパネルにより、IAEAの組織的文化、とりわけ透明性や情報共有の問題について、外部からの検討を行うことを考慮すべきである。[9章28節]

NPT以外の条約及びメカニズム

15. 核供給国グループ(NSG)は、NPT枠外の国家との核協力協定に関して、CTBT批准、保障措置外の核分裂性物質生産中止の意志、核施設や物質の防護および核関連輸出におけるこれまでの業績等の要素を考慮に入れた、規準に基くアプローチを推進すべきである。[10章3－9節]

16. 拡散防止構想(PSI)は、情報を評価し、活動の調整や資金提供を行い、また、拡散の懸念国から搬入あるいは搬出される疑わしい物質の阻止に関する全面的もしくは特定の勧告や決定を行う中立組織として、国連システム内に再構築されるべきである。[10章10－12節]

NPT非締約国への義務の拡大

17. インド、パキスタン、イスラエルというNPT枠外の3つの核武装国が近い将来において締約国となる見込みは低いとの現実を認識し、同等の軍縮及び不拡散義務を課すような類似の条約や取極にそれらの国々が参加するようあらゆる努力が図られるべきである。[10章13－16節]

18. 軍縮及び不拡散に対する誓約を明示するような厳しい客観的規準を満たすとともに、関連する特定の将来的な誓約を行うことを条件として、これらの国家にNPT締約国と等しく民生用核物質や技術へのアクセスが許されるべきである。[10章17節]

19. これらの国家はNPT締約国である核兵器国と等しく多国間軍縮交渉に参加すべきであり、条約の非締約国であるからといって異なる処遇を求めてはならない。[10章18節]

実験の禁止

20. すべてのCTBT未署名・未批准国は、無条件かつ遅滞なくこれを行うべきである。条約発効までの間、すべての国家は核実験の自制を継続しなければならない。[11章1－8節]

21. すべての署名国は、監視システムの世界網の完備、必要とされた時の現地査察への準備体制、効果的な国内データセンター及び情報収集システムの設置を含め、CTBT機関(CTBTO)の継続的発展・運用に求められる財政的、技術的、政治的支援を提供するべきである。[11章9－12節]

核分裂性物質の入手可能性における制限

22. すべての国家は、核兵器あるいは他の核爆発装置に使用される核分裂性物質の生産を禁止する、非差別的で多国間の、国際的で実効性があり、かつ不可逆的な核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期締結に向け、ジュネーブ軍縮会議(CD)での交渉を行うべきである。[12章1－14節]

23. 上記の条約の発効までの間、すべての核武装国は、兵器目的での核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言あるいは維持すべきである。[12章15節]

24. 既存の備蓄をめぐっては、段階的アプローチがとられるべきである。まず優先されるのは生産の制限である。次に兵器の中にあるものを除くすべての核分裂性物質について、不可逆的かつ検証可能な非爆発的使用の誓約に確実に従うようにさせる努力である。最後に兵器削減合意にともなって核兵器解体で生じる核分裂性物質をこれらの誓約の下に置くことである。[12章18節]

25. 中間的措置として、すべての核武装国は自国の核分裂性物質の備蓄量及び兵器使用における余剰分と見なされる量を自発的に申告し、そのような余剰物質を可能な限り早期にIAEA保障措置下に置き、可能な限り早期に核兵器に使用されない形態に変換すべきである。[12章19節]

26. 民間研究計画における高濃縮ウラン(HEU)使用は可能な限り早期に中止されるべきである。また、エネルギー計画における分離プルトニウムの利用可能性及び使用は実行可能な代替策が確立され次第、段階的に縮小されるべきである。[12章20－27節]

核セキュリティ

27. すべての国は、2005年の改正核物質防護条約(CPPNM)及び最近の国際基準の早期受諾、協調的脅威削減(CTR)及び世界規模での関連計画の実施加速、国際的な能力開発及び情報共有へのさらなる誓約を含め、核物質や施設に対する防護の強化にむけた追加措置に合意すべきである。[13章1－16節、22－23節]

28. 2010年4月の核セキュリティに関するグローバル・サミットとそれに続くフォローアップ活動においては、囲み13－1に示すような、実行に焦点を当てた問題が優先さ

れるべきである。[13章4節]

29.「汚い爆弾」に利用可能な物質の管理については、法律や使用認可の改正、利用者の意識啓発、安全とセキュリティの文化の一般的達成における各国の支援とともに、放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範を協力して実行する一層の努力が求められる。[13章17－21節]

30. 各国が自国の機密情報を共有するのみならず、それらの解読や対応のノウハウを他国に提供することを可能にするような仕組みを提供する機密情報センターの設立努力が継続されるべきである。[13章22節]

31. 核密輸に関する国際技術作業グループに対する追加的なリソース提供を含め、不法取引で摘発した物質や核爆発に使用された物質の出所を特定する新しい科学である核鑑識に強い支援が与えられるべきである。[13章24－25節]

核エネルギー管理

32. 平和目的での核エネルギー利用は、軍縮、不拡散にならぶNPTの基本三本柱の一つとして引き続き強く支持されるべきである。IAEAの技術協力プログラムを通じたものを含め、人間開発に向けて平和目的の核エネルギー利用を最大限活用するために、発展途上国支援に一層のリソースが提供されるべきである。[14章1－3節]

33. 2008年のG8北海道洞爺湖サミットで始動した、核エネルギーの基盤整備に関する国際協力イニシアティブに支援が供与されるべきである。これは、3つの「S」、すなわちSafeguards(保障措置)、Security(セキュリティ)、Safety(安全)の重要性についての意識を世界中で喚起し、関連措置の発展における関係国への支援を目的とするものである。[14章4－6節]

34. 拡散抵抗性は、核施設の設計や運転における必須目標として政府ならびに産業界によって保証され、また、制度的・技術的措置を通じて促進されるべきである。これらは片方が欠けても十分ではない。[14章7－8節]

35. 拡大するプルトニウム再利用や予想される高速中性子炉の導入は、不拡散の目的を促進し、拡散やテロの危険性の増大を回避する形で追求されなければならない。特に、高速中性子炉の研究開発における主たる目標は、兵器級プルトニウムを生産しないような設計・運用とすべきである。[14章9－15節]

36. 多くの国家における使用済み燃料の蓄積増加を避けるために、燃料供給国による使用済み燃料の回収取極めといった国際的措置がとられることが望ましい。こうした観点から、とりわけ初装荷燃料からの燃料回収に注意が払われるべきである。[14章13節]

37. 現行の再処理方法をすべて回避するために、使用済み燃料の取り扱いに関する新技術が開発されるべきである。それらが確立するにつれ、熱中性子炉でのMOX燃料の使用や通常再処理施設は段階的縮小が可能となる。[12章26節]

38. 核関連産業ならびに産官協力は、民生核分野の世界的拡大にともなう拡散の危険性を低減する上で一層大きな役割を担う必要がある。規則や条約が運用上妥当なものになることを確保し、遵守を助長するために、産業界はその活動に影響を及ぼす規制や条約の起草をする上で政府の積極的な協力者となるべきである。[14章16－24節]

多国間核燃料サイクル

39. 核燃料サイクルの多国間化は、とりわけ燃料バンク、濃縮、再処理、使用済み燃料貯蔵施設の多国間管理を通じて強く支持されるべきである。こうした取り組みは、核エネルギーの平和利用に対する世界の信頼を構築する上で極めて重要な役割を担い、また、機微な燃料サイクル活動に関する多国間検証や管理が要件となることで、核兵器のない世界に向けた重要な基盤を提供することになる。[15章48節]

40. より広範囲に及ぶ提案が受け入れられるまでは、自発的な取極めが支持されるべきである。そうした取極めにおいて、受領国は、供給保証の見返りとして、協定の有効期間は国内における機微な燃料サイクル施設の建設や運用を中止する。[15章47節]

2010NPT再検討会議に向けた優先事項

41. 2010NPT再検討会議に向けては以下を主たる優先課題とすべきである。

(a)軍縮のための行動

2000年に合意された「13項目の実際的措置」を更新、拡大した20項目からなる**「核軍縮に関する行動のための新たな国際合意」(囲み16－1参照)**への合意。

(b)保障措置の強化と実行

以下に関する合意:

- すべての国家は追加議定書の適用を受諾すべきであること。また、その普遍的支持を奨励するために、いずれの国も追加議定書の受諾を核輸出の条件とすべきであること。
- NPTを脱退する国家はNPT締約国であった時に取得した核物質、機材、技術を非平和目的に使用してはならないと宣言すること。
- いかなる脱退も国際の平和と安全に対する脅威と見なされると国連安保理が明確にするよう勧告すること。
- 脱退後も引き続き保障措置協定を適用することを核輸出の条件とするよう各国に勧告すること。

(c)IAEAの強化

セディージョ委員会が2008年に勧告したように、あらゆる「実質ゼロ増額」制約を排し、よって中心的業務における臨時支出への依存を低下させるべく、IAEA予算を大幅に増額させるとの合意。

(d)中東非大量破壊兵器地帯

国連事務総長は、地域の重要国すべてが受諾可能な信頼醸成措置を特定することを含め、1995年決議の履行に向けた創造的かつ斬新な方途を検討し、その促進に向けた早期協議を開始するために、あらゆる関係国が参加する会議を早期に開催すべきであるとの合意。

(e)核セキュリティ

各国は、2005年の改正核物質防護条約、最近の国際基準、世界各地での協調的脅威削減及び関連プログラムの履行の加速、国際的な能力開発や情報共有への一層の誓約を含め、核物質や施設の防護強化に向けたさらなる措置を講じるべきであるとの合意。

(f)平和利用

平和目的での核エネルギー利用という奪い得ない権利は引き続きNPTの基本目的の

一つであること、また、人間開発に向けて開発途上国が平和目的での核エネルギーを最大限活用することを支援すべく、IAEAの技術協力プログラム等にさらなるリソースを費やすことへの合意。

核弾頭数の削減：二国間及び多国間プロセス

42.「最小化地点」が到達目標とすべきは、2025年までに世界の核弾頭数の合計を2000発以下にすることである。ここにおいて、米ロはそれぞれ合計で500発まで削減し、その他の核武装国の核兵器保有量については少なくとも増加をしない（そして相当数を削減すること）が望まれる。この目標は、戦略核のみならず、すべての核兵器にかかるものであり、また、配備された核兵器のみならず、保管されている弾頭や解体待ち（しかし再び組み立てられ、配備される可能性あり）の弾頭の削減も含まれる。[7章8節、18章1－3節]

43. 二国間の目標を達成可能な範囲に持ってくるために、米国とロシアは現在交渉中のSTART後継条約の履行を加速させ、その下で目指す削減を2015年以前に前倒しすべきである。[17章13節]

44. 条約の批准後、米国とロシアは、さらなるSTART合意に関して遅くとも2015年までに達成することを目指し、集中的な交渉を再開すべきである。そこでは、2020年までに、それぞれの弾頭数の合計が1000以下、望ましくはそれよりもはるかに少ない数に削減される。[17章12－13節]

45. 米ロ以外の核武装国の保有数合計が1000発以下で、全世界の核弾頭の最大数を2000発以下にするという「最小化地点」の目標達成に向け、すべての核武装国に最優先で求められることは、自国の核兵器数を増やさないとの明確な誓約を行うことであり、当該国はそうした宣言を可能な限り早期に追求すべきである。[17章15－16節]

46. 多国間軍縮交渉の基盤整備をめざし、すべての核武装国は相互における戦略対話を開始すべきである。また、ミサイル防衛、通常兵器における不均衡、軍縮の検証といったプロセスの全段階で持ち上がる諸問題について、系統的かつ実質的な研究が各国で実施されるべきである。[17章17－19節、22－24節]

47. 多国間軍縮プロセスの前進には適切な交渉過程に関する早期の合意が必要であることから、すべての核武装国が参加する、公式ないし非公式ベースでの初期協議における適切な場としてジュネーブ軍縮会議が検討されるべきである。[7章9節、17章20－21節]

48. すべての核武装国の共通利益になりうる信頼性のある将来的な検証プロセスの強化をめざして、すべての関連記録の特定、保全、保存を確実にする関連措置及びサンプル採取といった「核考古学」的措置がとられるべきである。[17章25－26節]

核ドクトリン：先行不使用、拡大抑止、消極的安全保証

49. 核兵器の究極的廃絶に至るまでの間、すべての核武装国は明確な「先行不使用」の宣言を行うべきである。すなわち、核を持つ可能性のある潜在的な敵に対しても核兵器を予防的にも先制的にも使用しないと誓約し、核兵器の使用あるいは使用の威嚇は、自国あるいはその同盟国への核攻撃に対する報復手段としてのみ可能にすることである。[17章28節]

50. 現段階でそのような宣言を発する用意がなければ、すべての核武装国は、少なくとも核兵器の完全廃棄が達成されるまでの間、核兵器保有の唯一の目的は自国あるいはその同盟国に対する核兵器使用の抑止にあるという原則を受け入れるべきである。[7章10節、17章28－32節]

51. 当該の同盟国、すなわち現在、拡大抑止力の恩恵を受けている国々に対しては、生物兵器や化学兵器によるものを含め、他の容認できない危険に晒されることがないという確固たる保証が与えられるべきである。この文脈において、生物・毒素兵器禁止条約や化学兵器禁止条約に対する普遍的支持を促進し、前者の遵守に向けたより実効的な方策を生み出すための確固たる努力が継続されるべきである。[17章29節]

52. 2010年初頭に公表予定の米国「核態勢の見直し（NPR）」に、少なくとも「唯一の目的」宣言が盛り込まれことが特に重要である。こうした宣言は他の核武装国に対する積極性増進の圧力となり、2010年NPT再検討会議での「二重基準」議論を軽減するものである。[17章32節]

53. すべての核武装国は、非核兵器国に対して核兵器を使用しないとの新しくかつ明確な消極的安全保証（NSA）を、拘束力のある安保理決議によって裏書された形で供与すべきである。NSAの不適用を正当化できるほど重大な程度においてNPTを遵守していないと安保理が決定した国家に限っては、こうした保証を与えないということが唯一の条件とされるべきである。[17章33－39節]

54. NPT上のすべての核兵器国は、あらゆる非核兵器地帯条約の議定書に署名批准すべきであり、他の核武装国家は（NPT枠外にある内は）それぞれの非核兵器地帯に対して個別の消極的安全保証を供与するべきである。[16章16節]

核戦力態勢：発射警戒態勢及び透明性

55. 基本目標は、壊滅を狙う先制攻撃に対して生き残れることを明白に示しつつ、核戦力の即時使用を不可能にするような配備への変更を可能な限り早期に実現することである。配備や発射警戒態勢における透明性確保により、安定性の最大化が図られるべきである。[7章12－15節、17章40－50節]

56. あらゆる核兵器の発射において決定に要する時間を延長する手段が確立されることが重要である。米ロを含む交渉プロセスの困難さや複雑さは理解するが、とりわけそれらの兵器の警報即発射態勢を可能な限り早期に解除すべきである。[17章43節]

57. 軍縮の実質的前進を可能とする戦略的対話の実現には、すべての核武装国の側から、核ドクトリンと戦力態勢の双方における可能な限り最大の透明性が示されるべきである。[17章44節]

58. イスラエルのあいまい政策の緩和はこの観点において有益であるが、緩和の意志に変更がないからといって、それが同国が多国間軍縮交渉に参加しない理由となってはならない（核軍縮とは保障措置下にない核分裂性物質を取り上げ国際的な保障措置下に置くプロセスであると定義できるのであるから）。[17章45－50節]

北朝鮮とイラン

59. 安全の保証や経済支援への見返りとしての検証可能な非核化やNPT復帰を含め、北朝鮮による公然たる核兵器計画追求をめぐる問題について、十分な交渉を通じた

解決のため、6か国協議の枠組みの中での努力が継続されるべきである。[17章52－56節]

60. イランの核能力や意図をめぐる問題について十分な交渉を通じた解決のため、P5+1、国連安保理、IAEA参加国による努力が継続されるべきである。同国の濃縮計画の一部が残されても、より踏み込んだ査察や検証体制を伴うものとなり、イランが核兵器を保有しておらず、追求してもいないという信頼を国際社会に与えるものとなる。[17章57－60節]

他の関連する安全保障問題：ミサイル、宇宙、生物及び通常兵器

61. 相互に関心ある分野での共同運用の可能性を含め、戦域弾道ミサイル防衛システムのさらなる開発を容認しつつ、しかし戦略弾道ミサイル防衛には厳しい制限を課すことを目的として、対弾道ミサイル(ABM)システムの問題が再考されるべきである。核兵器のない世界においては、戦略ミサイル防衛は潜在的な背信者に対する保険として重要な安定化の役割を担うものであるが、現在では二国間、多国間の核軍縮交渉における深刻な障害となっていることが認識されるべきである。[18章28－30節。2章30－34節、17章18節も参照のこと]

62. ミサイル拡散を抑制するための国際的努力は継続されるべきである。しかし、INF(中距離核戦力)全廃条約の多国間化の失敗の継続が、現在の加盟国がINFを脱退する口実として使われるべきではない。[2章35－37節]

63. 宇宙空間における軍備競争の防止(PAROS)に向けたジュネーブ軍縮会議(CD)の現在の取組みや在ウィーンの国連宇宙空間平和利用委員会の活動が強く支持されるべきである。[18章31節]

64. 生物兵器禁止条約ならびに化学兵器禁止条約の普遍的遵守を促進し、多くの困難を越えて実行可能な条約検証体制を構築することを含め、生物・毒素兵器による攻撃の可能性に対するより有効な防御手段を確立するために、確固たる努力が継続されるべきである。[17章29節、18章32－33節]

65. 核武装国間での通常軍備の量及び質における不均衡問題、特に米戦力の相対的規模については、欧州通常戦力(CFE)条約の内容を再考することを含め、将来的な二国間及び多国間での核軍縮交渉の重大な障害にならないよう真剣に取り組む必要がある。紛争予防や紛争解決に向けたさらなる協調的アプローチを確立することは、もっぱら軍備制限措置を焦点化するよりもこの文脈においてより生産的となることが証明されるだろう。[18章34－36節]

行動アジェンダ：短期、中期、長期

66. 2010年NPT再検討会議を含む、現在から2012年までの期間における「短期行動計画」については、囲み17－1に示された諸問題に焦点をあてるべきである。

67. 短期における達成進捗を評価し、その後の方途を検討する手段として、2012年後半に軍縮特別総会を開催する可能性を国連総会は追求すべきである。2010年再検討会議の成果や、必要な財政や努力を費やすに足る十分な気運が醸成されているかを勘案するために、開催に関するいかなる決定も2010年半ばまで延期すべきである。[17章2－3節]

68. 2012年から2025年までの期間における「中期行動計画」については、囲み18－1に示された諸問題に焦点をあてるべきである。

69. 2025年以降に向けた「長期行動計画」については、囲み19－1に示された条件の確立に焦点を当てるべきである。

70. 軍縮への気運が長期にわたって醸成されるにつれ、費用分担の問題が浮上してくるであろうことに鑑み、利害を持つ国々が軍縮・不拡散にかかる費用の算出及びそれら資金調達の可能性や方途について詳細な研究を行うことは有益である。[18章26－27節]

政治意志の喚起ならびに維持

71. 新旧のメディア及び直接的な政策提言を通じて、政策決定者あるいは核軍縮・不拡散問題で政策決定者に影響を持つ人々に対し、よりよい情報提供を行うような持続的キャンペーンが必要である。その能力を有するNGOに対しては、こうした役割を効果的に担うのに必要な範囲で、政府や慈善団体が適切な支援を行うべきである。[20章7－10節]

72. 核兵器の歴史、核兵器の配備継続や拡散にともなう危険や脅威、今後とりうる方途に焦点を当てつつ、核軍縮及び関連問題についての学校や大学における公式教育や訓練があらためて重視されるべきである。これに関連して、大学、外交訓練機関その他における、科学・技術、戦略的政策及び法律を網羅する核関連問題のより専門性の高い講座が必要である。[20章11－12節]

73. 現在配付されている「モデル核兵器禁止条約」の中にある諸コンセプトをいっそう改良し、発展させるための作業を直ちに開始すべきである。そのなかで、その条項を可能な限り実現可能で現実的なものとし、それへの支持を獲得してゆく。気運が高まった際に、多国間軍縮交渉に情報と指針をあたえるような十分に検討された草案を作成しておくことが目指されるべきである。関心を持つ政府は核兵器禁止条約のさらなる改善に向け、適切なリソースをもってこれを支援するべきである。[20章38－44節]

74. 長期的に政治意志を持続させる一助となるべく、本報告書の示した行動計画に対する核武装及び非核武装国家の履行状況を、十分に専門的で広範な研究に裏書された権威ある国際パネルが評価するという定期的な「成績表」が出されるべきである。[20章49－50節]

75. いくつもの異なる国々で、多数の機関や組織が行っている核不拡散・軍縮問題に関する作業の中心拠点及び情報センターとして機能するとともに、同志国家や市民社会組織に対する研究・政策提言に支援を提供し、また、上述の「成績表」の準備を行うために、「核不拡散及び軍縮に関するグローバル・センター」の新設が検討されるべきである。[20章53節]

76. 上記センターは以下の2つのレベルにおいて機能するよう組み立てることができよう。

(a) 既存の関連研究センターの広い国際ネットワークのリソースから直接的に集められた常勤の研究・政策提言専門家の拠点として。

(b) 広範な経験を有する国際的な著名人からなり、センターが発行する報告書、政策提言、キャンペーンに適宜承認を与える決定権のある、あるいは諮問的委員会の形式をとった、上部機関として。[20章51－54節]

www.icnnd.org/reference/reports/ent/index.html

資料 2－11　ICNNDの2010年NPT再検討会議への核軍縮指針

核軍縮に向けた行動に関する新たな国際合意

2009年12月15日

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議の参加国は以下のとおり合意する。

目標に関して：核兵器のない世界

1. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮に繋がるような保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を核兵器国が再確認すること。
2. NPTを締約していない核武装国が、保有核兵器の完全廃棄を究極的には達成するという同様の約束を行う必要性。また、それらの国が核兵器の実験や取得、ならびに核攻撃に対する防衛目的以外での使用あるいは使用の威嚇を行わないとの規範が普遍的かつ拘束力のある性格のものであると認識する必要性。

鍵となる基盤に関して：実験の禁止と核分裂性物質の規制

3. 包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の手続きにしたがって署名ならびに批准することの重要性と緊急性。
4. CTBTが発効するまでの間における、核兵器の爆発実験あるいはその他のあらゆる核爆発に関するモラトリアムの継続。
5. さらなる条約検証体制の確立に向けて、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会への支援を維持、拡大する必要性。
6. 核兵器用及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的で、かつ効果的に検証可能な条約の早期締結に向け、ジュネーブ軍縮会議（CD）で交渉を行う必要性。
7. 上記条約の締結までの間、すべての核兵器国ならびに他の核武装国が兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言あるいは維持する必要性。
8. 核兵器国ならびに他の核武装国が、それぞれの国でもはや軍事用に不要であるとされた核分裂性物質を平和目的に転用するために、IAEAその他の関連する国際的な検証及び取極の下に置く措置を講じる必要性。

核軍縮に向けた具体的措置に関して

9. 核兵器国ならびに他の核武装国が、自国の保有核兵器を増加させないという誓約を早期に行い、一方的あるいは二国間、多国間で、国際の安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、核軍縮の達成に向けたあらゆる必要な措置を講じる必要性。
10. 可能な限り早期、遅くとも2025年までという中期において、世界が達成すべき以下の中間目標を設定する必要性。
    (a)規模、役割、配備態勢を問わず、核弾頭の総数を、2010年に存在する数のごく一部にまで削減する。
    (b)核兵器を保有するすべての国家のドクトリンが、核兵器に残る唯一の役割は他者による核兵器使用の抑止であるとの原則に則り、それらの先行不使用を明確に誓約する。

    (c)保有核兵器の配備及び発射警戒態勢を上記ドクトリンと完全に一致させる。
11. さらなる削減に早期に合意し、あらゆる種類の核兵器を削減し続ける持続的努力を講じる上で、最も多く核兵器を保有する核兵器国が指導性を発揮し、国家間で協力してゆくことの特段の必要性。
12. すべての核兵器国ならびに他の核武装国が、研究、戦略的対話、CDでの準備作業を通じて、自国の保有核兵器の削減にむけたさらなる努力を行い、多国間軍縮プロセスに向けた基盤整備のための行動を早期にとることの必要性。
13. 核兵器国ならびに他の核武装国が、核兵器が再び使用される危険を最小化するとともに核兵器の完全廃棄の過程を促進するべく、安全保障政策における核兵器の役割の縮小を可能な限り早期に受け入れ、宣言する必要性。
14. 核兵器国ならびに他の核武装国が、NPT不遵守を国連安保理が認定していない非核兵器国には核兵器を使用しないという国連安全保障理事会に裏書された明確な消極的安全保証を可能な限り早期に供与することの必要性。
15. 核兵器国ならびに他の核武装国が、とりわけ発射までの決定時間の延長や偶発的あるいは誤認による危険性の全般的な低下に向けて、可能な限り核軍縮プロセスの各段階において核兵器システムの運用体制に関連した具体的措置を講じる必要性。

透明性に関して

16. 核兵器国ならびに他の核武装国が、軍備管理条約の履行について、また、核軍縮に関するさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器能力に関する透明性を向上させることの必要性。

説明責任に関して

17. 重要な核計画を有するすべての国家は、関連する国連機関に対して、また、NPT再検討プロセス強化の枠組みにおいて、自国の軍縮・不拡散義務や計画について定期報告を行うこと。核兵器国ならびに他の核武装国については、保有核兵器、軍事用に必要ではない核分裂性物質、運搬手段を報告に含むものとする。

検証に関して

18. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮諸合意の遵守を保証するために必要な検証能力の研究と開発を促進すること。

不可逆性に関して

19. 核軍縮、不拡散、他の関連軍備管理・削減措置に適用されるべき不可逆性の原則。

全面的かつ完全な軍縮に関して

20. 軍縮プロセスにおける国家の努力の究極的な目標は、効果的な国際管理の下での全面的かつ完全な軍縮であると再確認すること。

www.icnnd.org/reference/reports/ent/index.html

資料 2－12　岡田外相から米国務長官、国防長官への書簡

現在貴国において進められている核態勢の見直し（NPR）に関し、私の基本的な考え方を申し上げます。

言うまでもなく、我が国の安全保障にとって、日米安全保障条約はその根幹をなすものであり、我が国政府は、核抑止力を含む貴国の拡大抑止に依存している現実を十分に認識しています。**そして、この抑止の信頼性は十分な能力によって裏付けられる必要があります。**

他方、我が国政府は、オバマ大統領が「核兵器のない世界」を掲げ、貴国が世界の核軍縮・核不拡散、そして、核廃絶の先頭に立っていることを高く評価しています。我が国としても、貴国とともに、その崇高な目標の実現に向けて努力したいと考えています。

したがって、我が国政府としては、貴国の拡大抑止を信頼し、重視していますが、これは**我が国政府が「核兵器のない世界」という目標と相反する政策を貴国に求めるものではありません。**

我が国の一部メディアにおいて、本年5月に公表された「米議会戦略態勢委員会」報告書の作成過程の中で、我が国外交当局者が、貴国に核兵器を削減しないよう働きかけた。あるいは、より具体的に、貴国の核トマホーク（TLAM/N）の退役に反対したり、貴国による地中貫通型小型核（RNEP）の保有を求めたりしたと報じられています。

しかしながら、我が国政府は、貴国の特定の装備体系について、それを持つことが必要であるか、持つことが望ましいかについて判断する立場にありません。したがって、前内閣の下で行われた協議ではありますが、私は、我が国政府として、上記委員会を含む貴国とのこれまでのやり取りの中で、**TLAM/NやRNEPといった特定の装備体系を貴国が保有するべきか否かについて述べたことはないと理解しています。もし、仮に述べたことがあったとすれば、それは核軍縮を目指す私の考え方とは明らかに異なるものです。**

ただし、TLAM/Nの退役が行われることになる場合には、我が国への拡大抑止にいかなる影響を及ぼすのか、**それをどのように補うのかといった点を含む貴国の拡大抑止に係る政策については、引き続き貴国による説明を希望するものです。**

なお、すでにご承知のことと存じますが、12月15日、日豪共同イニシアチブで設置された「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）」が報告書を公表しました。その中には、**すべての核武装国による措置として核兵器の目的を核兵器使用の抑止のみに限定すべきこと、NPT非核兵器国に対する核兵器の使用を禁止すべき**ことなどの提案が含まれています。これらに関し、「核兵器のない世界」への第一歩として、**私は強い関心を有しています。**ただちに実現し得るものではないかもしれませんが、現在あるいは将来の政策への適用の可能性について、今後日米両国政府間で議論を深めたいと考えています。

2009年12月24日　日本国外務大臣

アメリカ合衆国国務長官
ヒラリー・ロダム・クリントン　閣下

（強調はピースデポ）

www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/pdfs/g_1001_01.pdf

3.その他の資料

資料 3－1　第64回国連総会・新アジェンダ連合決議

核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する

2009年12月2日採択、決議64/57

共同提案国：ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン

総会は、

2008年12月2日の決議63/58を想起し、

核兵器使用の可能性によって人類がさらされている脅威を、繰り返し深く憂慮し、

とりわけ2009年9月24日に開催された核不拡散及び核軍縮に関する安全保障理事会首脳会議において、国際的な指導者有志が表明した核問題への関心の表明を、満足を持って留意し、また、これと関連して、核兵器のない世界の実現に向けた具体的、透明、検証可能でかつ不可逆的な歩みの重要性を強調し、

核軍縮と核不拡散は相互に補強し合う過程であって、両面における緊急かつ不可逆的な前進が求められていることを再確認し、

核軍縮及び核不拡散の目標に向けた前進には、包括的核実験禁止条約*の早期発効が引き続き死活的に重要であることを認識するとともに、レバノン、リベリア、マラウイ、モザンビーク並びにセントビンセントおよびグレナディーン諸島による最近の同条約批准を歓迎し、

2000年NPT再検討会議がその最終文書において、とりわけ非核兵器地帯を設立することが「世界の、また地域の平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献する」との確信を再確認したことを想起し、

2009年3月21日の中央アジア非核兵器地帯条約の発効、及び2009年7月5日のアフリカにおける非核兵器地帯を設立するペリンダバ条約の発効を歓迎するとともに、これらの重要な前進に引き続く、他の地域、とりわけ中東における非核兵器地帯創出のための国際的な協調した努力を期待し、

1995年NPT再検討・延長会議で採択された「条約再検討プロセスの強化」、「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」、「核不拡散条約（NPT）の延長」と題された諸決定、ならびに中東に関する決議、および2000年NPT再検討会議の最終文書を想起し、

また、NPT第6条に基づく誓約にしたがい、核兵器国が核軍縮へと繋がる保有核兵器の完全廃棄を達成すると明確に約束したことを想起し、

ロシア連邦大統領及びアメリカ合衆国大統領による最近の声明で表明された、戦略兵器削減条約の後継条約に向けた進捗を歓迎し、

また、2010年のNPT再検討会議に向けて、暫定議題と議事構成に関連する決定を採択した第3回準備委員会の成果を歓迎し、

1. 核軍縮及び不拡散を達成するために、NPT*の中心的役割及びその普遍性の重要性を引き続き強調し、すべての締約国にその責任を尊重するよう強く求める。

2. すべての国に対し、核軍縮と核不拡散に関する誓約を完全に順守するよう、また、新たな核軍備競争を誘発したり、それに結びついたりするようないかなる行為もおこなわないよう求める。
3. 2000年NPT再検討会議※の成果によって核軍縮に向けた体系的かつ前進的な努力の枠組みが作られたことを再確認するとともに、核兵器国に対してそこで合意された実際的措置の履行を加速し、それによってより安全な世界を作ることに貢献するよう改めて要求する。
4. すべての締結国に対し、NPTの普遍性の達成に向けて最大限の努力を払うよう繰り返し求めるとともに、インド、イスラエル、パキスタンに対して非核兵器国として早急かつ無条件に条約に加盟するよう求める。
5. 朝鮮民主主義人民共和国に対して、NPTからの脱退声明を撤回し、IAEAとの協力を再確立するとともに、平和的手段による朝鮮半島の非核化を実現するとの認識をもって6か国協議に復帰するよう強く求める。
6. すべてのNPT加盟国に対して、2010年NPT再検討会議の成功と建設的成果を確かなものとするための努力を惜しまないよう求める。
7. 2010NPT再検討会議の成果は、1995年及び2000年の同会議の積極的成果の上に達成され、これら会議の成果の具体的な履行に重要な貢献をなし、核兵器のない世界という目標を推進し、すべての側面においてNPTを強化し、NPTの完全履行と普遍化に貢献するものでなければならないことを強調する。
8. NPTの全加盟国に対して、1995年の再検討会議で採択された中東決議の全面的履行のために努力するよう求める。
9. またCD（軍縮会議）の全参加国に対して、2009年5月29日の作業計画採択を導いた気運を持続させるため、同会議の積極的進展を追求し、2010年会期の開始と時を同じくして実質的の作業を早期開始する努力を惜しまないことを求める。
10. 第65回会合の暫定議題に「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された項目を含め、現存する決議の履行状況を同会合で点検することを決定する。

（※印には参照するべき文書の名称等が記載されているが省略した。）

www.un.org/ga/64/resolutions.shtml より決議番号で検索

資料3−2　第64回国連総会・日本決議

核兵器完全廃棄に向けた新たな決意

2009年12月2日採択、決議64/47

共同提案国：アフガニスタン、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バングラディッシュ、ベルギー、ベニン、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、キプロス、チェコ、エルサルバドル、フィンランド、ドイツ、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、日本、カザフスタン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、ネパール、オランダ、パラオ、ペルー、フィリピン、セネガル、スロバキア、スロベニア、スイス、マセドニア、東チモール、ウガンダ、ウクライナ、タンザニア、米国、ザンビア

総会は、

核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指し、すべての国が核兵器の完全廃棄に向け、さらなる実際的措置および効果的施策をとる必要性を想起し、そしてまたその実現への決意を新たにし、

軍縮の過程における各国の努力の究極の目標は、厳格かつ効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることに留意し、

2008年12月2日の決議63/73を想起し、

核戦争と核テロリズムを回避するため、あらゆる努力がなされるべきであることを確信し、

核不拡散条約（NPT）※が、国際的な不拡散体制の礎として、また、核軍縮ならびに核エネルギーの平和利用の追求における重要な基盤として決定的に重要であることを再確認し、日本の広島・長崎の被爆65周年に当たる2010年のNPT再検討会議に向けた第3回準備委員会の成果を歓迎し、再検討会議を成功に導くことの重要性に留意し、

1995年NPT再検討・延長会議の決定及び決議※、ならびに2000年NPT再検討会議最終文書※を想起し、

国際の平和と安全の増進と核軍縮の促進とは相互に補強しあっていることを認識し、

核軍縮のさらなる進展は、国際的な核不拡散体制の強化に資するものであり、これはとりわけ国際の平和と安全に不可欠であることを再確認し、

世界の核兵器の大半を現在保有している米ロを筆頭に、加盟国の政治指導者からの具体的提案やイニシャティブによって強化されてきた、核兵器のない世界に向けた近年の世界的な軍縮の核軍縮気運を歓迎し、

核兵器のない世界というビジョンを確認した、2009年9月24日の核不拡散と核軍縮に関する安全保障理事会サミットの開催を歓迎し、

拡散ネットワークなどによる大量破壊兵器、特に核兵器の拡散のために増大しつつある危機について深く憂慮し、

朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）に即時かつ無条件に6か国協議に復帰することを求め、協議の早期再開への強い支持をあらためて表明するとともに、DPRKによる2006年10月9日の核実験宣言に関する2006年10月14日の安保理決議1718（2006）ならびに2009年5月25日に実施された核実験に関する2009年6月12日の安保理決議1874（2009）を履行することの重要性を認識し、

1. 全てのNPT締約国が、条約の全条文に基づく義務を遵守することの重要性を再確認する。
2. 効果的な条約再検討プロセスの重要性を強調するとともに、2010年NPT再検討会議が成功裏に条約体制を強化し、条約の3本柱全てにおいて効果的かつ実際的な措置を確立するべく協力していくよう全ての締約国に求める。
3. NPTの普遍性の重要性を再確認し、また、同条約の未締約国に対し、遅滞無くかつ無条件に同条約に非核兵器国として加入することを求めるとともに、同条約に加入するまでは条約の目標と意図を損なう行動を控え、同条約を支持する実際的な措置をとるよう求める。
4. 全てのNPT締約国が同条約第6条の下で誓約したあらゆる種類の核兵器の一層の削減など、核軍縮への更なる措置を奨励し、そしてまた、核兵器廃絶に 向けた取り組み

の過程において、国際の安定を促進し、全ての国にとって安全保障が損なわれない形で、不可逆性、検証可能性、一層の透明性をもたせることの 重要性を強調する。

5. 透明性のある形で核兵器削減を実施するよう全ての核兵器国に求め、また、現在の核弾頭数など保有核兵器に関連し核兵器国が近年示している透明性向上について留意しつつ、全ての核兵器国が透明性及び信頼醸成の諸措置に合意することを求める。

6. 近年の進展を歓迎しつつ、ロシアと米国に戦略攻撃力削減条約(SORT)*下の義務を完全に履行し、2009年に失効する戦略兵器削減条約(START)に続く法的拘束力のある後継条約の締結を含め、一層の透明性をもって核軍縮のさらなる措置を実行するよう奨励する。

7. 各国が、核兵器関連物質の削減に寄与すべく、国際協調の枠組みの中で引き続き努力するよう奨励する。

8. 核兵器国に対し、核兵器の偶発的あるいは無許可発射の危険を低下させ、また、国際の安定と安全を促進する形で、核兵器システムの作戦上の地位を一層低下させることを求める。

9. 国際の安定を促進し、かつ全ての国にとっての安全保障が損なわれないとの原則に基づく方法で、核兵器使用の危険性を最小化し全面廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小させる必要性を強調する。

10. CTBT*の早期発効および普遍化のために、同条約の未署名・未批准国に対し早期に署名・批准するよう要請し、同条約が発効するまでの間、核爆発実験の既存のモラトリアムを維持することの重要性を強調し、CTBTの遵守を保証するために必要となる国際監視システムなど、CTBT検証体制の継続的な整備の重要性を 再確認する。

11. ジュネーブ軍縮会議(CD)が2009年会期の作業計画*を採択したことを歓迎するとともに、世界的な核軍縮気運の増大とCDでの議論における進展ならびに積極的関与を充分に考慮しつつ、CDに2010年1月に召集する会議において実質作業を開始するよう求める。

12. 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉の即時開始と早期妥結を要求し、全ての核兵器国及びNPT非締約国に対し、同条約発効までの間、全ての核兵器用核分裂性物質あるいは他の核爆発装置の生産モラトリアムを宣言することを求める。

13. 全ての国家に対し、核兵器及びその他の大量破壊兵器、並びにその運搬手段の拡散を防止し抑制するための努力を倍化させることを求める。

14. 核テロリズム防止の重要性を強調するとともに、すべての脆弱な核及び放射性物質の安全を確保するためにあらゆる努力を払うことを奨励する。

15. 国際原子力機関(IAEA)の包括的保障措置協定及び、1997年5月15日にIAEA理事会で承認された、IAEAと各国との間の保障措置適用 のための協定のモデル追加議定書*の普遍化、さらに、国連安保理決議1540(2004年4月28日)の完全実施など、不拡散への更なる努力の重要性 を強調する。

16. 全ての国家に対し、第57回国連総会に提出された軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長報告書※にある勧告を適切に実行に移すための具体的活動に着 手すること、またこの目的のために実施されてきた努力に関する情報を自発的に共有することを奨励する。

17. 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)を含め、核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が建設的役割を担っていくことを奨励する。

18. 第65回国連総会の暫定的議題に、「核兵器完全廃棄に向けた新たな決意」と題された項目を含めることを決議する。

(※印には参照するべき文書の名称等が記載されているが省略した。)

www.un.org/ga/64/resolutions.shtml より決議番号で検索

資料 3−3　フランス新国防白書

国防と国家安全保障に関するフランス白書(抜粋)

仏大統領府
2008年6月17日

1　背景と過程

冷戦期の欧州の分断が終結した後の1994年、フランスは戦略と軍構成の再検討に着手した。この結果として1996年になされたのが、新しい戦略環境に適合させるために、軍を全て職業軍人化し、地対地核ミサイルを廃棄して確固たる戦力投射能力を構築するという決定であった。約15年がたった現在、世界は根本的に変化した。ポスト冷戦の時代は終わった。今や、国際関係はグローバリゼーションによって規定されている。そこで新たな検討が求められた。

(略)

この(「新しい白書の検討と作成」)プロセスの結果として、本白書は、向こう15年の国防および国家安全保障を包含するフランスの戦略を大幅に再定義する。この戦略は、国内及び国外における安全保障、軍事的手段と民生的なツールを含み、国家及び非国家主体の双方によって惹起される危機に対応するものである。あらゆる危険に対処するという立場から、能動的かつ意図的な脅威のみならず、意図されざる大規模災害や破局も安全保障の範囲に含めて取り扱われる。

(略)

2　主たる結論

1～6.(略)

7. 核抑止は、引き続き国家安全保障にとって不可欠な概念であり、フランスの安全保障と独立の究極の保証である。核抑止の唯一の目的は、それが何処から、いかなる形態でやって来るとしても、国家の死活的利益に対する、国家を起源とするいかなる攻撃をも阻止することにある。グローバリゼーションの時代においてフランスが直面しうる状況の多様性を考慮すると、抑止の信頼性が基礎を置くのは、大統領に、自律的かつ充分に広範囲で多様なアセット(装備・人員)と選択肢を与える能力である。このために、次の2つの構成要素を近代化する必要がある。海洋配備の弾道ミサイル潜水艦戦力と核能力のある戦闘用航空機に搭載される空中発射ミサイルである。今日、フランスに対するいかなる直接的な攻撃の脅威も存在しないとはいえ、われわれの死活的利益が脅迫にさらされる場合には、我が国の行動の自由を確保する能力を保持しておくことは必須である。フランスの安全保障にとって核兵器が必要である限り

フランスはその能力を開発する手段を保持しつづける。しかし、フランスは核軍縮の分野でイニシアティブをとってきたし、今後もそれを継続する。フランスは、生物・化学・核兵器及びそれらを運搬するミサイルの拡散に対する戦いにとりわけ積極的に取り組んでいる。

8～16.（略）

（中略）

11　5つの戦略的機能

1～2.（略）

3.核抑止

関連する能力の裁量を大統領に委ねており、我が国の核抑止は完全に独立したものでありつづける。核戦力は明確に区分され相互に補完する2つの要素から構成される。そこにはそれらを独立かつ安全に運用するための支援環境も含まる。

フランスはこれらの要素を長期にわたって保持し続ける。

したがって：

- 核弾道ミサイル潜水艦（SSBN）隊は、2010年以降、M51大陸間弾道ミサイルを新世代SSBNに搭載して装備する。
- 航空戦力は、2009年からASMP A[1]巡航ミサイルを、フランス国内と空母に配備されたミラージュ2000NK3およびラファールに搭載して装備する。核能力を持つ陸上配備航空機の数は60機から40機に削減される。
- 特にレーザー（LMJ[2]）、X線分析、およびスーパーコンピュータ分野の対応施設を基礎とするシミュレーション・プログラムによって、核弾頭の信頼性を確保する。
- ミサイルおよび潜水艦の必要能力を保持するとともに、2025年を目途にミサイルの射程距離と精度を向上させる。
- とりわけ通信関係において、核能力支援環境を全面的に近代化する。

われわれの核政策は「厳密な充分性」政策を継続する。フランスは、核軍縮のための行動計画を提案している。

核軍縮：フランスの行動計画　国家安全保障の目標

- 包括的核実験禁止条約（CTBT）の普遍的な批准。中国と米国は、1996年に条約に署名したが未だ批准していない。
- すべての核保有国が国際社会に開かれた透明なやり方で核実験場を解体することを誓約する。フランスはムルロアの実験場を解体したが、他の核保有国は閉鎖していない。
- 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）交渉の即時開始。
- 核分裂性物質生産の即時モラトリアム。フランスは、そのような物質の生産を停止した。
- NPTによって認められた5つの核兵器国による透明性措置の採用。
- すべての短距離および中距離地対地ミサイルの禁止条約の交渉開始。
- 全ての国による「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」（HCOC）」への加盟と履行の誓約。

訳注：1 ASMPは仏語で「空対地中距離ミサイル」の頭文字、最後のAは改良型を表す。
2 レーザー・メガジュール。仏原子力庁の熱核爆発研究のためのレーザー装置。

（原典は英文要約版）

www.ambafrance-us.org/IMG/pdf/Livre_blanc_Press_kit_english_version.pdf

資料 3−4　米エネルギー長官、国防長官の声明

21世紀における国家安全保障と核兵器（抜粋）

サミュエル・W・ボドマン エネルギー長官
ロバート・M・ゲイツ 国防長官

2008年9月

緒言

2007年7月、我々はコンドリーザ・ライス国務長官と共に、米国が信頼のおける核抑止力を維持する必要性を述べ、信頼性代替弾頭（以下RRW）計画に対する超党派的な支持を議会に求める声明を発した。本文書「21世紀の国家安全保障と核兵器」は、この声明を敷衍し、合衆国にとっての核兵器の必要性をさらに詳細に考察するものである。本文書はまた、戦略核戦力構成、備蓄核弾頭及び核弾頭の研究・生産インフラストラクチャーの相互の関係についても述べる。ここで示す論理は、現在及び将来の政権が米国の核兵器政策、戦略、および戦力構成の調整を検討するための確固たる基盤を提供するものと我々は信じる。

本文書が論じる政策課題と戦略能力の多くは、2001年12月の「核態勢見直し」（NPR）を基礎とするものであるとともに、それ以前の政権によってなされた決定と連続性を持つものである。例えば、クリントン政権は、当時想定されたよりも高い緊張をはらんだ将来の脅威への対応能力を確保しつつ、戦略核戦力配備の規模を削減するため、「先導し、防壁を築く」戦略を開発した。この戦略の下で、合衆国は、核兵器削減を「先導」するが、未配備の核弾頭やそれらの弾頭を配備可能とする戦力構成といった資産によって「防壁を築く」とされた。現政権は、即応性のある核兵器設計とリスク管理のための生産インフラストラクチャーへの依存を深め、非配備の弾頭数への依存を軽減しながら、このアプローチを踏襲している。

我々は、このアプローチには引き続き有用であると信じる。ダイナミックで、予測不可能な21世紀の安全保障環境においては、現存する戦力とインフラストラクチャーの即応性との関係は、地政学的、技術的、そして作戦上の多様なリスクを効果的に管理できるように調整される必要がある。この文脈において、RRW計画は研究開発を継続する価値がある。RRWの概念は、有望であるとともに、核不拡散条約（NPT）への合衆国の誓約に完全に合致する。（略）

要約（略）

合衆国はまだ核兵器を必要としているのか？

世界は、この15年間で大きく変化した。冷戦時代のソ連との対決は終わり、ロシアはもはやイデオロギー上の敵ではない。合衆国は、作戦配備された戦略核戦力の歴史的な削減を行い、2012年までにモスクワ条約が求める1,700～2,200発のレベルにまで核弾頭数を引き下げる計画である。また、米国は非戦略核戦力と備蓄核弾頭の総数を大幅に削減してきた。これらの目ざましい核兵器削減は前記の新しい安全保障環境の中でこそ可能と

なった。

合衆国が核戦力を維持し続ける基本的な理由は2つある。第1に、国際的な安全保障環境は、依然として危険で、予測不可能であり、ソビエト連邦解体以来、より複雑さを増している。政治的意志は一夜にして変わる可能性があり、技術的に予期せぬ事態も起こりうる。第2に、核兵器は米国の国家安全保障を支えるユニークな役割を果たし続けている。21世紀のいかなる脅威にも適用できるわけではないが、核兵器は、依然、現代戦略の必須の要素である。

複雑化した安全保障環境による要請に対処するため、2001年の「核態勢見直し」(NPR)は、攻撃システム(核、非核、非運動エネルギー)、防衛(能動的及び受動的)そして即応性のあるインフラストラクチャーからなる、柔軟性の高い、新しい三本柱を提示した。これらはすべて強固な計画と情報・指揮・管制能力によって支えられる。長距離精密通常攻撃と改良された弾道ミサイル防衛を含む新たな戦略能力は、今後10年間に開発され配備されるであろう。これら将来の攻撃・防衛能力は、より広範囲の潜在的な不測の事態に対処するために国家指導者がとりうるオプションを増やし、核兵器の大幅削減に伴うリスクを軽減するであろう。(略)

米国の核兵器が、当初から、合衆国とその軍隊のみならず、ヨーロッパ、アジア、さらに他の地域で同盟国をも防衛してきたことは重要である。同盟国への攻撃の抑止において、米国の核戦力は、同盟国が自ら核兵器を手に入れる誘因を大きく減少させることによって、米国の核不拡散政策における不可欠な役割を果たしている。核戦力は、例えばNATO加盟国、日本、韓国、オーストラリアなど他国との同盟における鍵となる要素であり続けている。(略)

合衆国は、きわめて高度な通常兵器システムとミサイル防衛の両方を開発し、配備することにおいて長足の進歩をとげた。しかしながら、核兵器は、そのユニークな特質から、国家安全保障に他をもって替えがたい貢献をしている。核兵器は、通常兵器による米国の優位を相殺するために大量破壊兵器を取得しようと目論む国家に対して、重要な抑止効果を持ち続けている。米国の核兵器は、多くの標的に対して、非核弾頭では達成不可能な殺傷能力を有している。高度な通常兵器とミサイル防衛は、いずれも抑止力を向上させうるが、脅威を抑止する能力はつまるところ、そして基本的に、合衆国の核戦力の有用性と継続的な有効性にかかっている。合衆国は、過去に比べれば小規模で、抑制されたものであるが、予見しうる未来において核戦力を維持する必要がある。

形成されつつある安全保障環境

安全保障環境の傾向は一様ではないが、我々は複雑かつ予測不可能で、危険な世界に住んでいる。合衆国が今後数十年間に直面する可能性のある脅威は次のとおりである。

- ●懸念国：大量破壊兵器とそれらの運搬手段を持っているか、持とうとしており、国際的規準を逸脱した行動をとる国。
- ●暴力的な過激派と非国家主体：我々の価値観に反する目標と価値観で動機づけられ、目標達成のために暴力的な手段を行使する非国家主体。中には、大量破壊兵器とその運搬手段を求めるものもある。

- ●NATO外の主要な現存核保有国：中国とロシアはそれぞれ核兵器開発能力を近代化している。両国の将来の政治的方向性は、依然不確実である。(略)

新しい安全保障環境に対する同盟国の対応(略)

合衆国戦力の規模：政治的、軍事的考察

合衆国の核戦力構成の規模は、現在及び将来のグローバルな安全保障環境の観点と、核戦力が支えることを期待される幅広い政治的目標によって決まる。以下に示した諸要素の分析の結果、実戦配備戦略核弾頭は1,700～2,200発で、米国の戦略要求は十分に満たされるという結論に達した。合衆国は、2002年のモスクワ条約の下での義務に合致するこのような戦力を、2012年までに達成する計画である。これは、冷戦期における作戦配備戦略核兵器(ODSNW)の最高水準から見て約80パーセントの削減を意味する。過去15年に、合衆国は、約50パーセントのODSNWを既に削減した。加えて、合衆国は、1991年以来非戦略核兵器を90パーセント削減している。こうして、合衆国は安全保障義務を堅持しつつ、核不拡散条約・第6条の義務履行の最先頭に立っている。(略)

リスク管理と米国の核態勢

(略)しかしながら、国防総省とエネルギー省は、寿命を無期限に延長する戦略のための代替手段を追求している。 すなわち、既存の核弾頭に近い能力を持つ、加工に伴う損傷や材料の経時劣化が比較的少ない弾頭によって既存の弾頭を徐々に置き換えるという方法である。この一般的な概念は、しばしば信頼性代替弾頭(RRW)と呼ばれる。RRW概念は、それ以外にも、安全性と保安の改善、より複雑でない生産工程、現存する核弾頭中の多種類の有害物質の除去、生産工程から生じる有害廃棄物の削減など魅力的な利点を持つ。核兵器研究所の指導者たちは、高度な計算機モデリングと実験施設を含む、備蓄管理プログラムのために開発された近代的な科学的手段を用いれば、核実験なしでRRWの設計と認証が可能であると信じている。

結論(略)

www.defense.gov/news/nuclearweaponspolicy.pdf

資料3－5　英国政策情報文書

核の影を拭い去る(抜粋)

英外務省
2009年2月4日

(前略)

あらゆる核兵器の世界的な禁止の実現には、核兵器のある世界よりもそれが存在しない世界の方がより安全だという安心感を、核抑止の下にあるすべての人々（世界の人口の過半数)に与えるような条件を創ることが必要である。

そのような一連の条件として主たる3点と、そうした条件を生み出すことに寄与する今後数年内に達成可能な6つの具体的措置を以下に挙げる。

条件1:

核エネルギーが拡大している中で、より多くの国家やテロリストへの核兵器拡散を防ぐための隙のない手段

ステップ1: さらなる拡散を阻止すること、ならびに、前進に向けては、拡散の防止と安全の強化をめざしたより強硬な措置と、必要とする国家に対する実際的な支援を含め、そのような措置の強制的な履行が含まれるべきとのNPT全締約国の合意が守られること。

ステップ2: 安全・安心かつ核兵器拡散のリスクを最小化する方法をもちいて民生核エネルギー産業の発展を望んでいる国家を支援すべく国際原子力機関(IAEA)と協力すること。首相は、これらの問題における協力推進に向けた会議を2009年3月にロンドンで開催することを呼びかけている。

条件2:

最小限の保有核兵器と、厳格かつ検証可能な制約を核兵器に課す国際的な法的枠組み

ステップ3: 米ロ両国の核兵器総保有数のさらなる実質的削減に関する交渉ならびに合意。これは、核戦力を絶対最小限まで削減・維持しようという他の核保有国からの努力によって補完されなければならない。英国とフランスは大幅な削減を行った。しかし中国、インド、パキスタンは核兵器能力を拡大していると考えられている。

ステップ4: すべての核兵器爆発実験を禁止し、よって核兵器の質的改良を制限する包括的核実験禁止条約を発効させること。CTBT発効に向けては残り9か国の批准が必要である。

ステップ5: 核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)について、前提条件なしで交渉を開始し、それを前進させること。これは核兵器削減に不可逆性をもたせ、また世界的な核兵器禁止を監督する体制が今後できる際に、その中核をなすメカニズムの多くを確立してゆく上で不可欠である。英国は交渉の開始を未だに阻み続けている国々に対し、そうした姿勢を見直すよう要請している。

条件3:

安全を強化するやり方で、少数の核兵器をゼロまで持ってゆくという挑戦に解決策を見出すこと

ステップ6: 核兵器を持つ国々が保有核兵器を削減し、究極的には安全に撤廃し、さらには核兵器が復活することを防止するにあたって解決しなければならない、政治、軍事、技術、制度に係る多くの複雑な問題について調査すること。5つの核兵器国(追って他の保有国も)における戦略的対話が、そうした基礎を築くべきである。英国は核軍縮の検証方法について草分け的な研究を行っており、また、信頼醸成について話し合う核兵器国会議を2009年に開催することを提案している。

長期的には次のようなことが求められる。

●核の応酬が考えられなくなるような段階にまで、主要国間における政治的な関係を改善し、それらの国々の間で信頼及び理解を醸成すること。紛争やテロの要因をとり除くためには、積年の争いが解決されなければならない。

●核兵器の制限あるいは禁止が、化学兵器、生物兵器あるいは通常兵器といった他の形態の武器における軍備競争を誘発しないようにするための方法について考慮すること。

●核兵器の世界的な禁止を施行し、それらが存在しない世界における国際の安全を維持するための集団的安全保障の取り決め。これにはおそらく、国際的な制度や、法に基づく国際システム全体の改革及び強化が必要とされる。こうした試練は相当のものであるが、これら6つの措置における進展は、過去10年の行き詰まりへの決定的な打開策となってゆくだろう。前進に向けては国際社会全体の積極的な関与が不可欠である。英国は、核兵器のない世界というビジョンを共有する各国政府、国際機関、非政府組織、企業の幅広い連携を構築し、さらには、そのビジョンを現実のものにするためにいかに協力してゆくかについて合意を生み出そうと努力している。

www.fco.gov.uk/en/global-issues/weapons/nuclear-weapons/disarmament/lifting-the-nuclear-shadow

資料 3−6　メドベージェフ・ロ大統領のヘルシンキ演説

2009年4月20日、ヘルシンキ大学

(前略)

もし我々が、欧州の安全保障に関する新しい条約に合意するとすれば、それは—皆さんが望むならば—「ヘルシンキ・プラス条約」とでもいうものになるであろう。新条約は、ヘルシンキ・プロセスの成果から生み出された原則と仕組みを確認し、持続させ、実質化するものとなると同時に、21世紀におけるイデオロギー対立の終焉と新しい国際法上の課題の出現に合わせて改編を加えたものになるであろう。

重要なことは、紛争の防止と平和的解決のための共通のメカニズムを法制化し、安全への脅威への対処の新しい段階に進む、バンクーバーからウラジオストクまで広がる協力を築くことであると考える。

将来の条約には軍備管理レジーム、信頼醸成措置、戦力展開の規制と合理的十分性に関する基本原則が含まれるべきであると私は考える。ロシアはすでに軍備管理に重要な貢献をしてきており、今後もそれを継続する。我々は、戦力を、よりコンパクトで機動性が高く、近代的生活様式により合致したものにするための軍近代化にすでに着手しており、それを完成させる所存である。

(略)

将来の条約のための努力は、もう一つの重要な課題をも前に進めるであろう。それは、核兵器のない世界への歩みである。この問題では、5つの核保有国とりわけロシアと米国の責任は重い。

先頃、私は米国のオバマ新大統領と初めての会談を持った。そこで我々は、12月に期限が切れるSTART条約に代わる包括的な合意を形成するための協議を開始することに合意した。2002年のモスクワ条約を超える規模で戦略的攻撃能力を削減することが必要で

あり、我々にはそれが可能であるという認識を正式の合意とすることが重要なのは言うまでもない。オバマ大統領と私は、STARTを引き継ぐために検討されるこの新条約は、核弾頭数とともに、大陸間弾道弾、弾道ミサイル潜水艦及び核兵器搭載重爆撃機といった運搬手段を制限するものであらねばならないと考えている。

戦略的攻撃兵器に国外配備の余地を与えないことは可能である。当然のことながら、安全性に関する諸課題は最前面に据えられるべきであるし、両国が等しく安全保障の権利を持っているとの認識にたって交渉は進められるべきである。

核軍縮に関しては、多くの極めて厳しい予測が存在する。我々は、オバマ大統領がプラハ演説の中で上げた、核軍縮実現のために遵守されるべきいくつかの要件に注目した。ここで繰り返すことはしないが、オバマ大統領が示した要件は重要なものだ。**ここで私は、いくつかの要件を追加提案する。それらは核軍縮合意と新しい次元の安全保障を実現するために必要な要件である。**

第1に、我々は宇宙の軍事化を防止しなければならない。多くの言及がなされてはいるが、この問題は依然として重要かつ複雑なものである。
第2に、核兵器削減を通常型兵器による戦略システムで埋め合わせることを受け入れるわけにはゆかない。これは不等価な交換である。
そして第3には、いわゆる復元可能な核能力の創出は受入れがたいということを、確認しなければならない。

安全保障のもう一つの側面に、攻撃的兵器と防衛的兵器の関係がある。専門家たちの間から対弾道ミサイル制限(ABM)条約の復活を求める声が上がっていることは偶然ではない。私は繰り返し述べられてきたロシアの立場を隠さない。我々は、ミサイル防衛システムの一方的配備を深く懸念している。これは、この分野における現存する抑制と均衡のシステムを損ない、核軍縮の見通しをきわめて複雑なものにする。

不幸にして、この問題に関して米国の前政権との間では共通の言語を持つことができなかったが、新大統領とはロンドンにおいて協議を継続することに合意した。我々は生起しうるミサイルの脅威に対抗する広範な協力の提案—それは我々が一度ならず行ってきたものだ—を堅持しつつ、今後継続して協議してゆきたい。

世界的なミサイル防衛は、たんに一国あるいは特定の国家集団の利益に資するものではない。その諸条件を、不幸にして我々が目のあたりにしているミサイル防衛システムの欧州配備のように一方的に設定することは不可能である。(略)ミサイル防衛システムを立ち上げようとするならば、それは世界的なものでなければならない。
(後略)

(強調はピースデポ)

www.kremlin.ru/eng/speeches/2009/04/20/1919_type82912type82914type84779_215323.shtml

資料 3−7　ドイツ連立政権政策協定

キリスト教民主同盟(CDU)、キリスト教社会同盟(CSU)及び自由民主党(FDP)による連立政権政策協定(抜粋)

2009年10月26日

V 平和を守る
欧州と世界におけるパートナーシップと共通の責任を通して

2. 価値を指向し、利益を追求する外交政策
(略)

我々は、EU・NATO間の協力における障害を除去し、両者に共通する潜在的力を活用することを約束する。我々は、北大西洋理事会が再び同盟内の安全保障政策協議の中心的役割を果たすことを支持する。

我々は、同盟が、1997年のNATO－ロシア基本合意において輪郭が示された戦略的パートナーシップを実質化し、共通の安全保障問題に関する対話のためにNATO・ロシア協議の活用を拡大することを望む。我々の目標は、ロシアとの緊密なパートナーシップを含み、かつ欧州安全保障協力機構(訳注:以下「OSCE」)及び欧州評議会を含む既存の機関を基礎とする欧州－大西洋安全保障体系を確立することである。連邦政府は、同盟が引き続き新規加盟国に門戸を開き、パートナーシップの質を高めるよう望む。

我々は、NATO、EU、欧州評議会及びOSCEのパートナーと加盟国が、危機と紛争に対処し、それらの持てる機能をより有効に活用するための高い規準に従うべきであることを強調したい。

我々は、核兵器のない世界という目標を含む、包括的な新しい軍縮イニシアチブに関するオバマ米国大統領の提案を強く支持する。

我々は、軍縮及び軍備管理が安全保障を損なうとは考えない、これらはむしろ、将来のグローバルな安全保障体系の主要な要素である。軍備の再拡大に向かう世界的な傾向を逆転させ、軍縮及び軍備管理分野での実質的前進の時代へと回帰するために、この好機を活かしたい。

我々は、核兵器のない世界を達成するための中間的な諸措置は、安全保障における重要な進歩を意味すると確信する。**我々が防がねばならないのは**、新たな核保有国が登場し、新たな軍備競争の引き金が引かれること、**通常兵器が核能力放棄の代替手段として考慮されること**、そして大量破壊兵器や核分裂性物質の製造に必要な技術がテロリストの手にわたることである。

我々は、国際的な軍縮及び軍備管理の諸合意の風化を懸念する。我々は、期限が満了する条約の後継条約が交渉されねばならないこと、核実験禁止条約あるいは修正欧州通常戦力(CFE)条約は批准されねばならないことを確信する。

我々は、新たな軍縮及び軍備管理合意への国際的支持を約束する。条約に基づく規制に新しい勢いを生み出すために、2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議を活用したい。

この文脈において、NATO戦略概念の起草過程においてもまた、我々はNATO同盟内部において、また米国の同盟国に対しても、残された核兵器のドイツからの撤去を提唱する

であろう。

我々は、ロシアの条約への復帰を含む、欧州通常戦力(CFE)条約レジームおける諸合意を失効させないために、同条約を批准する用意がある。我々は、ロシアは地域的及び地球規模の諸課題に対処する上での重要なパートナーであると考える。課題にはアフガニスタンと中東における紛争現場と並んで、イランの原子力計画、国際テロに関する諸問題、気候の保護及び世界的な流行性疾患に対するE3+3（訳注：英・仏・独と米・中・ロ）の調整されたアプローチが含まれる。(後略)

(強調はピースデポ)

http://mitmachen.fdp.de/files/363/2009-203_en_Koalitionsvertrag_2009.pdf

資料3−8　国連安保理イラン制裁決議1803

国連安全保障理事会決議1803(2008)(抜粋)

2008年3月3日採択

安全保障理事会は、(中略)
国連憲章第7章41条の下に行動し、

1.イランは、その核計画が平和目的に限定されたものであるとの信頼を確立し懸案となっている諸問題を解決するために不可欠である、IAEA理事会が決議GOV/2006/14において要求した措置をこれ以上の遅滞なく取るべきことを再確認し、この文脈において、イランは決議1737(2006)第2節で要求された措置を遅滞なくとるべきとの決定を確認し、IAEAは同国が修正3.1条項を適用するとの確認を求めていることを強調する。

2.イラン核問題に関し、懸案となっているすべての問題の解決に向けたイラン・IAEA間の協定、並びにこれに関連して2008年2月22日付の事務局長報告(GOV/2008/4)で示された進展を歓迎し、すべての未解決問題を明らかにする作業を継続するようIAEAを奨励し、これらがイラン核計画は平和的な性格に限定されているとの国際的な信頼を再構築する一助となることを強調し、イラン・IAEA間の保障措置協定に従いイランの核活動に対する保障措置を強化するにあたりIAEAを支持する。

3.すべての国家に対し、拡散上機微なイランの核活動あるいは核兵器運搬システムの開発に従事し、直接に関与し、支援を提供する個人が自国領土に入り、あるいは通過することを警戒し制限するよう要請する。また、この点に関連して、すべての国家は、決議1737(2006)の第18節の下で設置された委員会(以下、「委員会」と呼ぶ)に対し、決議1737(2006)の付属書、決議1747(2007)の付属書Ⅰ、あるいは本決議の付属書Ⅰで特定された個人について、決議1737(2006)第3副節(b)(i)(ii)の物品に直接に関連する活動のための入国や通過の場合を除き、決議1737(2006)の第3節及び第4節の措置に基づき、同節で特定された禁止物品、製品、機器、物質、技術の調達への関与を含む、拡散上機微なイランの核活動あるいは核兵器運搬システム開発に従事し、直接に関与し、支援を提供していると安保理または委員会が追加的に特定した個人が自国領土に入り、あるいは通過する場合には通告を行うべきことを決定する。

4.上記第3節のいかなる内容も国家に自国民の入国を拒否するよう要請するものではなく、すべての国家は上記節の履行において、IAEA憲章第15条が保証するところを含み、宗教的義務並びに決議1737(2006)、決議1747(2007)の目的に合致する必需品を含む人道的配慮を考慮すべきことを強調する。

5.すべての国家は、本決議の付属書Ⅱで指定された個人並びに決議1737(2006)の第3節及び第4節で特定され、同節の措置に基づく禁止物品、機器、物質、技術の調達への関与を含み、拡散上機微なイランの核活動、あるいは核兵器運搬システムの開発に従事し、直接に関与し、支援を提供しているとして、安保理あるいは委員会で追加的に指定された個人が自国領土に入り、あるいは通過することを防止するための必要措置を取るべきことを決定する。ただし、こうした入国あるいは通過が決議1737(2006)の副節3(b)(i)及び(ii)の物品に直接に関連する活動に向けたものである場合を除く。なお、本節のいかなる内容も自国民が領土に入ることを拒否するよう国家に義務付けるものではない。

6.7.（略）

8.すべての国家は、自国領土に起源を持つものであるか否かを問わず、自国民によって、あるいは自国籍船舶や航空機を用いて、自国領土から直接あるいは間接に、イランの使用や利益に供するために、以下の供給、販売、移転が行われることを防ぐために必要な措置を取るべきであることを決定する。
(a) (b)（略）

9.すべての国家に対し、決議1737(2006)において言及されたように、拡散上機微な核活動あるいは核兵器運搬システムの開発に寄与するような金融支援を防止する目的で、輸出信用、保証、あるいは保険の自国の個人や団体への付与など、イランとの取引に対する公的な約定金融支援について、新たな取り決めを行うときに警戒を強めることを要請する。

10.すべての国家に対し、決議1737(2006)において言及されたように、拡散上機微な核活動あるいは核兵器運搬システムの開発に寄与する活動を防止する目的で、メリ銀行、サデラト銀行を筆頭にイラン国内に所在するすべての銀行、それらの支店、海外関連会社とともに、各国内の金融機関の活動に対する監視を行うよう要請する。

11.すべての国家に対し、イラン・エア・カーゴ及びイラン・イスラム共和国シッピング・ラインに所有あるいは運航され、イランに出入国する航空機や船舶が、本決議、決議1737(2006)、決議1747(2007)の下で禁止された商品の輸送を行っていると信ずるに足る十分な理由がある場合は、国内の法機関及び国内法に合致し、国際法、とりわけ海洋法や関連する国際民間航空条約などに則して、空港および港湾においてそれらの積荷を検査するよう要請する。

12.すべての国家に対し、上記の節で述べられた検査が行われた場合には、5就業日以内に書面による検査報告を安全保障理事会に提出するよう要請する。報告には、検査の理由についての説明をはじめ、日時、場所、状況、結果、他の関連する詳細が含まれるものとする。

13.すべての国家に対し、本決議採択後60日以内に、上記第3、5、7、8、9、10、11節の効果的な履行に向けてとられた措置について委員会に報告を行うよう要請する。

14.（略）

15.中国・フランス・ドイツ・ロシア連邦・連合王国・合衆国は、相互尊重並びにイランの核計画が平和的な性格に限定されたものであるとの国際的な信頼の確立を基礎とした、イランとの全面的な関係及び協力を発展させることを可能にする、この問題に対する包括的、長期的かつ妥当な解決を追求していくことを目指して、対話を再開し、これらの国々がイランに行った提案に基づく協議を促進する外交努力をいっそう強化していく意図があることを強調する。これには、IAEAによる検証を伴った形で、調査開発を含むすべての濃縮関連及び再処理活動をイランが停止する限りにおいて、同国との直接協議及び交渉を開始することが含まれる。

16.欧州連合共通外交・安全保障政策上級代表に対し、協議再開に向けた必要条件を整備するために中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国、合衆国が行った関連提案を含む、交渉による解決を模索する政治・外交努力に対する支援として、イランとの対話を継続するよう奨励する。

17.（略）

18.IAEA事務局長に対して、決議1737(2006)で言及されたすべての行動の完全かつ持続的な停止をイランが確立したかどうかについて、また、IAEA理事会が要求したすべての措置、及び決議1737(2006)、決議1747(2006)、本決議のその他の条項に関するイランの遵守プロセスについて、IAEA理事会と、同時に安全保障理事会が検討できるように90日以内にさらなる報告を提出することを要求する。

19.上記節に言及された報告に照らして、イランの行動を再検討するべきことを再確認する。

(a) イランが、早期かつ相互に受け入れ可能な成果をめざして誠実に交渉することを可能にするよう、研究・開発を含めたすべての濃縮関連及び再処理活動を、IAEAが検証できるかたちで停止する場合、またその限りにおいて、諸措置の履行を停止すること。

(b) 上記の節で言及された報告の受領の後に、関連する安全保障理事会決議の下での義務をイランが完全に遵守し、IAEA理事会が確認する形で同理事会の要求を満たしていると決定され次第、決議1737(2006)の第3、4、5、6、7、12節、及び決議1747(2007)の第2、4、5、6、7節、また本決議の第3、5、7、8、9、10、11節に定められた措置を終了すること。

(c) 報告が、イランが決議1696(2006)、決議1737(2006)、決議1747(2007)及び本決議を遵守していないと示している場合には、これらの決議及びIAEAの要求にイランを従うよう説得するため、国連憲章第7章第41条の下においてさらなる適切な措置を取るべきこと、さらに、追加の措置が必要な場合には、さらなる決定が要求されることを強調する。

20.（略）

www.un.org/Docs/sc/unsc_resolutions08.htm より決議番号で検索

資料3−9　インドとの核協力に関するNSG声明

インドとの民生核協力に関する声明

2008年9月6日
（2008年9月19日、IAEAのINFCIRC/734（修正）より）

1. 2008年9月6日の臨時総会にて、核供給国グループの参加国政府は次の通り決定した。参加国政府は、

a.世界的な不拡散体制の有効性及び完全性、ならびに核不拡散条約（NPT）の条項及び目的を可能な限り広範にわたって履行することへの貢献を願い、

b.核兵器のさらなる拡散を防止することを目指し、

c.すべての国家における不拡散の誓約及び行動に前向きな影響を与えるメカニズムを追求することを望み、

d.平和目的の核移転に対する保障措置及び輸出管理という基本的原則を推進することを追求し、

e.インドのエネルギー需要に留意する。

2. 参加国政府は、以下の誓約及び行動に関連して、インドが自主的に取った措置に留意する。

a.インドの分離計画（INFCIRC/731として配布）に従い、民生用核施設を段階的に分離し、その民生用核施設についてIAEAに申告するとの決定。

b. IAEAの基準、原則、及び慣行（IAEA理事会文書GOV/1621を含む）に従って、「民生用核施設への保障措置の適用に関するインド政府とIAEAとの間の協定」に関するIAEAとの交渉の妥結と2008年8月1日における理事会承認の獲得。

c.インドの民生用核施設に関して追加議定書への署名と遵守を誓約。

d.濃縮及び再処理技術を保有していない国に対しそれらの移転を控えること、拡散の制限をめざす国際的努力を支持すること。

e.多国間で管理されている核及び核関連の物質、機器、技術を効果的に管理できる国内輸出管理システムの制度化。

f.輸出管理リスト及びガイドラインをNSGのものと一致させること、NSGガイドラインの順守の誓約。

g.核実験に関する一方的モラトリアムの継続、及び多国間の核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の締結に向けて他国と協力する意向。

3. 2008年9月5日にインド政府が繰り返し述べた上述の誓約及び行動に基づき、またこれらについて国家の立場を侵害することなく、参加国政府はIAEAの保障措置下にあるインドの民生核計画に対して、以下のような参加国政府の民生核協力政策を採択した、そして今後これらを履行する。

a.INFCIRC/254/Rev.9/Part1の4(a)、4(b)、4(c)節にかかわらず、参加国政府はトリガー・リスト品目及び、あるいは関連技術を平和目的に、かつIAEA保障措置下の民生核施設での使用のためにインドに対して移転することができる。ただし、移転が修正され

たINFCIRC/254/Part1の他のすべての条項を満たす場合に限る。また、機微の移転は引き続きガイドラインの6及び7節に従わなければならない。

b.INFCIRC/254/Rev.7/Part2の4(a)及び4(b)節にかかわらず、参加国政府は、核関連の軍民両用の機器、物質、ソフトウェア、ならびに関連技術を平和目的に、かつIAEA保障措置下の民生核施設での使用のためにインドに対して移転することができる。ただし、その移転が修正されたINFCIRC/254/Part2の他のすべての条項を満たす場合に限る。

c.総会ごとに、参加国政府は、修正されたINFCIRC/254/Part1に列挙された添付文書A及びBの品目のインドへの移転を承認した際はお互いに通告しなければならない。参加国政府はまた、自国がインドとの間で結ぶ二国間協定などの情報についても共有することが奨励される。

d.インドとの対話及び協力を強化するために、NSG議長はインドとの協議を行い、その協議内容について総会に報告するよう要請される。

e.参加国政府は、関連する国際誓約あるいはインドとの二国間協定を考慮しつつ、この声明のあらゆる面の履行にかかる事項を検討するために、協議グループや総会等の正規のチャンネルを通じてコンタクトを維持し、協議を行うことする。一国あるいは複数の参加国政府により、協議を要する事態が発生したと見なされた場合は、参加国政府は会合し、ガイドラインの16節に従って行動するものとする。

4. インドによるINFCIRC/254/Part1及び2の順守を促進し、ガイドラインの履行において最新の状態を維持するために、NSG議長は、ガイドラインにおける変更や履行についてインドと協議し、インドとの対話の結果について総会に報告するよう要請される。修正案に関する協議はインドによる効果的な履行を促進することになるであろう。

5. 参加国政府の要求を受けて、議長は、すべてのIAEA加盟国に配布するようにとの要請とともに、この声明をIAEA事務局長に提出するよう要請される。

www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/2008/infcirc734c.pdf

資料 3－10　米印核協力承認・不拡散促進法

米印核協力承認・不拡散促進法(抜粋)

公法110－369　　2008年10月8日

タイトルI—核エネルギー平和利用に関する協力のための米印協定の承認

101節　協定の承認

(a)(略)

(b)1954年原子力法、ハイド法、その他の法令の条項の適用

1954年原子力法の123節(b)および(d)において定められている、提案中の協定案について議会で審議・承認する手続に関した条項に従って、本協定が承認されたとみなし、本協定を、1954年原子力法(42 U.S.C. 2011以下)、2006年ヘンリー・J・ハイド米印原子力平和

利用協力法(22 U.S.C. 8001以下、公法109－401)、その他の該当する米国法における条項に従うものとしなくてはならない。

(c)(略)

102節　方針の表明、保証要件、解釈規定

(a)協定の趣旨および法的な効力に関する方針の表明

議会は、本協定の条項は、2008年9月20日以前に、大統領およびその代理が、本協定の趣旨および法的な効力に関連して、議会およびその委員会に対して述べた権威ある説明において伝えられた意味を持つというのが、合衆国の理解であることを表明する。

(b)核機器、物質、および技術のインドへの移転に関する方針の表明

議会は以下の方針を表明する。

(1)2006年ヘンリー・J・ハイド米印核エネルギー平和利用協力法第103条(a)(6)(22 U.S.C. 8002 (a)(6))に従い、インドへの核移転が同法(22 U.S.C. 8001以下)タイトルI、1954年原子力法(42 U.S.C. 2011以下)、あるいは米国のその他の法令に従って一時停止または中止された場合には、核供給国グループ(NSG)の他の加盟国、あるいはその他の供給元からのインドに対する核機器、物質、または技術の移転防止を追求することを米国の政策とする。

(2)2006年ヘンリー・J・ハイド米印核エネルギー平和利用協力法103条(a)(10)(22 U.S.C. 8002 (b)(10))に従い、保障措置の適用を受けた民間施設での使用に供するためにインド政府に対して供給されたいかなる原子炉燃料備蓄も、炉の運転に関する合理的な条件を満たすものでなければならない。

(c)大統領による保証

大統領は、協定 第16条(1)に従って外交覚書を交わすのに先立ち、協定の定めるところに従い協定を発効させ、履行することが、1968年7月1日にワシントン・ロンドン・モスクワで採択され、1970年3月5日に発効した核兵器の不拡散に関する条約(いわゆる核不拡散条約)の下での合衆国の義務に抵触せず、いかなる方法においてもインドが核兵器またはその他の核爆発装置を製造・取得することを支援、奨励、誘発しないことを、議会に対して保証しなければならない。

(d)解釈規定

本協定のいかなる条項も、2006年ヘンリー・J・ハイド米印核エネルギー平和利用協力法または1954年原子力法が定める法的要件に取って代わるものと解釈されてはならない。

103節　インド・IAEA間での追加議定書

議会は、インド政府に対して、国際原子力機関(IAEA)の原則、慣行、政策に従い、可能な限り早期に同機関との間で追加議定書を締結し、遵守するよう求める。

104節　インド・IAEA間での保障措置の履行

原子力規制委員会(NRC)は、大統領が次のことを判定し、議会に保証を与えた後に限り、本協定に基づくインドへの核移転を許可することができる。

(1)IAEA理事会が2008年8月1日に承認した、民生用核施設への保障措置適用に関するインド政府とIAEAの協定(以下、「保障措置協定」という。)がすでに発効していること。

(2)インド政府が保障措置協定第13項に従い、2006年5月11日にインド議会に提示された軍民分離計画第14項に記載された施設および日程と著しく矛盾せず、かつ分離計画が想定していた保障措置開始の遅延を斟酌した施設の申告を行うこと。

105節　議会への報告義務の修正(略)

タイトルII—平和的核協力に関連した米国の核不拡散法令の強化

201節　再処理に関する爾後取決めについての手続き

(a)一般規定

1954年原子力法第131条の規定に関わらず、(b)項に定める要件が充足されない限り、本協定第6条記載の再処理または形状もしくは内容の改変に関する爾後取決めと手続きを発効させてはならない。

(b)要件

(a)項でいう要件とは次のとおりである。

(1)大統領が議会の適切な委員会に次の内容を含む報告書を提出すること。

(A)提案された爾後取決めを発効させるべき理由。

(B)提案された爾後取決めの文面を含む詳細な内容。

(C)他国がインドに対して移転した核物質、あるいは他国がインドに移転した核物質、非核物質、または機器において使用され、あるいは、それらの使用を通じて生産された核物質や副産物質を再処理し、または形状もしくは内容を改変する際に、当該他国がインドに対して米国と同様の取決めと手続きを条件とするべく米国が努力を払ってゆくことの保証。

(2)(1)項で要求された報告の提出後、(1954年原子力法第130条g (2)に定義されているとおり)連続した会期中で30日間が経過していること。

(c)不承認の決議

(b)項における要件が充足されている場合であっても、議会が(a) 項に記載された後続取決めを実質的に承認しない旨の共同決議を(b)(2)項に定めた期間内に採択し、発効させた場合には、当該爾後取決めを発効させてはならない。当該決議は本 法205節によって改正された1954年原子力法 第130条(i) に規定された手続に従って審議されなくてはならない。

202節　核平和利用の取決めに関連した取り組みと交渉(略)

203節　核平和利用の再開のために必要な行動(略)

204節　国際的核不拡散体制強化のための、核供給国グループにおける米国政府の政策

(a)保証

本協定 第16条(1)に従って外交覚書を交わすのに先立ち、大統領は、米国がNSG各加盟国と個別的及び集団的に協力して、ウラン濃縮及び使用済み核燃料の再処理に関連した機器及び技術の移転のさらなる制限に合意することが米国の政策であることを、議会の適切な委員会に対して保証しなければならない。

(b)特定副産物質が平和利用されることの認証

大統領は、本協定の関連条項を実質的に満たす方法によって、副産物質の平和利用ならびに計量を確実ならしめるために適切と思われる限りにおいて、NSGの内部において、あるいは関連す るNSG加盟国とともに、原則の採択、報告、および情報交換を可能な限り早期に行うよう努めなければならない。

(c)報告 (略)

(後略)

(訳注:上記の訳文で、「本協定」とは「核エネルギー平和利用のための米印協力協定」を指す。)

http://thomas.loc.gov/bss/d111/d111laws.html より法律番号で検索

資料 3－11　第6回6か国協議首席代表者会議プレスコミュニケ

第6回6か国協議
首席代表者会議プレスコミュニケ

2008年7月12日、北京

第6回6か国協議に関する首席代表者会議は、北京において、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国の間で、2008年7月10日から12日まで開催された。

武大偉(ウー・ターウェイ)中華人民共和国外交部副部長、金桂寛(あるいは冠)(キム・ゲグァン)朝鮮民主主義人民共和国外務副相、齋木昭隆日本国外務省アジア大洋州局長、金塾(キム・スク)大韓民国外交通商部朝鮮半島平和交渉本部長、アレクセイ・ボロダフキン・ロシア連邦外務次官及びクリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補が、それぞれの代表団の首席代表として協議に参加した。

武大偉外交部副部長が、会議の議長を務めた。

参加国は、共同声明の実施のための第2段階の行動における前向きな進展について高く評価し、こうした進展が北東アジアの平和と安定に貢献するとの点で一致した。

1. 6か国は、2005年9月19日に採択された6か国協議の共同声明に従い、朝鮮半島の非核化を検証するため、6か国協議の枠組みの中に、検証メカニズムを設置することに合意した。

検証メカニズムは、6か国の専門家により構成され、朝鮮半島の非核化に関する作業部会に対して責任を負う。検証メカニズムの検証措置には、施設への訪問、文書の検討、技術者との面談、及び6か国が合意するその他の措置が含まれる。必要な場合には、検証メカニズムは、国際原子力機関(IAEA)より関連する検証に対する助言及び支援を受けることができる。検証の具体的な計画及び実施は、コンセンサスの原則に従って、朝鮮半島の非核化に関する作業部会により決定される。

2. 6か国は、6か国協議の枠組みの中に、監視メカニズムを設置することに合意した。

監視メカニズムは、6か国の首席代表者により構成される。監視メカニズムの任務は、不拡散及び朝鮮民主主義人民共和国に対する経済及びエネルギー支援を含め、6か国それぞれが6か国協議の枠組みの中で行った約束を尊重し履行することを確保することで

ある。

監視メカニズムは、6か国が効果的と考える方法によって、その責務を遂行する。6か国の首席代表者は、適当な者に対して、その責務の遂行を委任することができる。

3. 6か国は、寧辺の核施設の無能力化並びに経済及びエネルギー支援に関する今後の日程を作成した。

朝鮮民主主義人民共和国による寧辺の核施設の無能力化、及び他者による朝鮮民主主義人民共和国に対する残余の重油及び重油以外の支援は、並行して完全に実施される。

6か国は、2008年10月末までに、朝鮮民主主義人民共和国に対する重油及び重油以外の支援を完了するよう取り組む。アメリカ合衆国及びロシアは、2008年10月末までに、朝鮮民主主義人民共和国に対する各々の残余の重油支援分の供給を完了するよう取り組む。

中国及び大韓民国は、両者の残余の重油以外の支援の供給に関し、2008年8月末までに、朝鮮民主主義人民共和国との間で拘束力のある合意に署名するよう取り組む。

日本国は、環境が整えば、可能な限り早期に朝鮮民主主義人民共和国に対する経済及びエネルギー支援に参加する意向を表明した。

朝鮮民主主義人民共和国は、2008年10月末までに、寧辺の核施設の無能力化を完了するよう取り組む。

4. 6か国は、「北東アジアの平和及び安全に関する指針」に関する議論を継続することで一致した。

5. 6か国は、適切な時期に、6か国閣僚会合を北京において開催することを改めて表明した。

6. 6か国は、2005年9月19日の共同声明の実施のための第3段階の行動に関する予備的な意見交換を行った。6か国は、引き続き、6か国協議プロセスを包括的に前進させること、及び北東アジア地域の永続的な平和と安定のために取り組むことに合意した。

（英文テキストを基礎に外務省仮訳を改訂）

www.mofa.go.jp/region/asia-paci/n_korea/6party/press0807.html

資料 3－12　米報道発表：非核化検証方法についての米朝合意

ショーン・マコーマック米国務省報道官
2008年10月11日

朝鮮民主主義人民共和国（DPRK、北朝鮮）は、北朝鮮の非核化行動の検証に関する相当な協力を意味する一連の検証方法に合意した。その合意内容は、別紙ファクトシートに詳述する。

北朝鮮が最近示してきた協力と合意に基づいて、また、法に定められた解除基準に北朝鮮が合致したという事実に基づいて、国務長官は北朝鮮へのテロ支援国家指定を即時解除した。

北朝鮮は、核施設の無能力化を再開すると声明した。このことは、6か国協議の「行動対行動」の原則が生きていることを示すものである。

我々は、日本の懸念、とりわけ北朝鮮が過去に行った日本国民の拉致問題から生じている懸念に対処するため、日朝間の協議で得られた最近の進展を歓迎する。我々は、拉致被害者や家族の苦しみを忘れてはいないし、今後も忘れないであろう。

北朝鮮は、2006年の核実験、核拡散活動、人権侵害、および共産主義国家としての地位に起因する数多くの制裁を受け続けることになる。

合衆国は北朝鮮の核計画と核活動の検証可能な終焉にむけて努力を続ける。仕事が完了するまで我々が止まることはない。

http://2001-2009.state.gov/r/pa/prs/ps/2008/oct/110922.htm

資料 3－13　国連安保理北朝鮮制裁決議1874

国連安保理決議1874（2009）（抜粋）

2009年6月12日

前文（略）

1. 北朝鮮が、関連する決議（とりわけ決議第1695号（2006年）及び第1718号（2006年））及び2009年4月13日の議長声明(S/PRST/2009/7)に違反し、甚だしく無視して、2009年5月25日（現地時間）に実施した核実験を最も強い言葉で非難する。

2. 北朝鮮に対し、いかなる核実験又は弾道ミサイル技術を使用した発射もこれ以上実施しないことを要求する。

3. 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認しなければならないことを決定する。

4. 北朝鮮に対し、関連する安全保障理事会決議（とりわけ決議第1718号（2006年））の義務を直ちにかつ完全に遵守することを要求する。

5. 北朝鮮に対し、NPTからの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。

6.7.（略）

8. 決議1718に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）が2009年4月13日の議長声明(S/PRST/2009/7)に従って行った指定に関するものを含む、同決議に北朝鮮が、すべての核兵器及び現存する核計画を、完全かつ検証可能で後戻りのできない方法で放棄し、直ちに関連するすべての活動を停止すること、NPTの下で締約国に課される義務及びIAEA保障措置協定(IAEA INFCIRC/403)に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらの要求に加え、透明性についての措置（IAEAが要求し、かつ、必要と認める個人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む。）をIAEAに提供しなければならないことを決定する。

9. 決議第1718号(2006年)8(b)の措置は、すべての武器及び関連物資並びにこれらの武器及び関連物資の供給、製造、維持又は使用に関する資金上の取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用することを決定する。

10. 決議第1718号(2006年)8(a)の措置は、すべての武器及び関連物資(小火器及び軽兵器並びにそれらの関連物資を除く。)並びにこれらの武器の供給、製造、維持又は使用に関する資金上の取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用することを決定し、各国に対し、北朝鮮に対する小型武器の直接又は間接の供給、販売又は移転を監視することを要請し、さらに、各国は、北朝鮮に対する小型武器の販売、供給又は移転の少なくとも5日前までに、委員会に通知することを決定する。

11. すべての国に対し、当該貨物が決議第1718号(2006年)8(a)、8(b)若しくは8(c)の規定又はこの本決議第9節若しくは第10節の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、北朝鮮向け及び北朝鮮からのすべての貨物を検査することを要請する。

12. すべての加盟国に対し、当該船舶の貨物が決議第1718号(2006年)8(a)、8(b)若しくは8(c)の規定又は本決議第9節もしくは第10節の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、旗国の同意を得て公海上で船舶を検査することを要請する。

13. ～ 16. (略)

17. 加盟国は、北朝鮮の船舶が、決議第1718号(2006年)8(a)、8(b)若しくは8(c)の規定又は本決決議第9節若しくは第10節の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を運搬していると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、(略)自国民による又は自国の領域からの当該北朝鮮の船舶に対する燃料若しくは物品の提供等のサービスの提供又はその他の船舶の保守に係る役務の提供を禁止することを決定し、また、この規定が合法な経済活動に影響を与えることを意図するものではないことを強調する。

18. 加盟国に対し、決議第1718号(2006年)8(d)及び8(e)の規定に基づく義務の履行に加え、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る金融サービスの提供、又は自国の領域への、自国の領域を通じての若しくは自国の領域からの、又は自国民、自国の法律の下で組織された団体(海外の支店を含む)、自国の領域内の者若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる、いかなる金融又はその他の財産又は資産の移転も防止することを要請する。(略)

19. ～ 34. (略)

(英文テキストを基礎に外務省訳(2009年6月19日、官報告示外務省第328号)を改訂)

www.un.org/Docs/sc/unsc_resolutions09.htm より決議番号で検索

資料 3－14　民主党核軍縮議連の「北東アジア非核兵器地帯条約(案)」

民主党核軍縮促進議員連盟
2008年8月8日

前文

この条約の締約国は、北東アジアは、核兵器が実際に使用された世界で唯一の地域であることを想起し、

また、二つの都市の破壊と数10万人の市民の被爆によってもたらされた、約60年を経た現在にも続く人間的、社会的な形容しがたい苦難に思いを致し、

日本と朝鮮半島には、今なお多くの被爆者が不安に包まれて生きていることに思いを致し、

現在の核兵器は、当時よりもはるかに強力な破壊力を持ち、人類の築いた文明を破壊しうる唯一の兵器であることを認識し、

朝鮮半島においては「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」が1992年2月に発効し、日本においては、今日国是とされる非核三原則が1967年以来確立していることを想起し、

したがって、この地域に関係国の自発的合意に基づいて非核兵器地帯を設立することは、歴史的経緯から極めて自然な希求であるという認識を共有し、

非核兵器地帯の設立が、1997年に発効した「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」、また1972年に発効した「細菌兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」を初めとする、すでに存在する国際的軍縮・軍備管理条約への普遍的な加盟と遵守を、この地域において促進するであろうことを希求し、

その設立が、1970年発効の「核兵器の不拡散に関する条約」第6条に規定され、1996年7月8日に出された国際司法裁判所の「核兵器の使用と威嚇に関する合法性」に関する勧告的意見によって再確認された核軍縮に関する義務の履行の促進に貢献するであろうことを信じ、

本条約の設立が、先に存在するトラテロルコ条約(ラテンアメリカ核兵器禁止条約)ラロトンガ条約(南太平洋非核地帯条約、ペリンダバ条約(アフリカ非核地帯条約)、バンコク条約(東南アジア非核兵器地帯条約)、セミパラチンスク条約(中央アジア非核兵器地帯条約)とともに、全地球の大部分の地域において非核兵器地帯を作り出し、

これらの設立が、さらなる非核兵器地域の拡大に貢献し、いずれ地球全体が非核兵器地帯となることにより、世界中の人々が核の恐怖から解放される日が訪れることを希求し、次のとおり協定した。

第1条　用語の定義

この条約及びその議定書の適用上、

(a)「北東アジア非核兵器地帯」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国の領域で形成される地域を意味する。

(b)「領域」とは、領土、内水、領海、これらの海底及び地下、並びにこれらの上空を意味する。

(c)「地帯内国家」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国を意味する。

(d)「近隣核兵器国」とは、NPT条約上の核兵器国のうち中華人民共和国、アメリカ合衆国及びロシア連邦を意味する。

(e)「締約国」とは、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」とを合わせた六か国のうち、本条約の規定にしたがって批准書を寄託した国家を意味する。
(f)「核爆発装置」とは、その使用目的を問わず、核エネルギーを放出することのできる、あらゆる核兵器またはその他の爆発装置を意味する。その中には、組み立てられていない形及び部分的に組み立てられた形における核兵器または爆発装置は含まれるが、それらの輸送または運搬手段がそれらと分離可能であり、かつそれらの不可分の一部をなしていない場合は、含まれない。
(g)「放射性物質」とは、国際原子力機関(IAEA)によって推奨された余裕又は許容限度を越える放射性核線量を含有している又は汚染されている原料をいう。
(h)「放射性廃棄物」とは、濃縮状態もしくは現状でIAEAにより推奨された余裕限度を越える放射性核線量を含有し又は汚染され、他の用途が予見されない物質をいう。
(i)「核物質」とは、IAEA憲章第20条において定義され、IAEAによって折に触れて修正された、あらゆる原料物質、あるいは特殊核分裂性物質を意味する。

第2条　条約の適用

1. 別段の規定がない限り、この条約及び議定書は「北東アジア非核兵器地帯」に適用される。
2. 領土に関する争いがある場合、この条約のいかなる規定も、領有権の解釈に関する現状を変更するものではない。
3. この条約のいかなる規定も、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利または権利の行使を害するものではなく、どのような形においても影響を与えるものではない。
4. 地帯内国家の領域内にある近隣核兵器国の管理下にある軍事施設もまた「北東アジア非核地帯」の一部として条約の適用を受ける。

第3条　核爆発装置に関する基本的義務

1. 地帯内国家の義務

地帯内国家は、次のことを約束する。
(a)北東アジア非核兵器地帯の内であるか外であるかを問わず、核爆発装置の研究、開発、実験、製作、生産、受領、保有、貯蔵、配備、使用を行わない。
(b)他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、地帯内国家の領域内において、本条1項(a)記載の行為を行うことを禁止する。
(c)自国の安全保障政策のすべての側面において、核爆発装置に依存することを完全に排除する。
(d)1945年の原子爆弾投下が都市や市民に与えた被害の実相を、現在及び将来の世代に伝達することを含め、核軍縮の緊急性に関する教育の世界的普及に努力する。

2. 近隣核兵器国の義務

近隣核兵器国は、次のことを約束する。
(a)北東アジア非核兵器地帯に対して核爆発装置を使用せず、かつ使用の威嚇を行わない。
(b)地帯内国家に対する本条1項の諸義務を尊重し、その履行の妨げとなるいかなる行為にも寄与しない。
(c)近隣核兵器国は、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を、地帯内国家に寄港、着

陸若しくは、領空通過させようとする場合、又は無害通航権若しくは通過通航権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させようとする場合には、当該地帯内国家に許可を得るため、事前に協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる。

第4条　原子力の非軍事的利用

1. 本条約のいかなる規定も、締約国が原子力を非軍事的に利用する権利を害しない。
2. 地帯内国家は、核不拡散条約(NPT)第3条に定められた保障措置の下においてのみ、原子力の非軍事的利用を行うものとする。
3. IAEAとの間に包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない地帯内国家は、本条約発効後18か月以内にこれらを締結しなければならない。

第5条　北東アジア非核兵器地帯委員会の設立

本条約の履行を確保するために北東アジア非核兵器地帯条約委員会(以下、「委員会」と言う)を設立する。
(a)委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、外務大臣又はその代理によって代表され、代表代理及び随員を伴う。
(b)委員会の任務は、本条約の履行を監視し、その諸条項の遵守を確保することにある。また、そのことと関係して、必要な場合、本条約の前文に述べられた事項に関して協議を行う。
(c)委員会は、いずれかの締約国の要請によるか、あるいは第6条によって設立される執行委員会の要請により開催される。
(d)委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが達成できない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。
(e)委員会は、各会合の冒頭に議長及びその他の必要な役員を選出する。議長は、締約国の内、三つの地帯内国家から選出される。彼らの任期は、その次の会議で議長及びその他の役員が新たに選出されるまでとする。
(f)委員会は、本部の所在地、委員会及び下部機関の財政、並びに運営に必要なその他の事項に関する規則及び手続きを決定する。

第6条　執行委員会の設立

1. 委員会の下部機関として執行委員会を設立する。
(a)執行委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、各締結国の外務大臣が指名する政府高官一人をもってその代表とし、代表は、代表代理と随員を伴うことができる。
(b)執行委員会は、その任務の効率的な遂行に必要とされるときに開催する。
(c)執行委員会の議長には、構成員の内、委員会の議長を代表する者が就任する。締約国から執行委員会議長に宛てられたすべての提出物または通報は、他の執行委員会構成員に配布される。
(d)執行委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、全会一致によって合意を形成する。全会一致が成立しない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって

決定することができる。
2. 執行委員会の任務は次の通りとする。
(a)第7条に掲げる本条約遵守を検証する管理制度の適切な運用を確保すること。
(b)第7条2項(c)に掲げる「説明の要請」あるいは(d)に掲げる「事実調査団に関する要請」があった場合、それについて検討しかつ決定すること。
(c)本条約の管理制度の下で、事実調査団を設置すること。
(d)事実調査団の調査結果について検討しかつ決定して、委員会に報告すること。
(e)適切かつ必要な場合に、委員会に対して委員会会合の招集を要請すること。
(f)委員会からしかるべく授権を得た後、委員会のために、IAEAその他の国際機関との間で協定を締結すること。
(g)委員会の委任するその他の任務を遂行すること。

第7条　管理制度の確立
1. 締約国の本条約上の義務の遵守を検証するために管理制度を確立する。
2. 管理制度は、以下のものより構成される。
(a)第4条3項に規定するIAEAの保障措置制度
(b)本条約の履行に影響すると考えられる事態に関する報告と情報交換
(c)本条約の遵守に関する疑念が生じたときにおける説明の要請
(d)本条約の遵守に関する疑念が生じた事態を究明しかつ解決するための事実調査団に関する要請
(e)執行委員会が違反を認定したときの改善措置
3. 管理制度の運用に関する詳細は執行委員会が定め、必要な場合、委員会の承認を得る。

第8条　署名、批准、寄託及び発効
1. 本条約は、中華人民共和国、アメリカ合衆国、ロシア連邦、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国による署名のために開放される。
2. 本条約は、署名国の憲法上の手続きにしたがって批准されなければならない。批准書はここに寄託国として指定される○○に寄託される。
3. 本条約は、すべての地帯内国家と少なくとも二つの近隣核兵器国が批准書を寄託した日に発効する。

第9条　留保の禁止
本条約には留保を付してはならない。

第10条　条約の改正
1. すべての締約国は、本条約及びその議定書の改正を提案することができる。改正案は、執行委員会に提出され、執行委員会は改正案を討議するための委員会の会合を招集するよう速やかに委員会に要請するものとする。改正のための委員会はすべての締約国の出席をもって成立し、改正案の採択は、コンセンサスの決定によって行われる。
2. 採択された改正は、寄託国が締約国の5か国以上の受託書を受領した日から30日で発効する。

第11条　再検討会議
本条約の発効後10年に、本条約の運用を検討するため委員会の会合を開催する。委員会を構成する締約国すべてのコンセンサスがあれば、その後同一の目的を持った再検討会議を随時開催することができる。

第12条　紛争の解決
本条約の規定に起因するいかなる紛争も、紛争当事国である締約国の合意する平和的手段によって解決するものとする。紛争当事国が交渉、仲介、審査、調停などの平和的手段によって1か月以内に解決に達することができない場合には、いずれの紛争当事国も、他の紛争当事国の事前の同意を得て、当該紛争を仲裁裁判または国際司法裁判所に付託するものとする。

第13条　有効期間
本条約は無期限に効力を有する。

北東アジア非核兵器地帯条約付属議定書(案)

本議定書締約国は、核兵器の全面的禁止と完全廃棄の達成に向けた努力に貢献し、それによって北東アジアを含む国際の平和と安全を確保することを希望し、○年○月○日に○○において署名された東北アジア非核兵器地帯条約に留意して、次のとおり協定した。

第1条　北東アジア非核兵器地帯条約の尊重
議定書締約国は、北東アジア非核兵器地帯条約(以下「条約」という)を尊重し、条約締約国による条約への違反または議定書締約国による本議定書への違反となるいかなる行為にも寄与しないことを約束する。

第2条　核兵器の不使用
議定書締約国は、北東アジア非核兵器地帯に対して核爆発装置を使用しない、また使用の威嚇を行わないことを約束する。

第3条　寄港と通過
議定書締約国が、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を地帯内国家に寄港、着陸、領空通過、または無害通航権または通過通航権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させる場合には、当該地帯内国家に事前通告し、許可を求めて協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる。

第4条　署名、批准、発効
1. 本議定書は、フランス共和国とグレートブリテン・北アイルランド連合王国による署名のために開放される。
2. 本議定書は批准されなければならない。批准書は条約寄託国に寄託される。
3. 本議定書は、各議定書締約国が批准書を寄託した日に発効する。

http://tadashi-inuzuka.jp/media/pdf/PNND_NEA-NWFZ_JP.pdf

資料 3－15　モデル北東アジア非核兵器地帯条約(案)(草案5)

NPO法人ピースデポ

2008年12月13日

(以下の案は、多くの専門家や関心のある市民が継続的に議論してゆくためのたたき台となることを希望して作成、改訂されている。2004年7月4日の草案4から変更のある主要部分に下線を引いた。梅林宏道)

※草案4まで、「東北アジア」と表記してきたが、英語表記"Northeast Asia"と整合させるため「北東アジア」と改めた。

前文

この条約の締約国は、

北東アジアは、核兵器が実際に使用された世界で唯一の地域であることを想起し、

また、二つの都市の破壊と数10万人の市民の被爆によってもたらされた、約60年を経た現在にも続く人間的、社会的な形容しがたい苦難に思いを致し、

日本と朝鮮半島には、今なお多くの被爆者が不安に包まれて生きていることに思いを致し、

現在の核兵器は、当時よりもはるかに強力な破壊力を持ち、人類の築いた文明を破壊しうる唯一の兵器であることを認識し、

また、核兵器の先制使用を含め、実際に核兵器が使用されるという新たな軍事的脅威が生まれつつあることを危惧し、

さらにまた、核兵器を用いるか通常兵器を用いるかを問わず、核兵器を保有する国からの武力攻撃の脅威が、核兵器の拡散の誘因となりうる国際社会の現実を直視しながら、

朝鮮半島においては「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」が1992年2月に発効し、日本においては、今日国是とされる非核三原則が1967年以来確立していることを想起し、

さらに、この地域に関係する6か国が2005年9月に共同声明を発し、1992年南北共同声明の遵守と実行を再確認するとともに、「北東アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した」ことを想起し、

したがって、この地域に関係国の自発的合意に基づいて非核兵器地帯を設立することは、歴史的経緯から極めて自然な希求であるという認識を共有し、

一方、過去の一時期においてこの地域で行われた侵略戦争と植民地支配から発生したさまざまな困難を直視し、

同時に未来に向かってそれらを克服するために積み重ねられてきた地域内諸国家の歴代の政府による努力を想起し、

それらの中における最良のものを継承しつつ、その基礎の上に地域諸国家の友好と平和的協力をさらにいっそう発展させることの重要性を痛感し、

非核兵器地帯の設立が、そのような地域的な協調的安全保障を築くために優先されるべき第一歩であると固く信じ、

その設立が、1997年に発効した「化学兵器の発展、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」、また1972年に発効した「細菌兵器及び毒素兵器の発展、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」を初めとする、すでに存在する国際的軍縮・軍備管理条約への普遍的な加盟と遵守を、この地域において促進するであろうことを希求し、

その設立が、1970年発効の「核兵器の不拡散に関する条約」第6条に規定され、1996年7月8日に出された国際司法裁判所の「核兵器の使用と威嚇に関する合法性」に関する勧告的意見によって再確認された核軍縮に関する義務の履行の促進に貢献するであろうことを信じ、

さらに、その設立は、その他多くの国際条約や国際機関の決議に具現されてきた、一日も早い核兵器の全面的禁止と完全廃棄を求める世界の人民の熱望を実現するための一つの追加的な貢献となることを確信し、

次のとおり協定した。

第1条　用語の定義

この条約及びその議定書の適用上、

(a)「北東アジア非核兵器地帯」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国の領域で形成される地域を意味する。

(b)「領域」とは、領土、内水、領海、これらの海底及び地下、並びにこれらの上空を意味する。

(c)「地帯内国家」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国を意味する。

(d)「近隣核兵器国」とは、NPT条約上の核兵器国のうち中華人民共和国、アメリカ合衆国及びロシア連邦を意味する。

(e)「締約国」とは、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」とを合わせた六か国のうち、本条約の規定にしたがって批准書を寄託した国家を意味する。

(f)「核爆発装置」とは、その使用目的を問わず、核エネルギーを放出することのできる、あらゆる核兵器またはその他の爆発装置を意味する。その中には、組み立てられていない形及び部分的に組み立てられた形における核兵器または爆発装置は含まれるが、それらの輸送または運搬手段がそれらと分離可能であり、かつそれらの不可分の一部をなしていない場合は、含まれない。

(g)当量の核物質、照射された核物質、放射性物質、または放射性廃棄物が存在する施設を意味する。)「放射性物質」とは、国際原子力機関(IAEA)の勧告するクリアランス・レベルまたはイグゼンプション・レベルを超える放射性核種を含む物質を意味する。

(h)「放射性廃棄物」とは、IAEAの勧告するクリアランス・レベルを超える濃度または放射能をもった放射性核種を含む物質、あるいはそれで汚染された物質であり、いかなる利用価値も予想されない物質を意味する。

メモ

1. 第1条(b)　他の非核兵器地帯条約には領海の他に「群島水域」が領域として含まれているが、北東アジア非核兵器地帯には、「群島水域」は存在しないので削除した。

2. 第1条(c)　国名を列記するときには、必然的な理由のない場合は人口の大きい順に書いた。

3. 第1条(c)(d)(e)　この条約の一つの特徴は、(e)の締約国が、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」に大別されていることである。このモデル条約草案では、地帯内国家を南北朝鮮と日本の3か国としたが、モンゴルを加えて4か国にする案も検討に十分に値する。モンゴルを加えることによって発生する利害得失を、情報に基づいて冷静に考察することが重要である。

4. 第1条(f)　「核爆発装置」の定義は、基本的にはラロトンガ条約によった。

5. 第1条(g)(h)　「放射性物質」及び「放射性廃棄物」の定義は、バンコク条約によった。

(i)「核物質」とは、IAEA憲章第20条において定義され、IAEAによって折に触れて修正された、あらゆる原料物質、あるいは特殊核分裂性物質を意味する。
(j)「核施設」とは、発電用原子炉、研究用原子炉、臨界施設、再処理施設、核燃料加工施設、使用済み燃料貯蔵施設、核燃料廃棄物貯蔵施設、その他すべての相当量の核物質、照射された核物質、放射性物質、または放射性廃棄物が存在する施設を意味する。

第2条　条約の適用

1. 別段の規定がない限り、この条約及び議定書は「北東アジア非核兵器地帯」に適用される。
2. 領土に関する争いがある場合、この条約のいかなる規定も、領有権の解釈に関する現状を変更するものではない。
3. この条約のいかなる規定も、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利または権利の行使を害するものではなく、どのような形においても影響を与えるものではない。
4. 地帯内国家の領域内にある近隣核兵器国の管理下にある軍事施設もまた「北東アジア非核兵器地帯」の一部として条約の適用を受ける。

第3条　核爆発装置に関する基本的義務

1. 地帯内国家の義務

地帯内国家は、次のことを約束する。
(a)北東アジア非核兵器地帯の内であるか外であるかを問わず、核爆発装置の研究、発展、実験、製作、生産、受領、保有、貯蔵、配備、使用を行わない。
(b)他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、地帯内国家の領域内において、本条1項(a)記載の行為を行うことを禁止する。
(c)自国の安全保障政策のすべての側面において、核兵器、またはその他の核爆発装置

メモ

6. 第1条(i)(j)　「核物質」及び「核施設」の定義は、ペリンダバ条約によった。

7. 第2条3項　「海洋の自由」の部分は、ペリンダバ条約によった。

8. 第3条1項(a)　ここに列記されている義務項目は、「南北共同宣言」に、研究と発展を加えたものである。

9. 第3条1項(c)　これは、他の非核兵器地帯条約にはない条項である。2000年NPT再検討会議の最終文書において、加盟国が「安全保障政策における核兵器の役割を縮小する」ことに合意したことを受けて導入した。この条項は、いわゆる「核の傘」依存の放棄を意味する。核兵器保有国の核抑止力に依存することを禁止することによって、地域の緊張緩和をいっそう促進することができる。

10. 第3条2項(a)　この条項は、他の非核兵器地帯条約においては付属議定書に含まれている消極的安全保証の規定であるが、三つの核兵器国がこの地域に有する安全保障上の関与の深さを考慮し、条約本体に包含させることとした。また、6か国協議の2005年9月19日共同声明を踏まえて、通常兵器にまで安全保証の範囲を拡大した。その理由となる論理を前文に追加されている。
　安全の保証を条約本体に入れることで、北朝鮮や日本の安心感が増加し、条約交渉へのインセンティブが増すというメリットが考えられる一方、米国が条約の成立についてより慎重になるというディメリットがあるであろう。

に依存することを完全に排除する。
(d)1945年の原子爆弾投下が都市や市民に与えた被害の実相を、現在及び将来の世代に伝達することを含め、核軍縮の緊急性に関する教育の世界的普及に努力する。

2. 近隣核兵器国の義務

近隣核兵器国は、次のことを約束する。
(a)核爆発装置によるか通常兵器によるかを問わず、北東アジア非核兵器地帯に対して武力攻撃を加えない。また、武力攻撃の威嚇を行わない。
(b)地帯内国家に対する本条1項の諸義務を尊重し、その履行の妨げとなるいかなる行為にも寄与しない。
(c)北東アジア非核兵器地帯において、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させない。
(d)核不拡散条約(NPT)第6条を含む国際合意にしたがい、核兵器完全廃棄への交渉を誠実に追求し、かつ合意を達成する。

第4条　原子力の非軍事的利用

1. 本条約のいかなる規定も、締約国が原子力を非軍事的に利用する権利を害しない。
2. 地帯内国家は、核不拡散条約(NPT)第3条に定められた保障措置の下においてのみ、原子力の非軍事的利用を行うものとする。
3. IAEAとの間に包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない地帯内国家は、本条約発効後18か月以内にこれらを締結しなければならない。

メモ

11. 第3条2項(c)　6か国協議の経過を踏まえて、寄港などの禁止を採択した。
　北東アジア非核兵器地帯に接する海域(黄海、東シナ海、日本海(東海)、太平洋)は、すべて公海を通じて不便無く接近可能である。朝鮮海峡(対馬海峡西水道)では、日本、韓国とも領海3海里、対馬海峡東水道、津軽海峡、大隅海峡、宗谷海峡(ラ・ペルーズ海峡)では日本が領海3海里を採用しているため、これらすべての海峡において公海である航路が存在する。
　草案4で採用した事前協議方式も代替案として用意しておく。これは、現在、日本政府がとっている方法であり、これをすべての地帯内国家に適用することは可能であると考えられる。日米間に事前協議を義務づけない秘密合意があるとする主張があるが、日本政府は繰り返しこれを公式に否定している。
　第3条2項(c)　近隣核兵器国が、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を地帯内国家に寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させる場合には、当該地帯内国家に事前通告し、許可を求めて協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる。
　さらに、この条項を第3条2項からはずし、他の非核兵器地帯条約と同じように、第3条1項(e)として、次のように規定する、より保守的な案も可能である。
第3条1.(e)　地帯内国家は、その主権的権利の行使において、外国の船舶あるいは航空機による寄港、着陸、領空通過、あるいは無害通行、通過通行の権利に含まれない方法での領海の一時通過を許可するか否かを自ら決定する自由をもつ。
　なお、当然のことながら、この条項が変化すれば、議定書の第3条もそれに従って変えなければならない。

4. 地帯内国家は、それぞれの国家の安定的で持続的なエネルギーの確保について、地帯内国家間の誠意を持った協力を発展させなければならない。

第5条　放射性物質の海洋投棄と空中放出

地帯内国家は、次のことを行わないことを約束する。

(a)北東アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄すること、また空中に放出すること。

(b)北東アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄、または空中に放出することを許可すること。

第6条　核施設への武力攻撃の禁止

締約国は、北東アジア非核兵器地帯内に存在する核施設に対して、いかなる方法であれ、武力攻撃を目的とする行動をとらないこと、そのような行動を支援しないこと、また奨励しないことを約束する。

第7条　北東アジア非核兵器地帯委員会の設立

本条約の履行を確保するために北東アジア非核兵器地帯条約委員会(以下、「委員会」と言う)を設立する。

(a)委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、外務大臣又はその代理によって代表され、代表代理及び随員を伴う。

(b)委員会の任務は、本条約の履行を監視し、その諸条項の遵守を確保することにある。また、そのことと関係して、必要な場合、本条約の前文に述べられた事項に関して協議を行う。

(c)委員会は、いずれかの締約国の要請によるか、あるいは第8条によって設立される執行委員会の要請により開催される。

(d)委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが達成できない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。

(e)委員会は、各会合の冒頭に議長及びその他の必要な役員を選出する。議長は、締約国の内、三つの地帯内国家から選出される。彼らの任期は、その次の会議で議長及びその

メモ

12. 第4条4項　この条項は、1992年の「南北共同宣言」においては、ウラン濃縮施設や再処理施設が禁止されていたにもかかわらず、日本はすでにそれを持っている現状からくる、エネルギー政策上の不平等をどう解決してゆくかという重要な問題に関係している。この問題の具体的解決策を盛り込むことは極めて膨大な作業を必要とし、おそらくこの条約の範囲を超える課題であると考えられる。モデル条約は、この問題に協力して取り組むことを定めた。

13. 第7条、第8条及び第9条　「北東アジア非核兵器地帯委員会」「執行委員会」に関しては、バンコク条約の関係条項を参考にした。

14. 第7条(b)　「北東アジア非核兵器地帯委員会」の任務の中に、前文に記されている地域の平和と安全保障や核兵器の世界的な廃絶への関心を含めて条約の遵守について協議することを唱った。前文には、化学兵器、生物兵器への関心も記されている。

の他の役員が新たに選出されるまでとする。

(f)委員会は、本部の所在地、委員会及び下部機関の財政、並びに運営に必要なその他の事項に関する規則及び手続きを決定する。

第8条　執行委員会の設立

1.委員会の下部機関として執行委員会を設立する。

(a)執行委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、高官一人をもってその代表とし、代表は、代表代理と随員を伴うことができる。

(b)執行委員会は、その任務の効率的な遂行に必要とされるときに開催する。

(c)執行委員会の議長には、構成員の内、委員会の議長を代表する者が就任する。締約国から執行委員会議長に宛てられたすべての提出物または通報は、他の執行委員会構成員に配布される。

(d)執行委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが成立しない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。

2. 執行委員会の任務は次の通りとする。

(a)第9条に掲げる本条約遵守を検証する管理制度の適切な運用を確保すること。

(b)第9条2項(b)に掲げる「説明の要請」あるいは「事実調査団に関する要請」があった場合、それについて検討しかつ決定すること。

(c)本条約の「管理制度に関する付属書」にしたがって、事実調査団を設置すること。

(d)事実調査団の調査結果について検討しかつ決定して、委員会に報告すること。

(e)適切かつ必要な場合に、委員会に対して委員会会合の招集を要請すること。

(f)委員会からしかるべく授権を得た後、委員会のために、IAEAその他の国際機関との間で協定を締結すること。

(g)委員会の委任するその他の任務を遂行すること。

第9条　管理制度の確立

1. 本条約に基づく締約国の義務遵守を検証するために管理制度を確立する。

2. 管理制度は、以下のものからなる。

(a)第4条3項に規定するIAEAの保障措置制度

(b)本条約の「管理制度に関する付属書」に規定された諸制度。それには、本条約の履行に影響すると考えられる事態に関する情報の報告と情報交換、本条約の遵守に関する疑念が生じたときにおける説明の要請、本条約の遵守に関する疑念が生じた事態を究明しかつ解決するための事実調査団に関する要請、執行委員会が違反を認定したときの改善措置、その他必要な事項が規定される。

メモ

15. 第7条(e)　「北東アジア非核兵器地帯委員会」の議長を締約国の中の地帯内国家から選ぶことによって、地帯内国家が運営の中心を担うべきものであることを示した。

16. 第8条2項(c)及び第9条2項(b)　「管理制度に関する付属書」の案は、未完である。

17. 第9条2項(b)　第7条(b)において、前文に書かれた内容も委員会の協議の対象となったことに関連して、この条項における「情報の報告と情報交換」には、前文の内容に関わる事項も含まれる。

第10条　署名、批准、寄託及び発効

1. 本条約は、中華人民共和国、アメリカ合衆国、ロシア連邦、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国による署名のために開放される。
2. 本条約は、署名国の憲法上の手続きにしたがって批准されなければならない。批准書はここに寄託国として指定される●●に寄託される。
3. 本条約は、すべての地帯内国家と少なくとも二つの近隣核兵器国が批准書を寄託した日に発効する。

第11条　留保の禁止

本条約には留保を付してはならない。

第12条　条約の改正

1. すべての締約国は、「管理制度に関する付属書」を含む本条約及びその議定書の改正を提案することができる。改正案は、執行委員会に提出され、執行委員会は改正案を討議するための委員会の会合を招集するよう速やかに委員会に要請するものとする。改正のための委員会はすべての締約国の出席をもって成立し、改正案の採択は、コンセンサスの決定によって行われる。
2. 採択された改正は、寄託国が締約国の5か国以上の受託書を受領した日から30日で発効する。

第13条　再検討会議

本条約の発効後10年に、本条約の運用を検討するため委員会の会合を開催する。委員会を構成する締約国すべてのコンセンサスがあれば、その後同一の目的を持った再検討会議を随時開催することができる。

第14条　紛争の解決

本条約の規定に起因するいかなる紛争も、紛争当事国である締約国の合意する平和的手段によって解決するものとする。紛争当事国が交渉、仲介、審査、調停などの平和的手段によって1か月以内に解決に達することができない場合には、いずれの紛争当事国も、他の紛争当事国の事前の同意を得て、当該紛争を仲裁裁判または国際司法裁判所に付託するものとする。

第15条　有効期間

本条約は無期限に効力を有する。

メモ

18. 第10条3項　発効の要件として、3つの地帯内国家の参加を掲げた。本条約のもっとも重要な義務を負う国だからである。米国だけが批准しないまま条約が発効する場面が想定されるが、そのときでも、すでに米国も署名している状況における規範的効果が期待できることと、国際圧力をかけて米国に批准を促すのにも、条約が発効した状況が有利であると考えられる。

19. 第11条、12条、13条、第14条及び第15条　「留保の禁止」「条約の改正」「再検討会議」「紛争解決」「有効期間」に関しては、バンコク条約を参考にした。脱退規定については今後の課題として、今回の草案には含めなかった。

20. 議定書　議定書に関しては、バンコク条約を参考にし、それを簡略化した。

北東アジア非核兵器地帯条約に対するモデル議定書(案)(草案5)

本議定書締約国は、

核兵器の全面的禁止と完全廃棄の達成に向けた努力に貢献し、それによって北東アジアを含む国際の平和と安全を確保することを希望し、●年●月●日に○○において署名された北東アジア非核兵器地帯条約に留意して、

次のとおり協定した。

第1条　北東アジア非核兵器地帯条約の尊重

議定書締約国は、北東アジア非核兵器地帯条約(以下「条約」という)を尊重し、条約締約国による条約への違反または議定書締約国による本議定書への違反となるいかなる行為にも寄与しないことを約束する。

第2条　安全の保証

議定書締約国は、核爆発装置によるか通常兵器によるかを問わず、北東アジア非核兵器地帯に対して武力攻撃を加えない。また、武力攻撃の威嚇を行わないことを約束する。

第3条　寄港と通過

議定書締約国は、北東アジア非核兵器地帯において、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させない。

第4条　署名、批准、発効

1. 本議定書は、フランス共和国とグレートブリテン・北アイルランド連合王国による署名のために開放される。
2. 本議定書は批准されなければならない。批准書は条約寄託国に寄託される。
3. 本議定書は、各議定書締約国が批准書を寄託した日に発効する。

資料 3－16　沖縄海兵隊グアム移転に関する日米協定

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(抜粋)

2009年2月17日署名
2009年5月19日効力発生

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
(略)
2006年5月1日の日米安全保障協議委員会の会合において、関係閣僚が、安全保障協議委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)に記載された再編案の実施が同盟関係における協力において新たな段階をもたらすものであり、かつ、沖縄県を含む地域社会の負担を軽減し、もって安全保障上の同盟関係に対する国民の支持を高める基礎を提供するものであると認識したことを想起し、

グアムが合衆国海兵隊部隊の前方での駐留のために重要であって、その駐留がアジア太平洋地域における安全保障についての合衆国の約束に保証を与え、かつ、この地域における抑止力を強化するものであると両政府が認識していることを強調し、(略)
次のとおり協定した。

第1条　日本国政府は、第9条1の規定に従い、アメリカ合衆国政府に対し、第3海兵機動展開部隊の要員約8000人及びその家族約9000人の沖縄からグアムへの移転(以下「移転」という。)のための費用の一部として、合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドルの額を限度として資金の提供を行う。
2 (略)

第2条　アメリカ合衆国政府は、第9条2の規定に従い、グアムにおける施設及び基盤を整備する同政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとる。

第3条　移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかっている。日本国政府は、アメリカ合衆国政府との緊密な協力により、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設を完成する意図を有する。

第4条　アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムにおける施設及び基盤を整備する移転のための事業にのみ使用する。

第5条(略)
第6条(略)

第7条　(a) (略)
(b)アメリカ合衆国政府は、日本国政府が資金の提供を行う合衆国財務省勘定を維持する。アメリカ合衆国政府は、当該勘定の下に日本国の各会計年度において日本国が提供する資金のための小勘定を開設し、及び維持する。

2 (略)、3 (略)

第8条　アメリカ合衆国政府は、同政府が日本国の提供した資金が拠出された施設及び基盤に重大な影響を与えるおそれのある変更を検討する場合には、日本国政府と協議を行い、かつ、日本国の懸念を十分に考慮に入れて適切な措置をとる。

第9条　第1条1に規定する日本国の資金の提供は、第2条に規定する措置においてアメリカ合衆国政府による資金の拠出があることを条件とする。
2　第2条に規定する合衆国の措置は、(1)移転のための資金が利用可能であること、(2)ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること及び(3)ロードマップに記載された日本国の資金面での貢献があることを条件とする。

第10条　両政府は、この協定の実施に関して相互に協議する。

第11条　この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。
(後略)

(強調はピースデポ)

www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_43.html

資料 3－17　宇宙基本法

宇宙基本法(抜粋)

2008年5月28日公布
2008年8月27日施行

第1章　総則
(目的)
第1条　この法律は、科学技術の進展その他の内外の諸情勢の変化に伴い、宇宙の開発及び利用(以下「宇宙開発利用」という。)の重要性が増大していることにかんがみ、日本国憲法の平和主義の理念を踏まえ、環境との調和に配慮しつつ、我が国において宇宙開発利用の果たす役割を拡大するため、宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置すること等により、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与するとともに、世界の平和及び人類の福祉の向上に貢献することを目的とする。

(宇宙の平和的利用)
第2条　宇宙開発利用は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約等の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする。

(国民生活の向上等)

第3条　宇宙開発利用は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成、災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資するよう行われなければならない。

（産業の振興）

第4条　宇宙開発利用は、（略）我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化をもたらし、もって我が国産業の振興に資するよう行われなければならない。

第5条（略）

（国際協力等）

第6条　宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する国際協力、宇宙開発利用に関する外交等を積極的に推進することにより、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益の増進に資するよう行われなければならない。

第7条～12条（略）

第2章　基本的施策

第13条（略）

（国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障）

第14条　国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

第15条～第18条（略）

（国際協力の推進等）

第19条　国は、宇宙開発利用の分野において、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益を増進するため、宇宙開発利用に関し、研究開発のための国際的な連携、国際的な技術協力その他の国際協力を推進するとともに、我が国の宇宙開発利用に対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

第20条～第23条（略）

第3章　宇宙基本計画

第24条　宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画（以下「宇宙基本計画」という。）を作成しなければならない。

第4章　宇宙開発戦略本部

（設置）

第25条　宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、宇宙開発戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

第26条～第34条（略）

第5章　宇宙活動に関する法制の整備

第35条　政府は、（略）必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。

2　前項の法制の整備は、国際社会における我が国の利益の増進及び民間における宇宙開発利用の推進に資するよう行われるものとする。

附　則　**第1条～第4条**（略）

http://law.e-gov.go.jp/announce/H20HO043.html

資料 3－18　海賊行為の処罰・対処に関する法律

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（抜粋）

2009年6月24日公布
2009年7月24日施行

（目的）

第1条　この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

第2条～第4条（略）

（海上保安庁による海賊行為への対処）

第5条　海賊行為への対処は、この法律、海上保安庁法（昭和23年法律第28号）その他の法令の定めるところにより、海上保安庁がこれに必要な措置を実施するものとする。

2　前項の規定は、海上保安庁法第5条第十七号に規定する警察行政庁が関係法令の規定により海賊行為への対処に必要な措置を実施する権限を妨げるものと解してはならない。

第6条　海上保安官又は海上保安官補は、海上保安庁法第20条第1項において準用する警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第7条の規定により武器を使用する場合のほか、現に行われている第3条第3項の罪に当たる海賊行為（第2条第六号に係るものに限る。）の制止に当たり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させ

るために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。

（海賊対処行動）

第7条　防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において海賊行為に対処するため必要な行動をとることを命ずることができる。この場合においては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第82条の規定は、適用しない。

2　防衛大臣は、前項の承認を受けようとするときは、関係行政機関の長と協議して、次に掲げる事項について定めた対処要項を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、現に行われている海賊行為に対処するために急を要するときは、必要となる行動の概要を内閣総理大臣に通知すれば足りる。

一　前項の行動（以下「海賊対処行動」という。）の必要性

二　海賊対処行動を行う海上の区域

三　海賊対処行動を命ずる自衛隊の部隊の規模及び構成並びに装備並びに期間

四　その他海賊対処行動に関する重要事項

3　内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一　第1項の承認をしたときその旨及び前項各号に掲げる事項

二　海賊対処行動が終了したときその結果

第8条～第13条（略）

附則（略）

資料 3－19　広島・長崎の2009年平和宣言

■広島平和宣言

人類絶滅兵器・原子爆弾が広島市民の上に投下されてから64年、どんな言葉を使っても言い尽せない被爆者の苦しみは今でも続いています。64年前の放射線が未だに身体を蝕み、64年前の記憶が昨日のことのように蘇り続けるからです。

幸いなことに、被爆体験の重みは法的にも支えられています。原爆の人体への影響が未だに解明されていない事実を謙虚に受け止めた勇気ある司法判断がその好例です。日本国政府は、「黒い雨降雨地域」や海外の被爆者も含め高齢化した被爆者の実態に即した援護策を充実すると共に、今こそ省庁の壁を取り払い、「こんな思いを他の誰にもさせてはならぬ」という被爆者たちの悲願を実現するため、2020年までの核兵器廃絶運動の旗手として世界をリードすべきです。

今年4月には米国のオバマ大統領がプラハで、「核兵器を使った唯一の国として」、「核兵器のない世界」実現のために努力する「道義的責任」があることを明言しました。核兵器の廃絶は、被爆者のみならず世界の大多数の市民並びに国々の声であり、その声にオバマ大統領が耳を傾けたことは、「廃絶されることにしか意味のない核兵器」の位置付けを確固たるものにしました。

それに応えて私たちには、オバマ大統領を支持し、核兵器廃絶のために活動する責任があります。この点を強調するため、世界の多数派である私たち自身を「オバマジョリティー」と呼び、力を合せて2020年までに核兵器の廃絶を実現しようと世界に呼び掛けます。その思いは、世界的評価が益々高まる日本国憲法に凝縮されています。

全世界からの加盟都市が3,000を超えた平和市長会議では、「2020ビジョン」を具体化した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を、来年のNPT再検討会議で採択して貰うため全力疾走しています。採択後の筋書は、核実験を強行した北朝鮮等、全ての国における核兵器取得・配備の即時停止、核保有国・疑惑国等の首脳の被爆地訪問、国連軍縮特別総会の早期開催、2015年までの核兵器禁止条約締結を目指す交渉開始、そして、2020年までの全ての核兵器廃絶を想定しています。明日から長崎市で開かれる平和市長会議の総会で、さらに詳細な計画を策定します。

2020年が大切なのは、一人でも多くの被爆者と共に核兵器の廃絶される日を迎えたいからですし、また私たちの世代が核兵器を廃絶しなければ、次の世代への最低限の責任さえ果したことにはならないからです。

核兵器廃絶を視野に入れ積極的な活動を始めたグローバル・ゼロや核不拡散・核軍縮に関する国際委員会等、世界的影響力を持つ人々にも、2020年を目指す輪に加わって頂きたいと願っています。

対人地雷の禁止、グラミン銀行による貧困からの解放、温暖化の防止等、大多数の世界市民の意思を尊重し市民の力で問題を解決する地球規模の民主主義が今、正に発芽しつつあります。その芽を伸ばし、さらに大きな問題を解決するためには、国連の中にこれら市民の声が直接届く仕組みを創る必要があります。例えば、これまで戦争等の大きな悲劇を体験してきた都市100、そして、人口の多い都市100、計200都市からなる国連の下院を創設し、現在の国連総会を上院とすることも一案です。

被爆64周年の平和記念式典に当り、私たちは原爆犠牲者の御霊に心から哀悼の誠を捧げ、長崎市と共に、また世界の多数派の市民そして国々と共に、核兵器のない世界実現のため渾身の力を振り絞ることをここに誓います。

最後に、英語で世界に呼び掛けます。

We have the power. We have the responsibility. And we are the Obamajority. Together, we can abolish nuclear weapons. Yes, we can.

2009年(平成21年)8月6日
広島市長　秋　葉　忠　利

(注)英語部分の訳:私たちには力があります。私たちには責任があります。そして、私たちはオバマジョリティーです。力を合せれば核兵器は廃絶できます。絶対にできます。

www.pcf.city.hiroshima.jp/declaration/Japanese/index.html

■長崎平和宣言

今、私たち人間の前にはふたつの道があります。

ひとつは、「核兵器のない世界」への道であり、もうひとつは、64年前の広島と長崎の破壊をくりかえす滅亡の道です。

今年4月、チェコのプラハで、アメリカのバラク・オバマ大統領が「核兵器のない世界」を目指すと明言しました。ロシアと戦略兵器削減条約(START)の交渉を再開し、空も、海も、地下も、宇宙空間でも、核実験をすべて禁止する「包括的核実験禁止条約」(CTBT)の批准を進め、核兵器に必要な高濃縮ウランやプルトニウムの生産を禁止する条約の締結に努めるなど、具体的な道筋を示したのです。「核兵器を使用した唯一の核保有国として行動する道義的な責任がある」という強い決意に、被爆地でも感動がひろがりました。

核超大国アメリカが、核兵器廃絶に向けてようやく一歩踏み出した歴史的な瞬間でした。

しかし、翌5月には、国連安全保障理事会の決議に違反して、北朝鮮が2回目の核実験を強行しました。世界が核抑止力に頼り、核兵器が存在するかぎり、こうした危険な国家やテロリストが現れる可能性はなくなりません。北朝鮮の核兵器を国際社会は断固として廃棄させるとともに、核保有5カ国は、自らの核兵器の削減も進めるべきです。アメリカとロシアはもちろん、イギリス、フランス、中国も、核不拡散条約(NPT)の核軍縮の責務を誠実に果たすべきです。

さらに徹底して廃絶を進めるために、昨年、潘基文国連事務総長が積極的な協議を訴えた「核兵器禁止条約」(NWC)への取り組みを求めます。インドやパキスタン、北朝鮮はもちろん、核兵器を保有するといわれるイスラエルや、核開発疑惑のイランにも参加を求め、核兵器を完全に廃棄させるのです。

日本政府はプラハ演説を支持し、被爆国として、国際社会を導く役割を果たさなければなりません。また、憲法の不戦と平和の理念を国際社会に広げ、非核三原則をゆるぎない立場とするための法制化と、北朝鮮を組み込んだ「北東アジア非核兵器地帯」の実現の方策に着手すべきです。

オバマ大統領、メドベージェフ・ロシア大統領、ブラウン・イギリス首相、サルコジ・フランス大統領、胡錦濤・中国国家主席、さらに、シン・インド首相、ザルダリ・パキスタン大統領、金正日・北朝鮮総書記、ネタニヤフ・イスラエル首相、アフマディネジャド・イラン大統領、そしてすべての世界の指導者に呼びかけます。

被爆地・長崎へ来てください。

原爆資料館を訪れ、今も多くの遺骨が埋もれている被爆の跡地に立ってみてください。1945年8月9日11時2分の長崎。強力な放射線と、数千度もの熱線と、猛烈な爆風で破壊され、凄まじい炎に焼き尽くされた廃墟の静寂。7万4千人の死者の沈黙の叫び。7万5千人もの負傷者の呻き。犠牲者の無念の思いに、だれもが心ふるえるでしょう。

かろうじて生き残った被爆者にも、みなさんは出会うはずです。高齢となった今も、放射線の後障害に苦しみながら、自らの経験を語り伝えようとする彼らの声を聞くでしょう。被爆の経験は共有できなくても、核兵器廃絶を目指す意識は共有できると信じて活動する若い世代の熱意にも心うごかされることでしょう。

今、長崎では「平和市長会議」を開催しています。来年2月には国内外のNGOが集まり、「核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」も開催します。来年の核不拡散条約再検討会議に向けて、市民とNGOと都市が結束を強めていこうとしています。

長崎市民は、オバマ大統領に、被爆地・長崎の訪問を求める署名活動に取り組んでいます。歴史をつくる主役は、私たちひとりひとりです。指導者や政府だけに任せておいてはいけません。

世界のみなさん、今こそ、それぞれの場所で、それぞれの暮らしの中で、プラハ演説への支持を表明する取り組みを始め、「核兵器のない世界」への道を共に歩んでいこうではありませんか。

原子爆弾が投下されて64年の歳月が流れました。被爆者は高齢化しています。被爆者救済の立場から、実態に即した援護を急ぐように、あらためて日本政府に要望します。

原子爆弾で亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りし、核兵器廃絶のための努力を誓い、ここに宣言します。

2009年(平成21年)8月9日
長崎市長　田　上　富　久

www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/peace/japanese/appeal/

索引

<凡例>
・「特」は特別記事を指す。
・「デ」はデータシートを指す。
・「自」は第４章（市民と自治体にできること）を指す。
・太字は主に扱われている記事。

[ア行]
アイルランド　B10
厚木　E11、デ8、デ13
アフガニスタン　特2、B7、C6、デ4
アフリカ非核兵器地帯条約　B7、デ2
イギリス　A1、A5、A6、B1、B6、D9、E2、デ3
イスラエル　A6、A8、B7、D2、E2、デ3
イタリア　A1、A4、B10、E2、デ3
イラク　B10、C6、D9、デ4
イラク特措法　D9
イラン　特1、A4、A8、B1、B6、B7、C5
岩国　E11、E12、デ8、デ13
インド　特1、A6、A8、B5、B7、D2、E2、デ3、デ4
ウズベキスタン　B7、デ4
宇宙基本法　D4
宇宙空間における軍備競争禁止(PAROS)　A7、B11
宇宙条約　B2、B11
衛星撃墜実験　B11
エジプト　B1、B7
欧州連合(EU)　A1
オーストラリア　A8、E7、デ3、デ4
沖縄　D6、D7、E9、E10、E11、デ5、デ7、デ8、デ11、デ12、デ13
オバマ大統領　特1、特2、A2、A3、A5、B1、B6
オバマ・バイデン・アジェンダ　A2、B11、C1
オランダ　A4、B10、デ3

[カ行]
海賊対処法　D8
核安全保障に関する世界サミット　A2
核供給国グループ(NSG)　特2、B5
核軍縮国連決議(日本)　D1、D2
核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)　特1、A6、E3、E4
核軍縮・不拡散サミット(国連)　A5、C5、D2
核先行不使用　A1、A8
核態勢見直し(NPR)　A3、B11、C1
拡大抑止　特1、D1、E3
核燃料サイクル　A9、D10、デ17
核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)　特1、A8、A9、D1、E1、E7
核不拡散条約(NPT)　特1、特2、A4、A5、A6、A7、A8、B1、B5、B7、D1、D2、E1、E3、E4、デ17、自
核分担(ニュークリア・シェアリング)　A1、A4、デ3
核兵器禁止条約(NWC)　特1、特2、A6、E3、E7、デ17
「核兵器なき世界」(「核兵器のない世界」)　特1、A1、A2、A4、B1、C1、D2、E2、自
核持ち込み密約　D1
カナダ　特2、B10、E2、デ3
韓国　B3、B4、E2、E4、E5、デ3、デ4
北大西洋条約機構(NATO)　A1、A2、A4、B10、C3、C5、デ3
北朝鮮　A6、A8、B2、B3、B4、C5、D1、D2、D3、D4、E4、E5、デ3
キッシンジャーらの核廃絶提言　特2、A1、A2、A9
9条世界会議　E8
キューバ　B1
ギリシャ　A4
キルギス　B7、デ4
グアム　D6、D7、E9、デ4、デ8
クウェート　B10
クラスター弾　B9
グルジア　B9、C3
グローバル・ゼロ　特1、A9
原子力艦　D6、デ7
原爆症　E6
国際原子力機関(IAEA)　A6、B5、B6、B7、B10
国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見　特2、A6
コスタリカ　特1、A6、B8、B10
小松　E11、デ8、デ13

[サ行]
佐世保　D6、デ7、デ9、デ11
座間　デ8
集団的自衛権　D3
ジュネーブ軍縮会議(CD)　特1、特2、A7、B11、自
寿命延長計画(LEP、米)　C1
消極的安全保証(NSA)　A5、A7、A8、B7、D1、E5
新アジェンダ連合(NAC)　特1、D2
シンガポール　デ4
スペイン　B10
セルビア　B10
戦術核撤去　A1、A4
戦略兵器削減条約(START)の後継条約　特1、A2、A3、A5、C1、C2、C3

[タ行]
対衛星(ASAT)兵器　B11
対弾道ミサイル(ABM)制限条約　A1
チェコ共和国　C2、デ4
中央アジア非核兵器地帯条約　B7、デ2
中堅国家構想(MPI)　特1、特2、E3
中国　A5、B2、B3、B4、B6、B7、B11、C4、D6、E2、デ3
テロ対策特措法　デ9
ドイツ　A1、A4、B6、B10、E2、デ3、デ4
東南アジア非核兵器地帯条約　デ2
トライデント・システム　A1
トルコ　A4、デ3

[ナ行]
長崎　E1、E2、E6、自
南極条約　デ2
日本非核宣言自治体協議会　E2、デ15、デ17、自
ニュージーランド　B10
ノルウェー　A4

[ハ行]
爆音訴訟　E11、E12
パキスタン　特1、A6、A7、A8、B7、D2、E2、デ3
潘基文国連事務総長　A5、A6、B4、E3
非核三原則　特1、デ17
非核兵器地帯(NWFZ)　A6、B7、D2、E4、E5、デ2
非同盟諸国(NAM)　B1
広島　E1、E2、E6、E7、自
ヒロシマ・ナガサキ議定書　特1、E1、自
フィリピン　デ4
フランス　A1、A5、A6、B1、B5、B6、B7、C5、E2、デ3
ブルガリア　デ4
米印原子力協定　特1、A7、B5
兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)　A2、A6、A7、C5、D1、D2
米軍再編　D7、E9、E11、E12、デ4、デ8
平和市長会議　特1、特2、A9、E1、デ16、自
ベルギー　A4、B10、デ3
包括的核実験禁止条約(CTBT)　特1、A2、A5、A6、B4、B7、C4、C5、D1、D2、デ1、デ17
ポーランド　A4、C2、デ4
北東アジア非核兵器地帯　特1、C4、D3、E2、E4、E5、デ2、自

[マ行]
マレーシア　特1、A6
ミサイル防衛(MD)　A1、A3、A5、B2、B11、C2、C3、D2、D3、D4、デ5、デ6、デ8
三沢　デ8
南太平洋非核兵器地帯条約　デ2
民主党(日本)　特1、D1、D4、E3、E4、E5、E9、デ14、自
モスクワ条約(SORT)　A3
モンゴル　デ2

[ヤ行]
「唯一の目的」　A8
横須賀　D5、D6、デ5、デ6、デ7、デ9、デ13

横田　E11、デ5、デ8、デ11
4年ごとの国防見直し(QDR)　B11、D7

[ラ行]
ラテン・アメリカおよびカリブ地域における
　核兵器禁止条約　デ2
リビア　B7
ルーマニア　デ4
ルクセンブルク　A4
劣化ウラン(DU)　B10
列国議会同盟(IPU)　A6
ロシア　特1、特2、A1、A3、A4、A5、A6、
　A8、A9、B1、B2、B3、B5、B6、B7、
　B9、B11、C1、C2、C3、E2、デ3
6か国協議　特1、B2、B3、B4、B5
六ヶ所村　D10

[アルファベット]
ABM　A1
ASAT　B11
CD　特1、特2、A7、B11、自
CTBT　特1、A2、A5、A6、B4、B7、C4、
　C5、D1、D2、デ1、デ17
DU　B10
FMCT　A2、A6、A7、C5、D1、D2
IAEA　A6、B5、B6、B7、B10
ICJ　特2、A6
ICNND　特1、A8、A9、D1、E1、E7
IPU　A6
LEP　C1
MD　A1、A3、A5、B2、B11、C2、C3、
　D2、D3、D4、デ5、デ6、デ8
MPI　特1、特2、E3
NAC　特1、D2
NAM　B1
NATO　A1、A2、A4、B10、C3、C5、デ3
NCND政策　特1、E5
NPR　A3、B11、C1
NPT　特1、特2、A4、A5、A6、A7、A8、
　B1、B5、B7、D1、D2、E1、E3、E4、デ
　17、自
NSA　A5、A7、A8、B7、D1、E5
NSG　特2、B5
NWC　特1、特2、A6、E3、E7、デ17
PAC3　D3、デ5
PAROS　A7、B11
PNND　特1、A6、E3、E4
QDR　B11、D7
SM3　A3、B11、C2、D3、デ5
SORT　A3
START　特1、A2、A3、A5、C1、C2、C3

NPO法人
市民の手による平和のためのシンクタンク
ピースデポ
平和資料協同組合

ピースデポは、軍事力によらない安全保障体制の構築をめざし、一次情報にもとづく正確で価値ある情報・分析・視点を提供している、平和問題に関するシンクタンクです。政策立案、市民活動、平和教育などをバックアップします。
世界各国のNGO（非政府組織）と密接に連携しながら活動しています。

☆ 15年に及ぶ情報誌「核兵器・核実験モニター」（月2回）の刊行は、各界から高い評価を受けています。

☆ この情報誌の発行のほか、次のような活動をしています。
- イアブック「核軍縮・平和―市民と自治体のために」
- 各種セミナー、研究会、ワークショップ、海外NGO行事への活動者派遣
- 非核宣言自治体や国会及び地方議員活動のサポート

★ ピースデポは、会の趣旨に賛同する会員の会費で運営されています。ぜひ会員になってください。また、翻訳、資料整理などのボランティアも募集中です。お気軽にご連絡ください。

NPO法人　ピースデポ
(代表：湯浅一郎)
〒223-0062　横浜市港北区日吉本町一丁目30-27-4
日吉グリューネ1F
電　話：045-563-5101
ＦＡＸ：045-563-9907
Eメール：office@peacedepot.org
ウェブ：http://www.peacedepot.org

「高文研」発行の本

（書店でお求めください。価格は本体価格です。）

●『ミサイル防衛―大いなる幻想』



デービッド・クリーガー、カラー・オン　編
梅林宏道、黒崎輝　訳
1400円
2002年　発行

★ジョゼフ・ロートブラット、リチャード・フォーク、ダグラス・ロウチ、沈丁立、李三星、梅林宏道など、東西の軍事・軍縮専門家20人が、ミサイル防衛を検証、批判する。

●『検証「核抑止論」現代の「裸の王様」』

ロバート・D・グリーン　著
梅林宏道、阿部純子　訳
1500円
2000年　発行



★核兵器の非合法性、非道徳性、非現実性を徹底的に検証し、「核抑止論」の催眠術的トリックを打ち破る、核問題の入門書。

●『少女・十四歳の原爆体験記』



橋爪文　著
1500円
2001年　発行

★女学校三年生。勤労動員先で被爆し、奇跡的に生きのびた少女は、翌日、死の街を縦断して一人わが家に向かう…。
それから半世紀、地獄を体験したトラウマをようやく克服、今なお生々しいその記憶を文字に定着した。

●『情報公開法でとらえた在日米軍』

梅林宏道　著　　2500円
1992年　発行



★在日米軍と基地の実態に迫り、米国の世界戦略の中心に組み込まれた在日米軍の全貌を多くの資料によって明らかにする。

＊このページの書籍は、ピースデポでもお取り扱いしています。

ピースデポ出版物のご案内

★ピースデポ出版物を購入ご希望の方は、事務所までご注文ください。（送料別）

TEL　045-563-5101
FAX　045-563-9907
E-mail office@peacedepot.org

【イアブック・バックナンバー】

「核軍縮・平和」は、1998年から毎年発行しています。新聞や他のメディアでは入手できない情報が満載です。
1998～2008年版もぜひお手元に!

●「核軍縮・平和2008」



梅林宏道　監修
田巻一彦　編集長
A5版289ページ
1800円
★特集：北朝鮮・イラン・インド
★特別記事
核兵器攻撃と「国民保護」／2010年に向けて／自衛隊インド洋給油の実態
★41のキーワード、36点の一次資料

●「核軍縮・平和2007」

A5版311ページ
1800円
★特集：北朝鮮の核・ミサイル実験
何が行われたのか―核実験の技術的検討／7つのキーワード
★特別記事
＜対談＞被爆者運動の50年／米インド核協力を問う
★51のキーワード、48点の一次資料

●「核軍縮・平和」2006、2005、2004
●「核軍縮と非核自治体」
1998~2002年版在庫あり。1500円

【ピースデポ・ブックレット】

『米国・核態勢見直し（NPR）』
梅林宏道　暴露部分全訳　　300円
A5版、64ページ　　2002年　発行
★ブッシュ政権の核政策を示した「核態勢見直し（Nuclear Posture Review、NPR）」の、非公開部分を含む全訳および梅林宏道による解説記事。

【情報誌】

『核兵器・核実験モニター』
梅林宏道　主筆
田巻一彦　編集長
★核軍縮、地域安全保障、国際的なNGO活動などのホットな情報、一次資料を満載。

毎月2回（1日、15日）発行。
年間購読料12,000円（学生割引あり）



イアブック「核軍縮・平和2009-10」 ―市民と自治体のために―
2010年5月15日発行　初版第1刷

監修●梅林宏道
企画・執筆●ピースデポ・イアブック刊行委員会
池田佳代 / 梅林宏道 / 嘉指信雄 / 茂垣達也 / 田巻一彦 / 塚田晋一郎 / 中村桂子 / 林　公則 /
山口　響 / 湯浅一郎※ / 吉田　遼　（※刊行委員会代表）

執筆協力●茨木　哲 / 勝田忠広 / 川崎　哲 / 杉原浩司 / 内藤雅義
編集・製作●田巻一彦(共同編集長) / 塚田晋一郎 / 中村桂子 / 湯浅一郎(共同編集長)
製作協力●梅田恵理子 / 藪　玲子 / 渡邊浩一

発行●NPO 法人ピースデポ
〒223-0062　神奈川県横浜市港北区日吉本町一丁目 30-27-4 日吉グリューネ 1F
TEL 045-563-5101　FAX 045-563-9907
E-mail office@peacedepot.org　HP www.peacedepot.org
郵便振替：00250-1-41182　加入者名：「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座：横浜銀行日吉支店（普）1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

発売元●株式会社　高文研
〒101-0064　東京都千代田区猿楽町 2-1-8
TEL 03-3295-3415　郵便振替：00160-6-18956

©Peace Depot 2010, Printed in Japan ISBN978-4-87498-440-6